

令和6年矢巾町議会定例会9月会議目次

議案目次	1
------	---

第 1 号 (9月3日)

○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条により出席した説明員	4
○職務のために出席した職員	5
○開 議	7
○議事日程の報告	7
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会議期間の決定	7
○請願・陳情の審査報告	8

6 請願第1号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための2025年度政府予算に係る意見書採択を求める請願

○報告第22号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和5年度財政健全化判断比率等の報告について	10
○質問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて	13
○質問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて	14
○議案第70号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めるについて	15
○議案第71号 岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関し議決を求めるについて	16
○議案第72号 矢巾町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	17
○議案第73号 町道路線の廃止に関し議決を求めるについて	18
○議案第74号 町道路線の認定に関し議決を求めるについて	19

○議案第 7 5 号	令和 6 年度矢巾町一般会計補正予算（第 4 号）について	2 1
○議案第 7 6 号	令和 6 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号） について	2 1
○議案第 7 7 号	令和 6 年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）につ いて	2 2
○議案第 7 8 号	令和 6 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）に ついて	2 2
○議案第 7 9 号	令和 6 年度矢巾町水道事業会計補正予算（第 1 号）について	2 2
○議案第 8 0 号	令和 6 年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について	2 2
○議案第 8 1 号	令和 5 年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について	2 5
○議案第 8 2 号	令和 5 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定に ついて	2 5
○議案第 8 3 号	令和 5 年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ いて	2 5
○議案第 8 4 号	令和 5 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ いて	2 5
○議案第 8 5 号	令和 5 年度矢巾町水道事業会計決算認定について	2 5
○議案第 8 6 号	令和 5 年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	2 5
○議案第 8 7 号	令和 5 年度矢巾町下水道事業会計決算認定について	2 5
○議案第 8 8 号	令和 5 年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分につ いて	2 5
○休 憇		2 9

第 2 号 (9月3日)

○議事日程	3 1
○本日の会議に付した事件	3 1
○出席議員	3 1
○欠席議員	3 2
○地方自治法第 121 条により出席した説明員	3 2
○職務のために出席した職員	3 2

○再開	33
○議事日程の報告	33
○議案第75号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）について	33
○議案第76号 令和6年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について	33
○議案第77号 令和6年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について	33
○議案第78号 令和6年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	33
○議案第79号 令和6年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について	33
○議案第80号 令和6年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について	33
○請願・陳情	36
6 請願第2号 現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める請願	
○発議案第3号 矢巾町議会基本条例の一部を改正する条例について	37
○散会	38

第3号（9月4日）

○議事日程	39
○本日の会議に付した事件	39
○出席議員	39
○欠席議員	39
○地方自治法第121条により出席した説明員	39
○職務のために出席した職員	40
○開議	41
○議事日程の報告	41
○一般質問	41
1 昆秀一議員	41
2 村松信一議員	81
3 谷上知子議員	102
4 小笠原佳子議員	119

○散 会 139

第 4 号 (9月5日)

○議事日程 141
○本日の会議に付した事件 141
○出席議員 141
○欠席議員 141
○地方自治法第121条により出席した説明員 141
○職務のために出席した職員 142
○開 議 143
○議事日程の報告 143
○一般質問 143
 1 高 橋 恵 議員 143
 2 藤 原 信 悅 議員 169
 3 赤 丸 秀 雄 議員 186
 4 横 澤 駿 一 議員 210
○散 会 237

第 5 号 (9月6日)

○議事日程 239
○本日の会議に付した事件 239
○出席議員 239
○欠席議員 239
○地方自治法第121条により出席した説明員 239
○職務のために出席した職員 240
○開 議 241
○議事日程の報告 241
○一般質問 241
 1 高 橋 敬 太 議員 241
 2 小 川 文 子 議員 265

3 山 本 好 章 議員	2 7 9
4 木 村 豊 議員	2 8 5
○散 会	2 9 3

第 6 号 (9月20日)

○議事日程	2 9 5
○本日の会議に付した事件	2 9 5
○出席議員	2 9 5
○欠席議員	2 9 6
○地方自治法第121条により出席した説明員	2 9 6
○職務のために出席した職員	2 9 6
○開 議	2 9 7
○議事日程の報告	2 9 7
○議案第81号 令和5年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について	2 9 7
○議案第82号 令和5年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	2 9 7
○議案第83号 令和5年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	2 9 7
○議案第84号 令和5年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	2 9 7
○議案第85号 令和5年度矢巾町水道事業会計決算認定について	2 9 7
○議案第86号 令和5年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	2 9 7
○議案第87号 令和5年度矢巾町下水道事業会計決算認定について	2 9 7
○議案第88号 令和5年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	2 9 7
○議案第89号 町道谷地線交通安全施設整備その2工事請負契約の締結について	3 0 5
○発議案第4号 議会のあり方調査検討特別委員会の設置について	3 0 8
○発議案第5号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について	3 0 9
○町長挨拶	3 1 1

○散 会 3 1 2
○署 名 3 1 3

議案目次

令和6年矢巾町議会定例会9月会議

1. 報告第22号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和5年度財政健全化判断比率等の報告について
 2. 質問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて
 3. 質問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて
 4. 議案第70号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めるについて
 5. 議案第71号 岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関し議決を求めるについて
 6. 議案第72号 矢巾町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
 7. 議案第73号 町道路線の廃止に関し議決を求めるについて
 8. 議案第74号 町道路線の認定に関し議決を求めるについて
 9. 議案第75号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）について
 10. 議案第76号 令和6年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
 11. 議案第77号 令和6年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
 12. 議案第78号 令和6年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
 13. 議案第79号 令和6年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について
 14. 議案第80号 令和6年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について
 15. 議案第81号 令和5年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について
 16. 議案第82号 令和5年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 17. 議案第83号 令和5年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 18. 議案第84号 令和5年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 19. 議案第85号 令和5年度矢巾町水道事業会計決算認定について
 20. 議案第86号 令和5年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
 21. 議案第87号 令和5年度矢巾町下水道事業会計決算認定について
 22. 議案第88号 令和5年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
 23. 請願・陳情
- 6 請願第2号 現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める請願

- 24. 発議案第3号 矢巾町議会基本条例の一部を改正する条例について
- 25. 議案第89号 町道谷地線交通安全施設整備その2工事請負契約の締結について
- 26. 発議案第4号 議会のあり方調査検討特別委員会の設置について
- 27. 発議案第5号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について

令和6年矢巾町議会定例会9月会議議事日程（第1号）

令和6年9月3日（火）午前10時00分開議

議事日程（第1号）

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会議期間の決定

第 3 請願・陳情の審査報告

6 請願第1号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための2025年度政府予算に係る意見書採択を求める請願

第 4 報告第22号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和5年度財政健全化判断比率等の報告について

第 5 諒問第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

第 6 諒問第 5 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

第 7 議案第70号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めるについて

第 8 議案第71号 岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関し議決を求めるについて

第 9 議案第72号 矢巾町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

第 10 議案第73号 町道路線の廃止に関し議決を求めるについて

第 11 議案第74号 町道路線の認定に関し議決を求めるについて

第 12 議案第75号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）について

第 13 議案第76号 令和6年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

第 14 議案第77号 令和6年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

第 15 議案第78号 令和6年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

第 16 議案第79号 令和6年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について

第 17 議案第80号 令和6年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について

第 18 議案第81号 令和5年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について

- 第19 議案第82号 令和5年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第20 議案第83号 令和5年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第21 議案第84号 令和5年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第22 議案第85号 令和5年度矢巾町水道事業会計決算認定について
- 第23 議案第86号 令和5年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第24 議案第87号 令和5年度矢巾町下水道事業会計決算認定について
- 第25 議案第88号 令和5年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	高 橋 恵	議員	2番	高 橋 敬 太	議員
3番	横 澤 駿 一	議員	4番	ササキマサヒロ	議員
5番	吉 田 喜 博	議員	6番	藤 原 信 悅	議員
7番	齊 藤 勝 浩	議員	8番	小 川 文 子	議員
9番	木 村 豊	議員	10番	小笠原 佳 子	議員
11番	山 本 好 章	議員	12番	高 橋 安 子	議員
13番	水 本 淳 一	議員	14番	村 松 信 一	議員
15番	昆 秀 一	議員	16番	赤 丸 秀 雄	議員
17番	谷 上 知 子	議員	18番	廣 田 清 実	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	高 橋 昌 造 君	副 町 長	岩 渕 和 弘 君
政 策 推 進 監 略 長 兼 未 来 戰 略 長	吉 岡 律 司 君	総 務 課 長	田 村 英 典 君
企画財政課長	花 立 孝 美 君	税 務 課 長	佐々木 智 雄 君

町民環境課長	田中館 和 昭 君	福祉課長	野 中 伸 悅 君
健康長寿課長	田 口 征 寛 君	こども家庭 課	村 松 徹 君
産業観光課長	村 井 秀 吉 君	道路住宅課長	水 沼 秀 之 君
農業委員会 事務局長	細 越 一 美 君	上下水道課長	浅 沼 亨 君
会計管理者 兼出納室長	佐々木 美 香 君	教育長	菊 池 広 親 君
学校教育課長 兼学校給食 共同調理場所長	高 橋 雅 明 君	文化スポーツ 課	高 橋 保 君
代表監査委員	高 橋 憲 康 君		

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉 田 徹 君	議会事務局長 補	千 葉 欣 江 君
主 事	渋 田 稀 結 君		

午前10時00分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから令和6年矢巾町議会定例会を再開いたします。

これより9月会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告

○議長（廣田清実議員） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

初めに、当職から議会関係報告を行います。

（議長 議会関係報告）

○議長（廣田清実議員） 次に、町長からの行政報告の申出がありますので、これを許します。

高橋町長。

（町長 行政報告）

○議長（廣田清実議員） 以上をもって諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（廣田清実議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

9番 木 村 豊 議員

10番 小笠原 佳 子 議員

11番 山 本 好 章 議員

の3名を指名します。

日程第2 会議期間の決定

○議長（廣田清実議員） 日程第2、会議期間の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本日再開の9月会議の会議期間は8月26日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日から9月20日までの18日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、9月会議の会議期間は本日から9月20日までの18日間と決定いたしました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付した会議日程案のとおりでございます。

日程第3 請願・陳情の審査報告

6 請願第1号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費
国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための20
25年度政府予算に係る意見書採択を求める請願

○議長（廣田清実議員） 日程第3、請願・陳情の審査報告を議題といたします。

教育民生常任委員会に付託しておりました6 請願第1号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための2025年度政府予算に係る意見書採択を求める請願の審査が終了した旨の報告がありましたので、これを議題といたします。

教育民生常任委員長の報告を求めます。

小川文子教育民生常任委員長。

（教育民生常任委員長 小川文子議員 登壇）

○教育民生常任委員長（小川文子議員） それでは、審査の報告が終わりましたので、朗読をして報告に代えさせていただきます。

矢巾町議会議長、廣田清実様。矢巾町議会教育民生常任委員会委員長、小川文子。

請願審査報告書。

本委員会が令和6年矢巾町議会定例会7月会議において付託を受けた請願の審査が終了したので、矢巾町議会会議規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

記。 1、付議事件名。 6 請願第1号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費
国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための2025年度政府予算に係る意見書採択を求める
請願。 請願者、盛岡市大通1丁目1番16号、岩手県教職員組合いわて盛岡支部、支部長、青
野大祐。 紹介議員、山本好章。

- 2、委員会開催年月日。令和6年8月27日火曜日。
- 3、出席委員。小川文子、水本淳一、高橋恵、横澤駿一、昆秀一。
- 4、審査経過。令和6年8月27日午後3時から、委員出席の下、6請願第1号について、参考人として岩手県教職員組合いわて盛岡支部、書記長の福士晴彦氏の出席を求め、請願趣旨の説明を受け、審議、検討を行い、慎重審議した。
- 5、審査結果。6請願第1号については、採択すべきものと決定した。
- 6、審査意見。学校現場では、教職員の育休者、病休者によるものほか、いじめ、不登校や別室登校、貧困、ヤングケアラー等複雑な家庭環境など多様化、細分化する問題に対応するため、より一層きめ細やかな指導が求められる中、教職員の人員配置は十分とは言えず、慢性的な人員不足が生じ、長時間労働の是正が進んでいない状況にある。
- 豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善が必要と考えられる。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題であり、国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられるべきである。

以上のことから、本請願の趣旨は理解できるものと判断し、採択すべきものと決定した。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、報告とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） ないと認め、これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。6請願第1号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための2025年度政府予算に係る意見書採択を求める請願を起立により採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、6 請願第1号は採択することに決定いたしました。

日程第4 報告第22号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく
令和5年度財政健全化判断比率等の報告について

○議長（廣田清実議員） 日程第4、報告第22号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律
に基づく令和5年度財政健全化判断比率等の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第22号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和
5年度財政健全化判断比率等についてご報告を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、
財政の健全化を判断する比率であります実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率
及び将来負担比率並びに資金不足比率を報告するものであります。

本町の令和5年度の決算に基づき報告する実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、
対象となる会計収支が全て黒字であることから、本比率については該当しないところであります。

また、標準財政規模に対する起債元利償還金等の割合を表す指標であります実質公債費比率
については、令和4年度より0.1ポイント減少し15.6%に、標準財政規模に対する本町が将
来負担すべき負債の割合を表す指標である将来負担比率については、令和4年度より18.9ポ
イント減少し61.0%に、公営企業の経営健全化基準となる資金不足比率については、各公営
企業会計に資金不足が発生しないことから、本比率については該当しないところであります。

なお、それぞれの比率については、健全化の基準値が設けられており、どれか一つでも基
準値以上となった場合は、一般会計では財政健全化計画を、また公営企業会計においては経
営健全化計画を定めて、様々な制限の下、財政または経営の早期健全化を図らなければなら
ないことになりますので、そのようなことにならないように、引き続き財政の健全化に努め
てまいります。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質

疑ございませんか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 今町長から報告ありました部分について、何点かご質問させていただきます。

まず、将来負担比率、今回は、5年度については61%という部分であります。3年前は97.7、2年前は79.何がしか今回61%と改善になってきております。当然350%から見ればずっと改善になってますが、これも10年ほど前は100%を優に超えているような状況であります。この部分について、このように改善に大幅になってきていますが、ここ二、三年後の状況はどのように見ているのか、それについてまず伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） ご質問にお答えいたします。

今後の状況、将来負担比率でございますが、毎年新規起債の借入れを抑制した中で財政運営をしております。できるだけ多く償還に努めているというところでございますが、今後も改善していく見込みで、今のところ、ここ数年は改善していくというふうな形で進めていくものでございます。

お答えさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 将来負担比率については改善になるという話ですが、具体的なある程度の数値は示されないということですね。

それから、実質公債費の比率なのですが、ここも3年前の15.8、15.7、今回は15.6と0.1ポイントずつ改善になっております。ここを、25%なので気にしなくてもいいとは言いつつ、なかなかこういう形の改善度合いが少ないという部分はどのように見ているのか、これについてもコメントいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えいたします。

実質公債費比率につきましては、単年度という部分もあるのですが、実際公表されているのは3か年の平均でございます。今議員からお話しいただいている実質公債費比率、0.1ポイントずつ徐々に改善してきているような状況ではあるのですが、それぞれの単年度の中身を見ますと、今年度は15.4でございまして、昨年度は16.7、さらに3年度は15.0、2年度は15.5と、各年度結構ばらつきがあるような状況でございます。そういう中での3年間平均というこ

とで、実際は改善されていても数値として表れなかつたり、逆に上がっていてもあまり高くならなかつたりというふうなことがございますが、6年度、7年度の見込みといたしましては、こちらのほうも4年度が16.7と、単年度で見れば高かったものですから、この部分がなくなるということで改善になっていく見込みで考えております。ただ、申し訳ないのですが、具体的な数字はちょっと持ち合わせていないところでございます。よろしくお願ひします。

○議長（廣田清実議員） ほかに。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） それでは、最後の質問ですが、今実質公債費の比率については3年度平均ということなので、そのような形になるということは理解しました。

それで、本町の部分でお伺いしますが、実質公債費比率とか、健全な自治体というと、ゼロとかマイナスの部分もあるとか、いろいろあるのです。本町のこの社会環境というのですか、人口とか、それから社会インフラ関係を加味すれば、当町の規模の市町村という部分においては、この辺の実質公債費比率とか将来負担比率はどの程度が望ましいと考えられるのか。考えておるのであれば、答弁お願ひします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） ただいまの赤丸議員の実質公債費比率または将来負担比率については、私も平成27年の4月から町政を担って、やはりここが一番大事なところなのです。だから、私どもとしては、それでこれから起債とか、それから将来負担比率であれば、矢巾町ではおかげさまで、特に今度の9月の中旬には、いわゆる住宅祭というののあれがあるのですが、この町税がまず増えるということで、いずれこの町税というか、今地方交付税の関係も、県内で矢巾町は本当にこの交付税のあれも少ないほうなのです。例えば町村でいえば、金ヶ崎の次に矢巾町は交付税の措置の額が少ないと。それから、財政力指数についても、今県内のほうでは上位なわけでございまして、だからこの財政指標にはいろんな指標があるのですが、ただ今のところは、赤丸議員からは、実質公債費比率と将来負担比率のお話だけなのですが、いろんなこれから財政運営に当たっては、そういうことをしっかりと見極めながら財政運営をしていきたいと、こう思っております。それから、当然町税が増えれば交付税は減らされるわけでございますので、そういうことをしっかりと総合的に勘案しながら財政運営を図っていきたいということで、だから当初将来負担比率……一番最初私がいたとき170ぐらいか。

（「一番最初は149」の声あり）

○町長（高橋昌造君） 140か。百四、五十だったのです。それを、まずみんなで、職員が力を

合わせてしっかりした財政運営をしていかなければならぬということで、今後もそういうことにしっかり意を用いて対応していきたいということです。あとは、何か、いわゆる一般会計、特別会計、企業会計も含めて、なぜこの資金不足が生じたとか、生じそうになるとか、絶対そういうことはあってはならないことなので、今後もこここのところは議会ともしっかり連携しながら指標をお示しして、できるのであれば財政力指数とか、こういうようなものも、やはりこの字のごとく財政力、この力を表す指標もあるので、これはもう県内で5本の指……今何本目ぐらいだ。

（「今町村では1位です」の声あり）

○町長（高橋昌造君） 町村では1番だそうですので、いずれそういったことにしっかり対応して考えていきますので、よろしく、ひとつお願いをいたしたいということでご理解いただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第22号を終わります。

日程第5 諒問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

○議長（廣田清実議員） 日程第5、諒問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 諒問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて提案理由の説明を申し上げます。

本町の人権擁護委員には現在8名の方々が法務大臣から3年を任期とし委嘱されており、平成13年1月から8期お務めいただいております細川榮子さんが本年12月31日をもって任期満了となりますことから、新たに矢巾町————、阿部江利子さんを人権擁護委員としてご推薦申し上げたく、ご意見を求めるものであります。

阿部江利子さんは、行政書士として見識が広い方であり、岩手県金融広報委員会金融広報アドバイザーや矢巾町の行政情報公開・個人情報保護不服審査会委員等に就任されており、

地域社会に根差した積極的な活動に取り組まれております。

人権擁護委員の任務を十分に全うするに人格、識見ともに立派な方でありますことから、何とぞご賛同賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

採決に入ります。諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、諮問第4号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第6 諒問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

○議長（廣田清実議員） 日程第6、諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 諒問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて提案理由の説明を申し上げます。

平成25年1月から4期お務めいただいております山本加代子さんが本年12月31日をもって任期満了となりますことから、新たに矢巾町————、菊池由紀さんを人権擁護委員としてご推薦申し上げたく、ご意見を求めるものであります。

菊池由紀さんは、昭和59年から平成31年まで矢巾町職員としてお勤めになられ、生きがい推進課長や福祉・子ども課長などを歴任されております。また、退職後は、公益社団法人岩手県看護協会の常務理事や保健師職能理事等に就任され、保健師職の資格と勤務経験を生かし、県民の皆さんのがんやかな暮らしに貢献されたほか、本町においても、令和2年から保健推進員としてご尽力されております。

人権擁護委員の任務を十分に全うするに人格、識見ともに立派な方でありますことから、何とぞご賛同賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

採決に入ります。諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、諮問第5号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第7 議案第70号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めるについて

○議長（廣田清実議員） 日程第7、議案第70号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求ることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第70号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求ることについて提案理由の説明を申し上げます。

教育委員会の委員として平成29年4月1日から2期お務めいただいております矢巾町――、齊藤学さんの任期が本年9月30日となっておりますことから、引き続き教育委員会の委員に任命いたしたいと存じます。

齊藤学さんにはその識見を生かした多様な角度から教育分野に関する意見を述べていただいており、特に長年民間企業で勤務した経験を生かした組織体制のご意見や、学校と地域との関わりについてのご提言をいただいております。

以上のことから、教育委員会の委員を引き続きお願いするに適任であり、人格高潔で、教育行政に関し識見を有する立派な方でありますことから、地方教育行政の組織及び運営に關

する法律第4条第2項の規定により議会の同意をお願いするものであります。

よろしくご審議の上、原案にご同意くださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

採決に入ります。議案第70号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めるについてを原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第70号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これによりまして、前日の全員協議会の秘密会の守秘義務は解かれましたので、ご報告いたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開を11時5分といたします。

午前10時52分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

日程第8 議案第71号 岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関し議決を求めるについて

○議長（廣田清実議員） 日程第8、議案第71号 岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関し議決を求めるについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第71号 岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に

関し議決を求ることについて提案理由の説明を申し上げます。

このたびの地方自治法第291条の3第1項の規定に基づく協議は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、現行の後期高齢者医療被保険者証が令和6年12月2日をもって廃止されることに伴い、岩手県後期高齢者医療広域連合規約の関係市町村が行う事務を規定する別表第1を変更するほか、関係市町村の負担金の算定に係る基準日を定めた別表第2を変更するものであり、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第71号 岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に關し議決を求ることについてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第72号 矢巾町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田清実議員） 日程第9、議案第72号 矢巾町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第72号 矢巾町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、現行の国民健康保険被保険者証が令和6年12月2日をもって廃止されることに伴い、条例において引用する国民健康保険法において、項のずれのほか、罰則に係る規定が改正されることから、所要の整備を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第72号 矢巾町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第73号 町道路線の廃止に関し議決を求めるについて

○議長（廣田清実議員） 日程第10、議案第73号 町道路線の廃止に関し議決を求めるについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第73号 町道路線の廃止に関し議決を求めるについて提案理

由の説明を申し上げます。

説明を申し上げる前に、皆さんのお手元にあらかじめお配りしております道路の廃止に伴う必要事項という別紙と図面が入っておりますので、それをご参照していただきながら説明をさせていただきます。

ご提案申し上げております主な町道路線の廃止については、矢巾町大字藤沢地内の藤沢第2地区の宅地開発に伴う路線の廃止及び現況との精査に伴う3路線、全長1,365.8メートルについて路線を廃止するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第73号 町道路線の廃止に関し議決を求めるについてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第74号 町道路線の認定に関し議決を求めるについて

○議長（廣田清実議員） 日程第11、議案第74号 町道路線の認定に関し議決を求めるについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第74号 町道路線の認定に関し議決を求めるについて提案理

由の説明を申し上げます。

今回は認定なのですが、先ほどの廃止のときもお話ししたのですが、お手元の道路の認定に伴う必要事項、ここ別紙のところにございますので、これをご参照しながらお願ひをいたします。

ご提案を申し上げております町道路線の認定については、主に矢巾町大字藤沢地内の藤沢第2地区の宅地開発に伴い整備される11路線、全長2,138.3メートルについて路線を認定するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願ひを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 確認ですが、今回宅地造成に伴ってこの町道という形の部分になるかと思います。確認は、当然売り出す前に電柱、電力さんもあるし、NTTもあるでしょうが、電力については建った形の中で販売するのか、その辺は業者さんと確認し、なおかつその建つ位置は町道ではなく民地という形の確認を取っているかどうかの確認です。よろしくお願ひします。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） ただいまのご質問にお答えいたします。

電柱の位置につきましては、原則、今の民地のほうに建てるようにはなってございますが、現在の道路認定図のほうのところと電力さんのほうと、直接は確認はしてはございません。以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） まず、道路認定のことなので、よろしくお願ひいたします。

他に質疑ございませんか。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） 藤沢遺跡がこの住宅地の南側にありますけれども、これにぶつかる町道は廃止になることはありますか。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

今回の認定、廃止に関しましては、該当はございません。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） この中の地図の10番、藤沢2号線ですけれども、これ半分は、半分というか、それ合わせて全長で廃止になっていたのですけれども、これが復活するということなのでしょうか。半分だけ廃止すればよかつたような気がするのですけれども、そこら辺お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

そちらにつきましては、道路法におきまして、起点、終点が変わる場合は廃止して再度認定すると定められておりますので、今回廃止して認定するものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

他に質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第74号 町道路線の認定に関し議決を求ることについてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第75号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）について

日程第13 議案第76号 令和6年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第14 議案第77号 令和6年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算
(第1号)について

日程第15 議案第78号 令和6年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号)について

日程第16 議案第79号 令和6年度矢巾町水道事業会計補正予算(第1号)
について

日程第17 議案第80号 令和6年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第2号)
について

○議長（廣田清実議員） お諮りいたします。日程第12、議案第75号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算(第4号)について、日程第13、議案第76号 令和6年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、日程第14、議案第77号 令和6年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、日程第15、議案第78号 令和6年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、日程第16、議案第79号 令和6年度矢巾町水道事業会計補正予算(第1号)について、日程第17、議案第80号 令和6年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第2号)について、この補正予算6議案は関連がありますので、会議規則37条の規定により一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、日程第12、議案第75号から日程第17、議案第80号までの補正予算6議案については、一括上程することに決定いたしました。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ただいま一括上程されました6会計の令和6年度補正予算につきましてご説明を申し上げます。

議案第75号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算(第4号)について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、15款県支出金の岩手県企業局クリーンエネルギー導入支援事業費補助金及び参議院議員補欠選挙委託金を新設補正し、14款国庫支出金のデジタル基盤改革支援補助金、18款繰入金の介護保険事業特別会計繰入金、19款繰越金の前年度歳計繰越金を

増額補正し、10款地方交付税の普通交付税を減額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、2款総務費の参議院議員補欠選挙費を新設補正し、2款総務費の財政調整基金積立事業及び情報システム標準化・共通化事業、3款民生費の岩手県後期高齢者医療広域連合運営事業、4款衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、8款土木費の道路維持管理事業及び除雪事業を増額補正し、3款民生費の介護保険事業特別会計繰出事業及び私立保育園等整備費補助事業を減額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億5,726万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126億4,261万5,000円とするものであります。

続きまして、議案第76号 令和6年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。主な歳入につきましては、3款国庫支出金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金を新設補正し、6款繰入金の事務費等繰入金、7款繰越金の前年度歳計繰越金を増額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、4款保健事業費の特定健康診査特定保健指導事業、5款基金積立金の財政調整基金積立事業、7款諸支出金の一般会計繰出金を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,051万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億8,044万1,000円とするものであります。

続きまして、議案第77号 令和6年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。主な歳入につきましては、5款支払基金交付金の過年度分介護給付費交付金及び9款繰越金の前年度歳計繰越金を増額補正し、8款繰入金の事務費等繰入金を減額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、2款保険給付費の居宅介護サービス費給付事業及び施設介護サービス費給付事業、4款基金積立金の介護給付費準備基金積立事業、6款諸支出金の償還金及び一般会計繰出金を増額補正し、1款総務費の介護保険一般管理事業を減額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,924万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億3,666万5,000円とするものであります。

続きまして、議案第78号 令和6年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。主な歳入につきましては、令和5年度の決算が確定したことによる同年度の剰余金として4款繰越金の前年度歳計繰越金を増額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、2款広域連合納付金の後期高齢者医療広域連合納付金及

び3款諸支出金の一般会計繰出金を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ346万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,580万9,000円とするものであります。

続きまして、議案第79号 令和6年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。補正の内容ですが、収益的収入及び支出のうち、収入の第1款水道事業収益の営業収益を165万円増額補正して、総額を8億7,873万8,000円とし、支出の第1款水道事業費用の営業費用を1,567万4,000円増額補正して、総額を7億5,872万8,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち、支出の第1款資本的支出の建設改良費を10万5,000円増額補正して、総額を7億4,866万7,000円とするものであります。

続きまして、議案第80号 令和6年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。補正の内容ですが、収益的収入及び支出のうち、支出の第1款公共下水道事業費用の営業費用を364万4,000円増額補正して、総額を7億9,131万7,000円とするものであります。

なお、それぞれの会計の詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第75号から議案第80号までの補正予算6議案については、会議規則39条の規定により、予算決算常任委員会に付託することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

ただいま予算決算常任委員会に付託した補正予算6議案については、本日開催される予算決算常任委員会において審議を行い、本日の予算決算常任委員会後に行われる本会議前までに報告書を当職のもとに提出するようお願いいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、補正予算6議案については、予算決算常任委員会において審査を終了し、当職のもとに報告書を提出するようお願いいたします。

日程第18 議案第81号 令和5年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第19 議案第82号 令和5年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第20 議案第83号 令和5年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第21 議案第84号 令和5年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第22 議案第85号 令和5年度矢巾町水道事業会計決算認定について

日程第23 議案第86号 令和5年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第24 議案第87号 令和5年度矢巾町下水道事業会計決算認定について

日程第25 議案第88号 令和5年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○議長（廣田清実議員） それでは、ちょっと先立ち、行政報告にも町長のほうから申し上げましたが、先にこれから始まる議案第81号から議案第88号に係る令和5年度予算執行に関する報告書に関し、訂正の申出がありましたので、その訂正内容は既にお配りしたとおりであります。それで確認をよろしくお願いいたします。よろしいですか。内容は町長が言ったとおりなので、よろしくお願いいたします。

お諮りいたします。日程第18、議案第81号 令和5年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第19、議案第82号 令和5年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第20、議案第83号 令和5年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第21、議案第84号 令和5年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第22、議案第85号 令和5年度矢巾町水道事業会計決算認定について、日程第23、議案第86号 令和5年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、日程第24、議案第87号 令和5年度矢巾町下水道事業会計決算認定について、日程

第25、議案第88号 令和5年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、この8議案は関連がありますので、会議規則37条の規定により一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、日程第18、議案第81号から日程第25、議案第88号までの8議案については、一括上程することに決定いたしました。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） ただいま一括上程されました6会計の令和5年度決算認定議案並びに水道事業会計及び下水道事業会計の未処分利益剰余金の処分に係る議案につきまして、皆様方にあらかじめ配付をさせていただいております令和5年度予算執行に関する報告書、皆さんのお手元にありますか。この1ページを広げたところに、令和5年度の予算執行の関係、そして令和5年度公営企業会計別決算総括表、これも皆さんのお手元に配付させていただいているので、ご確認をいただきたいと思います。そういったことで、議案書によってそれぞれご説明を申し上げさせていただきます。

まず初めに、令和5年度の予算執行に関する報告書の1ページをお開き願いたいと思います。ここについては、会計別決算額、予算現額に対する決算額の比率の順にご説明を申し上げます。

議案第81号、一般会計、歳入127億8,421万550円、98.3%、歳出121億6,666万3,309円、93.6%、歳入歳出差引額6億1,754万7,241円。

次に、議案第82号、国民健康保険事業特別会計、歳入27億3,391万497円、100.4%、歳出27億30万2,500円、99.2%、歳入歳出差引額3,360万7,997円。

次に、議案第83号、介護保険事業特別会計、歳入27億1,026万4,155円、100.7%、歳出23億7,758万8,880円、88.4%、歳入歳出差引額3億3,267万5,275円。

次に、議案第84号、後期高齢者医療特別会計、歳入2億8,565万2,250円、99.8%、歳出2億8,224万3,840円、98.6%、歳入歳出差引額340万8,410円。

合計に参りまして、歳入、予算現額187億369万5,000円、決算額185億1,403万7,452円、繰越明許事業に係る未収入特定財源及び繰越額3億1,740万4,000円、予算現額と決算額の比較

1億8,965万7,548円、予算現額に対する決算額の比率99%。歳出、予算現額187億369万5,000円、決算額175億2,679万8,529円、繰越明許事業に係る未収入特定財源及び繰越額4億485万7,000円、予算現額と決算額の比較11億7,689万6,471円、予算現額に対する決算額の比率93.7%。歳入歳出差引額、予算現額はゼロ円、決算額は9億8,723万8,923円となります。

続きまして、令和5年度公営企業会計別決算総括表をお開き願います。皆さん方、準備よろしいですか。いいですか。議案第85号、水道事業会計、収益的収入及び支出、収入9億460万6,003円、101.4%、支出6億3,789万3,356円、93.6%、収入支出差引額2億6,671万2,647円。資本的収入及び支出、収入7,388万6,816円、124.1%、支出7億473万837円、94.4%、収入支出差引額△6億3,084万4,021円。

次に、議案書をお開き願います。議案第86号 令和5年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について提案理由の説明を申し上げます。地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和5年度決算における剰余金の処分について議決を求めるものであります。内容といたしましては、当年度未処分利益剰余金5億8,565万1,581円のうち2億2,252万5,709円を建設改良積立金への積立てとし、3億6,312万5,872円を資本金への組入れとして処分するものであります。

続きまして、もう一度令和5年度公営企業会計別決算総括表をお開き願います。議案の第87号、下水道事業会計の公共下水道事業、収益的収入及び支出、収入8億3,103万8,694円、101.5%、支出7億6,125万5,624円、96.9%、収入支出差引額6,978万3,070円。資本的収入及び支出、収入2億5,193万8,330円、72.2%、支出4億7,744万7,248円、79.4%、収入支出差引額△2億2,550万8,918円。

次に、農業集落排水事業、収益的収入及び支出、収入3億1,561万4,096円、102%、支出2億9,519万9,616円、96.4%、収入支出差引額2,041万4,480円。資本的収入及び支出、収入5,108万円、100%、支出2億1,856万7,397円、99.9%、収入支出差引額△1億6,748万7,397円。

合計に参りまして、収入、予算現額24億8,020万2,000円、決算額24億2,816万3,939円、繰越額及びそれに係る財源充当額9,723万2,000円、予算現額と決算額との比較5,203万8,061円、予算現額に対する決算額の比率97.9%、支出、予算現額33億3,992万7,000円、決算額30億9,509万4,078円、繰越額及びそれに係る財源充当額1億1,620万8,000円、予算現額と決算額との比較2億4,483万2,922円、予算現額に対する決算額の比率92.7%、収入支出差引額、予算現額△8億5,972万5,000円、決算額は△6億6,693万139円となります。

次に、再度、もう一度議案書のほうをお開き願います。議案第88号 令和5年度矢巾町下

水道事業会計未処分利益剰余金の処分について提案理由の説明を申し上げます。地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和5年度決算における剰余金の処分について議決を求めるものであります。内容といたしましては、当年度未処分利益剰余金の2億6,082万8,062円のうち7,306万3,535円を減債積立金の積立てとして、1億8,776万4,527円を資本金への組入れとして処分するものであります。

なお、それぞれの詳細につきましては、会計管理者及び担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご認定、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりました。

令和5年度一般会計、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の各決算審査意見書及び矢巾町基金運用状況審査報告書が当職のもとに届いております。

なお、意見書及び報告書につきましては、お手元に配付したとおりであります。御覧願います。

高橋代表監査委員が出席しておりますので、審査意見書について補足説明がありましたら、これをお願いいたします。

高橋代表監査委員。

（代表監査委員 高橋憲康君 登壇）

○代表監査委員（高橋憲康君） ただいま議長からお許しがありましたので、令和5年度決算審査意見書の補足説明をいたします。

町長から審査に付されました令和5年度決算に対する意見は、お手元の審査意見書のとおりであり、一般会計、各特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の決算について審査した結果は、いずれも正確でありましたことをまずもってご報告いたします。

決算の概要につきましては、一般会計と3特別会計の実質収支は、合わせて8億9,970万円余の黒字となっております。また、水道事業会計と下水道事業会計におきましては、いずれも純利益を計上しており、健全な事業運営が行われていることを確認いたしました。

次に、財政状況でございますが、令和5年度の経常収支比率は96.9%と前年度を1.3%下回っております。また、公債費負担比率は13.8%と0.8ポイント下回りましたが、依然財政構造に弾力性があるという状況ではいられません。

次に、令和5年度の施策についてですが、ファイブスター作戦として5項目に重点を置き、

物価高騰対策などに係る施策を推進し、町民の福祉の向上や地域経済の活性化に取り組まれました。今後は、少子高齢、人口減少社会の深刻化、公共施設の老朽化、諸物価の高騰などへの対応がより一層重みを増すものと思います。

このような状況の下、主財源の確保に努めるとともに、中長期的な財政計画に基づき、しなやかで健全な財政運営の推進が図られますよう希望するものであります。

以上、補足説明といたします。

○議長（廣田清実議員）　高橋代表監査委員の補足説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第81号から議案第88号までの決算関連8議案については、会議規則39条の規定により予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　異議なしと認めます。

よって、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま予算決算常任委員会に付託した8議案につきましては、9月20日午後2時までに審査を終了し、報告書を当職のもとに提出するよう期限をつけたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　ご異議なしと認めます。

よって、決算関連8議案につきましては、9月20日午後2時までに審査を終了し、当職のもとに報告書を提出するようお願いいたします。

○議長（廣田清実議員）　それでは、ちょっとお昼になりましたので、これで議案第75号から議案第80号までの補正予算6議案については、予算決算常任委員会を開催し、当職のもとに提出するようお願いいたします。

ここで暫時休憩に入ります。

午前11時49分　休憩

令和6年矢巾町議会定例会9月会議議事日程（第2号）

令和6年9月3日（火）午後3時30分開議

議事日程（第2号）

- 第 1 議案第75号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）について
- 第 2 議案第76号 令和6年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 3 議案第77号 令和6年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 4 議案第78号 令和6年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第 5 議案第79号 令和6年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第 6 議案第80号 令和6年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第 7 請願・陳情
6 請願第2号 現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める請願
- 第 8 発議案第3号 矢巾町議会基本条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	高 橋 恵	議員	2番	高 橋 敬 太	議員
3番	横 澤 駿 一	議員	4番	ササキマサヒロ	議員
5番	吉 田 喜 博	議員	6番	藤 原 信 悅	議員
7番	齊 藤 勝 浩	議員	8番	小 川 文 子	議員
9番	木 村 豊	議員	10番	小笠原 佳 子	議員
11番	山 本 好 章	議員	12番	高 橋 安 子	議員
13番	水 本 淳 一	議員	14番	村 松 信 一	議員
15番	昆 秀 一	議員	16番	赤 丸 秀 雄	議員
17番	谷 上 知 子	議員	18番	廣 田 清 実	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造君	副町長	岩渕和弘君
政策推進監課 兼未来戦略課長	吉岡律司君	総務課長	田村英典君
企画財政課長	花立孝美君	税務課長	佐々木智雄君
町民環境課長	田中館和昭君	福祉課長	野中伸悦君
健康長寿課長	田口征寛君	こども家庭課	村松徹君
産業観光課長	村井秀吉君	道路住宅課長	水沼秀之君
農業委員会事務局長	細越一美君	上下水道課長	浅沼亨君
会計管理者 兼出納室長	佐々木美香君	教育長	菊池広親君
学校教育課長 兼学校給食共同調理場所長	高橋雅明君	文化スポーツ課	高橋保君

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉田徹君	議会事務局長 補佐	千葉欣江君
主事	渋田稀結君		

午後 3時30分 再開

○議長（廣田清実議員） それでは、再開いたします。

ただいまから本日の会議を再開します。

なお、高橋代表監査委員は退席しておりますので、お知らせいたします。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 追加の議事日程第2号は、お手元に配付したとおりであります。

これより議事日程に入ります。

日程第1 議案第75号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）について

日程第2 議案第76号 令和6年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第3 議案第77号 令和6年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第4 議案第78号 令和6年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

日程第5 議案第79号 令和6年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第6 議案第80号 令和6年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（廣田清実議員） 日程第1、議案第75号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）について、日程第2、議案第76号 令和6年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第3、議案第77号 令和6年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第4、議案第78号 令和6年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、日程第5、議案第79号 令和6年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について、日程第6、議案第80号 令和6年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について、この補正予算6議案は予算決算常任委員会への付託に係るもので、予算決算常任委員長より審査が終了した旨報告がありましたので、これを議題といたし

ます。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

昆秀一予算決算常任委員長。

(予算決算常任委員長 昆 秀一議員 登壇)

○予算決算常任委員長（昆 秀一議員） 報告書を読み上げて報告といたします。

令和6年9月3日、矢巾町議会議長、廣田清実様。矢巾町議会予算決算常任委員会委員長、昆秀一。

予算決算常任委員会審査報告書。

議案第75号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）について、議案第76号 令和6年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第77号 令和6年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第78号 令和6年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第79号 令和6年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第80号 令和6年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について。

本常任委員会は、令和6年9月3日付で付託された上記の議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので、矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号）第77条の規定により報告する。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 委員長の報告が終わりました。

各議案に対する質疑は、予算決算常任委員会で審議を尽くしておりますので、省略いたします。

ただいまより各議案について討論に入ります。

お諮りいたします。一般会計、各特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計を一括して討論したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 異議がないようなので、一括して討論を行います。

それでは、討論に入ります。初めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 続いて、賛成討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決に入ります。議案第75号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号 令和6年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号 令和6年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号 令和6年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号 令和6年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）についてを起立に

より採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号 令和6年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

日程第7 請願・陳情

6 請願第2号 現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める請願

○議長（廣田清実議員） 日程第7、請願・陳情を議題といたします。

8月26日開催の議会運営委員会までに受理した請願・陳情は、お手元に配付したとおりであります。

6 請願第2号 現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める請願について、さきの議案第71号 岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関し議決を求めるについて、議案第72号 矢巾町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてと相反する内容の請願趣旨となっていることから、議会運用例集182条にもあるとおり、さきの議案第71号、議案第72号の原案のとおり可決となったことを踏まえ不採択されたものとみなすことに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

6 請願第2号は不採択とされたものと決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

町長以下参与の方々は退席されて結構です。

午後 3時39分 休憩

午後 3時40分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

日程第8 発議案第3号 矢巾町議会基本条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田清実議員） 日程第8、発議案第3号 矢巾町議会基本条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみといたします。

（職員朗読）

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明を求めます。

14番、村松信一議員。

（14番 村松信一議員 登壇）

○14番（村松信一議員） 発議案第3号 矢巾町議会基本条例の一部を改正する条例について 提案の理由を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、同条例第29条の規定により、一般選挙を経た任期開始後に 議会運営委員会において本条例に関し検証を進めてきたところでありますが、公民館に設置 されていた図書室の機能が矢巾町活動交流センター内の矢巾町図書センターに移設となっ ている現状を踏まえ、所要の改正をするものであります。

なお、この条例は公布の日から施行するものであります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質 疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。発議案第3号 矢巾町議会基本条例の一部を改正する条例についてを起

立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、発議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（廣田清実議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日4日は一般質問を行いますので、午前10時に本議場に参集願います。

本日は大変ご苦労さまでした。

午後 3時44分 散会

令和 6 年矢巾町議会定例会 9 月会議議事日程（第 3 号）

令和 6 年 9 月 4 日（水）午前 10 時 00 分開議

議事日程（第 3 号）

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	高 橋 恵	議員	2番	高 橋 敬 太	議員
3番	横 澤 駿 一	議員	4番	ササキマサヒロ	議員
5番	吉 田 喜 博	議員	6番	藤 原 信 悅	議員
7番	齊 藤 勝 浩	議員	8番	小 川 文 子	議員
9番	木 村 豊	議員	10番	小笠原 佳 子	議員
11番	山 本 好 章	議員	12番	高 橋 安 子	議員
13番	水 本 淳 一	議員	14番	村 松 信 一	議員
15番	昆 秀 一	議員	16番	赤 丸 秀 雄	議員
17番	谷 上 知 子	議員	18番	廣 田 清 実	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	高 橋 昌 造 君	副 町 長	岩 渕 和 弘 君
政 策 推 進 監 督 兼 未 來 戰 略 課	吉 岡 律 司 君	總 務 課 長	田 村 英 典 君
企 画 財 政 課 長	花 立 孝 美 君	稅 務 課 長	佐 々 木 智 雄 君
町 民 環 境 課 長	田 中 館 和 昭 君	福 祉 課 長	野 中 伸 悅 君

健康長寿課長	田 口 征 寛 君	こども家庭 課	村 松 徹 君
産業観光課長	村 井 秀 吉 君	道路住宅課長	水 沼 秀 之 君
農業委員会 事務局長	細 越 一 美 君	上下水道課長	浅 沼 亨 君
会計管理者 兼出納室長	佐々木 美 香 君	教 育 長	菊 池 広 親 君
学校教育課長 兼学校給食 共同調理場所長	高 橋 雅 明 君	文化スポーツ 課	高 橋 保 君
農業委員会 会 長	佐 藤 俊 孝 君		

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉 田 徹 君	議会事務局長 補	千 葉 欣 江 君
主 事	渋 田 稔 結 君		

午前10時00分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、一般質問を行うに当たり、当職から議員の各位にお願い申し上げます。一般質問は、矢巾町議会会議規則第61条第2項により通告制となっておりますが、質問に当たっては、同規則第54条第1項により、「議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない」となっておりますことから、通告の内容の範疇を超えないよう質問者は留意をお願いいたします。

また、本議場の整理権は、当職の責務だと思っておりますので、この範疇を超えたときはそれなりの判断をさせていただきますので、あらかじめお願いしておきます。

日程第1 一般質問

○議長（廣田清実議員） それでは、日程第1、一般質問を行います。

質問の通告があるので、順次質問を許します。

15番、昆秀一議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（15番 昆 秀一議員 登壇）

○15番（昆 秀一議員） 議席番号15番、新誠会の昆秀一でございます。

まず初めに、責任と責務についてお伺いいたします。責任とは、ある特定の任務や義務に対して、その遂行について説明し、必要な場合には、その結果に対応する義務のことを指します。その責任は、個人、組織あるいは国等様々なレベルで存在します。

責任を持つことは、信頼関係の構築や社会の秩序維持において非常に重要であります。その責任を果たすことで他者からの信頼を得ることができ、また問題が発生した際には、迅速に対応し、修正することで世の中全体の安定と発展を促進します。

責任を自覚し、それに対して適切に対応することは、個人や組織、さらに世の中全体の健

全な発展に欠かせません。また、責任には損失や失敗等の罰を引き受けるという意味もあります。また、同じような言葉として果たさなければならない務めのことを示す責務という言葉もあります。以下、責任と責務についてお伺いいたします。

1点目、責任と責務の違いについてどのように認識なさっているのでしょうか。

2点目、行政組織としての責任については、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。

3点目、町長の政治的責任とその責任の取り方をどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

4点目、職員レベルでの責任と、その責任の取り方をどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

5点目、過去、個人、組織での責任を取った例はどのくらいあり、どのような責任の取り方をしていらっしゃったのでしょうか。

以上です。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　15番、昆秀一議員の責任と責務についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、責任については、やるべきことや問題に対して真摯に向き合い、限りなく努力を重ね、また失敗したとしても何度もやり直して成功に導こうと努力するなど、任せられた務めを遂行し、その結果を招いたことに関しては、必要に応じて自分の責任が発生いたしますが、その務めを果たす行いが責任であり、責務は責任のほか、義務を伴う果たし終えなければならない務めであり、仕事や物事に対して自覚を持って責任のある対応の結果として、行為、行動、務めを行い切ることと認識しております。

2点目についてですが、行政組織としての責任については、町は地方自治体として一義的に、地方自治法第1条の2第1項に規定されたとおり、町民の福祉の増進を図ることを基本とし、町内における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担い、この責任を果たす必要があるものと存じます。

3点目についてですが、町長の政治的責任については、同じく地方自治法第138条の2の2に規定されているとおり、本町の予算、その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則、その他の規程に基づく本町の事務や第8次矢巾町総合計画などの重要施策などの重要な推進計画などについて、自らの判断と責任において誠実に管理し、及び執行する義務を負い、

果たすことが政治的責任と捉えております。

また、その責任の取り方については、これらの町民の皆さんから託された職責を全うする、まさに一念通天の気持ちで職責を遂行するものと理解しており、その結果が町民の皆様に期待されたものとそごしないように自らの判断により、その責任をしっかりと果たすことが私の責任の取り方であるものと存じます。

4点目についてですが、職員レベルでの責任については、職員が行政責任として、職務遂行上において作為あるいは不作為の行為や行動により、何らかの問題や賠償等の責任が発生した際には、一義的に、対外的に個人の職員へ責任追及により問責されることはないところであります。損害賠償などで町が責任を負うのが通例となっておるところであります。

しかしながら、職員においては、地方公務員として職責を全うするために、地方公務員法第30条の規定に基づく服務の根本基準に基づき、同31条により町民への全体の奉仕者としての服務の宣誓を行っておるところであります。

なお、職員が地方公務員法に基づく法令及び上司の命令等に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業への従事等の制限などの行為に抵触し、違反した場合は、その程度に応じて必要な処分等を負うところになるものであります。

さらに、職員の不法行為により、その責任や程度の割合が職員自らの損害賠償責任と当たると民法や関係法令で求償権の行使に当たるものと提起された際には、その事案について、町職員賠償責任等審査委員会において、職員個人の責任について審査をするものであります。

5点目についてですが、今まで個人、組織での責任として、町職員賠償責任等審査委員会において審査を行い、求償権を行使した例はないところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） 責任というものを持つことで個人や組織が成長し、よりよい世の中を形成することになりますけれども、そのくらい責任を持つということは大変重要なことがあります。责任感がない者にはよい仕事もできないと思います。この責任について、組織としてはどのような取り組み方をされているのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

矢巾町の職員におきましては、いずれその職責を全うしていただくと、いわゆる職務を全うするという責任をしっかりと追求していただくために、日頃職員研修や町長及び副町長及び管理職などから指導も行っております。

中でも、やはりそういった意識醸成を図るために、様々な研修に行って勉強することも必要なことですし、こういった法令の中身についても研修を通してしっかりと周知徹底するという部分ではやらせていただいているという状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） 研修等を受けられるということでしたけれども、これは若い頃から、子どもの頃からそういう責任をどういうふうに考えるかということを考えていただきたいと思うのですけれども、連帯責任という言葉がありますけれども、学校現場では、このような連帯責任というのは、どのように扱って教えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

学校現場でも理不尽な連帯責任ということはないわけですけれども、適切な範囲でチームなり、班で協力して事を行うとか、そういったことは日常的に教育活動の中で行われているところでございまして、子どもの頃からのそういった意識の醸成を図っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） それで責任を考えた場合に、逆もまた真なりだと思うのですけれども、その対義語を考えてみたいと思うのですけれども、ある人は責任の反対は自由だと言いますけれども、私、私見では責任の反対は自由だとは思わなくて、なぜかというと責任を取らない人イコール自由な人とは言えないからであります。やはり責任の反対は責任を取らない人であって、つまりは無責任な人ではないかと思うからであります。

責任を持つということは大切なことと申し上げましたが、逆を言うと無責任ではいけないということでありまして、職員一人一人、この責任についてはどう、研修とかで植え付けているとは思うのですけれども、どのように無責任ではいけないということを教えているとい

うか、植え付けているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） 広い意味でお答えすると、今まさに議員おっしゃるとおり責任をしつかり全うしなければならない、責務を追求しなければならない、そのとおりでございます。無責任な対応ではいけない。無責任な対応をするということは、それはイコール町民に對して反する行為をすることだということは、意識づけさせていただいております。

なお、職員の職務、職責を全うするということは、いわゆる町長が負託を受けて政治、それから政策的な遂行を裏切ることになるということでございます。そういうことを決してさせないように、その職務を全うさせるということで、職員研修あるいはそういった専門的研修の中でも、そういう部分に注視して理解していただくようにということで取り組んでいるという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） 最初の質問で責任と責務の違いについてお伺いしたのですけれども、これは微妙に違いがあるのですけれども、町の大事な条例の中に、この責務という言葉が使われているものがありますけれども、例えば平成29年に制定された矢巾町いじめ防止対策に関する条例があります。この中で幾つもの責務を負わせております。第4条、町の責務、第5条、教育委員会の責務、第6条、町立学校の責務、第7条、保護者の責務、第8条、町民等の責務と各責務を負わせているわけですけれども、ただ児童においては、責務ではなくて対応となっています。これは、どのような意味で使われているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまの質問にお答えいたします。

その条例ができた背景というのは、皆さんご承知のとおりというふうに思っております。まず、第一義的には、子どもたちを育成する責任のある者、そして責務という言葉を使ってるのは、責任を取るというものだけではなくて、きちんと関わりや役割を持って、その役割を果たすと、そういうふうな意味合いで使わせていただいているところでございます。

なお、子どもに関して、その言葉を使っていないというのは、いわゆる義務教育段階、特に小学校であれば、その責任能力という部分がまだ育っていないという部分もありますの

で、そのような言葉は使っていなないところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） よく分かりました。

それで、それから監督責任というものがあるのですけれども、これは上司が負う責任だと思うのですけれども、これは本町としては責任がある、ないというのは、誰が判断してどこまで監督責任があると考えるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

基本的には、一般職員以上、係長、補佐あるいは課長について、基本的には地方公務員法上の懲戒に当たる監督責任は発生いたします。その部分については、基本的に、その職責を全うするために部下に対して適切な指導や指示をしっかりと行っている場合については、その監督責任については、何か事故等が起きた場合については軽減される部分もあります。

ただし、そういう指示、指導を行わないで、部下に必要な環境も整わない部分で仕事をさせたという部分については、やはり監督責任や指示、指導の責任は発生するというふうに考えられます。

しかしながら、最終的に発生した事案の内容によって、どの程度の監督責任が発生するかというのは、ケース・バイ・ケースで検討しなければならないということになります。

なお、その処分については、庁内の懲戒処分等の検討委員会の中で内容をもむという形になります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） それでも監督責任、何とか取ったとしても、責任を取ったとしても、ミスというものはあるもので、それをどう未然に防いでいくかということが大事だというものですけれども、そのためにやはり責任を持つということが大事なので、そこで直営で行っている業務であれば、責任はもちろんその本人、そしてその上司が持つて行わなければなりませんけれども、それから町の業務ばかりではなく、直営ばかりではない外注されるものもあるわけとして、その際の責任の所在は明確化されているはずですけれども、外注のミスが

発覚した場合の責任の所在と、その責任の取り方というのは、どのようになっているのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

基本的には、分かりやすい例で言いますと、指定管理などの場合については、やはりこれは町からの指定、委託を受けて事業を実施しているわけです。そういった中で、何らかのお客様に対して事故が発生したと、あるいは何かけがを負わせたという部分については、やはり町に全く責任はないというわけではございませんけれども、そういった部分でしっかりと事前に指定管理の契約や決め事の中でリスク管理はさせていただいております。

それから、しっかりと損害賠償に対応できるような対応も町及び委託業者なり、指定管理事業者のはうでも取るという形になってございますので、そういったリスク管理はしっかりとさせていただいているという部分で、決して相手に全ての責任を負わせるようなことはしてございません。そういったリスク管理という部分でご理解いただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） それでもミスというのは起きるもので、確認をしっかりと出るミスと、そうでないミスは、厳格に区別しなければいけないと思うのですけれども、そのために責任を持って仕事をするということは大事でありますから、誰もが責任を持って、緊張感も持って仕事をしなければならないと思うのですけれども、この緊張感については、どのように考えているでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

やはりそれぞれの立場、職責における意識、それから危機管理が必要だと思います。そういった中で、しっかりと自分の立場をわきまえて、どういった職責、職務を果たすべきなのかということは理解して仕事をしなければならないというふうに思っております。それがいわゆる職責を果たすということになると思いますので、そういった部分について今後もしっかりと指示、指導してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） それで、管理職というのは、自分自身が手を動かして仕事をするのではなく、部下からの報連相、つまり報告、連絡、相談を受けつつ、的確な指示を出しながら、部下に上手に仕事をさせて成果を達成することが求められるわけですけれども、部下が業務上で何かやらかしたら、管理職は当然管理責任、結果責任を問われるわけですけれども、では部下の仕事にどこまで口を出せばいいのかが問題になってきます。

口を出し過ぎると部下のやる気をそぐことにもなりますし、口を出さないと出さないで本当に仕事をやっているのか判断できない可能性もあるわけで、難しいところはあると思うのですけれども、管理職というのはそういうものなのでしょうけれども、本町の管理職はどのように部下を管理されているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 岩渕副町長。

○副町長（岩渕和弘君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

それぞれ担当者、係長、補佐、課長というラインがあるわけですけれども、いずれふだんから業務の進捗状況がどうなっているか進行管理をするのが一番大事なことだと思います。何でも仕事というのは、スケジュールに基づいて仕事を進めていくわけですので、そのところについて方向性も含めてどうなっているかというようなところについては、当然管理職が方向性も確認しながら進めていくことが大事ですので、常日頃からそういった進捗管理をする中で指導していくというのが責務だというふうに考えております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） それで管理していく場合に、今の若い人たちというのは、いわゆるZ世代と呼ばれる人たちの多くは、叱られることに慣れていない、叱られてこなかったという方がいらっしゃると思うので、責任を持つというところが弱いところがあるよう思います。

今はちょっと叱ってもパワハラと言われる時代ですから、上司であっても強く叱れないということがないでしょうか、その辺上司の方は、どのように部下に対して指導、責任の重大さを伝えているのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 岩渕副町長。

○副町長（岩渕和弘君） 今の時代、やっぱり言葉というのは、気をつけてしっかり対応しなければならないと思います。そういう意味で、今の若い人たちには、やっぱりただ指導と

いうか、叱るではなくて指導する意味合いを持って、方向性、このような形で進めるのですよというふうな手順を示しながら導いていくというふうな指導が最も大事なことだというふうに考えております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） 現在至るところでパワハラというものが、問題が起きているのですけれども、よかれと思って指導、注意したことが相手にとってはパワハラを受けたと感じることもあるようとして、うかつに注意、指導もできなくなっているような気がします。

本来は、仕事に責任を持ってもらうための叱咤激励のつもりで少しきつい言い方になってしまえば、それはパワハラだということになってしまふかもしません。だから、細心の注意をして相手の成長をうかがうようにするのが注意だというようですので、その言動が注意した相手に対して社会通念上相当な範囲を超えて精神的苦痛を与えないようにしなければならないということあります。

だから、その相手との信頼関係が第一になってくるのだと思います。役場庁舎内では、その信頼関係の構築というのは、責任を持つことにもつながってくると思うのですが、いかが考えているのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 岩渕副町長。

○副町長（岩渕和弘君） まず1つは、職場環境の中において風通しがよくてコミュニケーションができると、何かあったならば、すぐ相談し合える環境づくりが最も大事だと思いますので、そこに意を用いた形で取り組んでおりますし、今後もそういった形で部下のほうにも指導してまいりたいというふうに考えております。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） 私のほうからも政策を推進する上でという視点で答弁をさせていただきたいと思います。

まず、副町長が答弁したとおり、風通しのよい職場ということなのですけれども、ただ単にコミュニケーションを取っていればいいというわけでもなく、やはり仕事に向かっていくことですので、組織としては各担当課において、どんなビジョンを持っていくのかという共有がまさしく必要なのかと思います。

その共有していく中で、やはり最近叱られるという話がありましたが、叱ると怒る、それはまた違った行為だと思っています。叱るは成長につながると思いますし、怒ると、そこで

終わってしまう。怒ると、どうしても詰問で終わってしまう可能性があるのですけれども、詰問しながら次につなげていくというのは、政策をプラスアップしていく上での一つの考え方かと思っております。

組織内といたしましては、風通しがよいという、まず人間とのコミュニケーションということに加え、ミッションを達成していくというビジョンの共有を図り、その中の議論をしていくという中で関係性を築いていくのが今の時代の正攻法なのかなと思っておりますし、ですからこそ叱る行為、あるいは質問する行為、あるいは怒っているのか、詰問になっていないのかといったところは、各管理職が注意しながら組織マネジメントをしていくことなのではないかなというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） まさしく怒るということはいけないことだと思います。そういうふうに感情的にならないということが大事だと思うのですけれども、具体的に改善内容を伴う叱責は感情的にならないということなそうですので、坊主憎けりやけさまで憎いにならないよう、罪を憎んで人を憎まずでいってほしいと思います。そこは私自身も気をつけたいと日々頃思っていますので、今の管理職としては、そこら辺はどうお考えでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

まさにおっしゃるとおりでございます。我々の研修の中でも、アンガーマネジメントという研修もございまして、怒（いか）り、怒（おこ）りをどうやって抑えるのかと、冷静になろうということで、例えば研修の中で左手の親指を入れてぐっと握り締めて一呼吸置きなさいとか、あとは何秒間か我慢して、その気持ちを落ち着かせるというような、そういういった具体的な内容の研修も受けてございます。

そういう部分で職員に対して、十人十色、それぞれの環境で育った職員、そしていろんな考え方を持つ職員でございますので、通り一遍の指導や指示ではいかないと思います。そういう部分では、しっかりとそれぞれの個性を見極めて、管理職がしっかりとした対応させていただきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） そこで、我々議員は選挙で選ばれていますから、その責任があり、活動しております。町長も無投票でしたが、選挙に立候補して町長になっておりますから、その責任が生じているものと思いますが、そもそも政治家は責任を取るのが仕事であり、責任を取る覚悟があるからこそ、権限を行使し得るものであります。ですから、私たちの使命や責務を強く意識しながら政治に携わっていかなければならないはずです。

そこで、町長が町長に就任して以来、過去部下である職員が起こした不適切と思える事案に対して、町長としてはどのような監督責任、任命責任及び政治的責任を取ってきているのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、責任と責務についてのお話なのですが、まず基本的には私は、先ほど叱る、怒るとか話があったのですが、私は必ず職員に注意するときは、こういうことをやって町民の皆さんに理解してもらえるか、そして賛同してもらえるか、必ず何かあるときは、私は最初にこのことをお話をさせていただいております。

ということは、私の立場も町民の皆さんへの負託を受けて今現在この立場に立つておるわけでございますので、だからこそ町民の皆さん立場に立つて、こういう行為が正しいのか、正しくないのかということを私自身も自問自答、職員にも、管理職にも、そういうことはお話をさせていただいております。

それから、政治的責任というのは、ケース・バイ・ケースで、そのときに私の判断で決めていくことでございますので、そこはひとつご理解していただきたい。

ただ、今私も含めて管理者の立場にある者としては、マネジメント、リーダーシップ、コミュニケーション、こういうことをしっかりと認識しながら対応していかなければならないと。

私もいつも座右の銘にしているのは、山本五十六が言っていること、「やってみせ、言って聞かせて、させてみせ、ほめてやらねば、人は動かじ」、そういういつも座右の銘として。

だから、私自身も、いずれそういうことを一つ一つ積み重ねながら仕事を、職務を遂行させていただいていると。その中で、非なるものがあれば、これは当然政治的な責任、これについては取らなければならないわけでございますので、そういう思いを常に持ちながら町政の運営に当たっているということだけは、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員）　過去の責任というのは、そういうものでしうけれども、大事なことというのは、次に町としての未来、矢巾に対する責務について、どう考えているのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　矢巾町の未来にどのような責任がおありかということですが、先ほど答弁でも申し上げたとおり、私どもは地方自治法とか、特に身近なものであれば、今年の4月からスタートさせていただいております第8次の総合計画、そういうことを私の基本的な指針として町政を運営させていただいておりますので、私がそういった皆さんに決めていたいたいた総合計画とか、いろんな指針、それをしっかりと遂行していくのが私の責務であり、責任であると思いますので、そのところはご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員）　私が言いたいのは、責任と責務を持つことが大事だということあります。いつもそのことを忘れずに職務を行うようにしてほしいと思うのですが、かといって、その責任に押し潰されてしまはせんし、責任転嫁することはしてはいけないのではないかでしょうか。そして、上司は部下に対して、ある程度仕事を任せられるように育て、上司の信頼を持って仕事ができるようにしてほしいと思うのです。できれば、この仕事はおまえに任せた、しっかりやってくれと、それで失敗したら俺が責任を取るからというくらいになればいいのではないかと思うのですが、そこら辺はどうお考えでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　私は職員を信頼しておりますので、お任せをさせていただいております。だからこそ、ただ最近非常に残念なことがあるのですが、そういう信頼してお願いしているにもかかわらず、考えられないようなことがあります。

そこで、先ほど私が答弁の最初で申し上げたとおり、職員には、管理職にもお話をさせていただいているのは、いつも言っているのですが、町民の立場、視点、目線で考えたとき、これが正しいか、正しくないかということだけは、私もやはり職務を遂行していくのに間違った方向に行くわけには、進むわけにはいかないわけでございます。

そういう意味で、私は別に叱っているとかという思い、教えておるつもりなのですが、だから先ほどの山本五十六のあれを私は座右の銘にしておりますので、こういうことをいま一度かみ碎いて、そしてそういうことのないように取り組んでいきたいなと思っております。

いずれ私は、町政運営の最終の責任者でございますので、その責任者の立場として、やはり職員または管理職にはしっかり督励もしなければならないし、実行もしてもらわなければならない。職員がおるからこそ町政も推進できる、そこには信頼関係、そこにはそういったことも含めて、お互い。

だからこそ、先ほど冒頭、昆秀一議員がお話し申し上げたとおり、管理職にもしっかり責任と責務を果たしてもらいたいと。これは、いつも私は口うるさく言っておるわけでございますので、管理職が職員をしっかり管理監督、督励していくことの立場にありますので、そういうことをひとつご理解いただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） これまで責任と責務についてお聞きしたわけですけれども、いずれ行政組織としてチームでもって責任と責務を持って仕事をしてほしいと思います。何か最後に責任と責務について所感があれば、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。町長、ちょっとマイクを上げてもらえますか。

○町長（高橋昌造君） 基本的には、私いつも言っているのですが、矢巾町役場、まずお互いワンチーム、チーム矢巾として町政運営をしていかなければならない。そして、できるのであれば心を一つにして、そして目標とか、夢を。だから私はワンハート、そしてワンチーム、ワンドリーム、そういう行政が実現できるように、これからもしっかり精進してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは、1問目を終わり、次に2問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） 次に、農業と農村の活性化についてお伺いいたします。

本町の基幹産業は農業であるとしていますが、それには異論を唱える方も少なからずいます。なぜなら、農業で生計を立てている人がどれだけいるのか、また農業に対してどれだけの方が未来を感じているのか、それを危惧してのことだと思います。

農業を基幹産業と言うのであれば、基幹産業としての政策をもっと推し進める必要があるでしょうし、その支援をすべきであります。本町の農林行政の最大の使命は、いかなる時代でも、安全、高品質、多種多様な農畜産物を安定的に供給できる環境を守り、防災、水源の

涵養、自然環境の保全、保健休養、教育の提供等の多面的機能を有する農業、農村及び森林、山村を守ることでもあると矢巾町農林業ビジョンでは言われております。以下、農業と農村の活性化についてお伺いいたします。

1点目、四半世紀ぶりに改正された食料・農業・農村基本法は、農業の憲法とも言われていますが、この法律によって本町に及ぼす影響と、その対応についてはどのように考えているのでしょうか。

2点目、本町農林業ビジョンの見直しは考えているのでしょうか。

3点目、農業技術の革新について導入策等の考えはどうなっていらっしゃるのでしょうか。

4点目、農村地域の活性化をどのように図っていらっしゃるのでしょうか。

5点目、廃止した5反歩要件の効果をどのように検証なさっているのでしょうか。

以上です。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　農業と農村の活性化についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、食料・農業・農村基本法の改正は、国民お一人お一人の食料安全保障を基本理念の中心に置くというよりも据えて、環境と調和のとれた食料システムを新たな基本理念として定めること。人口減少下における農業生産の方向性や農村の地域コミュニティの維持を明確化することなど、国の施策が変わることで本町農業にも影響があると捉えています。

特に環境負荷低減に資する対応として、減農薬や減化学肥料の推進のほか、中干し期間延長によります水田からのメタンの削減などの取組が求められていることから、町といたしましても、改正を踏まえた国の政策に対応してまいります。

2点目についてですが、矢巾町農林業ビジョンにつきましては、昨年度から見直しを進めてきたところでありますが、現在食料・農業・農村基本法の内容を踏まえた修正を行っているところであり、年度内にお示しできるよう準備してまいります。

3点目についてですが、農業技術の革新は毎年技術開発が進んでいるところであり、国でも、いわゆるスマート農業技術活用促進法を定め推進しております。町といたしましても、先端的技術を活用したスマート農業の取組は重要でありますことから、例えば農薬散布作業の省力化に寄与するドローンなどの機械導入については、補助事業の活用により、引き続き支援をしてまいります。

4点目についてですが、農村地域の活性化において農村地域を支える主体であります農業従事者の活躍を期待するものであり、水路の泥上げや農道の路面維持など、多面的機能支払交付金事業による地域共同活動による農業従事者同士の結びつきを強めつつ、収穫体験などを通じて農村関係人口を増やすなどの取組を継続してまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 佐藤農業委員会会長。

（農業委員会会長 佐藤俊孝君 登壇）

○農業委員会会長（佐藤俊孝君） 引き続き、農業と農村の活性化についてのご質問にお答えいたします。

5点目についてですが、令和5年4月から農業を担う者の確保及び育成を目的として、農地を取得するための要件から5反歩以上の経営面積であることが撤廃され、経営規模の大小にかかわらず意欲を持って農業に新規参入する方を取り込み、農地の活用を促進していくこととなりました。

なお、5反歩未満の農地を取得した案件については、昨年度が5件、本年7月末時点では3件となっており、現在も複数の相談が入っております。これらの案件により、担い手に集積することが難しい小面積の農地の活用にもつながっており、遊休農地の発生防止にも一定の効果があるものと検証しております。

今後は、意欲を持って就農した方が計画的に耕作を行い、取得した農地の全てを遊休化させることなく効率的に利用し、農業委員会をはじめとした地域の農業者からの助言や支援を受けながら地域との調和を図り、継続的に営農を行っていくことができるよう、町産業観光課等の関係機関との連携をして支援してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） 農業の未来を考えたときに、やはり子どもたちなどに農業の本当の魅力を発信する必要性を強く感じるのですけれども、それは農業者と教育委員会と一緒にになって考えていかなければならぬと思うのですけれども、農業の魅力というのは、教育委員会としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

本町の基幹産業として農業ですということを子どもたちも教育しておりますし、小学校等におきましても、農業体験等を通じて実際に触れていただくと、そして本町の支える農業の大切さ、そして農業そのものの価値、そういうしたものについては、きちんと指導して理解していただくように努めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） 今までやってきたということですけれども、もうちょっと踏み込んで、もっと教育の立場として農業の魅力を伝えていってほしいと思いますけれども、農業と農村の活性化には、地域の特性を生かしながらの多様なアプローチを組み合わせることが重要であると言われております。農村コミュニティの強化としては、地域住民の協力を促進し、農業や地域イベントを通じたコミュニケーションを活性化したり、また地元の小中学校ばかりではなく、高校生や大学生など若者を巻き込んでの農業の魅力を伝える行事などを実施したりと、各種イベントを組み合わせて開催してはどうでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） 地域の活性化ということでご質問いただきましたけれども、確かに地域の活性化、そのとおりだと思っております。それで、いろいろイベントとか、体験だとか、そういうことをもって地域との関わりを持っていただくことで、やがて地域を愛していただいて、さらにはその地域の今後懸念されております担い手不足、そういうところに農業の従事者というか、応援していただくという立場で協力を得ることができればということで、そういうつながるような事業を進めてまいればいいなというふうに感じております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） 農業を考えたときに、大事になってくるのが食との関連であります。そこで問題になってくるのが食料自給率であります。農林水産省の発表では、2022年度のカロリーベースの食料自給率が前年度と同じ38%だったとしています。これは、目標の45%を下回るものであります。また、生産額ベースの食料自給率も目標75%に及ばない58%となっております。いずれも目標を下回るもので、1965年以降下降ペースで来ています。

一方、本町においては、学校給食の地元産食材使用の向上を図っていますけれども、冬場であったり、魚などの食材は、どうしても町外からのものになってしまうのは仕方のないことでありますけれども、農業振興のためには、さらなる地元産食材の使用が求められるのではないかと思うのですが、今後の地元産食材の活用については、どのようにお考えになつているのでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君）　お答えいたします。

おっしゃるとおり、地元産の食材を活用して子どもたちにもその価値等をしっかりと知つていただくということが大事なことと考えてございます。そして今後、現在のところおおむね割合としては半分程度については地元産を使っているという状況でございますけれども、これを様々な可能性を追求して徐々にでも上げていきたいと考えているところでございます。

現在のところできる方法としては、おおむね取っているところではございますけれども、今後も、あるいはおかずで出る加工品ですとか、そういったものに町内の産品を活用していく様子を事業者さんと、その可能性を追求していくというか、そういった手立てを講じてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員）　そこで大事なのが農業と食の密接な関係であります。食は、人間にとつてなくてはならないものであります。そこで食の安全というものが大事になってくると思うのですが、今現在活発化しているのが化学肥料を使わない有機農業を進める動きであります。国では2050年までに耕地面積の25%を有機農業にする目標を掲げております。その背景には、地域農業の先細りに加えて温暖化や災害の多発などがあります。ですが、今の有機農業の面積は1%も満たしておりません。これは、もちろん町だけでは達成できる問題ではありませんけれども、町でできることをこつこつと積み上げることでこそ実現できるものであります。

そこで今特に求められているのは、有機農業の人材、志す人に対する指導の充実だと言わっておりますけれども、県ではアドバイザー派遣をしておりますけれども、本町ではそういう指導する人材育成なり、場所をどう提供しているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員）　村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） 県のほうで有機農業のアドバイザーということで町のほうではあるかというところでございますが、町のほうではちょっとアドバイザーというところの設置はございませんが、今回の有機農業に関するにつきましては、今回食料・農業・農村の基本法の改正に新たに理念として盛り込まれました環境と調和のとれた食料生産システムの確立ということがありますので、今後これに關しましては、国のほうでもさらに力を入れて推進するものというふうに認識しております。

そういういた動向も踏まえまして、今後方針が示されて基本的な具体的な事項が定まってくるのかなというふうに思っておりますので、それも踏まえまして対応のほうを検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） ほかにも有機農業について課題もあります。有機農業は、収穫が少なかつたり、見栄えが悪かったりと、売上げが低い傾向もありますけれども、そういう販売面での情報提供やマッチングの支援も大事ではないかと思うのですが、そこら辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） お答えいたします。

確かに議員おっしゃるとおり、有機農業のリスクというところで見栄えとか、そういういたところはあるかというふうに私も認識しております。その部分につきましても、有機農業を推進することによりまして、価格のほうも何か付加価値がついたものということで、逆にそういうものを求められるという場合もありますので、価格についての補償についても、今回食料・農業・農村基本法のところに価格帯についての形成、これについては合理的な費用を計上するようにということが新たに盛り込まれておりますので、こちらにつきましても、いろいろ国のほうで新たな手を打ってくるのではないかというふうに認識しておりますので、それに準じて、そういう有機農業を推進するような形を我々町のほうでも支援してまいりたいというふうに考えております。

なお、これにつきましては、農協さんでありますとか、そういう関係団体とも協議して進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君）　私のほうから補足で答弁のほうさせていただきたいと思います。

まず、有機農法の件でございますけれども、まさしくおっしゃるとおりで将来的に25%というところの目標ですが、国の目標、目標を掲げるだけで具体的な話というものはなかなか展開がない。展開していく中で有機農法を進めていくと、農薬であるとか、化学肥料とともに使えないという話になると、周辺部での病害虫の問題が出てきたりするということは、あるエリアゾーニングをしていかなければいけないということは、すなわち今私どもで矢巾町、全国で進めておりますけれども、地域計画の中で農地をどのように集約していくのかというようなことがひとつあるのかと思っております。

こういう具体策につきましては、現在産業観光課長が答弁しましたとおり、国の施策をにらみつつ矢巾町として何かをするということを検討している最中ではありますが、具体策としては、農商工の共創協議会の部会のほうで、まずこの部分につきましては、マッチングに対する支援ということで、有機農法、自然農法をやっている方々に対するビジネスマッチングの支援をしてまいりたいと予定しております、今年度実施する予定にしているところでございます。

また、集約につきましても、私ども現場に行ってお手伝いしながら、こういう環境が整うように、矢巾町の政策が実行できるように、農商工協議会のプロジェクトを進めていきたいと考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員）　今ＳＤＧｓや環境を重視する動きが加速しているのですけれども、日本においても的確に対応していく必要があるのですけれども、農林水産省、2021年5月に食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するための政策方針としてみどりの食料システム戦略を策定しております。この戦略の実現に向けて2022年7月には、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律、いわゆるみどりの食料システム法が施行されておりますけれども、この法律による各計画の認定を受けた農業者は、税制特例や無利子融資等の支援措置が受けられることがあります。ほかにも補助事業や優先採択を受けられるといったメリットがあるということで

すけれども、本町ではこのみどりの食料システム法における計画認定の状況はどうなっているのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） お答えさせていただきます。

みどりの食料農業システムということで、これに関しましては、有機農業とかを推進する形になろうかと思うのですが、これにつきましては認定農業者の会のところで勉強会を開催させていただいたというところでございますので、それを踏まえて今後取組を推進していくければなというところの状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） 一方、みどりの食料システム戦略には懐疑的見方をする関係者もいらっしゃって、有機農業25%は無理、中身もない、EUの農業戦略のコピーだという声もあります。改めてこの戦略を見てみると3つの柱があり、1つ目、化学農薬の使用料50%低減。2つ目、輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減。3つ目に、敷地面積にある有機農業の取組面積の割合を25%、100万ヘクタールに拡大するというものであります。これらを2050年までに目指すとしていますけれども、現実との乖離があまりにも大きいという声がありますけれども、その点、町としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） 私のほうから答弁させていただきたいと思います。

3年前になりますか、みどりの食料システム戦略についてのシンポジウムを本町で開催させていただきました。農水省の審議官をお呼びしていただき、今後の方向性について議論をさせていただいたのですが、やはり参加者からは、議員ご指摘のとおり懐疑的なお話がたくさん出たと記憶しています。やはり言っていることは分かるよ、だけれども今そうではないじゃんというのは、誰がやるのよという話が強く出たように記憶しております。

2050年の目標についてですが、この農業という部分の面からだけでいうと、恐らくなかなか厳しいのではないかなというふうに個人的には思っているのですが、現在町長の指示の下、様々検討しておりますのは、ごみ処理の関係の中で生ごみの堆肥化を進めていきながら、有機肥料として活用していくというようなことを自然の中の循環、まさにSDGsの話の中に

入ってくるのですが、そうした中の取組を組み込むことで化学肥料であるとか肥料、そういったものの調整ができるいけないか、あるいは今現場で行っている鶏ふんの量とか、こういうものを様々調整しながら、今の段階から試験的にやっていけば、もしかすると可能性はあるのではないかなどというふうに思っています。

今後矢巾町の農林業ビジョンの中で具体化していく話にはなろうかと思いますけれども、こうした視点、目標を達成するというようなところ、まさに矢巾型農業とは何ぞやということになると思うのですが、そういったところをしっかり議論していく必要性があるのかなと思っておりますし、その25%につきましては、地道に農地の集約であるとか、皆さん農業者さんの協力をいただきながら、どうしていくのかという議論を現場に入りながらやっていきたいと思いますので、やはり目指すところはあるべきだと思っていますので、そういう議論を進めてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　補足の補足になりますが、今矢巾町ではバイオマス発電、ご存じのとおり西部地域にチップ材を使ったバイオマス、今のごみ処理場で、いわゆる旧都南と紫波と、あと矢巾で高速堆肥化をやっているのですが、これをできるのであればバイオマスでメタン発酵させて電気を起こす。それから、メタンのほかに消化液があります。この消化液をできるのであれば、今のところは処理して放流ということになりますが、この消化液を何とか有機質に使えないかと。昔は、当たり前のことを使っておったのですけれども、このことで、皆さん、こういうことを言うとお叱りを受けるかもしれません、昔は畑とか何かに、いわゆる肥だめがあって、そこに私も小さいときはけっぱりして、もう臭くてあれだったのですが、こういう肥だめみたいなものを年間通して使えるようなシステムを矢巾から情報発信できなかいかと。今農林水産省とこのことについてこれから、今バイオマスの2つ、木材のチップ材と残飯を高速堆肥化するのではなく、できればバイオマス発電、これを皆さんにお示しする時期が来るかもしれません。それで、みどりの食料システムをうまく使ってやれないかということで、今水面下で検討しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　2問目の再質問の途中であります、1時間経過しておりますので、ここで暫時休憩といたします。

再開を11時15分といたします。

午前11時03分　休憩

午前11時15分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

2問目の再質問を許します。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） 学校給食の話に戻るのですけれども、現在子どもたちの食べる学校給食や保育園給食などで有機栽培された食材はどれだけ使われているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

有機栽培の割合につきましては、すみません、ちょっと手元に詳細な資料を持ち合わせてございませんので、確認いたします。後刻お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 村松こども家庭課長。

○こども家庭課長（村松徹君） 有機栽培の農産物の給食での使用状況でございますが、保育所における状況については、たしか入ってはおらないというふうに認識をしておりましたけれども、改めて確認をさせていただきまして答弁申し上げたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） 子どもたちの給食というのは、非常に大事な子どもたちの食事ですので、その中の1食であります。みどり戦略の中にオーガニックビレッジという事業があります。これは、市町村を単位として、その中に有機農業の地域内流通をつくり出そうという事業であります。この地域内で有機農産物を流通、消費させるという地域完結型、地産地消型の農業というのは画期的だと言われております。やはり有機農産物を給食に使ってもらえば、安定した有機農産物の需要が地域内に生まれるのではないか。そこで本町の給食は、地元産有機農産物を優先的に使っていくと、有機農業に興味を持つ生産者も売り先も心配することなく栽培を始められて、有機農業の推進にも少しでもつながるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） お答えいたします。

まさに有機農業をやられている方につきましては、同様の売り先が安定していったらいいというようなお話があります。また、みどりの食料システム戦略の中での位置づけというのも承知しているところでございまして、その中でまさにフードマイレージというような言葉もございますけれども、地域内でそういうものが循環するということは非常にいいことだなと思っています。

価格面というところの中で若干割高になってしまいますが、この地域内の消費という中では、岩手医科大学と協議したことがございます。やはり価格面での折り合いとか、一定量を集めないと食材として安定的に供給することができないというような形の中で現在は話は止まっているところでございますが、安全なもの、おいしいもの、日を特定して使えたらいねとか、そういうブレインストーミングはしているところでございまして、引き続きそういう検討はしてまいりたいなというふうに思っておりますし、地域内の循環という話の中では、今農商工共創プロジェクトの中で、例えばオーガニックのものを扱える産直みたいなものをチャレンジショップとしてつくっていけたらみんなうれしいよね、そうしたら町内の方々がもっと気軽に扱ってくれるかもしれないしというような意見も聞いております。

今一つ一つ意見を大切にしながら、可能性とマッチングの在り方というのを検討しているところでございまして、ここに關しましては、中小企業診断士さんなんかにも相談したり、あるいは流通関係の方々に意見を聞いたりしながら進めておりまして、何らかの形で具現化してまいりたいなと思っておりますし、そうしなければ、その広がりというのは持てないわけで、まずそこの種をつくるということの中で今努力しているところでございまして、目指すところと具体化、一歩進んでいる、一歩歩み始めているというところまでの答弁とさせていただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） チャレンジショップや、そういうのというのは、すごくいいなというふうに思いますので、進めていただきたいと思いますけれども、それからみどり戦略の有機農業を推進していく上で重要なことは、生産者ばかりでなく有機農業の理解者を増やしていくということ、食べることを通じて有機農業を支え、広げる人を増やすことが必要であると思います。

そういう意味からも、学校給食に有機栽培された食材を使うことは有効であろうと思いま

すし、学校給食から家庭における食事も、そういう食材を使うことは、どのように自分の体に、地球の環境に影響を及ぼすかを知ってもらうようにすべきだと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） 有機野菜も含めて有機農業で栽培された作物については、非常に有効であるというのは、ただいまの議論を聞いていて承知したところでございます。

ただし、栽培に関しては、まだ途上であるということ、それから学校給食におきましては、給食単価の問題もございます。県産品、そして地場産品も使いながら、その部分も今クリアしながらやっているところでございますが、その導入に関わっては、ちょっと検討する事項があるのではないかというふうに承知しているところでございます。

また、先ほど有機農法で作った野菜等を使っているかということでございますが、現段階で学校給食では使用しておらないところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） 発展途上だということは、そのとおりでありますけれども、それではなぜ有機農業を推進していく必要があるかというのは、先ほども申し上げましたとおり、これからの中を考へた場合に、環境問題と密接に関係してくるはずですし、今がよければいいということではなくて、先日の議会全員協議会で、先ほども推進監から農商工共創協議会についてお話をあったのですけれども、その協議会の事業内容にバイオステイミュラント等推進事業というのがありましたけれども、これバイオステイミュラント、これを日本語に直訳しますと、生物刺激剤ということでありまして、植物や土壤によりよい生活状態をもたらす様々な物質や微生物だということです。人が用いるものに例えると、バイオステイミュラントは、漢方薬やサプリメントのような役割を持ったもののようにあります。これはみどりの食料システム戦略においても言及されているのですけれども、法の整備がしっかりとできていなかつたり、安全性の証明がされていないことがあるようであるので、まだ課題があるようですので、その辺の問題点については、どう認識して推進していくかとされていくおつもりなのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 本町のことで答えて、一般的なことではなくて。

吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） お答えをさせていただきたいと思います。

みどりの食料システム戦略の中でも、将来的にこちらを位置づけていくという明文化されておりますし、欧州では主流のものになっているというふうに認識しております。

今言った安全性ということにつきましてですが、今回農商工共創協議会の事業でやっている中につきましては、効果の検証をしているというような段階でございます。協力いただいている方々に、この資材をお渡しして、今年度実証をしている状況でございまして、生育状況等につきまして、私どものほうと、あと農家さん含めて記録を取っておりまして、それらの発表会を行いたいなというふうに思っておりまして、その効果につきましても、やはり専門的な知見というものが必要になってくると思いますので、そういった分析をしっかりした上でやっていきたいと思っております。

食べるものですから、安全性が一番で、奇をてらう必要はないと思っておりますが、可能性として国が位置づけて既に販売されているものでございますので、そういった可能性について今年度の検証を進めているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） 有機農法については、そのとおりですので、時間もないようなので、次に移りたいと思いますけれども、農業者の高齢化、後継者不足の問題があるわけですけれども、最初私が質問した5反歩要件ですが、これは当初は移住者等が農地付空き家を購入しやすくして、少しでも農業をやっている方を増やせるようにということだったと思うのですけれども、それよりも市街化調整区域内の耕作しようにも、その担い手がいない、売るにも規制がかかって売れないというのをどこに相談に行ってもどうにもならないと嘆いている方がいらっしゃるのですが、これ一体どうしたらいいとお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） どこに行ってもなかなか相談に乗ってもらえないというような現状があるというのは、大変体制整備としてちょっと申し訳ないなというところでございますが、少なくとも今後どうしていったらいいのかという形の中で考えていることでございますが、やはり集落の中で、誰かがやりたいと言って、新規就農したいという相談をしに行ったときに、要件のことだけクリアされていればいいですよという話になって、中に入って孤立してしまうというようなことは、やはりあってはいけないなというふ

うに思っているところでございまして、うまくいっている例を勉強していきますと、やはり地域の中でしっかりと受け入れてサポートする体制が取られている、新規就農する場合も、この地域のここに住んだら、何々をサポートしてくれる人たちがいると、顔がしっかりと見える状況の中での受け入れ体制というものができているように認識しております。

矢巾町に今不足しているのは、そういうところだと思っておりまして、今後皆さんのはうにお知らせはしていきたいなと思っているところでございますが、地域おこし協力隊を通じながら、そういう新規就農者を募っていくような場合、しっかりとその地域の中で今、これもやはり農商工共創プロジェクトの中でやっているのですけれども、しっかりと顔が見える形で、この地域に来たら誰が受入先になっていただくのか、支援してもらえるのかというところを今後体制整備してまいりたいなというふうに思っているところでございまして、そうした中でしっかりと受皿をつくっていくという環境を部局関係なく横断的にできていければいいのかなと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 細越農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（細越一美君） ただいまのご質問に農業委員会としての立場でお答えいたします。

農業委員会といたしましては、新規就農、5反歩要件も撤廃されたということで、やはり地域での調和、地域において農業委員をはじめとした地域の農業者の方々との連携を持って、就農をきちんとしていただけるというふうな条件を、やはり就農していただくに当たっては、一番の条件と考えております。

遊休農地化しないためにも、そういったところに重きを置きまして対策をしてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 現状を聞いているのだから、現状どうなっているの。5反歩要件の中で、申請してもできないのではないかというふうな情報があるのだけれどもというふうな話をしているのだけれども、細越農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（細越一美君） ただいまのご質問にお答えいたしますが、やはり状況に応じまして、そのときに対応できる場合とできない場合というのがありますので、ご相談に応じているような状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 村松こども家庭課長。

○こども家庭課長（村松 徹君） 先ほど有機農産物の保育園での食材としての使用状況でございますが、ないというふうに申し上げた上で、再精査して答弁するというお話にさせていただいたところでございますが、改めて確認もしたところ、やはり有機農業の農産物を給食に利用している園等はないという状況でございました旨、答弁とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） そうはいっても、やはり魅力ある農業というのは理想であって、現実は厳しいものがあるような気がします。理想と現実のギャップです。そうしたらどうすればいいのか、そうは言っても、若い人でも定年過ぎた人でも一定数は農業をやってみたいと思う人はいるのではないかと思います。あとは、そういう人をどう集めるか、そしてマッチングさせるかということだと思うのですけれども、その辺の町としての考えをお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 今農業の関係について、一番は生産者イコール農業者、所得の向上をさせる仕組みづくりをしなければ、いずれ農業はどんどん衰退していくと。このことについては、私は市町村から、町村会もそうなのですが、国、県にも要望しております。今現状で町内でも専業農家で後継者がいても、もう農業は合わないからやめたいと、今それが現実なのです。

だから、農業者イコール生産者の所得向上の仕組みを、しっかり基本を国につくってもらわなければ、今町内も、県内も、国内でも、担い手がどんどん減っておるわけです。そして何よりも農業者が減るということは、地域コミュニティが衰退することにつながるのです。郷土芸能とか、いろいろな、今日先ほども答弁させていただいたのですが、地域でいろんな道路の維持補修とか、堰掘りとか、草刈りとか、そういうようなものもできなくなってくると。

だから、今ここで議論しておることについては、私どもが町としてできることとできないことがありますので。

あとは有機農業、これはもう昆秀一議員ご存じかと思うのですが、エシカル消費、消費者がやっぱり応分の負担をして、安いのだけを求めるというのではなく、やはり生産コストがあるですから、それをしっかり消費者も受け止めていただくと、そういうエシカル消費。

だから、これからは生産者、農業者と消費者とのマッチング、そして今有機農業の問題は、

何よりも医大であれば医食同源です。有機物で作ったお米、野菜、これは安心して安全で食べられると、そういうことの方向性を、やはり本町だけではできない、国の仕組みとして考えていかなければならない、そのところだけはひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） 国の仕組みということがあるわけですけれども、町でできることはやっぱりこつこつとやっていかなければならぬと思いますので、農業をめぐる環境というのは、やはり厳しいというのは現状でありますし、ほんの少しの魅力の発信だけでは農業をしようと思う人は増えていかないと思います。

まず、ウクライナ侵攻などによる資機材や燃料の高騰など、農業経営に多大な影響を受けている生産者が少しでも希望を持って継続できるような万全の措置を図ることがまず必要であります。これは町でできることでありますので、ですから魅力発信も重要なのですけれども、現農業者に対する、特に小規模農業者に対する支援の充実が必要になっていくと思うのですが、その点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） お答えいたします。

確かに現在の農業者に対する支援というのは、とても重要なふうに思っております。その中でも、昨年度は農業者に対して物価高騰に対する支援ということで補助を実施したところでございます。これにつきましては、今年度も引き続き県を通じて国ほうに要望しておるところでございますので、何とかこの要望がかなえば、また昨年度と同じように補助を実施したいというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で2問目の質問を終わります。

次に、3問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） 次に、いのち救う対策をについてお伺いいたします。

国の自殺対策は、平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降大きく前進しました。その結果、平成22年以降自殺者数は減少傾向でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、

令和2年からはまた増加傾向に転じています。

国では、自殺対策基本法を平成28年に改正し、市町村自殺対策計画を定めるものとすることになっております。これを受け本町では、矢巾町自殺対策計画を平成30年に策定し、その後昨年3月に第2期矢巾町自殺対策計画を策定しております。本町の自殺の現状は、5か年平均死亡率を見ると、年々減少傾向となっていますが、全国及び県の自殺死亡率よりも上回る状況が続いております。

本町においては、「いのち支え合うやはば～誰も自殺に追い込まれることのない矢巾町を目指して～」を基本理念に掲げて、自殺対策に取り組んでいるところであります。以下、いのち救う対策についてお伺いいたします。

1点目、町民への鬱病予防対策をどのように行われているのでしょうか。

2点目、児童生徒に対するSOSの出し方教室等、命の大切さの伝え方をどのように行っているのでしょうか。

3点目、自殺対策にすぐに相談できる環境づくりが大切であると考えますが、現状をどう認識しているのでしょうか。

4点目、自殺予防対策は、多面的アプローチを必要とする重要な社会問題であることから、町としてはどのようなアプローチを考え、実施しているのでしょうか。

5点目、自殺遺族者への支援をどのように行っているのでしょうか。

以上でございます。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　いのち救う対策をについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、町では心の専門家であります精神科医によるこころの健康相談を年5回開催しており、様々な心の悩みや対処方法などについて相談できる場を設けております。

また、福祉課や健康長寿課、こども家庭課において、保健師や社会福祉士が随時相談をお聴きし、関係機関と連携し、支援を行っております。

また、町のホームページには、心の健康状態を気軽に確認できる、こころの体温計を導入しております。自己回答により自身の心の健康状態を把握することができ、各種相談窓口の連絡先も併せて掲載しておりますので、スムーズに相談窓口へつなげておるところであります。

2点目についてですが、児童生徒を対象としたSOSの出し方教室は、中学校は毎年両校で、小学校では4校のうち2校ずつ2年に1度開催をしております。SOSの出し方教室を実施するに当たり、精神科の専門医師を講師にお迎えし、身近な信頼できる大人へ相談することや友人同士で相談相手になり得ることなど、簡単な演習を取り入れながら命の大切さを伝えております。

また、児童生徒のSOSの出し方教室と併せて、周りの人がSOSを受け止められるように、町内小中学校の教職員や保護者を対象としたゲートキーパー養成講座を毎年開催し、子どもたちの自殺予防に取り組んでおります。

3点目についてですが、役場窓口において相談機関の周知等を行っておりますが、相談内容により電話や来所相談が難しい場合や時間外の相談となる場合もあるものと認識しております。これらのことに対応するため、各関係機関が行っていますSOS相談や夜間を含めた電話相談の実施等も併せて周知を強化し、相談できずに孤立しないよう支援体制を整えております。

4点目についてですが、自殺の背景は、精神保健上の問題だけではなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独、孤立など、様々な社会的要因が挙げられ、自死に至った方々の多くが追い込まれた末のことであると推察をされます。

現在町では、重層的支援体制整備事業により、介護、障がい、子ども、生活困窮など身近な相談機関がそれぞれの分野に属さない相談である場合でも受け止め、お一人お一人の相談に寄り添い、適切な支援を受けることができるよう取り組んでおります。

さらに、支援につきましても、町内外の関係支援者と連携、協働の下、支援をしており、今後より一層連携を深めながら、支援につながるよう取り組んでまいります。

5点目についてですが、自死遺族の方々に対し、県では自死遺族交流会としてわかちあいの会などを開催しております。自死遺族の方々にとって、より身近な存在であります役場関係者には相談しにくいという声もあることから、町として自死遺族交流会等の開催には至っておりませんが、県央保健所や県精神保健福祉センターと協力し、自死遺族支援に努めております。

また、町では自死遺族の方々から隨時相談に応じ、専門相談機関につなぐことなど、自死遺族の方々の様々な問題解決につながるよう支援を行っております。

今後も関係機関と連携しながら、自死遺族の方々への支援が図られるよう努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） 本町の中学生が自殺してから約9年になります。あのようなことは絶対に二度と起こしてはいけません。そこで本町では、いじめ防止対策に対する条例を制定するなど様々な施策を行っています。また、県では、公立高校の生徒が顧問の教師からの叱責に苦しみ自死した問題を受けて、県教委が今年再発防止「岩手モデル」を策定し、教育の不適切指導の根絶に加え、命を大切にする教育を掲げており、教育現場での活用を想定しているとのことであります。

この再発防止「岩手モデル」、亡くなった生徒の名前からT S U B A S A モデルと言っております。このモデル、本町の教育現場での活用も想定されていて、本町の学校教職員が皆しっかりと把握されていると思いますが、このT S U B A S A モデルを受けて、本町教育委員会としてはどのようにお感じになられているのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

ただいまお話をありましたとおり、再発防止「岩手モデル」、県教委のほうで5月に定めまして、県内全域に徹底を周知されているところでございます。本町でもこれを重く受け止めまして、町内の全学校、全ての教職員、指導に係る先生方に、これを熟読していただきますとともに、県教委のほうで指導についての要点をまとめた動画の説明資料を用意していますので、夏休み中等を利用して全ての先生方に見ていただくように徹底したところでございます。

これを実際の指導に日々心得ながら生かしていただくように指導徹底をお願いしているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） 本町の自殺死亡者、ここ5年間、20歳未満の方はいらっしゃらないのですけれども、県においては23年の20歳未満の方は倍増していて、特に若い方の自殺予防対策は必須であると思うのですけれども、その点はどのようにお考えになられているのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

やはり若い方々に関しましては、小中学校、そういったところで、やはり学校教育の中で、そういった自殺対策の関係の勉強とか、本町ではSOSの出し方教室などを行っておりますが、そういった若い世代から自殺に対して考えていただくように、またそういった状況にある方に声かけをするという気持ちを持っていただくようにしていくべきだと考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） まずもって、この自殺対策においては国で考えていくことはもちろんのこと、これも地域でしていくことが大事になってきております。その中でも町が果たす役割、より一層重要になりますけれども、そこで総合計画においては、ゲートキーパー養成を挙げているわけですけれども、ゲートキーパーを増やすことも意義はあるのですけれども、ゲートキーパーを既に受講している人に対してのフォローアップを考えていきたい。

ゲートキーパー養成講座、私も何回か受講しているのですけれども、人間時がたつと忘れてしまうもので、そのとき大事だなと感じた思いというのも忘れてしまいがちになってしまいます。ですから、自殺対策基本法では、ちょうど来週9月10日から16日まで自殺予防週間と位置づけていますので、これを機に本町でも全町民に向けて自殺予防に対する正しい知識を普及啓発していただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

まず、ゲートキーパーの件でございますが、ゲートキーパーを受けていただいている方、今現在で1,689名受講させていただいております。この中には、今昆議員さんも話したとおり、2回目、3回目を受けた方もあるかと思いますが、やはりこういったゲートキーパー、初めて受ける方、また先ほどお話あったとおり、何年か前に受けて、もう忘れたという方もいると思いますので、何回でも受けていただいて、そういったところを思い出してくださいような形で私たちのほうでもゲートキーパー養成講座を様々な対象者に向けて開催させていただきたいと思います。

また、自殺に対する啓発ということで、今月の9月号の広報にも載せてございますが、「受

援力ノススメ」という形で、自殺対策に特化したものではございませんが、助けを求め、助けを受ける心構えのスキルということで受援力ということで、町広報で町民の方にご理解いただきたいということで掲載してございますし、またその広報の中にはふくし総合相談の窓口とか、先ほど答弁書にありましたこころの体温計などの記事も掲載されておりますので、こういった形で啓発を進めていきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） 自殺予防として大事なことには相談というものがあります。身近に気軽に相談できる人がいればいいのですけれども、家族に相談できない人もいるでしょうし、友達にも話せない人もいるでしょうし、ましてや顔の見えない人に相談しづらい人もいるでしょう。逆に顔が知られていないほうが相談しやすい人もいるかもしれません。そういうあらゆる人に対応できるように相談体制を整備していく必要があると思います。

いずれ相談する相手との信頼関係が大事になってくることが考えられますけれども、信頼していない人だと、やはり相談できないと思うので、この信頼を相談につなげるような体制こそ今求められているものだと思うのですが、そのような相談体制はどのようにつくっているのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

信頼関係といいますと、なかなか難しいところがございます。先ほど答弁にもありましたとおり、矢巾町役場として様々な保健師であったり、社会福祉士であったりということで相談に応じてございますので、そういうところを皆さんにご理解いただきて、役場を信頼していただく、またそういう相談をたくさん受けて、受けた方が、また周りの方にあそこに行けば相談に乗っていただけるようだというような話になるように、こちらのほうでも努めさせていただきたいと思います。

また、先ほど議員さんもお話ししたとおり、逆に顔が見えるというか、よく知っている方にはなかなか相談しづらいというところもあると思いますので、そういう方につきましては、先ほどお話ししました相談窓口を掲載してございますので、そういうところも活用いただくように考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） その相談体制の充実、それから強化については、自殺対策の担い手となり得るのがゲートキーパーであります。ゲートキーパーの養成研修、受講者数を増やすことも分かるのですけれども、さっき言ったようにゲートキーパー養成コースのフォローアップが必要なのと、本町でも行うようですけれども、心のサポーター養成研修、これをさらに進めていただきたいと思うのですが、この研修、心のサポーター養成研修とゲートキーパーはどう違うのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えいたします。

ゲートキーパーにつきましては、やっぱり自殺対策ということで、それに特化した形になってございます。今お話をありました心のサポーター養成講座のほうにつきましては、精神疾患とか、メンタルヘルスなどの関係の方に寄り添うサポーターということで、心のサポーターのほうが広い形になってございます。

今年度から国の方で進めている事業でございまして、矢巾町でも今年度対応して手を挙げて、これに取り組むこととなってございます。今年度1回、これから計画してサポーター養成講座を開催する予定となってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） 心のサポーター養成講座、ゲートキーパー同様に多くの皆さんに受講していただきたいと思うのですが、ほかにも人材育成という点は大切だと思いますけれども、例えば傾聴ボランティアや精神保健ボランティアなど、それから保健推進員や民生児童委員なども、そういう自殺対策の人材としても活用する必要があると思うのですけれども、そのような方の活用については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

確かに広い意味でいろんな方にそういった支えていただくということで、今までそういった方々にお願いして傾聴していただいたり、困っている方、また精神疾患の方などに寄り添うような形でお願いしておりますので、今後につきましても、ゲートキーパー養成講座な

どを、そういった方々にも再度というか、1回受けた方もいるかと思いますが、何回でも受けていただいて、そういったところを思い出しながら、ゲートキーパーとしての役割を果たしていただくように考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） 地域であれば民生児童委員や、学校であれば教員であったり、養護教諭であったり、スクールカウンセラーなどが何かあったら相談に乗るのですけれども、ふだんからそういう対象となる人の信頼関係を築くための声かけなどをしていく必要があるのではないかと思うのですが、その点はどうお考えでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

学校現場の中でのお話となりますけれども、基本的に全ての先生方、転入してきた方につきましてもゲートキーパーの講座を受けていただいております。そして日頃からの見守りや声かけ等大事だという意識は持っていますので、学校生活の中で目を配っていましたながら、その兆候がある場合には、連絡体制等取って相談につなげていくような仕組みを取っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

先ほども申し上げたとおり、確かに信頼関係が必要だと思いますので、地域の中で、いきなり声かけるのは非常に不審者と思われるかもしれない、私は何々ですがみたいな形で自分の身分などをお話ししながら、会話をしながら信頼関係を築いていただければなと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） また、今特に若い世代等を中心としてSNSが普及しておりますけれども、このSNSなど、インターネットを活用した相談も今求められていると思いますけれども、そういうラインなどを活用した相談はありますけれども、一体どこのところに相談

していいのかというのを迷う人もいると思います。

学校では、今G I G Aスクールとして1人1台端末を持っているので、それを活用しての相談というのはあるのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

現状ではG I G Aスクールの1人1台端末を利用しての、そういった相談という体制は取ってございません。ただ、国のほうでは、そういった必要性は感じているようですので、その仕組みが整いましたら、本町でも活用を検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） 義務教育はそのとおりなのですけれども、中学校を卒業してから相談できる体制というのは、どのように整備されているのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

先ほどお話ししたとおり、広報のほうでそういった相談場所の連絡先等をお知らせしておりますし、また今お話あったラインの関係ですと、いのちS O S岩手という形でラインのほうで相談できる体制も県のほうでは整えているところでございます。

また、いのちの電話という形で全国的な組織として取り組んでいるものもありますし、そういったものも活用していると考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） そこでG I G Aスクールの端末整備によって見守りフィルターというのを児童生徒がコンピューター等で自殺や自殺に関連する言葉を検索した場合に把握できる仕組みがあるようですが、これはどのくらい活用されているのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

おっしゃるとおり日常的に生徒が検索、調べ物等でそういったワードを使った際には、アラートが届くようにはなってございます。それが来ましたらならば、しかるべき、学校です

とか、関係のほうに確認して、大丈夫かどうか、フォローが必要かどうかというのは判断して対応するように日常的に対応しております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） そこの対応というのが非常に大切になってきますので、検索した後の対応というのを間違わないようにお願いしたいと思うのですけれども、その辺の重要性はどのようにお考えでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

やはりワードを入れた児童生徒ご本人、そしてそれを取り巻く保護者ですか、あるいは学校の先生、あるいは児童館の先生等、様々な方々が関わっていると思います。それぞれの方に応じた対応を心がけておりますので、まずはどういったお子さんがそういったことをしたのかという情報を確認した上で、対応を間違わないように適切な方に連絡を取って対応するように心がけて対応しております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） くれぐれもその対応を間違わないようにお願いしたいと思います。

次に、鬱病についてお伺いしたいのですけれども、鬱病によって自殺を考えてしまうケースというのは少なくないそうです。気分の落ち込みなどから常に自殺のことを考えてしまうような危険な状態になることがあるそうです。鬱病の対処方法としては、まず初期症状を知って早期に治療を受けるようにすること。そして、進行してしまった場合は、無理をせず医療機関に相談することが大切であります。受診に抵抗がある人もいるかもしれません、抵抗感じることはないのだよと、そういうことをお知らせすることも大事だと思うのですけれども、病気が重くならないうちに受診する勧めを町としてはどのように行っているのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

様々な形で福祉課のほうにも相談があります。また、この自殺に関しても、数は少ないの

ですが、若干相談がありますが、やはり相談した上で、できるだけ早く専門機関のほうに受診するようにお伝えする形を今でも取っております。

ただ、今すごく精神科のほうが混み合っているようで、すぐにつながるというのは、なかなか難しいようではございますが、町といたしましても、その相談の方の状況に応じて医療機関のほうにお話しして、できるだけ早く対応していただくように努めているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） それから、大事だと言われているのが、久慈モデルによる自殺対策ですけれども、まず1点目、6つの骨子、ネットワーク、1次、2次、3次予防、精神疾患、職域への支援に基づく対策。そして2点目に、既存の事業と新規の事業、ネットワークと人材養成による事業構成。3点目に、さまざまな人、組織、場を活用した地域づくりの視点に基づく対策。4点目に、地域診断を反映し、時間軸にそった活動の計画と計画修正により構成されておりますけれども、これは久慈市に岩手医科大学が全般的なコーディネートを行って開発されておるようですが、地域の保健福祉事業を通して住民に対する実質的支援を実施しております。

ですから、保健推進員や民生児童委員や各ボランティアが積極的に地域活動に加わってもらい成立するものでありますけれども、そういう方々の協力をどのように量として思っているのか先ほどもお聞きしましたけれども、地域におけるネットワークの強化が非常に重要なになってくると思うのですけれども、その辺のネットワークの強化はどう図っているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

今お話をあったとおり民生児童委員、あと保健推進員、また自治会の方々、そういう方々を中心にゲートキーパー養成講座も受けていただいておりますというふうに、あくまでもやっぱり地域の方が支え合う、あくまでも困っている方を孤立させない、孤独にさせないというところに重点を置いて、皆さん協力をいただきながら地域で支え合うというところを強く、そういう方々が支え合う、あくまでも困っている方を孤立させない、孤独にさせないというところを強調していくことを強調していきたいと考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） それと、あと2次予防については、ハイリスク者のアプローチなどですけれども、その辺の関係機関との連携の強化はどのようにになっているのか。

各担当機関や関係機関、例えば県の精神保健福祉センターや町の福祉課、それから地域包括支援センターや学校が個別に相談に乗っている場合もあると思うのですけれども、その中でより深刻なハイリスク者への支援の連携はどう行われているのか。

庁舎内には矢巾町内の自殺対策ネットワークの会議と町の矢巾町自殺予防ネットワークとあるようですけれども、役場の中では庁舎内自殺対策プロジェクトチーム会議もあるようですが、これはどのくらい開催されていて、矢巾町内のネットワークの会議はどのようなメンバーで、どのくらいの割合、連携がされているのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

2次の関係ですが、県央保健所また精神保健福祉センターの方々も、いろいろな自殺対策の関係の会議にメンバーとして参加していただいておりますので、そういう方々にも理解していただきながら、町の相談も応じていただいてございます。

また、先ほど庁内の関係でございますが、自殺対策ネットワーク会議、これにつきましては管理職等の関係がメンバーとなってございますし、あとプロジェクト会議のほうは、各課の代表と言えばあれなのですが、各課から1人出していただいてメンバーとなっていただいて、自殺対策の対応をしているところでございます。これにつきましては、会議は年に2回開催して矢巾町の自殺の現状や取組などについて協議しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） つい見落とされがちなのが働き盛り世代の自殺対策なのです。商工担当課や商工会、企業連絡会等と連携して研修を行っているようのですけれども、参加人数が目標に至っていないと自殺対策計画ではなっているのですけれども、なぜ目標に達していないのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

働き盛りのところで卸センターと共同で卸センターを会場として、オンラインと、また直接参加する形で研修を実施したところでございます。確かに目標の人数には達成していないところではございますが、もうちょっと働きかけを持って今年度以降多くの方に参加していく様子で進めてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） 自殺というのは決して特別ではないということです。死というのは誰にでもやってきます。これは避けようのない事実としてあります。ですが、自ら死を選ぶことは絶対にいけない、これだけは言いたいです。自殺することで悲しむ人がいるはずです。その悲しみのあまりに後を追ってしまう方や心を病んでしまう人もいるかもしれません。自殺は、自分自身に関わってくる問題であり、誰にでも起こり得るものであります。決して他人事ではありません。このことを町民の意識に強く持ってもらうようなことが必要であります。

ですから、行政としては関係機関を含めて、そのことをしっかりと意識して忘れずにいてほしいと思いますし、町民の命を守るために行政運営を図っていただければと思いますけれども、最後にその所感をお伺いして終わりたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

本町につきましては、中学校のほうで悲しい事件もございましたので、特にこの自殺に関しては、自殺で亡くなることに関しては、町民の方々に強く、この予防に関しては広報、周知させていただきたいと思います。

やはり命というものの大切さ、そしてまた自分を大切にすること、また自分を大切にすることとイコールに、また周りの人も大切にすることを町民の方々に強く周知していきたいと考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で15番、昆秀一議員の質問を終わります。

これで昼食のための休憩に入ります。

再開を13時、1時といたします。

午後 0時05分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

佐藤農業委員会会長がここで退席しておりますので、ご報告いたします。

それでは、引き続き一般質問を行います。

次に、14番、村松信一議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（14番 村松信一議員 登壇）

○14番（村松信一議員） 議席番号14番、矢巾未来の会、村松信一でございます。

それでは、質問の1問目、北上川水系流域治水プロジェクトについて町長にお伺いをいたします。

近年の気候変動による水害激甚化、頻発化に備え、北上川流域におけるあらゆる関係者が協働して、流域全体で被害を軽減させるための流域治水プロジェクトに矢巾町も参加しておりますが、プロジェクトの中で矢巾町が取り組んでいる以下の状況と今後の取り組み方について伺います。

1点目、氾濫をできるだけ防ぐ、減らすための対策として実施する普通河川の整備促進、排水路整備、駐車場の透水性舗装、水田貯留（田んぼダム）の取組推進。

そして2点目、被害の軽減、早期復旧、復興のための対策として実施する洪水、内水氾濫ハザードマップ更新、浸水深標識設置。

それから3点目、自然環境が有する多様な機能を生かすグリーンインフラの取組として実施する田んぼダム実証事業に係る現地説明会。

以上の項目についてお伺いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 14番、村松信一議員の北上川水系流域治水プロジェクトについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、普通河川の整備促進につきましては、大雨時の通水断面確保を目

的としてしゅんせつを実施しているところであります。今後新たに宅地開発などの開発が行われる場合には、普通河川逆堰等への雨水の流入増加が想定されるため、災害を未然に防止するための整備についても検討してまいります。

また、排水路につきましては、又兵エ新田第4地割地内から東徳田樋門まで矢巾1号幹線ほかを整備するとともに、解散した盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合より流通センター南1丁目から放流先であります高田第1地割地内の見前川右岸まで流通センター1号幹線ほかの移管を受け、それぞれ適切に維持管理を行っております。

なお、駐車場の透水性舗装につきましては、近年全国的に頻発しております局所的な大雨などの災害時において、既存水路及び下流河川への影響がないよう、今後開発計画の相談があつた際は、雨水排水計画の確認のほか、透水性舗装や雨水処理施設の設置などの流出抑制対策について指導してまいります。

次に、田んぼダムにつきましては、特に圃場整備事業実施地区であります矢次、広宮沢地区において取組を推進しているところであります。

2点目についてですが、現行の矢巾町防災マップにつきましては、町内を流れる各級河川のうち、北上川をはじめとして岩崎川、芋沢川、太田川を対象とした想定最大規模降雨による浸水想定区域図並びに内水氾濫ハザードマップを取り入れるとともに、新たな土砂災害のおそれのある箇所を加えて更新したものであります。

今後につきましては、大白沢川、見前川、向田川等の想定最大規模降雨による浸水想定区域図の公表や土砂災害警戒区域などの新たな指定を踏まえつつ、盛岡南道路の整備に伴う各河川流域への影響についても考慮し、次期防災マップの更新を行ってまいります。

なお、浸水深標識設置につきましては、町内7か所のJR東北本線アンダーパスのうち主要路線4か所については、表示を完了し、車両への注意喚起を行っております。未設置の3か所につきましても、今後表示を行ってまいります。

3点目についてですが、田んぼダム実施事業に係る現地説明会は、令和3年度に実施したところであります。最近では、圃場整備事業実施地区であります矢次、広宮沢地区の総会時に説明を行ったほか、多面的機能支払交付金の活動組織への説明会において説明を行っているところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、田んぼダムについて伺いたいと思います。

田んぼダムの取組について、矢次、広宮沢の取組は、いわゆる圃場整備事業に合わせて実施したものであります、非常に面積も少ないわけであります。本町の一般圃場は、水田面積といたしまして25キロ平方メートルあるわけであります。令和4年度施政方針の中で、平成25年8月の豪雨のような被害を流域全体で少なくするという流域治水の考えに基づき、煙山ダム2杯分の貯水効果のある田んぼダムの取組を進める主要施策の一つであり、多くの一般圃場に設置して効果が出るものであります。

紫波町でも氾濫をできるだけ防ぐ、減らすための対策として、水田貯留ほかを掲げておりますが、田んぼダムに積極的に取り組んでいる多面的機能支払交付金事業組織の視察研修をしてまいりました。これは、7月26日であります。紫波の組織から3名と、それから役場担当者が2名、それからうちのほうの組織3名、それから岩手大学の流域治水研究の4名の方、12名で一応視察研修、現場確認をいたしました。

視察先の組織は、大きくて330ヘクタールあるわけであります。そこで令和4年と5年の2か年でダムの装置、ドレーンますとか、コンクリートます、その他含めまして1,074か所に設置して、設置率は70.9%であります。ですから、50%要件はもうとうにクリアしているわけであります。導入に当たっては、先進地の宮城県などの施設研修を実施されたそうであります。

やっぱり大切なのは、このことだと思います。農業人として、みんなのためにできることをやろうという共助の考えの共有を図ったそうであります。流域治水として紫波町古館地区や、それから本町の間野々あるいはまた北郡山、土橋地区も、減災を考えるとエリア内の河川、不動地区全体や、それから矢巾町と近隣の紫波町一帯、ここも一帯と捉えて取り組むことが必要なのだと思います。

3月の質問で、本町の河川と紫波の河川が交わる五内川あるいは徳田の南の地域などの減災のためには、やっぱり不動地域、それから矢巾と接する紫波の地域も一緒になって取り組むことが必要ではないかと提起したわけであります。

そこでお伺いしますが、その後担当課としてはどのような行動されましたでしょうか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

3月以降に何か具体的に取組をしたかというところにつきましては、3月以降の取組は、

ただいま答弁でもありましたとおり圃場整備地区で、まずはこの2地区で完全に実施したいというところで取り組んだところでございまして、それ以外のところにつきましては、特段今やっていないところというところにはなりますけれども、この2地区でまず実施を進めまして、それで皆さんにこの取組を広めていきたいというのが取りあえず今の考えでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 田んぼダムというのは、1月から大体刈り入れの終わる10月までの間にいろいろと打合せをして、実際設置するのは、10月の末頃から、それから雪の降る間のたった2か月なのです。今何もやっていないということは、来年の今ぐらいになって、決まっていれば来年の今頃に設置するということです。それは、できないのです、あとは。ですから、大変遅れていると思いますので、もう少しねじを巻いて取り組んでいただくことをお願いしておきたいと思います。

次の質問に移りますが、北上川上流域は8市7町で構成しております治水プロジェクトにおいて、本町の主要計画は、先ほど申し上げました1から3でありますけれども、この中で一番一般町民が自ら取り組むことができるのは、1の水田貯留、田んぼダムだけなのです。あとは、行政が関わらなければできないのです。

ですから、例えばまず本町の多面的機能支払交付金事業組織に対して、先ほど申し上げましたように330ヘクタールの組織は、まず先進地の視察をしようということでまとまって先進地の視察をしたそうですが、それで当矢巾でも田んぼダムの先進地の研修を企画してはどうか、これを伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先進地研修をしてはどうかというところでございますが、確かにそのとおりというところもございます。

なお、多面的機能支払交付金の対象組織でございますが、29組織あるわけでございますが、白沢以外に、取りあえず田んぼダムについての希望はなかったというところもありますので、ちょっとこの辺も踏まえまして、どういった研修がいいのか、恐らく皆さん懸念されているのは、例えば畦畔が何か壊れてしまうのではないかとか、あとは何か排水装置のところに草

とかが詰まってしまって、その撤去の分の手間がかかるのではないかというような不安もあると思いますので、そういったところも踏まえまして研修の持ち方を考えてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 考えが甘いです。先ほどの組織も田んぼダムなんて全く眼中になかったのです。まず、下流域のほうの減災に取り組むためには何ができるかということだけなのです。それで行ってきて、それでやっぱりなということで先ほど申し上げたとおりなのです。ですから、まず考えてみるというよりも、実施していただくことをまず前提に考えていただきたいと思います。

それでは、次の質間に移りますが、6年度から多面的機能支払交付金は、今年度から新規5年間の事業として申請する年度であったわけでありますけれども、ここで申請された多面的機能支払交付金として交付金事業の申請数は幾らですか、申請組織は。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ご質問にお答えいたします。

多面的の組織の数でございますけれども、27件となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 前期まではたしか29だったと思いますので、それでは2つ減ったということで、27件ですから、2つ減ったということになりますけれども、この中で田んぼダムの申込みというのは、先ほど白沢だけだったということでおよろしいでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） お答えさせていただきます。

先ほど申し上げましたが、ほかに希望がなかったという状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、この中で水田貯留、田んぼダム化の申込みはなかったということありますので、また河川の整備の中で、大雨時に通水面積確保のためしゅんせつ

を実施しておるということですが、まだまだしゅんせつの必要な箇所はたくさんあります。

それで今後のしゅんせつ計画について、流域治水のことを考えれば、田んぼダム化の要件を満たしたところを優先すべきでないかと思いますが、その考えを伺います。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

現在のしゅんせつの計画につきましては、この秋の台風の状況を見まして、より堆積している量の多いところをしゅんせつするようにしておるところでございますが、ただいまのご意見も踏まえまして、全体的な考慮を行ってまいりたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 村松信一議員。

○14番（村松信一議員） せひとも考慮願いたい。なぜかというと、みんなのために、田んぼダムやったところで何のメリットもないのです。それで、よく流れができるようにということで、それを優先の中にも少し入れていただきたいということでお願いしておきたいと思います。

それから、次の質問に移ります。しゅんせつについて新たな宅地開発の場合、逆堰等への雨水増加を想定のため整備を検討するとあります。現在新たに宅地造成されております、販売されております付近の河川には、しゅんせつが必要なところが実はあります。新川がそうだと思います。

ということで、そういったところは、新規の部分もあそこに流れるのです、雨水が。ということで、そういったところを優先する考えはありませんでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

現在の開発地につきましては、全て内部でまずは必ず一旦水を受けて遊水地のような形で、そちらから緩やかに河川のほうに水が流れていくようにされてございます。新川につきましても、そのとおり最終的には流れていく状況でございますので、状況判断しながら進めさせていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） その雨水の処理について、透水性舗装も考えて掲げてあるわけあります、簡単にできる方法として、道路脇に浸透性のますを設置するというのは、全国的

に今設置されております。

そこで伺いますが、本町では浸透性ますの設置は現在あるのか、それと今後設置する計画があるのか伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

現在町内でアパート等で広めの駐車場が確保されている物件につきましては、排水浸透ますを設置するように指導しております、そちらのほうである程度は地下に水のほうが流れるようにしているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 浸水深の標識設置について、あと未設置が3か所あるということですが、そのほかにも小さな農業用のアンダーパスも実はあるわけでありますが、こういったものを追加として対象とする考えはあるか伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） ただいまのお話のありました部分につきましては、狹森地下道とかのこと、狹森地下道も、その3か所の中の一つとして入れてございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、この1点目の最後としたいと思いますが、町長に伺いたいと思います。

本町は、北上川流域、県内15市町の中で総面積に占める水田の割合は37%あります、これが田園都市と言われるゆえんでもあるわけであります。ちなみに盛岡は、圃場は5%しかないのです。紫波町は19%、それから花巻は15%ということで、昨年全国のゲリラ豪雨は9万1,000回、それから岩手県でも3,100回発生したそうでありますけれども、今年も台風や線状降水帯が発生して被害も多く出ております。そこで8月27日は矢巾町に大雨洪水警報、それから雷、濃霧注意報等が発令され、今後も毎年このような気候が続くと思われますが、このような中で、減災に効果のある町長が施政方針で掲げております田んぼダムは、今の答弁にありましたように、ほとんど進展がないわけであります。

それで圃場関係者に対し田んぼダムの必要性について力強い発言が必要ですが、見解をお

伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきますが、田んぼダム、特に流域の治水の総合プロジェクトの中で、特に国土交通省が災害対策であれなのですが、実際やるところを国の所管でいうと農林水産部、そしてもう一つは国土交通省、私たちの市町村にしては、やはりこの田んぼダムについてもう少しやりやすい環境を、財政支援から始め、そういうことをもう少し国でも仕組みを考えてほしいなど。

今、特に担当課長からも後から答弁あるかと思いますが、特定都市河川法とか、いろんな法律があるわけです。そういう中で、いずれは地域で災害から地域を守らなければならぬ。そのために田んぼダムというのは、非常に重要な役割を果たすわけでございますので、そういうことをもう少しうちのほうも国の方に、いわゆる要望してまいりたいなということで、まず一生懸命村松信一議員自身も地域での田んぼダムに取り組んで、特に岩手大学と一緒にやって取り組んでいただいているわけですが、そういう普及の輪を私たちしっかり取り組んでいきたいなということで、この辺のところの府内のプロジェクトの連携をしっかり図れるような体制整備を構築してまいりたいと思いますので、いずれそれにしてももう少し国からの財政支援とか、そういうことを私たちも要望してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは、1問目の質問は終わります。

次に、2問目の質問を許します。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、2問目の質問に移りたいと思います。継続施策の取組について、町長にお伺いをいたします。

1点目、橋梁長寿命化修繕計画について。令和2年度策定の橋梁長寿命化修繕計画は、令和4年7月に更新され、新たに新技術等の活用方針、集約化、撤去、機能縮小等による費用の縮減の項目が追加されました。将来的な財政負担の軽減や道路交通の安全性確保を図る修繕計画でありますが、予防保全型管理を推進し、より効果的、効率的な維持管理と道路ネットワークの安全性、信頼性確保に関し、以下について伺いたいと思います。

初めに、岩手医科大学附属病院や大型ロジスティクス企業の進出により、交通量や大型ト

ラックの通行が増加し、橋梁が受けるダメージは以前よりも大きくなっていると思われます。現在の橋梁の状況はどうか。

次に、新技術等の活用方針によると、定期点検時のひび割れ幅の自動計測等画像解析システムの活用を検討するとしておりますが、現在活用されているのか。

次に、修繕工事に超高強度繊維コンクリートや炭素繊維プレート等、工事費の縮減ができる新技術の活用を積極的に検討するとしておりますが、業者への周知や新技術習得を促す方策についてどのように考えているか伺いたいと思います。

それから2点目、観光まちづくりの推進について。矢巾町にぎわい創出実行委員会を中心を開催しております春、夏、秋、冬まつりは年々工夫され、町のにぎわいの創出となっております。矢巾町の中心に位置する森山パストラルパークは自然にあふれ、散策路等も整備された公園で、夏には町の花、ユリが咲く癒やしの場ともなっております。町の祭りが開催される頃は、ヤマユリの満開と同時期であり、町の中心地での開催に加え、森山パストラルパークも取り込んだ夏まつりとしてはどうか。

3点目、脱炭素の取組について。初めに、自家消費型太陽光発電設備等の設置、高効率照明設備への更新、既存住宅の断熱改修に対する補助事業の実績はどのようにになっているか。

次に、矢巾町新エネルギービジョン令和3年度改訂版によると、矢巾町の1人1日当たりのごみの排出量は、事業系、家庭系合わせて県内で最も多いとされております。事業系ごみの排出量を削減するために事業者に対してどのような働きかけをしているのか。また、一般ごみの環境施設組合への搬入が予約制になったことにより、本町のごみの搬入量に変化があったのか。

次に4点目、矢巾町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）では、2020年度から2024年度までの5年間で二酸化炭素排出量を2018年度比8%削減することを目標とし、再生可能エネルギーの導入や公共施設のLED照明化等を進めているが、達成状況を伺う。

以上、4点についてお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　継続施策の取組についてお答えをいたします。

1点目についてですが、現在の橋梁の状況につきましては、町の管理橋梁268橋を定期点検要領に基づき5年周期で点検を行っており、一部で経年劣化が確認されておりますが、大型車や交通量増加が原因となる損傷は、確認されていないところであります。

定期点検の結果、早期に補修が必要な橋梁は17橋、いわゆる17の橋があり、現在計画的に補修工事を実施しており、2橋、2つの橋が完了し、1橋、1つの橋は現在工事中となっております。

なお、画像解析システムの活用につきましては、昨年度の定期点検からコンクリート表面のひび割れ調査及び調査図面作成等について活用し、点検の省力化に寄与しておるところであります。

また、新技術の活用につきましては、新技術を用いた工法で発注を行うとともに、受注者からも積極的に新技術の活用についての提案を行うよう促しておりますが、まずは発注者側であります町職員が新技術に対する知見を広げることが重要でありますので、町職員が研さんを積む機会を確保することが肝要であると考えております。

2点目についてですが、町の3つの祭りを一体的に運営することを目的に、令和4年度に、にぎわい創出実行委員会を設立し、町のみならず関係団体の代表の方々にも委員を務めていただいております。

また、森山パストラルパークは、地元の白沢住民自治会が丁寧に維持管理を行い、地元有志による山ゆりフェスタを開催するなど取り組んでおりのことから、議員ご提案の森山パストラルパークを含めた夏まつりにつきましては、今後委員会で検討をしてまいります。

なお、今回、いわゆる今年の夏開催されました矢巾町夏まつりにおきましては、会場周辺で近隣事業者が主催するイベントが同日に開催されたことで、駅周辺のにぎわい創出に大きくつながったと認識しております。今後も会場の環境や規模に合わせて、祭りなどの在り方を検証しつつ、町のさらなるにぎわい創出に向け取り組んでまいります。

3点目についてですが、令和5年度から取り組んでおります重点対策加速化事業における間接補助事業の申請件数は、8月末時点で自家消費型太陽光発電設備などの設置が個人13件、事業所1件となっております。今年度は、新しく宅地造成された地区における住宅メーカーの販売会での周知などを実施することにしております。

次に、事業系ごみの排出量の削減についてですが、本町では令和5年4月から事業系古紙類の清掃センターへの搬入規制を実施し、リサイクル業者へ直接搬入いただいており、盛岡・紫波地区環境施設組合では、事業所から清掃センターへ搬入された廃棄物の検査を実施し、一般廃棄物に産業廃棄物が混在している場合は、搬入業者を通じて分別改善を促しているところであります。

また、令和3年8月から実施しております清掃センターへの搬入予約により、直接持込み

によるごみ搬入量は減少しておりますが、ごみの総量も減少傾向であるため、予約制導入が直接に影響があるか分からぬところであります。

4点目についてですが、矢巾町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）における二酸化炭素排出量削減目標となる2018年度比での8%削減に対し、2022年度は5.31%削減となっており、町では重点対策加速化事業を活用しつつ、公共施設への太陽光パネル設置やLED化を進めているところであります。引き続き削減に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、質問をさせていただきます。

今年の6月16日の岩手日報の記事で「進む橋老朽化 点検人材不足」という、こういう記事がありました。これに関しまして質問をさせていただきますが、本町の令和4年橋梁長寿命化修繕計画によりますと、日常的な維持管理に関する基本方針といたしまして、矢巾町橋梁長寿命化修繕計画は、平成24年度に策定後、令和2年度までに実施した点検結果による修繕計画の見直しにより、現在は計画に沿って対策を実施中でありますとあります。令和5年度までに全260、さっき68と言いましたが、私の調べでは66、どちらかだと思いますが、橋梁のうち266か、268、ちょっとどっちか間違っていれば、私ちょっと定かではないのですが、268の橋梁のうち6橋について、6の橋について対策を計画しておったわけですが、その結果として5年度までに計画どおりできたわけでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

こちらにつきましては、現在先ほどの町長答弁にもありましたとおり、3橋目のところに手をかけている状態でございまして、やはり橋梁の補修、橋梁を設置するよりもお金がかかるといいますか、かなりの経費がかかりまして、国の予算の内示状況に合わせて進捗が決まるような状況でございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） これから残っている3橋、これについては順次補修していくと思いますけれども、もともと補修をするといった年度から超えてるわけですが、安全性には問題ないのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

矢巾町では、4段階の判定がございまして、その中で一番危険なのが4判定となっております。矢巾町では、4判定の橋梁はなく、危険なものとしても3判定までとなってございまして、現状として通行は可能であるが、修繕が必要であるということでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 点検結果によりまして、早期補修が必要なのは17橋あるという答弁がありました。それで本来10年計画で268橋梁につきましては、令和4年4月の更新時点で、早期補修が必要な、先ほど言いました17か所となったわけでありますけれども、令和2年度から令和4年度にまた更新したわけですが、この17橋梁のうち、この2年間でどれくらい増えたのでしょうか伺います。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

判定の結果、3のものが増えたというわけではなく、現状維持で17橋でございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、新技術の活用方針のところについて伺いたいと思います。

修繕工事について、新たに修繕の設計を実施する橋梁は、修繕工法の選定の際、新技術情報提供システム等に掲載のものを活用すると、積極的に活用するとなっております。業者に新技術の活用の提案を促すとしておりますけれども、町内の業者では、この技術に対応できる企業はあるのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

実際のお話をいたしますと、業者さんから情報提供いただくのは、例えば県とか、大きな工事の下請に入ったりして、こういうふうな工法があったというふうな情報を聞いていただいて、それを私どものほうでも検討するようなものでございまして、直接業者からこういう提案というふうなのは、町内の業者ではなく、中央の大きな製品等を開発しているところからの情報提供となってございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） この技術の習得に対しまして、町職員が新技術に対し知見を広げる、研さんを積むということを重要としているわけです。それで専門的分野の研修などをやっぱり早期に実施して身につけるべきと考えます。そこで、このことはやっぱり予算化して取り組むべきと思いますが、見解を伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

そのとおりでございまして、現在年間を通じまして最低でも2回東京での研修や、あとは盛岡ブロックでの研修等に職員を派遣して、技術の習得に努めているところでございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、ドローンの活用のことについて伺いたいと思います。

定期点検費用の縮減効果は大きいということありますし、これは外部委託しているのか、それとも自前で点検しているのか伺いたいと思います。

そしてまた、橋梁長寿命化修繕計画で令和6年度は6橋の長寿命化に取り組むとして、先ほど聞いたとおりでありますけれども、6年度の予算策定時に今年度取り組む長寿命化計画の橋梁については、資材や諸物価、人件費等の高騰の部分も含めて計算した予算であるということでありましたが、あれからやっぱり10か月がたちました。現在の橋梁等についての諸物価の見通しから、予算の減額や、それから増額、そういったことの、10か月たった時点でその増額の見込みとか過不足がないか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

まず、ドローン等を活用した点検ということでございますが、定期点検は専門の業者のように委託して行っているところでございます。

また、最後の質問のほうでございますが、資材高騰につきましては、3月に発注した工事につきましては、現時点では単価の見直し等の要望は行われておりませんので、今は大丈夫なものというふうに判断してございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） では、橋梁の件はこれで終わりまして、夏祭り等の実施についてのところの質問をさせていただきます。

森山パストラルパークは、ヤマユリの新芽がたくさん出ております。年々増加しております。しかし、ヤマユリは花が咲くまでに7年かかるわけであります。そこで散策道の脇、それから下草刈り等など手入れのときに、各種その他の事象によりまして消滅してしまいます。数%しか残らないのです。ですから、なかなか増えないという現状があります。今年は、200本ぐらい咲いたと思います。新芽で1,000本分くらいはあると思います。

そこで今の解消として、擬木、木のような格好をしたコンクリートのポールみたいなやつとか、それからロープの柵があれば解消できますので、全体的なヤマユリを増やすためということでありますけれども、こういった柵の設置についての予算化の考えを伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

柵があればということでございましたが、こちらにつきましては、今年度は何もご用意がなかったものですから、来年度に向けまして、地元の管理いただいている白沢自治会さんのはうとご相談させていただきながら対応してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、森山パストラルパークの続きを質問させていただきますが、今年の山ゆりフェスタでは、ほとんど宣伝はしませんでした。約200人以上は来たそうですが、夏の暑いときに、とても涼しい場所ということで好評をいただきました。矢巾町で栽培いたしましたコーヒー、それから音楽イベントなどが大変好評でありました。今展望台は腐食が多くて、倒れることはないと私は思いますが、いわゆる上のほうからコンクリートの破片だとか、そういうものが落ちてくる可能性があるくらい腐食がありまして危険な状態になりつつありますので、この修繕についての考えを伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ご質問にお答えいたします。

ただいま展望台のところ、すみません、大変危険な状況もあるというお話をございました

ので、こちらのほうにつきましては、早期に対応が必要だという判断になれば、また補正なりで皆さんにお願いする形で修繕をということになろうかと思いますので、まずは現地のほうを早急に確認させていただきたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、次のごみの総量について伺いたいと思います。

ごみの総量の減少については、各小売店などが資源として分別場所を設置しているところも多くなりまして、全体としてごみの減量につながっていると思いますが、各自治会のごみ置場も今多少あちこちで問題が発生しているということも、問題というよりも、大型ごみではないようなものもあるとかいうことがありますけれども、今ごみ置場で何か問題になっている注意する点はありませんでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

私どもの環境係のほうに各自治会からご相談あるので、やはり分別がなされていないですか、あるいは本来その集積所に捨てるべきではないごみが捨てられるという、いわゆる違法なごみを捨てられるというご相談が来ております。

これに対しては、昨年度から監視カメラの自治会への貸出しを行っているのですけれども、これを設置することによって、やはり抑止効果が出ているというふうに自治会から伺っておりますので、このカメラの貸出し等を通じて、ぜひ自治会のほうが管理している集積所の適正な運用のほうを支援してまいりたいと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 2問目の最後にしたいと思います。

二酸化炭素排出の削減のことについて、木質バイオマス発電の企業を誘致というか、計画企業があったわけですが、場所の整地後、施設の建設の動きが止まっているように感じるのですけれども、今の現状はどうなっていますでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ご質問にお答えいたします。

南昌のほうの木質バイオマスということでございますが、こちらにつきましては、事前の

いろいろな協議を重ねまして8月会議を開きまして、申請に向けて準備が着々と進んでおるということで、今度は近々申請が正式に上がってくるものというふうに認識しております。

来年、再来年の年初め施設稼働に向けまして、予定どおり進捗しておるという状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） これで2番目の質問を終わります。

次に、3問目の質問を許します。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、3問目の質問をいたしたいと思います。学校運営協議会（地域とともにある学校運営）について教育長にお伺いをいたします。

小中学校の活動は、ここ数年コロナ感染拡大防止のために制約されておりましたが、現在は通常活動に戻っていると思います。令和6年3月の学校運営協議会において、5年度の状況報告と6年度の学校経営方針の承認がなされておりますが、以下について伺いたいと思います。

1点目、令和5年度の各学校における地域協働活動として、どのようなことが報告され評価されたのか。各学校の6年度学校経営方針は、一般に公表されているのか。

2点目、地域とともにある学校を目指しておりますが、一般市民が学校行事を支援し、参加する方法を伺いたいと思います。

3点目、学校運営協議会による学校運営について、この制度が導入される以前と比較し、行事や活動内容に変化があった点は何か。

次に4点目、コミュニティ・スクールでは、地域でどのような子どもを育てていくかという目標やビジョンを共有し、社会総がかりにより、それぞれの学校の特徴を尊重し、これまで培われてきた教育振興運動を基盤に、地域とともにある学校づくりに取り組むとしておりますが、地域住民との目標やビジョンの共有はどのように図ろうとしているのか。

以上、4点についてお伺いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 学校運営協議会（地域とともにある学校運営）についてのご質問に

お答えをいたします。

1点目についてですが、本年3月に行われた学校運営協議会では、令和5年度の地域協働活動として、小学校における150周年事業の取組やあいさつ運動、スクールガードによる見守り活動、読書ボランティアによる読み聞かせ活動、地域の方々の協力による農作業体験などの実践が報告をされております。

その実績や反省等を踏まえて、学校ごとに作成された令和6年度の学校経営方針が協議会で承認されており、各校の学校経営方針はPTA総会等では公表されておりますが、広く公表はされておりませんので、今後学校のホームページに掲載し、広く公表するよう働きかけてまいります。

2点目についてですが、学校で授業や行事などの際に、地域の方々の支援を必要とする場合は、各学校の判断により、保護者やコミュニティ役員の方を通じてなど、その時々に応じた形で地域に参加を呼びかけ、ご賛同くださった方々にご協力をいただいております。

また、各学校には学校運営協議会の部会があり、委員には学校の所在する地域の代表の方がおりますので、この方を通じて参画の意思を伝えていただく方法も可能となっております。

3点目についてですが、学校運営協議会制度の導入以来、各学校間での情報やビジョンの共有は進んできたところではありますが、コロナ禍で長らく積極的な活動が控えられてきた影響もあり、行事や活動については、多くの学校はおおむね従前の内容が継続されますが、本年度休止となっていた校内行事の復活に、学校、保護者、地域が連携し、協働して実施するという学校もございます。

4点目についてですが、学校運営協議会制度は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組み、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって魅力ある学校づくりを進めていくことが大きな目的であります。現在の委員が、地域の住民の代表の方、PTAの代表の方、学識経験者等の構成となっているのは、それぞれの委員が所属する団体等の意見を集約し、その意見を持ち寄り、学校運営協議会の各学校部会で協議し、学校の経営方針を合議の上、決定するためであります。

このようにして決定した学校の経営方針の下、一丸となって取り組むことにより、目標やビジョンの共有を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員）　学校の除雪について伺いたいと思います。

学校の近所で除雪機械を持参し、駐車場等の除雪を手伝う。よく目にするのは、冬の期間は大体100から150台の送迎の車であふれます。それで、駐車場近辺は除雪が追いつきませんで、全て圧雪になります。そこを徒步の生徒もおりますし、車から降りて歩くわけありますが、圧雪状態でアイスバーンみたいな状態になって、ほとんどの方が転びます。

そこで朝3時ぐらいからこれを除雪すればいいのと、それから融雪剤を撒布するという方法もありますが、地域とともにある学校の支援として、支援、そういうことを言っていますよね。ですから、私たちが自主的に地元で協力したいということでも、私たちは委員でも何でもありませんので、そういうことはできますかと問合せぐらいやれば、すぐやりますということになるのですけれどもということで、物損事故とか、それから人身事故等のこともありますので、機械を持ち込んで3時ぐらいから駐車場に車両が入る前に、圧雪にならない前に、協力して除雪するということは可能なのでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君）　お答えいたします。

確かに除雪、冬場朝早くからやったほうがいいなというところはあると思います。現状でも町のほうの除雪があつたり、あるいは学校でも、なるべく早朝から払うようにはしていますが、なかなかちょっと追いつかない面もあるというのも事実だと認識しております。

これまで学校のほうから地域の方にこういう除雪とか手伝ってくださいとか、なかなか言いにくいような雰囲気といいますかもあって、ちょっと遠慮されていた面もあると思うのですけれども、こういった学校運営協議会等の仕組みを使いまして、地域と学校が率直に意見交換ですか、コミュニケーションを取ることによって、今のようなお話、こういったことがあればいいと思う、できると思うというような話を実行に移すことは十分可能だと思いますので、ぜひそのような形で生かしていければと認識するものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員）　このようなことがたくさんあるのです。ですから、委員の方が全てで、そして決めていると思うのですけれども、委員の人たちは、その人たちは人を集めのでしようか。そうではないですね。こういうことを言われてきたけれども、10人ぐらい集めてほしいとかと末端のほうに来るのです。集められる人のところに来て、そしてみんなに

連絡するのです。ですから、私たちはこうやりたいと思っていても、先ほどのような形のものがたくさんではなくて、少しまだまだあるのです。ですから、そういったことがよく委員の方に吸い上げられるような雰囲気づくりもしてみていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君）　お答えいたします。

おっしゃるとおりと思います。これまでどちらかといいますと、学校で必要とするものについて地域で、ここの方々協力いただきたいというような一方通行的な働きかけが主だったと思いますけれども、双方向のそういったコミュニケーションが必要だと思いますので、ぜひそのような形で運用していく様子を考えております。

昨年度末の学校運営協議会でも、やはり学校と地域の連携というのが全体の大きなテーマだという方向性が出されました、そのためにはまず地域のほうで学校が実際にどうなっているのだ、何が困っているのだろうと、そういったところをよく知るところから始めなければいけないということで、本年度につきましては、そのような観点で各学校ごとに取組を順次進めているところでございますので、そのような形で発展、運用してまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員）　9月9日の日、矢巾中学校は、稲刈りの日なのです。議会も休みですから、都合がいいのですけれども、やっぱり地域住民、委員の方が、9日の日、稲刈りだそうですが、10人ぐらい欲しい、今集めていますけれども、集まりましたけれども、そういうことなのです。まだそういうことがあります、田植もそうです。

ということで、次の質問に移らせていただきますけれども、令和6年3月議会の一般質問の答弁で、学校運営協議会での全体会について、学校と一緒に知恵を出し合い、教育方針や学校経営方針等、同じ目標に向かって協働する学校運営に保護者や地域住民の声を積極的に生かし、学校が一体となって特色ある学校づくりを進めると、こう述べられているのです。そして、学校運営は校長がどう考えるかということを示した上で、それに対して委員の方々がそれぞれ意見を述べることができ、地域の代表の方が、うちの地域はこんなことができますとか、そういうことを出し合う学校運営協議会の委員というのは、学校運営に参加してい

る方であるという答弁ですが、地域としてできる活動として、今まで私が言ったことではないです、新たに活動してどんなことができる、こんなことができますという提言、どのような提言がありましたか、今まで。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

学校運営協議会ができてからという段階になると、なかなか地域の方からこういったものができる、やってみませんかといった積極的な働きかけは、それほどなかったのではないかと考えております。結果的にそういう形になったというのも目立つものについては認識していないところでございますけれども、ぜひそういうふうなものが出てくるように進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） では最後に、教育長にお伺いします。

令和6年2月の部会において、委員の皆様から意見をいただく中で、地域と学校との連携をどのようにしていくか、今後もっと協議していく必要があると認識している。学校運営協議会として、来年度の課題として取り組んでまいります。そして、6年3月21日開催の学校運営協議会の開催挨拶の中で、教育長が学校と地域の人々がみんなで知恵を出し合う機会、そこで考えられるのは、各小学校、中学校で部会を開催しているが、まずベースになるのはそこである。知恵を出し合い、話し合いというような活動ができるようにしたいと、こう挨拶されています。この部会で協議された活動内容等は、一般に公表されていなかったのですね、今まで。

そこで伺いますが、なぜ公表できなかつたのでしょうか。そこまで考えがいかなかつたのか、何か理由があつて、一般には公表すれば問題があるのかとか、そういうことがあったのかどうか、先ほどの答弁の理由を伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

ちょっと振り返りますが、令和2年度に発足したと、そしてコロナになったと、その後3年経過したと。となると、例えば中学校であれば、保護者の方が一回りするわけです。ということは、その翌年からがいわゆるリスタートの年となる。そうすると、一番最初の概念的

なものがきちっと伝わっていないということも当然考えられるということが1点。

さて、その中で学校運営協議会としてこんなことがありましたという活動の報告はさせていただいているところ。ただし、その中で、規則の中に部会の報告というのは実は位置づいていないというところであって、その辺りがちょっと弱いところかなというふうに私自身思っております。

もう少し大きな話をします。昨年の12月になりますか、学校再編の基本方針というのが策定されました。その中で、9年間を見通した小中一貫教育を基軸として中学校区をベースとして考えていきますよと、大きなこの3つがある。そうしたときに、例えば体験活動でいえば、小学校は小学校の体験活動で完結をする。中学校は中学校の体験活動で完結する。小学校の理想とする児童像がある。中学校の理想とする生徒像がある。これを小中一貫することによって9年間を連続的に考えていきましょう。そうすると、その中で各体験がきちっと9年間の中で、この子がこういうふうに成長するための体験活動だというふうな位置づけをまず明確にしたい。

加えて現行の制度については、ちょっと変更する必要もあるのではないかというふうに私自身思っています。特にも、先ほど挨拶の話がありましたが、部会というのが、いわゆる学校の一番最小単位です。その部会の中で、つまりその地域の中で子どもたちをこう育てたいという、そういうふうな熱意を持っていらっしゃる方は、矢巾町は非常に多いのだと思っております。それがダイレクトに届くのは部会であろうと思っております。

なので、その部会の在り方、そして今の、今のです、今の学校運営協議会は、それぞれの部会で話し合われたことが、こんなことがあった、では矢巾町としてこういう方向に行きましょうということを協議するのが今の学校運営協議会です。

ですから、これらの仕組みも含めまして、トータルで新しい、つまり学校教育、そしてそれを支えてくださる地域の方々の在り方、協力をいただく側の在り方も含めまして、総合的にこれから考えていく必要があるというふうに思っているところでございます。

よって、部会を大事にすると、今は公表されておりませんが、このことについては公表することについて働きかけをしてまいりますし、そしてこの在り方については、他の団体等もありますので、ちょっといろいろな話合いをさせていただいて、今後再構築を目指して歩んでいきたいというふうに思っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

(「ありません」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 以上で14番、村松信一議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

再開を14時15分といたします。

午後 2時05分 休憩

午後 2時15分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

まず、ちょっと手を挙げるとき、返事を元気よく、一番つらい時間ですので、よろしくお願いします。

それでは次に、17番、谷上知子議員の質問を許します。

谷上知子議員。

1問目の質問を許します。

(17番 谷上知子議員 登壇)

○17番（谷上知子議員） 通告書に従い質問いたします。議席番号17番、矢巾未来の会、谷上知子でございます。

質問の1、第8次矢巾町総合計画における町の将来像の2、「ありがとう」が行き交う幸せなまちについて。第8次矢巾町総合計画が始まりました。町の将来像「ありがとう」が行き交う幸せなまちは、町民間の良好な関係性を深める将来像であると思います。「ありがとう」のある町は、町民ばかりではなく、町を訪れた人々にも好印象を持たれ、善意を受けた感謝と温かさに満ちた交流が生まれることを期待できます。抽象的な将来像とも捉えられる「ありがとう」が行き交う幸せなまちを具現化し、実現することについて、以下伺います。

1、家庭での「ありがとう」の実践について、どう取り組んでいくのか伺います。

2、地域及び町全体での「ありがとう」の実践について、どう取り組んでいくのか伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 17番、谷上知子議員の第8次矢巾町総合計画における町の将来像「ありがとうございます」が行き交う幸せなまちについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、相手方への感謝の気持ちを伝えることで笑顔になり、温かく心が

安らぐことから、家族間においても「ありがとう」の言葉や気持ちを伝えられるような環境づくりが様々な施策を通じて醸成されるよう努力をしてまいります。

2点目についてですが、お住まいの地域では、コミュニティ活動において様々な支え合いの関係があり、地域での活動を通じて、参加者や関係者、行政の担当者がお互いに感謝の気持ちを表す際などにおいて、「ありがとう」という言葉や、その気持ちを伝えられる雰囲気が醸成されるように各種活動を行ってまいります。

さらには、地域コミュニティに対する皆様の温かいサポートとご協力、担当職員の地域に対する深い理解や情熱を積み重ねながら「ありがとう」が行き交う地域コミュニティの実現を図ってまいります。

また、町全体では、行政の姿勢として対話を通じて信頼される環境の中で、真摯に職務に向き合い、自分事、いわゆる我が事として、地域や町民と一緒に汗を流すこと、額に汗することを通じて、皆様方からの感謝をいただきながら、町内の方や来町者などの間においても「ありがとう」という感謝の言葉が行き交う町を実現したいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 「ありがとう」という言葉は、言葉を発する側の感謝もありますが、受け止める側にとっても、自分の行為を受け入れてくれた自己肯定感もある大きい言葉だと思います。善意は善意に返ってきます。そこで、「ありがとう」を醸成する環境づくりについて、具体的な案がありましたらお聞きいたします。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） まずは、ご質問ありがとうございます。

「ありがとう」を醸成する環境づくりですけれども、まず家庭におきまして幼少期から保護者とか、保育士さんなどが、「ありがとう」についてそれぞれの場で教えることが大事なのかなというふうに考えます。小中学校でもあいさつ運動というのがあるように、ありがとう運動というふうなのがいいのかと思いますけれども、いずれ小さい頃からの積み重ねが重要だというふうに考えます。

例えば「ありがとう」という言葉なのですけれども、子どもが大人から言われてうれしい言葉の第1位というふうな調査結果もあります。我々大人のようになってしまいと、社会的地位とかが邪魔をして、「ありがとう」という言葉とか気持ちをないがしろにしが

ちなわけなのですけれども、例えば3月9日に、3、9でありがとうの日とかというふうな形で特集を組むとか、あとは私たちのほうとしても町民全体の運動とまでいかないかもしれません、広報とかでの特集記事とか、呼びかけ、こういったこともできるかと思います。

いずれ「すみません」という言葉でやり過ごしてしまいがちですけれども、「すみません」ではなく「ありがとう」と言えるような気持ちの醸成といいますか、いずれ「ありがとう」という言葉を伝えようとする趣旨、こういった形での展開をしていければというふうに考えるところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 私と大体同じような内容の、私も想定していたのですが、いつ頃から「ありがとう」という言葉を子どもというの覚えるのかなと言ったら、やはり言葉を発する頃になると、ちょっと片言ですが、「ありがとう」という言葉が出ると。特に私的なことですけれども、3歳2か月か6か月の孫がいるのですが、男の子なのであんまり言葉がうまく出ていなかったのですが、ついこの間の「お母さん、おむつ替えてありがとう」と言われて、おふくろのほうが感激したという話も聞いて、「ありがとう」という言葉は、言うことも、それから言われるほうも、それから周りも非常にいい関係を醸し出す言葉で、第8次総合計画にこの重点項目が出たときに、ああ、いいなと思いました。

先日議長、副議長会議に出たときに、滝沢のほうでも第2次総合計画の重点項目の中に、優しさのあふれたまちという、ちょっと抽象的ではありますけれども、そういうテーマで設けているということを聞いて、ああ、どこにでもあるのだなということで、町全体がこういう言葉で包まれるということは、すごく大事なことなのだなというふうに感じておりました。

それで、今の運動とか何か、そういうのもとてもいいのですけれども、明るいのりで「ありがとう」が、8年後ですから、そこに至るまでに今の状態からバックキャスティングと言うそうですけれども、どうやってそれを醸成したらいいかということを考えたときに、今の課長さんのお答えもそうだったのですが、ちょっと軽過ぎるのりかなと思うけれども、例えば広報の端っこに町の有名人が川柳を出して、例えば町長さんが、「町民の笑顔をありがとう、昌造」とかなんて書くと、ああ、これは町でもう取り組んでいるなど。全部載せることはないですから、時々そういうのをちょっと載せたりするのも周知啓蒙については、いい効果があるのでないかなというふうにちらっと考えたりしておりました。すぐそばに「あり

がとう」がある、傍らに「ありがとう」があるという醸成が大事だと思いますので、その点についてお願ひしたいと思います。

さらに、このことについて考えたときに、岩手日報の「ひと」の欄に、岩大の農学部でひとり親のボランティアをしている青年が載りました。その一部ですけれども、8月29日の「ひと」の欄のコラムです。

「ありがとう」。サークルの協働農園で子どもたちと作業をしながら、何度も声をかける。「一番好きな言葉で、小さい頃に自分も言ってほしかった言葉だから」。同じ境遇の子どもたちにいつも優しく寄り添う。

岩手大学農学部の3年生。新潟県南魚沼市で3人きょうだいの真ん中として育ち、小学校2年の時に母親をがんで亡くした。父親は甘やかすタイプではなく、いつも忙しかった。

「もっと褒めて認めてほしかったけれど、母親がいない分しっかり育てなきゃと思っていたんだと思う。父もつらかったと今なら分かる」。

という、まだあるのですけれども、一部です。こういう言葉で、やっぱり大きくなつても自分を認めてもらう言葉というのは、人を育てるのだなということを強く感じますので、今後とも周知啓蒙をお願いします。

続いて、2点目よろしいですか。

○議長（廣田清実議員） それ1問目のままでしょう、それとも、それで1問目はもう終わつていいの。実は一般質問だから……

○17番（谷上知子議員） 分かっていました。

○議長（廣田清実議員） でも、これに対して所見をどうのこうのって言われるよりは、では1問目はこれで終わりでいいですか。

○17番（谷上知子議員） はい、いいです。

○議長（廣田清実議員） では、ちょっと一回座ってください。

それでは、1問目を終わります。

次に、2問目の質問を許します。

○17番（谷上知子議員） すみません、ちょっと……

○議長（廣田清実議員） ちょっと手を挙げて。皆さんでルール守りましょう。手を挙げて、元気よく。谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） ちょっと時間を考えてシナリオを変えたものですから。

2点目についてですが、「ありがとう」を……

○議長（廣田清実議員） ちょっと待って、ごめん、では間違った、きっと。いいです、すみません。2問目の話かなと思ったから。

○17番（谷上知子議員） 2問目です。

○議長（廣田清実議員） 2問目はだって、逆に言えば1問目の2点目ですね。2問目という、質問の2になると、気候変動になってしまふので……

○17番（谷上知子議員） はい、そうです。

○議長（廣田清実議員） であれば、まだそのまま再質問を継続してもいいのですけれども…
…

○17番（谷上知子議員） では、再質問です。

○議長（廣田清実議員） もう1問目を終わつたって言いましたけれども、もう一回、1問目の再質問を許します。

○17番（谷上知子議員） 行政は対話を通じて信頼される環境づくりとあります、具体的な案がありましたら、お聞きします。

現在は、コミュニケーションが大変難しい時代になっておりますので、どういった対話ということを考えているか、お伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

行政に対しましては、やっぱり批判とかというのはあると思うのです、どうしても。これに対して、私役場の先輩で、叱られて感謝ということを信条としていた先輩の方がいらっしゃいました。この方は、やはり誰からも好かれる存在であったなというふうに思い出すところでございます。こういうふうな批判を受けても、それに対して感謝するというふうな気持ちを持って役場のほうでも、地域の方々、コミュニティの方々等と接していくというふうなところが非常に大事なのではないかなと思いますので、まずそうなれるよう、我々職員一人一人心がけて対応させていただきたいというふうに考えます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 谷上知子議員のご質問、実はこの間「ひと」の欄、私も見させていただいて、まさにそのとおりだと思うのですが、いずれ本町においては、私ら先輩からオアシス運動ということ、今の管理職たちも、叱られて感謝というOBもおりますが、オアシス運動というのは、まず朝必ず「おはようございます」、こういう挨拶がしっかりできるこ

と、それからオアシスの「ア」は「ありがとうございます」という感謝の心、そして、「シ」は「お先します」とか、「失礼します」とか、謙譲の心です。そして最後の「ス」は「すみません」と反省の心、そういうオアシス運動というのは、矢巾町では伝統的に職員から職員に伝わって、今企画財政課長も叱られて感謝と。だから、これは私ども職員間ではもう基本的なことで、先輩たちからそういうことがしっかりと伝わってきておる。

だから、今回この総合計画にも「ありがとう」が行き交うまちづくりと、これは企画財政課の課長たちが中心になってあれしたのですが、先輩のそういう教えをしっかりと守っていきたいと、そういう思いから今回お願いしたということでございます。

それから、あとは先ほど広報なんかで「ありがとう」ということを通しての谷上知子議員のおっしゃるとおり、もしできるのであればリレートークとか、感謝のことでもいいから、何かそういうこと、温かいほっとするような、そういうことが私は非常に大事なことだと思うのです。

この間滝沢で、今お話をあったのですが、市制10周年で武田市長が優しさに包まれた市政の運営をしていくと、まさにそのとおりだと思うのです。

だから、そういうことも含めながら今後取り組んでまいりたいと思っておりますので、いずれ誰もがそういった基本的なことは、それで今日私は子どもとか、孫、ひ孫までおるのですが、家内だけには一度も「ありがとう」と言ったことがなかったのです。今日からちょっとタイミングを見計らって、そしてチャンスを狙いたいなと。

それから、地域コミュニティで今回和味でも秋祭りがあるのです。その秋祭りに私も何か歌いたいということで、それがもう班回覧で高橋昌造も歌うぞということで、そのときに何を歌うかと、「ふるさと」をみんなで合唱したいな。「兎追いし かの山 小鮎釣りし かの川」、そういう温かいものを地域のみんなでやっていきたいなと思って、今その一例をお話をさせていただいたが、議員さん方18人、そういう皆さんがホットな話題を取り上げることによって、議会も町も大きく、職員も180人以上の職員がおるわけですので、そういうふうにしてまいりたいなということを今考えておりましたので、いずれそういうまちづくりにみんなでつくり上げていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 今の町長さんのおっしゃる周知啓蒙のことについてなのですが、私もこの重点目標を読んでから、いったいどこで「ありがとうございます」というのが一番使われている

かなと思って、いろいろ見たりなんかすると、スーパーのレジ、それから商売屋さんの「ありがとうございます」というのが多いのです。

そこで、町全体の「ありがとうございます」の実践を商工会とか、あと農業界とか、そういったところにも広げて、町中が「ありがとうございます」に包まれる町にしたらどうかなということを思いましたので、その点についてお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） 1問目でも多少触れさせていただいたかと思うのですが、町民全体での運動、今提言いただきました商工会等も巻き込んでというふうなお話でした。我々としても、広報等でも特集記事、呼びかけ等をやっていきたいと思います。いろんな手段がありますので、それぞれの手段を使いまして、いずれ呼びかけは。毎日毎日呼びかけるとちょっと逆になかなか難しいかと思うので、例えば月に1度、この日をありがとうございますの日とか、年に1度ありがとうございますの日とか、こういった形で折に触れてやっていくというのがよろしいかなというふうに思うところでございます。

いずれ我々の進める「ありがとうございます」が行き交う幸せなまちを実現できるように様々な方法を駆使して取り組んでいければというふうに考えますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） これで、1問目の質問を終わります。

次に、2問目の質問を許します。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 気候変動対策と循環型社会の形成について。

今年も暑い夏が訪れました。熱中症予防が啓発され、体調を管理する生活習慣に理解が深まっています。しかし、連続する高気温の日や全国的な線状降水帯の発生の増加と自然災害は、何十年後はもちろん、未来の自然環境や生活環境に不安を覚えます。気候変動は、世界的に見て水不足も起こしています。肌で感じる高温は、やがて来るかもしれない水不足の原因と言われ、日常生活を困難にする気候変動のもとになる温暖化の対策としてCO₂を含む温室効果ガスの発生を削減した低炭素社会の実現と資源を再利用する循環型社会の形成が必要と言われています。

地球規模の壮大な活動に思えますが、身近なできることをさらに進めてはどうでしょうか。気候変動対策にもつながることから、省エネルギーの推進により温室効果ガスを削減する低

炭素社会に向けた本町の取組、農業を基幹産業とする本町のバイオマスの種類の一つ、未利用バイオマス等を活用した本町の循環型社会の形成について、以下伺います。

- 1、温暖化対策の周知啓発の取組状況について伺う。
- 2、循環型社会形成の周知啓発の取組状況について伺う。
- 3、循環型社会の形成に貢献するバイオトイレの普及について伺う。
- 4、本町の温暖化対策、循環型社会の形成に対する今後の展望を伺う。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　気候変動対策と循環型社会の形成についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、現在実施している例として、小学生を対象とした環境学習、町民対象の青空教室などの啓発のほか、拠点回収によるごみの減量化、資源化、重点対策加速化事業をスタートアップとした脱炭素事業、現在町内で整備が進んでおります木質バイオマス発電施設などの具体的な事業の実施によって周知が図られているものであります。

2点目についてですが、循環型社会形成は、温暖化対策と一体的なものと捉えており、1点目に掲げた、いわゆる1点目に挙げた取組により周知を図っているものであります。

3点目についてですが、バイオトイレを設置しても、排せつ物を処理後の活用が限定的なものと考えており、町として積極的な普及は考えていないところであります。

4点目についてですが、温暖化対策や循環型社会形成については、行政だけでは実現できるものではなく、企業が積極的に取り組まなければならない情勢であり、企業自ら取り組んでいるほか、私どもに様々な提案をいただいた中で連携した取組を進めているところであります。重点対策加速化事業などの町が主体的に取り組むことと、企業と協力して取り組むことを織り交ぜながら様々な取組を進めてまいります。

なお、現在策定を進めております地球温暖化対策実行計画（区域施策編）において町民及び事業者を対象とした行動指針を定めることとしており、身近でできることを無理なく取り組めることを盛り込めるように検討をしてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員）　再質問の1つ目ですが、本町で行われている公共施設等先進的CO₂

排出削減対策モデル事業の効果とバルクリース方式と言うそうですが、低炭素設備導入によるCO₂が削減しているという、これぐらいCO₂が削減しているよという明示の仕方というか、お知らせは、どのようにになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） バルクリースによるCO₂削減に関する公表というのは特段していないところですが、実際LED化を進めたところで、役場のほうの電気料に関しては、電灯が主に対象なわけですけれども、例えば一月につき何十万円というふうな形での軽減が図られたというふうなところはございます。つまり電気料が軽減が図れているということは、相当数のほうのCO₂の削減も同時に行われたというふうに解釈しているところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 何か足りないのでないのではない。

○企画財政課長（花立孝美君） 公表は取りあえず……

○議長（廣田清実議員） いや、事業自体の成果はない。

田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） 私のほうから追加でご説明したいと思います。

今企画財政課長が申し上げたとおりなのですけれども、町として地球温暖化対策の実行計画の事務事業編というのをまとめております。これは、あくまで役場、事業所としての役場として、どういうふうに温暖化対策をやっていくかという計画でございますけれども。この集計の中で、やはり先ほどご質問のあった事業を実施したことによって、特にLEDの効果だと思うのですけれども、例えばなのですけれども、西暦で言いますと2018年度のときだったのですけれども、2013年度比でございますが、25%の二酸化炭素の排出量の削減効果が出たと。これは、実際LEDとかの実証したときの数字でございますので、まさにLED化によってエネルギー消費の削減が図られた証拠だと考えております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 全く素人でよく分からなかったのですが、CO₂を削減するというのは、電気代とか、それからそのほかの強い関連もあるのですけれども、何かこうCO₂というと空気だから、このぐらい削減したよというのが分かりやすければいいなと思ったけれども、今のご回答で電気代が削減されているということは、つまりCO₂が削減されている

ということの捉え方を今後できるようになりましたので、分かりました。

2つ目ですが、青空教室の指導内容と重点対策加速化事業をスタートアップさせた脱炭素事業の、まだ始まっていないと思うのですけれども、もしお答えできるのであれば、進捗状況についてお聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、ちょっと昨年度の数字を申し上げたいと思いますが、昨年度青空教室は、全体で11回開催して、約450人の方のご参加をいただいたところであります。基本的には、この青空教室では、ごみの分別とか、減量化、それから資源化などについての一般的なご説明をしておりますほか、今最近は、まさに温暖化対策にもこれがつながるのだよということで、そういった温暖化対策のことについてもご説明として内容に入れているところでございます。

それから、重点対策加速化事業の進捗に関してですけれども、昨年度からスタートして5年間の事業で取り組んでおります。先ほどの村松議員の一般質問の答弁にもございましたけれども、現在個人が13件、それから事業者が1件の太陽光発電設備等の申請をいただいているところでございます。

実際一番は、再生可能エネルギーの発電をまず第一に取り組まなければならぬと思っておりますので、今年度は、これも先ほど答弁にございましたけれども、今月新しく宅地造成したところ、かなりの住宅建築が見込まれておりますので、そういったところで太陽光発電による電気の自家消費を促すためのPRをしていきたいなと考えているところでございます。

あと昨年度公共施設のLED化、当町の公共施設、ほぼほぼ人が常駐しているところはLED化が済んでおりまして、残るところも重点対策加速化事業によってLEDへの工事を終了したいところでございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 青空教室のことなのですけれども、私もこの頃サボっていたのだが、そういうお知らせがなかったせいか、ごみの分別化のときに、ごみ袋が有料化したときに丁寧なご説明をいただいて、そのときに青空教室にも参加して、それ以来なのですけれども、そのときはCO₂とか低炭素社会とかいうことが全くなかったわけですから、今回先ほどのご答弁を聞いて、ぜひこれからはごみの分別化は結構進んでいますので、CO₂の削減と

か、それから循環型社会とか、そういう項目を分かりやすく教えていただけるのがいいのではないかなと思うのです。大変だと思いますけれども、やっぱりこういう大きな取組ほど地域に足を運んで、分かりやすく、しかも単純な繰り返しをすることによって、それが定着するのではないかなと思いますので、今後も青空教室の充実をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおりでございます。温暖化対策ですとか、循環型社会の形成とかというのを、ぼんと大きいアドバルーンを上げても、そこで終わってしまうことにしたくないなと思っております。本当に継続して、小さいことでもいいから継続して、いろんな方のご理解いただくような取組をやらなければならないと思って、当課の職員も今頑張っておりますので、議員お話あったとおり、引き続きとにかく継続して取り組むようなことをしてまいりたいと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） バイオマストイレについてちょっとお聞きしたいと思います。私がバイオマストイレに注目したというか、あればいいのかなと思ったのは、先日行われた防災の安全の日の講話で、北上の事業所の社長さんが能登に行ったときに、やっぱり一番大事なのは、飲み水とトイレと風呂の水と。一番ということではないのですけれども、水がすごく重要で、矢巾町から行った水をつくる機械が大変貴重な、ありがたがっていたよと。それで、矢巾町ってどこなのということで、矢巾町のことを聞く人もあったということだったのです。

そういうことからも含めて、また私も前にもお話ししましたけれども、小学校6年生のときのチリ地震津波で被災しました。本当に不安で、水とやっぱりトイレとお風呂というのが、本当にありがたいのです。そこで、この水を減らすということと、それからCO₂をさらにそれによって減らす、それから循環型社会にも関係する、それからトイレという人権問題は今世界でも注目を浴びています、グローバルサウスというか、アフリカのほうの人たちのトイレの運動も盛んです。

そこで、このトイレを普及させることによって、低炭素社会、循環型社会の形成が進むのではないかなと思い、お聞きしてみました。お答えいただくと、ちょっと難しいというお答

えだったので、このことについてまた再度質問したいと思います。

私たちは、SDGsという分かりやすい提示は、本当にありがたいです。特に私も分かりやすい言葉が大好きなので、そのテーマは地球の未来を守るということなのですが、これは1987年頃に、日本も関わっていますけれども、WCEDが立ち上がり、地球の未来を守るためにというフレーズで、詳細には持続可能な開発、将来世代のニーズを損なうことなく現在の世代のニーズを満たすということなのです。

日本もその頃から働きかけがありまして、その後政府間パネルIPCCなども経て現在のSDGsになっていますが、ちょっとこれは道を外れますけれども、WCEDは別名ブルントラント委員会と言い、後にノルウェー初の女性首相を務めたブルントラント女史の名前です。社会と経済と自然を柱にした研究は進んでいます。2050年には1990年と比較してCO₂を70%削減できるポテンシャルがあると、日本の研究で発表しています。

その提案は、低炭素社会に向けた12の方策と題しています。国立研究所と大学の研究室が組んで発表しています。環境省の研究です。それで、12の方策の中で低炭素社会を取り戻すには、環境教育の推進と見える化が効果的で基礎になると発表しています。CO₂、70%の削減は魅力です。

では、なぜバイオトイレかと、それはやっぱり気候変動社会の変換と循環型社会への取組として、いつもトイレは使用するし、ああ、こういうふうにすればCO₂がなくなるのだな、循環型社会になるのだなというのが見える化がはっきりしているからいいのではないかと思いました。

あとは、個人的には種山高原のところにも水洗式のバイオトイレがありまして、それもとてもきれいで使いやすい。それから、木質バイオマスを使った杉チップのトイレも12年ほど前に初めて見てびっくりしたのですが、鹿児島県の屋久島の縄文杉に登ったときに、すごく人が登るのです。トイレをどうするのだろうなと思ったけれども、雨が降る場所なのですけれども、途中に1か所か2か所そのバイオトイレがありまして、非常に香りがよくて、今ほどは進んではいないと思うのですけれども、ああ、こういうのがあると自然が壊されないと。世界遺産になった頃だと思うので、自然の破壊を屋久島の人たちは非常に心配したのだと思います。靴の裏に西洋のタンポポの種とともに入っていますので。それで自然を守り、しかも低炭素ということです。こういうのがあれば、矢巾町でも低炭素社会になるかなという唐突な、極めて危険な発想だったのですけれども、それでお答えは難しいということなのですが、御所湖のところにも、村松議員からお聞きしたら、何年か前に隼石町では造ったと

ということで、例えばそういうふうにモデルケースとしてどこかに1つ造って、バイオトイレも普及できないかということと、それはちょっとお金が200万ぐらいかかるみたいなのですけれども。

もう一つは、これはインターネットで調べたのですが、バイオトイレは介護のときにも簡易型のトイレ、それも木のチップを入れたバイオトイレがありまして、10万円弱で買えるのです。そういうのが進んでいるのだなと思いました。私も舅の介護のときに、やっぱり臭いというのがすごく大変なのです。掃除しても、やっぱりトイレの臭いというのはお部屋に籠もって大変だったので、こういうのがあれば、ますますいいのだなというふうに思いましたので、再度ですが、バイオトイレのモデルケースをどこかに造って見える化して、低炭素社会に向けた活動はできないかお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、先ほど町長答弁で町としてはなかなか厳しいというお話をしたのは、まさに先ほど議員がおっしゃったとおり、先ほど種山高原ですか、屋久島の例をお話しいただいたのですけれども、本当にそういった、例えば環境を破壊してはいけないような山の上とか、そういったところに現在バイオトイレというのを設置されている例が多いのかなということで、比較的限定的なものなのかなと思っております。

どうしてもバイオトイレといえども、やっぱり最後はその後、分解されたものをどうしていくのかと、最後の出口をどうしていくのかということを考えた上でないと、やはり行政として普及していく場合に考えなければならないことが多いのかなと思って、今現時点では難しいのかなと思っております。

ということで、町の中で、なかなかどういうところにバイオトイレの設置というものが適しているかというのは、私どもまだ全然研究したことがないですから、いろんな、あるいは技術の革新もあろうかと思いますので、今後の検討をしていくことなのかなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） 私のほうからも補足で答弁をさせていただきます。

先ほど質問の中でございました地球の未来を守るために、私も熟読をさせていただきましたし、ブルントラント委員会の持続可能な開発という定義、これは非常に難しくて、国連大

学においてまだ結論が出ず、なかなか、議論がまだされているというような状況の中で、このトイレという話は非常にすばらしい着眼点でご質問をいただいたというふうに思います。

答弁の中で、なかなか難しいという話をした一つの要因に付け加えますと、トイレというものが、その場その場に応じた最も合うもので今まで歴史的に構築されてきたという経緯があります。例えば砂漠地帯であればトイレは水洗ではなく砂になりますし、今、日本ではほとんから水洗という形の中で、その中で一番効率のよいものとして発展してきたというふうに認識しております。

先ほど循環型社会の中の事例で、まさに個別の適した、バイオトイレが適したようなところに設置が見られるというのは、まさにそこに適したから設置されているという話の中で、一般的な環境の中で、特異な環境の中で生きるものがどのように位置づけられるのかというのは、まだまだ研究が必要だと思いますし、まさに循環型の社会を形成していくという話の中では、先ほど町民環境課長が答弁したように、それをどのように次につなげていくのかという議論も必要になってくるかと思います。

これ、否定するわけではなくて、引き続きそういうものをどう生かしていくのかというのを検討してまいりたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

答弁に代えさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼　亨君）　上下水道課、下水道に携わる者としてちょっとお話をさせていただければと思います。

バイオマストイレというのは、議員さんもご存じのとおり、生活環境が一時的、避難所とか、それこそ自然の区域、山の中の山小屋、そういうところで一時的に使うのであれば、使用の目的、その効果というのは、かなり発揮はできるかと思います。では、それを矢巾町として、例えば市街化区域の中でバイオマストイレを大々的にやりましょうとか、そのようになると、今度汚水処理の観点からも、オーケーというのはなかなか難しいことと考えております。

現状非常時におけるトイレとすると、総務課さんのほうでもラップポントイレとか、簡易トイレ等とかも整備していますので、それに代わるものとしては、なかなか非常時においては難しいものと。ただ、あくまでもバイオマストイレというのは、議員提案のとおり低炭素社会にも通じる。個別処理になりますので、通常の下水道だと、各家庭にトイレを造ってど

こか1か所に大きな処理場を造る。そうすると大規模な施設費等がかかるので、それと電気代がかかるので、電力が生じる、それを個別処理することによって低炭素に通じるという利点は確かにあります。

ただ、町民環境課、政策推進監、町長答弁にもございましたとおり、その場所に適した汚水処理の方法とすると、なかなか難しいのかなと、やはり何回も同じこと言って申し訳ないのですけれども、自然を守るべきところとかに使うのには十分な効果を得るものだと私的には考えております。とても参考になる提案だったと思います。大変ありがとうございました。

○議長（廣田清実議員） 皆さんにまずお願いしたいのは、質問、自分の実例は分かるのですけれども、やっぱり明瞭、簡素化して話ししていただければ、答弁のほうもそれに伴って答弁があっちゃこっちゃ行っていますので、持ち時間制ですけれども、やはり明瞭な答えがもらえるような質問の仕方、それから答弁の仕方も、必ず質問されたことに答えるようにお願いいたします。

再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） ちょっといつも感じて思うのですが、やっぱり質問の前にある程度言葉があることによって、質問が明確化するという一面もありますので、無駄なくぱつぱつと決める質問もいいのですけれども、私のように無駄だらけの質問も時には分かりやすくあっていいのではないかということをお話しして次に行きます。

自然エネルギー産業は未来産業の一つ、低炭素社会づくりにおける投資は未来産業を育成すると言われています。そこで最後になりますが、町長さんに伺います。7月に5会派で北海道の視察研修に行きました。多くの刺激や学びがあり、今後の議会活動に生かしたいと思いました。中でも私が感激した事例は、エスコンフィールドのある北広島市で、寒冷地稲作に取り組んだ中山久蔵氏の開発にかける情熱と商戦、それを支える多くの人についてお話を聞いたときです。

そこでまちづくりの参考にもなる内容でしたので、これから気候変動や循環型社会につながる技術開発とか研究、そういったものを矢巾町でも取り組んでみてはいかがかなと。遠い未来のことになるかもしれませんけれども、中山久蔵氏の苦難に比べると、そうでもないのかなというふうに思いますし、それに関連する人材の育成、この2つの点について、町長さんにお聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） まず、人材の育成については、これは当然あらゆる行政分野において大事なことでございます。そして何よりも私は、いろんな今事例が示されておりますので、そういう事例をしつかり読み解いて、そして例えば矢巾町に本当にふさわしい事例であれば、先進的に取り組むということが非常に大事だと。

それから、今北広島の話があったのですが、いずれ、例えば地球温暖化、特に水稻栽培のことも今お話があったのですが、いずれこの直播の関係についても、直播栽培も、いわゆる麦みたいに冬を通して、そして例えば今それこそ今日もいろいろ農業問題でお話があったのですが、春先本当に忙しい、それを幾らかでも、いわゆる四季を通して作業の平準化ができるような取組、そういうふうなものは、やっぱりこれからも取り組んでいかなければならないということで、岩手大学でも今冬に直播して、そして水稻の栽培をすると、収量も今もうどんどん改良、改善されて、当たり前にやっている収量に対しても遜色がないような状況になってきていると。

あとは、地球温暖化で、今本当に高温で障害の影響、例えば去年は新潟とか、北陸が特にそういうあれであったのですが、等級を下げるようなこと也有ったのですが、いずれ今後地球温暖化に向けていろんなことに取り組んでいかなければならない。だから、そのことについては、いろんな調査研究がなされている。それをいかにして私どもが活用して生かしていくかということ。

まさに私ども町の職員に求められるのは、探求心です。やっぱりその探求心を持って、いかにして取り組んでいくかということです。だから、今ご指摘のあったことについては、ひとつそういうことにしつかり取り組んで、本当にこれから環境と、それからそういう、例えば水稻とか、野菜とか、いろんな果樹とかの栽培です。北限のというような表現があるのですが、そういう時代が現実のものになってきているということでございますので、これからそういうことにしつかり取り組んでまいりたいと思いますので、そのためにも、これから人材育成、しつかり取り組んでまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは、2問目を終わりまして、次に3番目の質問を許します。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 合葬墓開設の進捗状況についてご質問いたします。

後継者が近くにおられないご家族の埋葬は、少子高齢化社会では解決が急がれる問題です。

先祖からのお墓を守っているが、後継者がいない。墓地は購入したが、ご家族は首都圏に移住している。墓の移転は経済的にも負担が大きい。先祖を大切にしたいし、ご自身のご逝去後のこととも考えると、町営の格安な合葬墓の開設を望む声を耳にします。若いご家庭でも、やがて共通の課題となるでしょう。

令和元年6月、議員になり、議会での初の一般質問が合葬墓の開設でした。振り籠から墓場まで、町の発展に寄与された町民の方々の老後とご家族の安心、格安で利用しやすい町営の合葬墓を開設し、これからも住みたいまちづくりをと願い、合葬墓開設の進捗状況と今後の見通しについてお伺いします。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　合葬墓開設の進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

これまで他自治体が整備した合葬墓の視察等により情報収集を行ってきたところであり、規模や整備手法は自治体ごとに違いますが、火葬場や公葬地と一体的に整備されているケースが多いと感じております。

今後についてですが、第8次矢巾町総合計画前期基本計画において、家族形態やライフスタイルの変化に対応した埋葬の在り方及び新しい火葬場整備についての在り方を検討することとしており、合葬墓についても埋葬の在り方の一つとして検討を行ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員）　お寺さんのはうでも今進んでいて、比較的高くなない値段でお骨を預かるところも増えてはきているのですが、亡くなった後のお葬式の準備とか、そういうことは、一応お金としては用意しているのですけれども、亡くなる前に予想外に相方の介護費がかかったと、それから亡くなった後の老後の生活も極めて厳しいという方が結構多いのです。年金だけではやっぱり大変だと。できるだけ安いお墓があれば、そこに入りたいというのが基本的にはありますので、できるだけ早くと言っても大変なのですけれども、進めていただきたいなと思いますし、私以外にも高橋安子議員、それから小笠原議員も同じような内容でご質問していますが、これから家族形態は本当に変わっておりますので、その辺の進捗状況もありますと思いますが、もう少し早く進まないかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、谷上議員、合葬墓については、これからやっぱりそういう時代背景で、そういう方向になっていくと思うのです。実は、私ごとであれなのですが、家族、娘から、もうお父さん、墓じまいしたいと。今ある墓をもうあれして、合葬墓とか、樹木葬とか、そういうこと言われて、私もびっくりしたのです。今の子どもたちというのは、そんなことを考えているのかと。私にすれば、お墓というのは、そのおうちの歴史なのです。いわゆる、私らであれば戒名碑の碑文があるわけでございまして、ところが今若い人たちは、そういうその合葬墓とか、樹木葬とか、物すごくそういうことに関心を持っているということで、私もう到底あれなのですが、娘には俺の立場もあるのだということは、私は婿なので、婿養子のときに墓じまいしたとなれば、もうずっと孫末代まで言われるから、それは駄目だという話はしたのですが、いずれ時代の流れは、そういうことになってきているというのは、私もひしひしと感じております。

そういうことで合葬墓については、答弁の中でもお答えしたとおり、まずそういうことも今後火葬場の建設と併せて考えていきたいと思いますので、そのところはひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは、以上で17番、谷上知子議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

再開を15時25分といたします。

午後 3時14分 休憩

午後 3時25分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

次に、10番、小笠原佳子議員の一般質問を受けます。

小笠原佳子議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（10番 小笠原佳子議員 登壇）

○10番（小笠原佳子議員） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。議席番号10番、公明党、小笠原佳子でございます。質問事項は、フューチャーデザインの取組により、当町での政策形成はどう高められるのか。答弁は、町長。

フューチャーデザインは、政策形成に当たり、現在を生きる私たちのみならず、まだ生まれていない将来に生きる人々も利害関係者として捉え、今を生きる人と将来世代に双方の視点を持って考えることで解決方法を見いだすもので、様々なところで取組が広がっております。

また、本町は初めてフューチャーデザインに取り組んだ自治体としても注目されており、2022年11月に開催された国の財政制度等審議会でも高く評価されております。

社会環境が複雑になるほど、目先の視点ばかりで政策が立案されると本来のあるべき姿を描き切れないばかりか、その政策が未来に及ぼす影響を適切に評価できません。

そして、その視点の延長では、方針転換を要するような本質的な課題の顕在化や改善案の提起も容易ではありません。まさによりよい未来のために今できることを考えるための手法として、今後もフューチャーデザインの取組を進め、町の政策立案の質を高めていくことが大変に重要と考えます。

令和6年度の施政方針においても、この取組を進化させることとしており、現世代と将来世代を俯瞰した観点をもって政策評価や持続可能性を高めるさらなる取組についてお伺いいたします。

1点目、町長が掲げた対話を通じた信頼される町政運営は、住民参加により進められるものと思います。住民参加の際に、フューチャーデザインに取り組むことの意義をどのように捉えているのか、お伺いいたします。

2点目、フューチャーデザインを行いながら、よりよい未来のために今できることを考えていくには、その取組を進める体制が重要だと思いますが、その推進体制はどのようになっているのか、お伺いいたします。

また、役場内でこの取組を浸透させていくためには、多くの職員が関わる必要があると思いますが、その考え方について伺います。

3点目、直近の取組として、都市計画マスタープランの策定に当たって、フューチャーデザインを実践したと伺っておりますが、そこで得られたことをどのように政策立案に生かしていくお考えか伺います。

また、政策を立案しても具体化する手段がしっかりとしていかなければならないと思いますが、その点についてもどう対応していくのか、併せて伺います。

4点目、フューチャーデザインにより従来にとらわれない新しいアイデアが生まれ、イノベーションの促進が進めば、町内の企業にとってもビジネスチャンスが広がるのではないか

と思います。役場内だけの取組にするのではなく、様々な分野に波及させていく考えがないか伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 10番、小笠原佳子議員のフューチャーデザインの取組により、当町での政策形成はどう高められるかについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、本町では対話を通じた信頼される町政運営として、住民参加による共創のまちづくりを推進しているところであります。本町では、計画策定において実施するワークショップでフューチャーデザインに取り組んでおりますが、その意義については、町民が目先のことだけではなく、将来世代の視点に立ち、まちづくりの当事者として主体的に政策立案に関わることにあると認識しております。

また、そこで得られた長期的な視点は、ワークショップ終了後も日常生活で生かされることがあるとの報告もあり、持続的なまちづくりを推進する上で重要なことであると認識しております。

2点目についてですが、フューチャーデザインに取り組む体制といたしましては、令和5年度に未来戦略課を設置し、その分掌事務といたしまして、フューチャーデザインに関する事を規定しております。未来戦略課は、町政の重要施策の立案を担当しており、持続可能なまちづくりの視点から、よりよい未来のために今できることは何かについて、フューチャーデザインで政策を執行しております。

また、各部門の計画策定やワークショップの運営などをフューチャーデザインで行う場合においても、政策形成の支援を行う体制を取っております。

また、役場内で取組を浸透させるために多くの職員が関わる必要性については、重要な視点と認識しているところであり、今後未来戦略課で実施しておりますやはば未来22研究プロジェクトにおいて、多くの職員が関わる取組を進めてまいります。

3点目についてですが、令和5年度に策定いたしました都市計画マスタープランの一部改定において、市街化区域と市街化調整区域の議論を中心にフューチャーデザインを応用し、現世代と将来世代の双方の視点からアセスメントを実施いたしました。

なお、一例でございますが、特徴的な意見として、将来世代グループから市街化調整区域における農業の担い手の問題など、本町の課題について具体的な提案が行われております。

また、土地利用は、現在の課題解決だけではなく、世代間問題を伴う長期的な視点が必要

な分野であり、議論の結果から得られた差異を、いわゆるこの違いを念頭に入れ、具体的な施策展開につなげてまいります。

次に、政策立案から具体化する手段でございますが、都市計画マスタープランを具体化する施策として本年度、企業誘致の適地調査と企業立地ビジョンの策定を進めております。

また、アセスメントから得られた農業の担い手の問題については、今年度中に策定する地域計画に位置づけ、個別の取組を支援してまいります。

4点目についてですが、様々な分野で新しいアイデアの創出、いわゆる創り出していくことやイノベーションを促進するために、フューチャーデザインの取組が行われていると認識しております。本町にも多数問合せが寄せられており、その広がりを実感しているところであります。起業、事業を起こすを目指す方々に対して、農商工共創協議会の事業において紹介するとともに、NPO法人とともに連携をしてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） それでは、大枠の再質問といたしまして、将来世代の意見が評価されるということで、現在を普通に暮らしている町民の今の声がないがしろになるのではないかというような懸念を聞きますが、この点についてお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） お答えいたします。

フューチャーデザインは、将来世代が、当たり前のことなのですが、現在の政策決定にその意思を反映できないという問題があると思います。その問題意識に立ちまして、今を生きる私たちが、将来や将来世代のためになる考え方や行動を起こすことがポイントだというふうに考えているところでございます。

こうした視点は、なかなかはふだん持ち得ないものですので、この取組が様々な方面で注目されているというふうに認識しております。ということで、その視点というのは、持続可能な社会を考えていく上でとても重要だと思っていますが、当然のことながら、今の声に応えていくということは極めて重要なことだと思っています。

政策を考えていくときには、現状とあるべき姿の差、これが政策だと思っておりませんので、今の声、すなわち現状に対して、いかに丁寧に応え、そしてあるべき姿を持続可能な視点で捉えていくかというものがこれから政策づくりに求められているところだと思ってまして、

そういう意味でフューチャーデザインに取り組む価値があると思っておりますので、今の声はとても重要なことですので、今の声を大切に、そして将来に向けたあるべき姿を提示して政策を推進してまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 今の現状のことをしっかりと踏まえてということは、とても安心する答弁、お答えでした。公表されている事例をちょっと調べると、いろいろ何か広がりはあるようですけれども、それを継続してフューチャーデザインという形で取り組んでいる事例が少ないとということを聞いております。

本町は、様々継続して取り組んでいるのですけれども、そこに何か違いがあるのか、そこのところをお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） お答えいたします。

調べてみると、かなりの例がネット検索なんかで出てきますが、それを調べていくと、なかなか複数回にわたってという事例は確かに少ないように私も感じております。何かというと、まず1つは、将来のあるべき姿のために今できることをしっかりとていこうというような考え方をきちんと持ってやっていきたいという中で、フューチャーデザインに共感してそれを能動的に取り入れている自治体と、大学の先生であるとか、研究機関からこれやってみないとお声かけをいただいた受動的な自治体と、この2つがあると思います。

その中で、何となく多く感じているのは、主観的ではありますけれども、後者は1回とか2回で終わってしまうのかなというふうに感じているところでありまして、先ほどの答弁でも触れましたが、将来に向かっていい政策を打っていくというところの中では、そういう例に継続して取り組んでいくという紹介をずっと続けていただけるように本町の政策を推進してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 今お聞きしたように、いい政策を打っていくという、そのところで継続して矢巾町として取り組んでいっていただきたいと思います。

こちらの答弁の中で、未来戦略課で実施しているやはば未来22研究プロジェクトにおいて、多くの職員が関わる取組を進めていくとありますけれども、このことについて詳しくお聞きしたいと思います。

また、多くの職員が関わって取り組んでいかれるということなのですけれども、今後フューチャーデザインをどのような分野で取り組んでいくのか、そういうことについての考えがあれば、教えていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君）　お答えいたします。

このプロジェクトの中でどのように進めていくのかという話の中でございますが、こちらにつきましては、まずフューチャーデザインってどんな枠組みというのは、何となくざっくり知っている職員は大分多いような気がします。これまで研修会等を繰り返しておりますけれども、実際にこれをどんなふうにやつたらいいのかといったところのファシリテーションであったり、グラフィックレコーディングだったり、そういったところを若手の職員に関わってもらいながら、実践者として行動できるような形でのスキルとして使えるようなものとしてできるように職員を増やしていきたいなというふうに考えているところでございます。

裏話をしますと、裏話ををしていいのかどうかあれなのですが、町長からそれだけでは不足だと言われておりまして、新たな宿題として、もっとそれを実践していく、外に行っても実践していくような形で、実際に職員にそういう対応をしている職員も増えておりますので、そのような形で取組を進めていきたいと思います。

また、今後どのような分野で取り組んでいけるのかというようなお話をいただいたと思うのですけれども、今後水循環基本計画というものを新たに策定予定でございます。こちらにつきましてフューチャーデザインを行いたいなと思っておりましたし、改定を予定しております観光振興ビジョンでありますとか、水道事業の経営戦略、これにおきましてもフューチャーデザインを活用してまいりたいというふうに考えておりまして、こういうところにたくさん関わっていただけるように、このプロジェクトの中で進めてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員）　今お聞きして、もう急いで書き留めるもできなかったのですけれ

ども、様々な形でフューチャーデザインを使って、また若手の職員の方が、そのことを堂々と対応していけるということは、すばらしいのかなと聞いていて感じました。

今いろいろ言っていただきて、ちょっとあんまり書き留められなかつたのですけれども、この計画は住民参加で行っていくものなのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員）　吉岡政策推進監、ゆっくり、ゆっくり。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君）　お答えいたします。

こちらの計画につきましては、やはり計画ですので、あるべき姿の設定というものが非常に重要になってくると思います。そういう意味で、いずれの計画もやはり持続可能性、あるいは未来、こんな形になつたらハッピーだよねというものが求められる計画だというふうに認識しておりますので、こちらそのビジョンの形成などの討議につきましては、住民の参加をいただきながら議論していきたいなというふうに考えているところでございます。

レベル感は様々あろうかとは思いますが、いずれの段階でもやはり町民の皆さんとの声を大切にしていきたいなというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員）　私も少しフューチャーデザインで調べたときに、すごくフューチャーデザインの手法というのを活用することで、チーム内のメンバーが将来のビジョンや目標に共感したり、協力して取り組む姿勢が生まれるということが出ていたのです。また、チームのパフォーマンスが向上するし、意思統一が図られると、組織全体の成果向上につながると。だから、フューチャーデザインの手法の活用は、本当に企業や組織にとって戦略的な価値をもたらして、すごく期待されるのだということも書いておりました。

今政策を評価していくことに使われるというようなことをお聞きしたのですけれども、現段階では違う認識をしたことに、何かちょっとそこにとどまっているのかなというような感じを今お聞きしたのですけれども、評価をするということの意義について、P D C Aのようなサイクルを回すということが評価をすることの意義だというふうに思っているのですけれども、今後どのようにこのことをしていくのか、お考えがあればお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員）　吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君）　お答えいたします。

実際に今回都市計画マスタープランの中でアセスメントを行いました。そうしましたら明

らかな差異があったわけなのですけれども、特徴を1つ例示をしましたけれども、さらに踏み込んで言うと、将来世代のほうが、より具体的な提案をしていましたという、ちょっと特徴的な話があったと思います。何でそういうふうになったのかなと思いますと、現世代のチームは、今の課題が将来の課題であり続けるような未来像を掲げた議論がありました。ということは、こうなってみたいよねと言うのですけれども、それは少しいい方向に行けばいいという在り方で、改善しているとかではなくて、今の課題が将来の課題であり続ける。

一方で、未来世代、将来世代のほうは、こんなふうになったらいいよねという話が先行しますので、その中で議論した中では、より未来世代のほうが具体的な提案をしたというちょっと意外な結果が得られたということがございました。

まさにそういう差異をどのように生かしていくのかというのは、その違いが分かったというだけに今とどまっているところでございますけれども、評価、どうP D C Aにつなげていくかでございますが、評価はプログラムとか政策を執行する側が、その成果を明示された体系的なものに対してアセスメントする、評価するということだと思います。

いずれにおいても、それは事前とか、事後において行うものが評価の大半だと思うのですけれども、今回行ったアセスメントは、将来から評価するという意味でなかなか挑戦的なものだったのでないかなというふうに考えているところでございます。

その差異が、何かやってよかったとか、手柄になるような形ではなくて、恣意的に有用されるのではなくて、政策分析なのか、プログラム評価なのか、業績測定なのかという部分については、今後まだ検討が必要だと思うのですが、いずれにしても、この成果というものをどのように政策の中でP D C Aに埋め込んでいくのかというのは、引き続き検討してまいりたいと思いますし、今後予定される計画の中でも、取り組みながら矢巾型という評価になるかもしれないのですけれども、周りからはそんなふうになったらいいのではないかというふうに言われておりますので、ぜひそういう挑戦する気持ちの中で実走していきたいなというふうに思っています。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 多分今吉岡さんが言われたことのどれだけ自分で理解できたのかなど、今すごく聞いていて思ったのですけれども、ただ矢巾型というようなフューチャーデザインのありようを矢巾町でやっていくということが、やっぱり次の、本当こういうふうに

ちょっと普通に考えたら、将来世代は自分たちにとってマイナスと思われるようなことでも選ぶのだということが、やっぱりすごいのかなということをすごく今感じました。

ぜひとも矢巾町で今後ともフューチャーデザインを進めていくに当たっての何か最後にありましたら、お聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君）　様々なまちづくりの中で議論していったりすると、やっぱり何々してほしいとか、目先の要求が非常に多いというところがあります。目先の要求だけに応えていると、やはりそれなりの政策しか受けないのですけれども、一番最初のご質問であったように、今の声にきちんと対応しながら、そして将来どんなふうに進めていくのかというの、実は総合計画の時間軸を考えても8年なのですが、実は「ありがとう」というまちづくりが、実はもっと進めていかなければいけないという中でも、8年の中でできるかどうかというと、もっと時間かけて醸成して文化のようなものになるのではないかと思っておりまして、矢巾町は、そういう今のことだけではなくて、きちんと将来のことを考えていくまちづくりができるのだというふうに外からも見られて、政策によって訴求されるとか、人が来るとか、見学に来るという人が多いような町にできたら、これはひとつ資源になりますので、副産物ではありますが、そういうところも狙いながら頑張っていきたいなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

（「ないです」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　それでは、1問目の質問を終わります。

次に、2問目の質問を許します。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員）　それでは2問目の質問は、要介護認定の電子申請について、町長にお願いいたします。

要介護認定とは、介護保険の利用希望者に対して、どのような介護がどの程度必要かを判定するためのものであります。65歳になると、介護保険被保険者証が交付されます。しかし、介護保険サービスは、この保険証を提示すれば受けられるものではありません。

介護保険サービスを利用する場合、要介護認定を受けて、要介護または要支援の判定をもらう必要があります。要介護認定の判定では、まず介護保険、要介護・要支援認定申請書を

住んでいる自治体の窓口に提出いたします。その後、自治体の職員や委託されたケアマネジャー等が認定調査を行います。1次判定の結果を受けて、介護認定審査会が2次判定を行うという流れであります。

介護認定審査会は、医療、保健、福祉の学識経験者で構成されており、1次判定とは、認定調査の結果とかかりつけ医が作成する主治医意見書を基に、コンピューターが介護にかかると想定される時間、いわゆる要介護認定等基準時間を推計して算出し、この時間を基に、要支援1から要介護5までの7区分に分類いたします。2次判定とは、1次判定の結果と主治医意見書を基に、介護認定審査会が審査判定を行います。その後、認定結果通知書と認定結果が記載された介護保険被保険者証が送付されます。

要介護認定の申請日から30日以内に審査結果を出すこととなっておりますが、実際には平均日数が30日を超えており、平成27年度には全国平均39.4日となっております。要介護・要支援者の認定者数は近年15年間で3倍に増加しており、増加のペースも速まっていることから、市町村等の要介護認定の事務量も増大していることが想定されております。何といっても申請をしても、すぐにサービス利用ができないという意見もございます。そこで、以下お伺いいたします。

1、要介護認定についての当町の現状について、また現状での課題についてお伺いいたします。

2、要介護認定について、電子申請を導入することにより、事務の効率化を図るお考えがないかお伺いいたします。

以上です。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　要介護認定の電子申請についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、本町の令和5年度の要介護状態区分等に係る審査判定件数は1,108件で、令和4年度と比較いたしまして41件の増となっております。また、令和6年3月末時点では要介護認定を受けられている方は1,283名となっており、65歳以上の高齢者に対する要介護認定率は17%となっております。

なお、新規及び区分変更の申請から審査結果が出るまでの平均日数は29.1日となっております。

なお、要介護認定に係る現状での課題といったしましては、今後も増加が見込まれる要介護

認定申請に対応するため、認定調査員や認定調査委託先、認定調査結果表の確認体制の確保が課題であると捉えております。

2点目についてですが、要介護認定に係る電子申請につきましては、事務の効率化や申請手続等の負担軽減にもつながりますことから、マイナポータルのぴったりサービスによる電子申請を年度内に可能とするべく調整を進めているところであります。

なお、実施の際は、町民の皆様に広く周知するとともに、実動に当たっては、ケアマネジャーの皆様とも連携しながら取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） それでは、介護保険につきまして、審査結果が出るまでの平均日数が29.1日ということで、30日ぎりぎり収まっているのかなということをお聞きいたしました。一番最後のほうに認定調査結果表の確認体制の確保というところの課題というところがちょっと分からなかつたので、ここを詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田口健康長寿課長。

○健康長寿課長（田口征寛君） ただいまのご質問にお答えいたします。

認定調査結果の確認体制につきましては、実際に介護認定の審査をするに当たって行います申請者の方を訪問しての状態の確認作業というのがございます。それが、大体その調査する項目が74項目ございまして、それらが正確に誤りなく記載されているか、その調査結果を改めてこちらのほうで確認するというような作業をしております。ただ、やはり件数が多いので、その調査結果の確認作業を審査期限までに間に合わせるかというところが課題というふうに捉えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） そこのところは、今74項目にもわたるのだなということで、やはり大変な作業だと思いますので、よろしくお願いいいたします。

それでは、行政手続のオンライン化が進められており、住民の利便性の向上や行政運営の簡素化とか効率化などを目指して、手続の拡大がマイナンバーカードの有効活用として求められているわけなのですが、当町でも夜間や休日で自宅から申請が可能となるマイナポータ

ルから電子申請が行えるということですけれども、これは要介護認定に関しては、家族の代行が可能というふうに聞いておりますので、そういうこともできるのかなと思っておりますが、年度内に電子申請を可能にするように調整中ということで答弁いただきましたけれども、ちょっといろいろ見ていたときに、電子申請は新規ではなくて、介護度の区分変更、結構変更あります。そのときの申請について、電子申請という限定みたいな案内みたいなことも出ている、相模原市ですか、出たのですけれども、矢巾町としては取扱いはどんなふうになりますのか、分かりましたら教えてください。

○議長（廣田清実議員） 田口健康長寿課長。

○健康長寿課長（田口征寛君） お答えいたします。

介護保険関係のぴったりサービスでの申請につきましては、介護保険に関する手続で大体11項目ぐらいが可能なものとなっております。

ただ、その中で、やはり対面で済ませたほうが効率的なものというのが多々ございまして、実際運用する場合には、介護保険の認定に係る更新、まず更新は確実にやることで考えておりますし、あとは区分変更、新規についても行おうかなということで考えております。

ただ、新規の申請であるとか、区分変更につきましては、書類だけ頂くのではなく、場合によっては、やはり状況を詳しくお聞きしたいこともありますので、そういったことも踏まえながら検討したいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ないです」の声あり）

○議長（廣田清実議員） これで2問目の質問を終わります。

次に、3問目の質問を許します。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） それでは、3本目の質問をいたします。プレコンセプションケアの普及についてということで、町長、教育長、お願ひいたします。

プレコンセプションケアとは、将来の妊娠を見据えて、自分の体の状態を知り、日々の生活や健康をよりよいものにする取組です。こうした重要性は、2006年にアメリカの疾病対策センターからの提唱に始まり、2012年にはWHOも提唱することで国際的にも推奨されておりますが、国内におきましても令和3年2月に成育基本法に基づく成育医療等基本方針が策定され、その中で定義されています。

その背景には、リスクのある妊娠の増加が挙げられ、痩せ、肥満、喫煙、生活習慣病、慢性疾患、高齢等が考えられており、これらに当たる女性が妊娠した場合、流産や早産、低出生体重児、先天異常等の発症頻度が高いことが研究によって明らかになっているとのことです。

国立成育医療研究センターでは、プレコンセプションケアによって女性やカップルがより健康になること、元気な赤ちゃんを授かるチャンスを増やすこと、さらに将来の家族がより健康な生活を送ることを目的としています。

また、安心し、妊娠出産を迎えるには、直近で妊娠を希望する方だけでなく、思春期以降の全ての女性が自分の健康状態を管理し、リスクに対するケアを行うことの重要性が指摘されています。そこで、以下お伺いいたします。

1、プレコンセプションケアの取組については、若者たちの実情をしっかりと捉え、多方面での支援が重要と考えますが、若者の実情についてどう把握していく考え方、お伺いいたします。

2、思春期への保健事業として行っていることがあればお示しください。

3、少子化対策の一環として、本町で若い世代が将来の妊娠について考えながら、健康づくりをするプレコンセプションケアの普及啓発に取り組む考えがないかお伺いいたします。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） プレコンセプションケアの普及についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、町ではプレコンセプションケアに特化した普及啓発は行っておりませんが、従来の保健事業において、若い世帯層を対象としたワクチン接種や健診事業などの機会を活用し、プレコンセプションケアを意識した普及啓発の取組を前向きに検討してまいります。

3点目についてですが、若い世代の方々がご自身のライフステージに応じて自ら健康な状態を維持する意識と実践ができるよう、医療、保健、教育、福祉、労働などの幅広い関係機関との連携を通じて相談支援体制の構築に向けた検討を行うなど対応してまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 引き続き、プレコンセプションケアの普及についてのご質問にお答えいたします。

2点目についてですが、思春期は心身ともに成長が著しく、人格形成にとっても重要な時期であり、子どもが心身ともに健やかに成長できるように支援することは重要であると認識しております。

学校においては、毎年思春期保健教室を開催しており、薬物乱用の危険性や飲酒、喫煙が心身に与える影響について指導しております。また、今年度においては、中学校で岩手医科大学の助産師を講師に、命の大切さをテーマに講演を予定しております。

今後におきましても、引き続き児童生徒の発達段階に応じた適切な保健指導に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 今教育長が示してくださいました中学校での岩手医科大学の助産師を講師に、命の大切さをテーマに講演を予定しているということですけれども、ちょっとこのことについて、どのような内容になるのか、まだ始まっていないから分からぬ、すみません。

ただ、助産師さんをということなので、出産とか、そういうことを含めてのお話なのか、もしあったら今年度でなくて昨年度は、ではどういうことされたのかお聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

昨年度も同様にされていたということでございますけれども、中学校の1年生を対象に2校とも助産師の方に来ていただきまして、やはりこの出産というのはどういうものかというのを現場で立ち会っている助産師さんの立場から教えていただいて、子どもたちの理解を深めていただくというふうなお話を1時間ずついただいております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 中学校の思春期のときに、そういう話を聞くというのは、やっぱ

りすごく心に残るのかなと思うので、引き続きそういう事業をしていただけたらと思います。

国立研究開発法人国立成育医療研究センターというところで、男女別にプレコンセプションケアのチェックシートというのを作成しております。若い世代が将来のライフプランを考えて、日々の生活や健康と向き合い、早い段階から正しい知識を得て、健康的な生活を送ることで将来の健やかな妊娠や出産につながり、さらに子どもの健康の可能性を広げる取組としてチェックシートの活用を促しております。

機会を捉えて、このチェックシートを活用するとともに、町のホームページへの掲載を通じて普及啓発、検討するということでしたけれども、プレコンセプションケアの普及啓発をホームページに掲載をしていただくことについてのお考えを伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 村松こども家庭課長。

○こども家庭課長（村松 徹君） ただいまのご質問に答弁させていただきます。

この普及啓発、子ども家庭課のほうで所管している部分での町民の方との接点という部分だけでは、恐らく小笠原議員のおっしゃる普及啓発につながらない、足りない部分があろうかと思いますので、関係課連携しながら、ホームページへの掲載もそうですし、あとどのような場面で、そのチェックシートの有効な利活用が図られるかといった観点もひっくるめまして連携しながら進めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） ぜひとも、男性は10項目、女性が20項目で、葉酸、プロッコリーが今すごくいいと言いますけれども、妊婦さんはプロッコリーを食べるのがいいのですよとか、そういうことがチェックシートに出ていまして、とても分かりやすく簡単なシートなので、ぜひ検討していただきたいと思いますが、さっき言いました国立成育医療研究センターというところの責任者の方が、荒田診療部長さんという方なのですが、この人が、日本は妊産婦や新生児の死亡率が諸外国と比べて低いそうです。けれども、晩婚化や肥満、痩せの増加、子宮頸がんの検診等の低迷など、課題は多いということで、プレコンセプションケアを母子保健だけではなくて、教育や医療など広い分野で進めることが重要だということを指摘されております。

毎日新聞の記事で、今年の2月で随分もう古い記事なのですが、大学や大学院を2025年に卒業する見込みの学生に対してアンケートしたら、5人に1人に相当する19.2%が

子どもは欲しくないと考えているという記事が出ていました。何か、もうすごくびっくりして、もうそういう世の中なのだなということは、ちょっと見て思ったのですけれども、そしてまた予期せぬ妊娠となってしまって、誰にも相談できずにたった1人で出産してしまった10代の若者ということもあると思います。望まない妊娠をした場合の相談先の掲載なども、このプレコンセプションケアのホームページを使って一緒に掲載していくというふうなことについて、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　村松こども家庭課長。

○こども家庭課長（村松　徹君）　お答えいたします。

まさしく予期せぬ妊娠、今本当に10代、昔もあったわけですが、そういった10代の妊娠の方も非常に増えてきて、そしてその方を取り巻く環境も非常に、昔のようにおじいさん、おばあさんが、誰かが手を差し伸べたりということもなかなかなく、1人で悩みを抱えたりとか、そういった方もいらっしゃるかと思いますので、先ほどのホームページの部分での周知啓発、そしてやっぱり駆け込み寺的な、どこにまず相談していただければいいのかといったところもひっくるめて掲載しながら対応することを検討してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　それでは、3問目の質問を終わります。

次に、4問目の質問を許します。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員）　それでは、4問目の質問をいたします。質問事項は、誰でも通園制度について、町長にお願いいたします。

誰でも通園制度は、こども未来戦略方針において、親の就労の有無にかかわらず、保育所等を時間単位で柔軟に利用できる制度として創設され、親がリフレッシュできることで育児負担の軽減を図ったり、保育士から助言を受けたりすることで、親の孤立を防ぐのが目的です。

また、子どもにとっても、集団遊びの経験は発育への効果が期待されております。こども家庭庁によると、令和3年度時点でゼロ歳から2歳児の約6割に当たる約146万人が未就園とのことです。令和8年度の本格導入に向け、本町では一時預かり保育も行っていますが、切れ目のない子育て支援の観点から、この制度の導入が必要であると考えます。そこで、以

下伺いいたします。

1点目、今回のこの制度の実施に向けて、どのように進めていくのかをお伺いいたします。

2点目、実施に当たり、どのような課題があると捉えているのか、お伺いいたします。

3点目、誰でも通園制度を利用した場合、矢巾町子育て応援在宅育児支援金についての支給との関係はどうなるのか、お伺いいたします。

以上です。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　誰でも通園制度についてのご質問についてお答えいたします。

1点目についてですが、こども誰でも通園制度は、令和8年度から全ての自治体で実施することとされており、国では本格実施を見据えた試行的事業の実施及び在り方に関する検討が行われております。

なお、町では、人口推計や就学前児童の就園状況等に基づいて、令和8年度以降の未就園児の受皿となる必要整備量を試算し、町内各保育施設に対して実施意向調査を行う予定としており、実施に向けた調整を進めてまいります。

2点目についてですが、今後数年間で新規宅地造成等により町の就学前児童数がピークになると見込んでおりますが、慢性的な保育人材不足の中で、通常の保育ニーズへの対応に加え、新たにこども誰でも通園制度導入に必要な保育人材の確保並びに当該サービス提供体制の拡充が喫緊の課題であると考えております。

また、国では、令和6年度からこども誰でも通園制度本格実施を見据えた試行的事業を実施しており、人員配置基準や人材確保対策、高リスク家庭の利用における支援、障がいのある子どもの受け入れ体制の整備等、様々な検討事項が示されているところであります。

町といたしましても、令和7年度試行的事業を導入の上、実施結果を検証するとともに、令和8年度からの実施に向けて体制整備に努めてまいります。

3点目についてですが、矢巾町子育て応援在宅育児支援金は、県の補助事業を基に支給している支援金になりますので、こども誰でも通園制度の開始までに支給対象の見直しも想定されますが、現行制度においては、支給対象として取り扱えるものと見込んでおります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 一番最初に、答弁書のところで分からぬことをちょっとお聞きしたいのですけれども、まず今後数年間で新規宅地造成等によりということで、待機児童が発生するようなことが考えられるのかということが1つと、それからあと最後の応援在宅育児支援金は、もし令和7年度の試行的なときには、誰でも通園制度を使っていても支給されるけれども、本格的に令和8年度になって、国がちゃんとした制度としてやるようになったときには、今の時点ではちょっと分からぬというのは、そういう答弁だというふうに判断してよろしいでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 村松こども家庭課長。

○こども家庭課長（村松徹君） お答えいたします。

まず、1点目の待機児童が発生するかにつきましては、宅地造成している部分での児童数の増加が見込まれますので、そちらについては、急に待機児童が出る見込みはないのですけれども、現在第3期の子ども・子育て支援事業計画を策定しております、向こう5か年間の保育需要のニーズと、その体制整備について、そちらの計画のほうに反映させてまいりますので、そういう策定も通じながら、より精査しながら、そういう若干の施設整備予定とかもございますので、それらも勘案しながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

また、重複支給の部分につきましては、こちらの支援金につきましては、国費、国の制度ではなくて、岩手県と市町村との2分の1ずつ負担し合うという制度になっておりまして、こども誰でも通園制度の今のモデル事業の標準が月10時間までというような形で、現在盛岡市と一関市で試行的事業が行われておるところでございまして、その10時間の考え方について、県の補助金担当のほうにも確認をしております。

いずれ保育所に入所している方は原則駄目だということであって、その10時間を正式な入所とみなすか否かについて、今の見解は保育所に入所している取扱いではないので、重複支給差し支えないというふうに現段階では回答をいただいているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 承知いたしました。やはり結構この在宅給付金、とてもありがたいと言っている方も多い、こういうふうにお聞きできてよかったです。今課長が、令和7年度の試行事業についても少しお話しいただいたのですけれども、矢巾町での施行について、私がちょっと見たのは、保育園とか、幼稚園とか、認定こども園、小規模保育事業所、家庭

的保育事業所、結構どこも対象、手を挙げればできるということと、さっきおっしゃったみたいに10時間を上限として、またあと300円ぐらいの標準的な経費がかかるというようなことを聞きました。令和7年度については、矢巾町はどこで実施を施行するのか、また何人ぐらい受け入れるのか。そして、子どもを受け入れるに当たって事前の面接みたいなこともされたりするのか、お答えできる範囲で教えてください。

○議長（廣田清実議員）　　村松こども家庭課長。

○こども家庭課長（村松　徹君）　　お答えいたします。

まずは、協力していただける保育施設、こども園からの取りまとめをしなければなりませんので、いずれそんなにいっぱいどこも一斉に手を挙げるような感じではなくて、盛岡市でも1か所ということではあるのですけれども、できるだけ多くの、要は令和8年度からは保育給付事業として正規な事業になりますので、やはりそういう下地をモデル事業で少しでも多くの園に協力してもらってやりたいなと思っていますし、園長会議等様々な場面で働きかけをしてまいりたいと思います。

その中で、利用料については、現在盛岡市では1時間300円ということで行っておるところでございますけれども、そこら辺も含めて盛岡の取組も踏まえながら、矢巾町での試行的事業を令和7年度にやって、様々な課題も出てくるかと思いますので、それを整理した上で令和8年度、スムーズに円滑に安心して親御さんがこども誰でも通園制度をご利用いただけるようにしてまいりたいというふうに考えております。

あとはもう一つ、事前面接につきましては、やっぱり大切なお子様お預かりする上で、親御さんに一緒に来ていただいて、実施園の保育環境の様子を見てもらったり、そのお子様、お子様個々の特徴というか、特性を把握しなければならないと思いますので、幾ら短時間とはいえ、やはりそこは慎重に、なおかつ反面あんまり四角四面だと利用しづらいとかと、何でも逆効果になりますので、そこら辺は適切に実施してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　　他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員）　　それでは、今朝この4階に上がってくるときに、1階から2階に上がる踊り場に、今年度岩手県で事業として保育補助者を養成する子育て支援員研修というポスターを見たのです。これがやっぱり保育士不足に対する一つの形なのかなと見ていて思

ったのですけれども、8月20日が第1回の締切りで、9月20日に第2回ということで、市町村に、免許がなくても、保育の仕事、補助で仕事をしたいというような方が対象になるというようなことが書いてありますて、この事業について幅広く呼びかけていただいて、保育士不足の一つの対策になつたらいいのかなということをポスター見ながら今日思ったのですけれども、この取組について現時点矢巾町で問合せとか何かありますでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 村松こども家庭課長。

○こども家庭課長（村松徹君） お答えいたします。

この事業につきましては、実際に子育て支援員の研修というのは、40時間受けていただくと、受講して、それをもって子育て支援員としての資格を得て、そして保育現場で保育業務はできませんけれども、保育の補助を行うことができまして、町立煙山保育園でも1名の方、私が行く1年前ですから、令和4年度から従事していただいておるところで、各保育園でも何名かはいらっしゃいます。

そして、その研修も従前は市町村単位での研修会の開催ということで、盛岡広域としてやっていたわけでございますけれども、昨年度から県のほうでまとめてやっていただけるようなふうに変わっております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 最後の質問なのですから、昨年度取り組んだ自治体のアンケートから、預ける側と預かる側、両方からのアンケートを取ったそうなのですが、預ける側としては、自分の時間ができて息抜きができる育児への負担感が減ったというようなお話をしました。また、預かる側は、保育者からの課題としては、ふだんの保育だけで、今不適切な保育とか、そういうこともあつたりする中で、子どもをまたさらに預かるということで余裕がなかったというような話と、そして預けられる子どもたちも、今までうちにいた子が来るわけですから、環境に慣れなくて、子どもの対応にとても今まで以上に労力が増加するというようなことがアンケートで出たそうなのです。

先ほども保育士の確保対策というような話もございましたけれども、矢巾町としてさらなる何か、保育士さん、または保育を実施する保育所に対して支援とか、充実とか、今回のこの誰でも通園制度ということに関して負担が増えるということで、何か新しい支援とかがあ

るようでしたら、お聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 村松こども家庭課長。

○こども家庭課長（村松 徹君） お答えいたします。

今小笠原議員からお話があつた部分については、いわゆる保護者のレスパイトの問題ということを踏まえての保護者への支援、そして保育人材の確保、さらには新制度へ対応する保育現場の負担に対する支援と2方面でのお尋ねがあつたわけでございます。

いずれこども誰でも通園制度、月10時間というのが一つの目安になつてはいますので、この制度の目的といたしましては、レスパイトという部分でも間接的には寄与するものだとは思うのですけれども、この事業の趣旨は、保育に欠けている家庭を支援するための保育制度とは一線を画して、あくまでも子どもの発達を促すための、いわゆる保育と、誰でも保育ということで、保育に欠ける、欠けないに關係なく、要するに在宅で子どもの成長、発達が、いわゆる密室状態という、表現が悪いのですけれども、社会的に分からぬ状態で、それでいろいろな問題もあるよということも踏まえての制度というふうに伺つておりますので、そういう意味では、レスパイトには間接的にはなると思うのですけれども、やっぱり広い意味では子どもの発達、成長を促すためのものなので、レスパイトの部分につきましては、やはり産後ケア事業ということで、いわゆる1歳に達するまでの間は、ホテルをまず無料でご利用いただいて、2室取つて、片方の部屋で子どもさんを預かって、片方の部屋でお母さんが休む、そういうデイサービス式と、あとはヘルパーを派遣して家事支援をしたりというのもありますので、やっぱりそういう事業と連結させながら、ご家庭を支援するような形を取つてまいりたいと思いますし、あと保育現場への支援につきましては、先ほど実施に向けて園長会議等で情報共有を図りながらというお話ししましたが、その場面でも、やはり新たな取組に伴うリスクなり、課題も出てくると思いますので、国のモデル事業ではあるのですが、そのモデル事業の中で課題を抽出して、本格実施に向けて現場も支援できるような体制を検討してまいりたいと思います。

以上お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で小笠原佳子議員の質問を終わります。

○議長（廣田清実議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しましたので、これにて散会いた

します。

なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場に参集願います。

本日は大変ご苦労さまでした。

午後 4時28分 散会

令和 6 年矢巾町議会定例会 9 月会議議事日程（第 4 号）

令和 6 年 9 月 5 日（木）午前 10 時 00 分開議

議事日程（第 4 号）

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	高 橋 恵	議員	2番	高 橋 敬 太	議員
3番	横 澤 駿 一	議員	4番	ササキマサヒロ	議員
5番	吉 田 喜 博	議員	6番	藤 原 信 悅	議員
7番	齊 藤 勝 浩	議員	8番	小 川 文 子	議員
9番	木 村 豊	議員	10番	小笠原 佳 子	議員
11番	山 本 好 章	議員	12番	高 橋 安 子	議員
13番	水 本 淳 一	議員	14番	村 松 信 一	議員
15番	昆 秀 一	議員	16番	赤 丸 秀 雄	議員
17番	谷 上 知 子	議員	18番	廣 田 清 実	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	高 橋 昌 造 君	副 町 長	岩 渕 和 弘 君
政 策 推 進 監 督 兼 未 來 戰 略 課	吉 岡 律 司 君	總 務 課 長	田 村 英 典 君
企 画 財 政 課 長	花 立 孝 美 君	稅 務 課 長	佐 々 木 智 雄 君
町 民 環 境 課 長	田 中 館 和 昭 君	福 祉 課 長	野 中 伸 悅 君

健康長寿課長	田 口 征 寛 君	こども家庭 課	村 松 徹 君
産業観光課長	村 井 秀 吉 君	道路住宅課長	水 沼 秀 之 君
農業委員会 事務局長	細 越 一 美 君	上下水道課長	浅 沼 亨 君
会計管理者 兼出納室長	佐々木 美 香 君	教育長	菊 池 広 親 君
学校教育課長 兼学校給食 共同調理場所長	高 橋 雅 明 君	文化スポーツ 課	高 橋 保 君
農業委員会 会長	佐 藤 俊 孝 君		

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉 田 徹 君	議会事務局長 補	千 葉 欣 江 君
主 事	渋 田 稔 結 君		

午前10時00分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

会議に入るに先立ち、昨日も申しましたけれども、一般質問に当たり、一般質問は、矢巾町議会会議規則第61条第2項により通告制となっておりますが、質問に当たっては、同規則第54条第1項の規定により、「議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない」となっておりますので、昨日もお願いしましたけれども、通告した内容の範囲を超えないよう質問者は留意をお願いいたします。

これより本日の日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（廣田清実議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次質問を許します。

1番、高橋恵議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（1番 高橋 恵議員 登壇）

○1番（高橋 恵議員） 議席番号1番、町民の会、高橋恵です。よろしくお願いいたします。

最初に、交通量増加に伴う交通渋滞対策について、町長にお伺いいたします。以前より大規模宅地開発が行われていました田中地区では129区画が販売完了、また下花立地区では159区画を販売しており、田中、下花立両地区を合わせますと、現在288区画の販売及び工事が徐々に進められています。県内でも、ほかの自治体へ人口が流出している中、このような宅地開発が地域の活性化につながることを非常に期待するものです。

この両地区の接続道路である県道不動矢巾停車場線は、矢巾町の中心部を通っており、盛岡市につながるその先の町道と併せ、幹線道路として、平日、休日を問わず交通量が増加しております。令和7年4月には、不來方高校と盛岡南高校が統合し、南昌みらい高校が開校

いたしますが、朝の通勤ラッシュと重なると、今以上に朝の登校時には混雑が予想されます。

また、宅地開発の影響で交通量が増えることが予想される箇所で、昨年度矢巾町交通安全対策協議会に対し、信号機や横断歩道の設置等、町内交通安全施設などの改善を要望されていることもありますことから、以下伺います。

1点目、宅地開発により増える自動車の登録台数をどのくらい見込んでいるか。

2点目、矢巾町以北へ通勤する車が使用できる道路は限られておりますが、渋滞が起きないような道路網整備等、適切な対策を考えているか。

3点目、通勤に利用する幹線道路、生活道路には国道、県道も含まれているが、交通量調査のデータを共有し、分析しているか。また、その結果を確認し、渋滞解消に向けた今後の見通しを検討しているか。

4点目、幹線道路の交通渋滞を避けて、生活道路に車両が流れてくることが予想されるが、生活道路は通学路になっている箇所も多いことから、抜け道、裏道利用に対して、児童生徒の交通安全対策をどう考えるか。

5点目、開発中の藤沢地区について、過去の一般質問でもあったように、開発付近周辺の道路交通環境は、交通量の増加により危険が増し、先を急ぐあまり信号無視する車も多々見られます。通学路にもなっていることから、今後良好な通行環境へどう取り組んでいくのか。

以上、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　1番、高橋恵議員の交通量増加に伴う交通渋滞対策についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、本町の世帯数及び保有車両数統計の状況から、1世帯当たり2台保有を想定し、各地区で計画をしております区画数が、田中地区208区画、下花立地区159区画であることから、約734台の増加を見込んでおるところであります。

2点目についてですが、田中地区、下花立地区より盛岡方面へ向かう車両は、県道不動矢巾停車場線から町道田中横道線を経由すると想定しており、その先は複数の路線があるものの、町道田中横道線の終点部以降は完成しておりませんが、現在盛岡市において工事を進めている都市計画道路、津志田白沢線が完成した際は、盛岡広域の南部東側の主要幹線が完成するものであります。

加えて、一般国道4号盛岡南道路の事業計画を踏まえ、町内道路網について検討を現在行

っており、本年度は基礎調査及び交通量調査を実施しているところであります。

3点目についてですが、国土交通省の全国道路・街路交通情勢調査の調査結果がホームページ上で公開されており、国、県、町で必要に応じて共有し、それぞれの調査業務に活用しているところであります。また、県内の主要渋滞箇所については、岩手県住宅対策推進協議会において、さらに詳しい分析を行い、検討することにより、渋滞解消に取り組んでおります。

4点目についてですが、生活道路の交通安全対策は、進入車両の抑制が最も効果があることから、グリーンベルトの設置や物理的に幅員を狭くし、車両の速度を抑制する防護柵の設置などを進めることにより、児童生徒のみならず地域に住んでおられる町民全ての交通安全を確保してまいります。

5点目についてですが、開発中の藤沢第2地区は、計画交通量約2万5,000台として、4車線で整備した町道中央1号線により円滑で安全な交通が確保されるものと見込んでおります。また、同地区の隣接する町道中央1号線と町道安庭線の交差点の横断歩道は、令和6年内に2本から4本に増えることとなっており、より一層歩行者の安全が高まるものと考えております。

今後も県の公安委員会や警察と連携し、道路利用者の交通安全が確保されるように取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 1点目に関してなのですが、将来的に約734台、730台余りの増加を見込んでいるとのことですが、この台数までいかなくともこれだけの台数が将来的には増えるわけですから、周辺の車両動線は変わると思います。今後周辺の交通に支障はないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

現在田中地区、下花立地区とも車両の動線はそのとおり、盛岡に向かう車につきましては、県道を経由して向かうものと想定しております。それ以外の周辺部、例えば南側に向かう車とかにつきましては、そのほかの砂北線等を使うこととなっておりますが、そのとおり周辺にはまだまだ拡幅されていない路線もありますので、そちらの未整備の道路のほうにはなる

べく進入しないように、開発者のはうも道路のすりつけの時点で考慮をいただいたすりつけ等をやっていただいておりますので、おおむね実際にその台数が走ってみると正直なところは分からぬのですが、計画時点では、ある程度スムーズな通行が確保されるものと見込んでございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） もともと両地区に引っ越された方が町内在住者ならば、その周辺部を分かると思うのですが、これだけ大きい開発となりますと、町外から引っ越されてくる方もいらっしゃると思うので、その方たちはやっぱり道路事情も分からぬと思うので、困惑されるかと思います。その点を含め、町内の皆様から苦情が出てからでは遅いと思いますので、今後適切な計画の上で対策をしていただきたいと思いますが、この点に関してはいかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

ただいまの議員からご指摘のあったとおりでございますので、そちらにつきましては、特に通学路の関係がありますので、なるべくそちらへの車両の進入を減らすような形での計画、指導を進めてまいります。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 2点目に関してですが、答弁書で通勤道路に想定している道路が町道田中横道線だけでございましたが、不來方高校野球グラウンド付近の交差点を通り、医大の南側から国道4号線に出る町道西前線は想定していないのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

西前線につきましては、西前線で県道にぶつかったところで、そこからそのまま西に進んで田中横道線を経由するものと想定してございます。というのは、直進しますと、そのとおり制限速度も30キロになっておりまして、川を越えるとかなり狭い道路というふうになっております。また、東に向かいますと、矢巾口のはうがやはり渋滞が激しくなっております。現在あちらのはうがやっぱり交通量が多くて、そちらを通らずに盛岡に向かうほうが多いのかなというふうに推計しております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 今お伺いして想定道路の件は理解いたしました。しかし、利用してみないと、どうしても先を急ぐ車もやっぱりいらっしゃると思うので、その最短距離、幹線道路に出る最短距離も鑑みて、その想定道路を考えていただきたいのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

田中地区につきましては、そのとおり選択肢が結構あるものですから、私どもといたしましては、歩道整備済みの田中縦道線を経由して向かう方向を推奨といいますか、通っていたいきたいなというふうに考えておりまして、開発計画の時点でも、接続はそちらに基本的に左折してから右折するように接続路はできているものでございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） そういう考え方であれば、今後ますます、1か所だけでなく何か所か想定してもいいのではないかとは思います。

同じく2点目なのですが、ここは今の町道西前線なのですが、ここは役場の職員の皆さんも利用されていて分かっていると思いますが、ふだんから渋滞いたします。今後多くの小学生が通る通学路に指定され、重要な交差点となると思うので、それと併せて、やはり今後通勤ルートの想定場所に加えることができないか、再度質問いたします。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

西前線につきましては、そのとおり終点部の部分でどうしても信号等もございませんので、片側、北にしか進むことができないようになろうかと思います。ただ、そのとおり小学生の通学路という形で重要性が増してまいりますので、歩道等の整備のほうを現在計画を進めているところでございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 歩道が、やっぱり川の部分、ちょっと道路が変形しているものなので、あと歩道も狭いということで、さらなる今後の検討をお願いいたします。

同じく 2 点目なのですが、道路網の整備について、一般国道 4 号盛岡南道路の事業計画を踏まえて、町内の道路網も検討中で本年度は調査を実施とのことでしたが、例えば既存の道路を使用してなのか、または新設で検討中なのか、どのような検討内容だったでしょうか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

検討の内容につきましては、目下検討中でございまして結論は出ておりませんが、大きい話をいたしますと、南道路ができたことによって東西の交通網の私どもの基幹として考えておった高田煙山線、こちらがなくなってしまったわけでございます。南道路になることによって、盛岡方面との関係はよくなるわけですが、各接続道路との関係は西バイパスを見ていただければ分かるとおり、100%というわけにはまいらないものですから、その代替となる路線を現在検討しているところでございます。

また、それに絡んで関連の周辺の交通が変化することが予想されておりますので、そちらの推計を今進めているものでございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 検討内容については伺ったので分かりました。

3 点目についてなのですが、全国道路・街路交通情勢調査について、昨年 6 月に発表された令和 3 年の資料ですが、主に矢巾町盛岡市境永井にあります一般国道 46 号矢巾停車場線、南矢幅不動矢巾停車場線、西徳田一般国道 4 号の 3 つの場所についても、独自に確認いたしました。その中でも南矢幅の矢巾停車場線について、下りの 12 時間自動車類交通量は、国道と比較して若干少ないものの、朝夕の混雑時、昼間非混雑時も国道並みに時間を要することが確認できました。

国道、県道が含まれると、調査、解析、現地確認、審議など、なかなか進展が遅いと思いますが、岩手県住宅対策推進協議会で取り組んでいる主要渋滞箇所の矢幅駅入り口交差点、西徳田交差点、矢巾町流通センター地内交差点、矢巾町大字煙山地内交差点、赤林の県道不動盛岡線以外で現段階で要望を検討している、または要望している箇所はありますでしょうか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

国、県道に関しましては、ただいま議員からお話のあったとおりでございます。そのほか町道部分につきまして、やはり朝夕の右折待ち、左折待ち等で渋滞が発生している箇所が複数ございますので、そちらについては町独自で対応のほうを検討しているところでございます。

○議長（廣田清実議員） 箇所。

○道路住宅課長（水沼秀之君） 箇所につきましては、安庭線と中央1号線の交差点、あとは大沼線との交差点、あとは矢次線との交差点、この3か所が主に渋滞が発生している箇所でございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 以上伺って、今後も安全な交通が確保されるよう詳しく分析をお願いしたいと思います。

4点目について、グリーンベルトは、視覚的にも自動車などの通行車両に通学路であることを認識させ効果的ですので、交通量にも差がありますが、今後生活道路で歩道のない通学路の全部にグリーンベルトなどを整備することを検討はできないものでしょうか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

こちらにつきましては、現在進めております煙山小学校の付近と防災安全室のほうと連携いたしまして、様々箇所に、こういうふうなやり方もありますよというのをご説明しているところでございますが、地域懇談会等でもやはり狭いといいますか、歩道のない道路を歩行者が安心して歩きたいというご要望をたくさんいただきおりましたので、今ありましたとおりグリーンベルト等を設置して、交通量自体を抑止といいますか、ある程度抑えながら歩行者の安全を確保すると。加えてやはり流入を阻止するのが一番でございますが、ただし一部からは速度が遅くなるのは困るなというご意見もいただいたりしてございますが、おおむね皆様、グリーンベルトの設置については同意をいただいているのが現状でございます。そのため、これからもいろいろそのような地区からのご相談がありましたら、グリーンベルトの設置等について進めてまいろうと考えているところでございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 今現在分かっている段階で、グリーンベルト等を考えている箇所は

あるでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） 今現在計画しているところはございませんが、地域懇談会の中で出てきた中で提案させていただいたところは何か所かあります、ちょっと具体的な名前はあれですが、やはり30キロ規制になっているにもかかわらず60キロぐらいで車がすり抜けていくよというふうなお話をいただいておる路線に、そのような提案をさせていただいております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 自動車など通行車両に注意喚起としてグリーンベルトなど有効だと思うので、優先度に応じて早急に順次設置されることを期待して、5点目に入ります。

中央1号線が今年中に4車線に増えるということで、少しでも安全な交通が確保され、渋滞緩和になればと期待しますが、年に1回矢巾町交通安全対策協議会が町内の各小中学校それぞれの危険箇所をまとめて合同点検を行っておりますが、結果、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒が安全になったと感じているのか、各小中学校から報告はあるのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

道路の改良に関してのお話でさせていただきますと、学校側のほうから、ここにこういう歩道ができたから安全になりましたよというふうなお話はいただいてはおりませんが、そのほかの防災のほうで担当しております信号や横断歩道等がございますので、そちらについては、より細かなお話をしておりますので、効果があれば、やはり学校からすぐにお話はあるものと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） これは私も参加しているので、実際にちゃんと見ているのですが、やはり警察と公安委員会などとの話合いがうまくいかず、道路状況に応じてやっぱり設置できない、必要なところに設置できない、いろいろ交通量の問題もあります、そういうこともあります、やっぱり小中学校、ましてや保育園などでは今後とも同じような要望を出されると思いますが、町として積極的に安全確保のために要望を聞いていくということは、今

後も考えているのでしょうか、見解をお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

各道路施設、安全施設についての要望につきましては、町内交通安全施設等の改善要望として、交通安全施設等、紫波警察交通規制対策協議会などに町、紫波町と合同なのですけれども、紫波警察署に要望させていただいております。

様々な路線、それから交通安全施設の要望させていただいております。令和5年度につきましては、例えば不要になった一時停止の箇所の撤去とか、信号機の押しボタンから常時点灯の部分などについての改善なども行っておりますが、様々要望させていただいております。継続的に、なかなか改善されないのでないかというご意見もひしひしと受け止めてございますが、なかなか、紫波警察署さんのほうでも公安委員会のほうに要望をしていただいているという情報もあるのですけれども、公安委員会のほうで町民やあるいは子どもさん方がたくさん通る、あるいは横断するから例えば横断歩道をつけてくれというような要望するのですけれども、そうではないと。むしろその子どもたちや町民の皆様が安全に交通あるいは歩行できる場所を選定しなければならないのだと。

それから、矢巾町につきましては、開発が目覚ましいと、毎年毎年目覚ましく変化しているので、今この段階で交通安全設備を取り付けるというよりは、例えば南道路しかり、それから人口流入しかりで、しっかりとある程度の固定的な交通量や歩行者が確定してから、そういう安全設備を取り付けたいというようなご意見もいただいてございます。それもそのとおりなのかなというふうに思っていますが、我々といたしましては、今この危ない状況を何とか改善したいという要望は強くしているのですが、そこら辺のちょっと話合いがうまく、そこがあったりするという状況でございます。

しかしながら、命が奪われるような状況があつてはならないというふうに我々は思っておりますので、そこは粘り強く要請して、対応していただきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） これで1問目の質問を終わります。

次に、2問目の質問を許します。

高橋恵議員。

○ 1番（高橋 恵議員） 地域間格差の解消の取組について、町長と教育長にお伺いいたします。

岩手医科大学附属病院の開院に伴い、病院周辺の積極的な開発によって、町の東側の地域振興は格段に進み、雇用機会の拡大や生活利便性が向上し、人口も増えております。しかしながら、町の西側は生活利便施設ができたものの、それ以外の変化はなく、東西格差がさらに一層広がっているのが現実です。

実際、町民の方に食料品の買物を例に挙げられ、同じ町の住民なのに、なぜこんなにも西と東とで地域差が拡大していくのかという意見をいただきました。買物が容易にできる、病院に通いやすいだけでは、住民の幸福度ははかれませんが、徒歩、自転車圏外の高齢者や障がいのある方、デマンドタクシー、現在は予約型乗合バスと申します、を利用しなければならない人は、この地域差に対して、町が行おうとしているまちづくりと自己の置かれた環境とに隔たりを感じていると思います。

昨年度地域課題の見通しや解決を目的に、町コミュニティ連合会主催の地域カルテに取り組んだことは、地域の課題解決に向け一歩前進したと思いますが、今後住民が感じている地域間格差をどう解消していくのか、以下伺います。

1点目、矢巾町総合計画基本構想まちづくり方針の一つに、誰一人取り残さない社会を目指すまちづくりとありますが、生活利便施設、交通利便性が偏っている現状をどう考えているか。

2点目、矢巾中学校跡地について、地域連携型PPP（官民連携）推進事業について調査、検討を行った結果、利活用の方向性はどうなったか。

3点目、西側の地域活性化が遅れた原因の一つには、矢巾中学校跡地利用について、盛岡中央高校附属中学校の移転が見送られた後、早急に新たな土地利用への誘導ができなかつたことだと考えるが、近隣公園や誰でも無料でボール遊びや水遊びができる広場として整備をする予定はないか。

4点目、地域カルテについて、今後の具体的な活用方法は。

5点目、今後地域カルテの作成について、住民への情報共有や説明等、結果的に自治会役員の負担がさらに増えると思うが、どう役員の負担を抑えながら行うのか。

6点目、地域カルテなどでデータの可視化をすると、今後の人口減少を理由に小学校の統廃合や小中一貫という意見も住民から出ると思うが、現段階で考えはあるか。

以上、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 地域間格差解消の取組についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、商業施設や医療施設等の生活利便施設は東西に限らず、都市計画法上の市街化区域及び市街化調整区域により誘導もあり、容易に開発することは難しい状況にあります。

東西で比較した場合の人口規模による影響もあるものと捉えておりますが、他市町村と比較しても十分な生活利便施設が町内には整備されているものと認識しております。また、交通の利便性についてですが、東西で格差があるものと捉えていないところであります。交通事業者が厳しい状況にある中で、町内全域で交通空白地が生じないように公共交通網を構築することにより、今後も利便性の確保に努めてまいります。

2点目についてですが、現在旧矢巾中学校跡地を屋外運動場かっこうグラウンドとして利用していることも踏まえ、スポーツ等の活動でにぎわう場として活用する官民連携事業の可能性について調査、検討を行いました。具体的には、時代に応じた様々な活用を可能とするため、超大型テント等を活用した比較的簡易な施設を整備し、長期的に事業を実施することを前提に、官民連携手法として町と民間事業者が共同で出資を行い、出資割合に応じた意思決定権限を持つ官民共同事業体を立ち上げるL A B V方式、いわゆるローカル・アセット・バックド・ビークルについて実施可能性を検討したところでございます。

しかしながら、事業リスクや行政側の実施体制の確保の観点から、早期に事業着手することは難しいとの評価があり、現在L A B V方式以外の官民連携方式を用いた事業検討を含め可能性を調査しております。

3点目についてですが、旧矢巾中学校跡地を都市公園の一つである近隣公園として再整備する計画は、現段階ではございませんが、各種計画策定の際に実施しております住民の皆さんのアンケート調査や各地域で実施しております地域懇談会の場で寄せられる意見などから、ある程度規模の大きな公園を求める声が上がっていることは承知しており、旧矢巾中学校跡地のほか、既存の町有地等を活用して遊び場を整備する手法や、その実現性については引き続き検討を行い、早期にご提案できるように努めてまいります。

4点目についてですが、地域のあらゆるデータを可視化し、地域の魅力や課題をまとめた資料として昨年から策定に取り組んでいるもので、将来的に単独コミュニティのみでは解決

できないような課題について、広域的な取組として周辺コミュニティ同士のつながりを強化していく中で、小学校区単位の地域コミュニティで取り組んでいく方向を打ち出したものであり、地域カルテに記載した情報や資源を地域コミュニティ間で情報を共有し、地域を超えた活動または地域間連携活動に活用していただく予定です。また、カルテを策定する中で、他地域の取組の情報を知り、参考にするなど、効果的な活動につなげることも狙いとしているところであります。

5点目についてですが、地域カルテ策定に係る取組については、長い時間をかけて町民の皆さんに周知していく必要があることから、地域コミュニティ役員の方々の負担が増えることもあるかと思いますが、取組及び成果については、広報等により周知に努め、役員の方々の負担軽減を図ってまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　菊池教育長。

（教育長　菊池広親君　登壇）

○教育長（菊池広親君）　引き続き、地域間格差解消の取組についてのご質問にお答えいたします。

6点目についてですが、本町の学校教育において、少子化による児童生徒数の減少や学校施設の老朽化への対策、各小学校間の児童数の偏りの解消など、解決すべき課題がございます。このことを踏まえ、令和3年6月に小中学校の適正規模、適正配置について、矢巾町立学校通学区域審議会へ諮問し、翌年9月に答申をいただきました。

その後、この答申に係るパブリックコメントを令和5年5月、7月には小中学生と園児の保護者を対象として、学校教育の再編を考える上で必要な教育内容や教育環境等についてアンケートを実施いたしました。

これらの経緯を踏まえ、教育委員会は同年12月に9年間を見通した新時代の義務教育を小中一貫教育により推進することを基軸とした矢巾町立学校の再編に関する基本方針を策定いたしました。

現段階においては、基本方針である5つの方針に沿って、学校再編整備計画の素案作成に着手しているところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　再質問はありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 1点目に関してなのですが、答弁では、ほかの市町村と比較しても十分な生活利便施設が整備されているとのことでしたが、第8次総合計画住民アンケートで、買物の便利さは、今後4年間のうち町が向上に取り組むべき項目の第2位となっているが、それでも本当に生活利便施設は十分と言えるのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） ただいまの質問にお答えいたします。

アンケートの結果としては、確かに今議員おっしゃるとおりかと思いますが、矢巾町という小さな町を考えた場合に、そして人口を考えた場合に、施設の数というのは、他市町村から見れば十分な数があるというふうに認識しているところであります。不便というふうに感じる方のために、交通網につきましてもできる限り用意しているというふうに我々考えているところでございまして、これに関しましては徐々に利用者のほうも増えているところであります。引き続き充実に努めてまいりたいというふうに考えるところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） このように住民の方が思っているのと町との乖離が減少するようさらなる検討をお願いしたいと思います。

また1点目についてなのですが、予約型乗合バスについてですが、現在の利用状況は、昨年の同時期と比べてどのような状況でしょうか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

予約型乗り合い状況、西部地域におきましてというふうな形で考えますと、今年度の状況は、運行便数が昨年度より1割ほど増している状況でございます。よって、乗車人数も同様に1割ほど上昇している状況でございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 便数も1便多くなったと、1割増だということで、利用者もあれなのですが、令和5年の乗客数は1,014人、令和4年は1,020人、利用者が利用しやすく、今後6年度の結果を見ないと分からぬのですが、減少しないような対策をしていただきたいの

ですが、何か方策はあるでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えいたします。

予約型乗合バスにつきまして、ただいまの盛岡の都南地域のほうへも移動できるような計画の策定に向けて今進んでいるところでございます。実際の事業者であります矢巾タクシー、こちらのほうにつきましても、実現の可能性は十分であるというふうなお答えをいただいておりますので、こういったところをさらに周知を含めて行いまして、利便性を上げていきたいというふうに考えているところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 今の説明で、都南地区へまで足を伸ばすような計画ということで、さらなる住民の方たちの快適な交通、乗合バスになるようにお願いいたしたいと思います。

2点目です。超大型テントを活用した比較的簡易施設とは、具体的にどのような施設だったのでしょうか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） お答えいたします。

こちらの超大型テントというイメージなのですけれども、東北新幹線に乗っていただいて、仙台駅を過ぎて長町周辺でテントがあって、フットサルとか、そういうところをやっているところがございますが、ああいう施設を想定して実現可能性を調査しておりました。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 私は勝手にグランピング施設とか、いろいろそうなるのかなと思ったのですが、フットサルということで、これは不調に終わったということで認識しました。

2点目に関してですが、L A B V方式は、単純に民間の提案を積極的に活用し、公有地を現物出資することだと私が単純に思っておりました。行政側の実施体制の確保の観点から、早期に事業着手することは難しいとの評価だったのですが、難しいといったところは主にどのようなところだったのでしょうか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） お答えいたします。

まさに現物出資するということで、企業が事業を行うに当たっての一番ネックになってくる底地の問題というところの費用を軽減するという、いわゆるPPPの1形態に当たります。その中で、定期借地権の設定、これは今までの議論の中でも、恒久的な施設の在り方に関しては慎重を期すべきという意見を多数寄せられているところでございますし、やはり今後の土地利用のことを考えて、その年数をどのように設定していくべきなのか。あるいは、そこにおいて事業者が事業をやっていくことができるのかというような公共の利益を取りつつ、ただ単に現物出資するというわけではなくて、公共の利益を取りつつ民間の利益も取っていくというスキームですので、その点の折り合いがなかなかうまくいかなかつたというところなのですが、これは不調に終わったというよりは、現在公的不動産の活用ということを検討に置いていまして、これ実は今、立地適正化計画の策定というものが全国で求められています。この立地適正化計画の策定というのは、ある公的不動産、個別、個別に見ていくのではなくて、トータルで見て活用していくという考え方で、今後人口減少が本町でも進んでいくわけですけれども、その中において空洞化をどのように防いでいくのかという中で避けて通れない議論だと思っています。

その中の一つのパートとしてそこがあるという視点で捉えていただければいいと思うのですが、不調に終わったというよりは、ステップに4段階ぐらい検討のステップがございまして、まず方向性の整理ということと、あとは情報の一元化、整理したという段階で終わっていて、今後この立地適正化計画等々が令和7年度から9年度の3年間で策定する必要になれば策定していく必要があると思っていて、その中で議論をさらに具体化していくもの一つということです。なので、公共施工そのままというのもございますし、今おっしゃっていた方法のほかに多様な部分について検討しているというのが現状でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 中学校の跡地については、町の貴重な重要な財産でもありますので、今後も何とか積極的に活用していただきたいと思います。

そして、PPP以外に、今お話のあった以外に検討、何かまた違うことを主に具体的に検討されているということはあるのでしょうか、再度伺います。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） お答えいたします。

こちらにつきましては、これまで検討委員会なんかでスポーツをする場所であるとか、災害に対応する場所であるとか、そういう機能が欲しいということが言われております。

ただ、議員おっしゃいましたとおり、ここは非常に町の中心部に位置している場所でありまして、その利用の可能性というのは1種住居になっておりまして、これは用途区域の話なので町が変えたとしても2種住居という形になるのですが、自由、勝手に何でもできるというわけではございません。近隣にお住まいの方々の住環境といったところも守る必要性があるのですが、その中で皆さんのが望まれる施設について役所だけでやっていいのかどうかというようなことの議論もありますので、あるとすれば防災とか、スポーツ施設という話もあるのですが、そのスポーツの運営にしても、ただ単に役所が運営するということではなくて、ノウハウのある民間が入ることによって、さらにいいサービスを提供できるのではないかというような視点で今検討しているところでございまして、本当にフェーズフリーの中で今検討している状況ですので、そこの中ではアンテナを高くして検討してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） そして、仮にどこか全国の自治体で同じようなところを視察したり、考えているようなところはあるのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） まだ視察とかには行っていないのですけれども、国ほうでこちらにつきましては、推進していくというガイドラインも示しております、その中では幾つかの事例が示されております。

ちょっと使い方とか、規模感とか全く違うのですけれども、こうした事例は幾つか紹介されておりますので、そういうところをまず情報収集をしながらやっていきたいと思いますし、同じようなことを、スキームは同じでも、やはり情報を集めていくと、固有の特性というのがあります。

例えば1つ、山口県の山陽小野田市なんかでも、この方法に取り組んでいますけれども、やはり置かれている環境は全く違いますので、その中で何がいいのかといったところと、やっぱり町民の皆さんのが何を望んでいるのか、やはりこの皆さんのが詰まっている地域ですので、そこをどのように運営したらいいのかというのは、例があるからそれに飛びつくと

いうわけではなくて、さっき4つぐらいのステップがあるという話をしましたが、その中で検討を深めていって、できるだけ議員の皆様にも早期にご提示できるような検討を進めてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 理解いたしました。

3点目になります。公園についてなのですが、大体住民の方から何年くらい前から公園を求める声があったか、何年くらい前から把握していたのでしょうか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） お答えいたします。

公園についての言及でございますけれども、まず議論が様々あったことは、議員もご承知のとおりだと思います。基本的には、議会の中で公園機能があつたらいいとか、図書館があつたらいいとかというお話があったというふうには承知しておりますけれども、実際に私どもが具体的なニーズとして調査いたしましたのは、平成29年3月22日に答申をいただいている中のアンケートなどで、そういう意見を集約してございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） この件に関しては、結構不透明な部分があるので、よろしくお願ひします。

他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 同じく3点目なのですが、現在の財政状況の中で住民のニーズに応えるには長期的な検討が必要だと思います。それでは、何回アンケート調査に答えるても、公園を希望するとアンケートに答えるても、懇談会の中で話しても変わらない、進まないでは、行政に対して期待することを諦める、町民の皆様、諦めると思いますが、その点に関してどのように今後住民に対して考えていくのか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） この案件につきまして様々な議論がなされてきて今日に至っているところは、私令和4年度からこの担当を預からせていただきまして、改めておわびを申し上げるところでございます。

しかしながら、今までの議論をゼロベースにするのではなくて、議論に乗った上で今検討を進めている中で、非常に無駄な議論ではなかったなというふうに思っておりますし、ありがたいご提言を様々いただいているというふうに考えているところでございまして、その中で具体的な立地適正化計画の中から公的不動産の活用に踏み込んで、官民連携の手法も選択肢の一つとして考えているのは、まさにもう何かを進めていって、皆さんのご期待に応えていくようなものにしなければいけないという覚悟の表れであるとも受け取っていただければと思うのですが、そうした際、この検討の中でできるだけ住民の皆さんのお意見を取るよう、ただこれ、アンケートをすれば、みんなの意見聞けたかどうかということでは私はないと思っていまして、その中で真に必要なものといったものについての議論をしっかりとした上でやっていくことで、何言っても応えてもらえないといったところについては解消してまいりたいと思いますし、何を言ってもかなえられないといったところは、もう何を言っても、では聞けばいいのかという話とは別次元でございますので、その精査は意見の正当性だとか、妥当性だとかというのを皆さんで議論しながら進めてまいりたいと思っておりますので、そのような覚悟で進めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 私もアンケートと、希望するのでは、やっぱり違うと思いますので、今後さらなる検討をお願いしたいと思います。

同じく3点目なのですが、既存の町有地等の答弁にありました、主に具体的にお話しできる範囲でいいので、どこのことなのかを伺いたいです。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） こちらにつきましての検討でございますけれども、例えば、実は様々やっておりまして、そういう中で1つ言えるのは、西部地区のまさにレクリエーションゾーンに位置づけられている場所でありますとか、不動地区の創設換地の3ヘクタールというようなところとかも含めて考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） ということで、地域活性化のためにも、全ての人が安心して、子ど

もたちが伸び伸びと遊べる場を何としても町の西側に整備してほしいと思いますが、現段階での見解を伺います。

○議長（廣田清実議員）　吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君）　お答えいたします。

活性化ということにつきましては、何か施設があれば、それで活性化ということではないと思っていまして、都市計画の考え方からいきますと市街化調整区域で、私ども矢巾町は市街化調整区域の大半は農振地域、それは取りも直さず農業を守るためといったところでございまして、その活性化を図っていくといったところが、まず周辺エリアの活性化の一つだと思っておりまして、その点につきましては、農商工共創プロジェクトの中でしっかり取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

また、おっしゃっていただいたこのエリア限定というところにつきましては、やはり今レクリエーションゾーンとして位置づけではございますが、具体的な絵姿をお示しできていないという状況の中でございます。観光ビジョン、そちらのほうの策定を今後進めてまいりたいと思っておりますので、その中で具体的なことを考えていくべきかなと思っておりまして、その際はレクリエーションゾーンと、あとは盛岡南道路が来ることによって人の流れが大きく変わっていきますので、概成された市街地に人をどう誘導していくのかという視点も含めて検討していく必要性があると思いますので、そういった視点で西部地域の活性化といったところを考えてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋　恵議員）　それでは4点目、地域カルテに関してなのですが、地域カルテについて参考にしている自治体はあるのでしょうか。あれば、その自治体は矢巾町と同規模なのでしょうか、そこの点を伺いたいです。

○議長（廣田清実議員）　花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君）　参考自治体といいますか、この業務そのものをお願いしているところが近隣のNPOなのですけれども、ですので県内周辺の自治体のほうを参考にさせていただいているというところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 答弁の中で、地域コミュニティ間で情報共有し、地域を超えた活動、地域間連携活動とありますが、具体的にどのような活動を考えいらっしゃるのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） 例えば一つのお祭りをやりたいとかという場合でも、隣同士で組んでやったほうがいい場合というのはあると思いますし、そのほか子ども会行事であるとか、こういったところもだんだん子どもの数も減っているというところもございますので、連携してやるというふうなのは、とてもいいと思います。例えば消防団なんかは、実は一つの単一自治会でやっているわけではないので、これが参考になる一つの大きな例かなというふうに考えます。

こういったところを徐々に何ができるかということも含めて、皆さんで考えながら進めていきたいというものでございます。よろしくお願いします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 具体的に地域を超えた活動に加えて祭りとか、そういうふうに具体的に情報を利用できればいいかと思います。

同じく4点目、令和4年12月、令和5年1月に調査した第8次矢巾町総合計画や住民アンケートの中には、地域カルテと同じような回答が出ていますが、アンケートの自由記述の回答を集計し、分析、有効活用が現段階でできているのか伺います。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えいたします。

アンケート等に関しましては、申し訳ございません、ちょっと今手元には分析したものはございませんが、参考にさせていただいて、総合計画のほう策定させていただいているので、こちらのほうは当然ながら、できたものは十分皆さんのお意見を参考とさせていただいて作成させていただいたということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 貴重なアンケート結果を行政運営にぜひ反映させていただけたいと思います。

5点目に関してなのですが、町民に対して広報による周知と言いますが、地域活動等に対

して地区の皆様の関心が低い中、広報以外に何か負担軽減対策はあるのでしょうか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えいたします。

実は、今ある行政区の方々から相談をいただきまして、矢巾町のホームページの中に地域のコーナーをつくってもらえないかというふうな相談をいただいておりまして、実際に一部の地域で試験的にちょっと始めているような形でございます。

いずれ我々にできることというのは、皆さんへの情報提供というふうなところが一番大きいのかなというふうに考えておりましたので、様々な媒体を使いながら周知啓発のほうに努めてまいりたいと思っています。

希望する自治会があれば、そちらのほうのホームページ等の記事のほうもどんどん拡張していきたいなというふうに考えているところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） やはり役員さんは2年に1回交代なされるとか、引継ぎとか、やっぱり同じ人が何回もやるという行政区もまああまり、毎年替わられるところもありますし、そのところで何とか負担軽減対策を一緒になって考えていくっていただきたいと思います。

6点目に関してなのですが、矢巾町立学校の再編に関する基本方針について、過去にほかの議員も一般質問され、再度の質問になりますが、今回の答弁で小中一貫教育により推進することを基軸でということを再確認いたしました。

現段階で学校再編整備計画の素案の作成に着手ということですが、小中一貫教育には義務教育学校と小中一貫型小学校中学校があると思いますが、方向性もまだ詳しく決まっていないと認識してよろしいのでしょうか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

小中一貫教育、議員おっしゃるとおりの形態等もございます。それらを全部含めまして、今検討している最中というところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） この件に関しては、町民と議員をつなぐ会でも質問され、町民の関心も非常に高い案件でもございますので、適切な情報をお願いしたいのですが、その件に関して情報提供をお願いしたいのですが、いかがですか。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） 学校の再編に関わっては、非常にきちんとした議論等も含めて、そして説明責任も果たしながら進めていくべきものというふうに考えております。よって、そのたたき台となる素案、これを今着手しているところでございます。めどとすれば、本年度というふうなお示しもしましたが、実際その検討内容によっては、若干ずれる可能性もあるというふうに認識しておりますが、いずれにしましても、学校、そして保護者、地域への説明をさせていただく予定としております。

以上、答弁といたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） これで2問目を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

再開を11時15分といたします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

次に、3問目の質問を許します。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 教育環境整備への支援の考えについて教育長にお伺いいたします。全国的な少子化の影響で児童生徒を取り巻く社会の状況は常に変化しており、学習意欲の低下、学校生活の不適応等、児童に関する課題が多様化、複雑化しています。その中でも、女性特有の健康問題により児童生徒が抱えているストレスは非常に多く、ストレスや悩みは親でも目につきづらいときもありますし、SOSを瞬時に気づくのは非常に難しいことです。取組の一例として、北海道教育委員会では、令和4年度学校における生理用品の先行配置モデル事業を行い、経済的な理由で購入できないことはもとより、急遽必要になった場合も

含め、全ての子どもたちが心身の健康を維持し、安心して学校生活を送ることができる環境整備の一環との認識の下、道立学校の女子トイレなどへ生理用品を先行して配置するモデル的な取組を道立学校11校において行ったそうです。この取組は、都道府県レベルでの取組ですが、近いところで紫波町のある中学校では、トイレに生理用品を配置し、いざというときに備えていると聞きます。

女性にとっては当たり前のことであっても、思春期の子どもたちにとっては生理が来るごと自体、精神的に苦痛に感じている様子もうかがえ、トイレから保健室まで遠かったり、臨機応変に対応できなかったとして悩んだりと、学校生活に影響がある場合もあります。

過去に女性議員お二人より小中学校のトイレに生理用品をとの一般質問に、サニタリードライブ事業として実施している。各学校とも保健室に常備し、必要としている児童生徒に配布しているとの回答がありました。しかし、女性特有の健康問題について、小学校、中学校の枠を超え、複数の学校段階で連携し、一つでも子どもたちの不安や悩みの解消に当たることが、より一層求められていると考え、以下伺います。

1点目、学校のトイレへの生理用品の配置について、自分で用意するものという認識は持ってもらいつつ、急に必要になった場合に使用することを前提で個室に配置する予定はないか。

2点目、学校における生理についての教育について、初経の平均は小学校5年生から6年生と言われております。中には、家庭や学校でも教えがなく、また父子家庭等、全ての女子児童生徒に平等に情報が行き届かず、初経を迎えたときの対応、生理用品の使い方、廃棄の仕方、知識不足から来る衛生的でない対応を考え、さらに進んだ情報を平等に提供できないか。

3点目、生理及び貧血など女性に多い健康問題に関して、児童生徒には我慢せずに養護教諭等に相談してもよいということや、体調の悪そうな友達に対して思いやり、優しさを持って接することの大切さの啓発等、繰り返し行うことでも心のサポートとして重要だと思うが、取組状況はどうか。

以上、伺います。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 教育環境整備への支援の考えについてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、各学校においては、生理用品を必要とする児童生徒に対して、保

健室で必要な生理用品の配布を行っております。この配布方法により、養護教諭は児童生徒との対話を通し、適切な保健指導につなげることができると考えております。また、安全面や衛生面に配慮し、個室トイレへの配置につきましては、現段階では考えていないところです。

2点目についてですが、生理についての教育は学習指導要領で小学校4年生の体育科に位置づいておりますし、養護教諭による保健指導、学校保健会による思春期保健教室などを通じて行っております。子どもの成長には個人差があることから、心身の発育、発達に関する指導は、発達段階を踏まえ適切な時期に指導することが大切であると認識しております。

3点目についてですが、各学校では、日頃から生理や貧血なども含め、児童生徒が体調不良と見受けられる場合には、教職員から積極的に声をかけ、養護教諭に相談するよう進めております。

また、町内の養護教諭で組織する学校保健会養護教諭部会でも、各学校間の情報共有を随時行いながら、児童生徒が気軽に相談しやすい仕組みづくりに努めているところです。

体調が優れない友人への優しい気遣いなど、思いやりの心を培うことは大切なことと捉えておりますので、学校生活の中で様々な機会を捉えながら指導に努めているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 1点目に関してですが、その日に必要な人に必要な分を配布するというのももちろん大事なことですが、中には話をするのが嫌で行けないということもあるのではないかでしょうか。その上で、個室トイレの配置というか、もう一歩踏み込んだ、進んだ取組も大事ではないのか、再度考えはないのか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

確かにお子さんが自分の体に変化が起こってくる、不安でなかなか人に話しづらいという状況は、経験されるお子さんは多いのだと思いますけれども、大事なことは初めてそういうことになって不安を覚えたということが、実はこれは正常なことだったということを自分で認識すること、乗り越えることがまず一つ大事だと思うのですけれども、その上でご質問中に、配置があつていつも取れるということになると、一時開封ですとかしてしまって衛生的

に問題があるのではないかということとか、あるいは養護教諭の先生方も、やはりいろいろそこは問題があるので、よそでやっている事例は認知しているけれども、なかなか本町ではまだやらないほうがいいのではないかという先生方の意見等を承っておりますので、現状ではまだやっていないところでございます。

しかし、周りの大人、先生ですとか、保護者の方々、そこがしっかり気づいてあげることが大事でありますことと、あと思春期の保健教室とかやっておりますけれども、その中で皆さんの体はこう変化していきますと、こういう場合になつたらば、恥ずかしがらないで一声かけてくださいねと、そういう指導をしていくことでお子さんが自らサインを発していくように、そういう指導をして、そういう態度を身につけていただくということが大事なことと思っておりますので、現状ではこのような対応をさせていただいているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 回答は理解いたしました。今後積極的なアンケートを取るなど、子どもの身体的、心身的な部分の成長に配慮した取組を期待するものです。

3点目に関してですが、生理痛の話になりますが、生理痛には下腹部の痛みのほか、頭痛、腰痛などがあります。今では、中学生でも手軽に鎮痛剤を買える時代になりました。薬の効果がないと、さらに過剰摂取するオーバードーズが青少年を中心に増えています。昨日の小笠原佳子議員の質問の中の答弁で、各学校において薬物乱用の危険性等を指導しているとのことでしたが、学校薬剤師の方が指導していることによろしいでしょうか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

学校薬剤師ということではなく、お医者様からの指導ということがメインになってまいります。助産師の方々とかも関連してそういうお話をされるかもしれません、現状ではそのような形となっております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） その中で、薬物乱用の危険性のほかに薬物過剰摂取や薬の適正使用、

基本は薬は水以外で飲まないなどについても話をされているのか、詳しく分かっていらっしゃれば伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

そのような具体的な飲み方まで指導しているかどうかについては、ちょっと認識してございませんけれども、全国的な事例等を見て、そういった飲み方の間違い等でいろんなことが発生しているという状況があれば、当然に指導されることとは思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） また、生理時には、起立性調節障がいも悪化します。女性の場合、生理による体外への出血のため、体内の血液量が低下し、症状が悪化する場合があります。この障がいは、朝の起床時や立ち上がりの際に症状が出て、日常生活や学校生活に支障を来します。そのような場合もあるので、生理について知識は早ければ早いほどよろしいと思います。

今回は触れませんでしたが、女子の体の悩みと同じく男子の体の悩みも当然あると思います。内容によっては、男女同じ授業は難しい場合もあると思いますが、機会があれば、オーバードーズや薬の適正使用など、知識不足で今後問題になりそうなことを繰り返し教育の場を通して児童生徒に伝えてほしいと思いますが、最後に見解を伺います。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） では、私のほうからお答えをさせていただきます。

薬物乱用防止ということに関しましては、小学校から中学校複数回にわたってこれは実施しておるところでございます。発達段階に応じて、いわゆる薬の飲み方もそうですし、またはオーバードーズを含め、その使用方法についても、段階を踏んで指導を行っているところです。

基本的には、学校には薬剤師さんがおりますので、薬剤師さんが中心、そのほかにも先ほど課長答弁したとおりの医師または保健師等も入ってくるというふうに認識していただければというふうに思っております。

性差というのはもちろんあることですので、それぞれに応じた指導というのは、薬物乱用のみにかかわらず、例えば性教育等においても、その部分については必要なことというふう

に認識しております。

いずれ発達段階に応じて、その発達に応じた適切な指導を行っていくというふうに心がけておりますので、これをもって回答といたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） ご苦労さまでした。以上で1番、高橋恵議員の質問を終わります。

ここで、暫時休憩といたします。

再開を11時35分。

なお、この後当職は、他公務により欠席となりますので、再開後は副議長の議事進行でする旨、申し添えます。よろしくお願ひいたします。

午前11時27分 休憩

午前11時35分 再開

（議長、副議長に交代）

○副議長（谷上知子議員） 再開します。

ただいまの時間より議長が不在となることから、副議長である当職において議事を進行してまいります。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、6番、藤原信悦議員。

1問目の質問を許します。

（6番 藤原信悦議員 登壇）

○6番（藤原信悦議員） 議席番号6番、町民の会、藤原信悦でございます。質問の1つ目は、持続可能な農業の取組に向けてということで、町長及び農業委員会会長にお尋ねいたします。町は、農業を基幹産業と位置づけ、農業委員会などの団体とともに、その成長、発展に取り組まれ、今日があることは理解しております。しかし、少子高齢化や農業就労者の減少は、専従者の高齢化、メインは60歳以上が大多数を占めますが、それらと後継者不足という状況を生み出し、このままでは産業として成り立たなくなるのではと思いますし、対策は喫緊の課題となっております。

町は、本年度中に策定する地域計画の中で、10年後における水稻作付及び地域農業の在り方について、関係団体等と一体となり、計画を策定することになってますが、そのことも

踏まえて以下伺います。

1つ目、農林業センサスによれば、令和2年の町内の農家戸数は、平成17年の1,591戸から令和2年までの15年間で912戸減の679戸となっており、経営体数で見ると個人経営体は1,375から393団体に、その中で団体経営体は86から61に減少し、その中で辛うじて法人経営体のみ21戸から33戸と増となっております。法人経営体が増えた理由は何とお考えか。今後この経営体の育成に力点を置かれるお考えがあるかどうか、伺います。

2つ目、町内の経営耕作面積は、平成17年と令和2年で大きな変化はありません。経営耕作規模別農家数は、見ますと5ヘクタール以上の経営体のみが平成17年対比で31戸と増加し、5ヘクタール未満の経営体は減少傾向であります。その理由は、何だとお考えでしょうか。

3つ目の質問です。現在農地として活用されていない遊休農地で、1号遊休地並びに再生利用が可能な荒廃農地の活用についてはどのようにお考えか、伺います。

4つ目、私が住む地区で相続放棄の案件を知り、その中には相続財産清算人、今はちょっと変わりまして管理人ではなくて清算人が選任され、管理、清算が行われている案件もあります。いずれの場合も相続放棄後、農地の草刈り等は行われないまま放置されている状況を見かけます。これによりまして、虫が発生して近隣住民に迷惑がかかる、あるいは放置された樹木が成長し、隣接する農地や住居等に影響を与えることもあると考えられます。町及び農業委員会は、これらの相続放棄された農地と、その後の管理、保全について、どのように関与され、保全に取り組まれているか、伺います。

5つ目です。令和元年度、食料・農業・農村政策審議会農業農村振興整備部会報告の農業農村整備の新たなフロンティア、新しい時代が到来する中での農業農村整備の課題整理は、目指すべき農業、農村の実現に向けた農業農村整備の方向性と具体的な取組を分かりやすく提示しております。具体的には、巻末に添付しました新しいフロンティア、新しい時代が到来する中での農業農村整備の課題整理という添付資料を御覧いただければ分かると思います。これらを参考に地区計画を策定する考えはないか、伺います。

以上でございます。

○副議長（谷上知子議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　6番、藤原信悦議員の持続可能な農業の取組についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、法人経営体が増えた要因といたしまして、高齢化と後継者不足に

対応するため、個人経営体ではなく、集落営農組織を推進し、営農基盤強化のため、法人化に取り組んできたことによるものと考えております。今後とも法人経営体の育成に力を注いでまいります。

2点目についてですが、経営耕作面積において、大規模経営体が増加した要因としては、圃場整備事業を契機に、担い手に農地が集積されることで生産コストの低減が図られるなど、担い手側にメリットが生じたことによるものと捉えております。

5点目についてですが、農業農村整備の新たなフロンティアは、土地改良長期計画の策定に向けた農業農村整備の課題整理のためにまとめられたものであります、その手法は、目指すべき農業農村の姿や考え方について議論する圃場整備事業の導入検討手法と同様であり、地域計画の話合いの参加者にとっても参考になるものと考えております。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○副議長（谷上知子議員） 佐藤農業委員会会長。

（農業委員会会長 佐藤俊孝君 登壇）

○農業委員会会長（佐藤俊孝君） 引き続き、持続可能な農業の取組についてのご質問にお答えいたします。

3点目についてですが、農地パトロールで得られた遊休農地の情報を基に農地の所有者に対して利用意向調査を行っております。その結果に基づき、耕作再開に向けた指導並びに農地中間管理事業を活用して地域の担い手に貸借することなどにより、農用地として活用できるよう取り組んでおります。

4点目についてですが、農地が適正に管理されず草木が繁茂している状況があった場合は、農地の所有者に対し地域の農業委員による戸別訪問や文書通知などにより、是正していただくよう促していくこととなります。

ご質問のありました相続放棄された農地においても、相続財産清算人に対し、同様の取組を進めていくこととなります。

今後も町の産業観光課などの関係機関と連携し、遊休農地を未然に防止できるよう取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○副議長（谷上知子議員） 再質問はありますか。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） 1点目のところですけれども、法人経営体が増えた要因として集落

営農組織を推進し、営農基盤整備のために法人化に取り組んだとありますけれども、具体的にはどのようなプロセスを経てやられているのかお答え願います。

○副議長（谷上知子議員）　村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君）　ご質問にお答えいたします。

プロセスにつきましては、以前は集落営農組織ということであったわけでございますが、こちらにつきましては、いろいろと法人化することによってメリット、資金の借入れだとか、いろいろなことにつきまして、普及センターも含めましていろいろと情報提供をさせていただいて、法人化、一番は経理とかについてもということの支援だったと思いますけれども、その辺も含めていろいろ勉強会なりを重ねて、このようになったということですが、すみません、併せてお話しさせていただきますと、以前に、平成30年のときなのですが、JAの組合員さんを通じて行ったアンケートでは、当時まだ農事組合法人になっていない営農組織でございますけれども、その当時で12経営体は法人化の意向があったという背景はございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○副議長（谷上知子議員）　ほかに再質問はありますか。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員）　そうしますと、私も営農組合のほうのやつの経理をやったりしたのですけれども、この経理部分とか、そういう講習会については、大体皆さんマスターされているというふうに考えてよろしいでしょうか。

○副議長（谷上知子議員）　村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君）　ご質問にお答えいたします。

その辺は認識されているかというところにつきましては、現在は認識されておって、一番ネックになる部分として経理部門だと思うのですが、そこにつきましては、税理士を活用して対応しているというふうに認識しておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○副議長（谷上知子議員）　ほかに再質問はありますか。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員）　それでは、2点目のところでちょっと確認させていただきます。

経営耕作面積において、大規模経営体が増加した要因として圃場整備事業を契機に担い手に農地が集約されたことで、生産性やコストの低減が図られ、担い手にメリットが生じたと

いうふうに捉えられておりますけれども、この担い手は、一番最初冒頭に申し上げましたとおり、多分どのほうもそうだと思いますけれども、団塊の世代、昭和23年ぐらいをピークにした団塊の世代が中心になっております。今のままで進めていきますと、先々維持する方々が少なくなって、維持そのものが疑問、維持することが難しくなるのではと考えております。

要は、若手の担い手が本当に育っているのか、たまたま団塊世代が踏ん張っているので、どうにかもっているということにはなっていないか、その辺について、若手育成についてどのような指導をされているのか、お教えいただきたいと思います。

○副議長（谷上知子議員）　　村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君）　　ご質問にお答えいたします。

高齢化が進んでいるのではないかということでございますが、この件につきましては、全くおっしゃるとおりというふうに認識しておりますし、この問題につきましては、本町のみならず県内でも同じような認識を各市町村で持っております。

これにつきましては、全国的にも同じ傾向であるというふうにも捉えておりますが、若い方に対して何かというところにつきましては、私どもではあえて若手ということはお話ししていないのですが、比較的若い世代ということでつきますと、認定農業者の方々の会がございますけれども、一応そちらのほうでいろいろな研修会等を実施しておるという状況でございます。

なお、認定農業者の方々の会につきましては、経営規模拡大だとか、いろいろ新しい取組ということで積極的な方々というふうに捉えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○副議長（谷上知子議員）　　ほかに再質問はありますか。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員）　　若手担い手さんたちが頑張っているというお話をしたけれども、実質その方々も人数は増えていますか。それがちょっとひとつ気になります。そこをひとつお答え願います。

○副議長（谷上知子議員）　　村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君）　　認定農業者の数ということになりますと、法人20件含めましてということになりますけれども、全体では94経営体ということになります。これにつきましては、増えているかということにつきましては、減っているという認識でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○副議長（谷上知子議員） ほかに再質問はありますか。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） 今の返答をお聞きしまして、中心になっている団塊の世代も減る、若手も減る、これについてこれから先々の対策として何かお考えになっている部分はございますでしょうか。

○副議長（谷上知子議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） この担い手についてということでございますが、高齢化の問題ということにつきましては、これが何か得策だというところは、なかなかないというのが現状でございまして、どちらの市町村も手をこまねいているというのは、そのとおりでございます。

その中で、先日岩手日報さんの記事のところにありましたけれども、ハウスでやる栽培で、ピーマンのというので実証実験がありましたけれども、だんだんこういったスマート農業に頼らざるを得ないという状況は、それぞれ認識しておるところでございますが、そういった場合でも施設整備の問題もありますので、そういったコスト面がどうなのかというところも踏まえまして、いろいろ今後研究がなされますし、我々もそれについていろいろ検討していくなければならないという認識ではございますが、これにつきましては、私どももそうですし、農業改良普及センター、あとはJA、そちらのほうにもいろいろ併せて検討させていただくというような形で、得策ということを進めてまいりたいということにはなりますけれども、今すぐに何かというところについては、なかなか手がないという状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○副議長（谷上知子議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） 私のほうからも補足をさせていただきたいと思います。

今村井課長のほうから答弁させていただいたとおりでございますけれども、とはいえた全く手をこまねいているというわけではありませんで、農商工共創プロジェクトの中の一つにやっぱり大きな柱の中で担い手をどうしていこうかという話、どこの地域に入っても必ずそこで止まってしまうという現状がございます。

その中でモデル地域を策定しまして、その中で65で農業デビューということではなくて、今になってしまふと70ぐらいになってしまふという話なのですが、それまでに農業体験とか、農作業機械で農作業をした体験がないと、70になってデビューというのは実質不可能で、地

域のコミュニティを維持していく中では、兼業農家の扶養とか、そこに携わって土地を提供していて作業してもらっている人たちがいかに関わっていくかという連続性がやっぱり必要なのではないかなどというふうに思っておりまして、その中でどのようにできないかなというところを、できるだけ農作業体験を兼業農家さんにしてもらうようなプロセスを経ながら、担い手を可能性につなげていくというところを一縷の望みみたいな形ではありますか、やはり生産する喜びとか、そういうところというものはやってみないと分からないところでございますので、地域コミュニティの維持、兼業農家の扶養、そしてさらには農家の農作業の担い手という観点の中から取組をしていきたいと思っております。

また、農商工共創プロジェクトの中では、地域計画策定、10年後の誰がやるという地図を策定するということだけではなくて、その後実際にどうしていこうかというのを実際に現場に入って血の通った話をしながら、後継者がいないというところで止まらないように、だったらどうするのといった方法論を考えるといったところまでいく信頼関係というものを地道に築いていく必要性があると思いますので、その点をしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

補足で答弁させていただきます。

○副議長（谷上知子議員） ほかに再質問はありますか。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） ありがとうございます。

それでは、4点目のところでちょっとご質問させていただきます。耕作放棄の話なのですから、農地が適正に管理されず草木が繁茂している状況であった場合、農地の所有者に対して、地域の農業委員による戸別訪問や文書により是正いただくよう促すことになっているとありますけれども、私今回これを一般質問で出すために、申し訳ありませんけれども、町内、東西南北走りました。やはりそうは言うのだけれども、実際はこの1年間何もしていないと思われる田畠が結構あるのです。ですから、是正していただくよう促すということになっていますけれども、その辺はどの辺まで踏み込んで農業委員の方々が、それぞれ団体さんとか、個別の農家さんとお話し合いされているのか教えていただきたいと思います。

○副議長（谷上知子議員） 細越農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（細越一美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

農業委員会で農地パトロールをさせていただいておりますけれども、その後意向調査のほうさせていただいて、あとは実際に所有者の方たちと農業委員、あとは事務局も含めて面談

などをしながら、もしそのまま継続して耕作するようであれば、そのご支援を、あとどなたかに貸したいとか、売りたいとかということであれば、そのご支援をというふうな形で進めているところでございます。

以上、お答えといたします。

○副議長（谷上知子議員） ほかに再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） 申し訳ありません。1つ聞き忘れたのが、そういう相談というのは結構増えてきていますか、それともあまり変わらないでしょうか。

○副議長（谷上知子議員） 細越農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（細越一美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほどの遊休農地のご相談でございますけれども、実際には、意向調査をした結果、売りたいですとかというようなご希望が約7割程度ある結果がございまして、それに対応してやってございますので、増えている傾向でございます。

以上、お答えといたします。

○副議長（谷上知子議員） 佐藤農業委員会会長。

○農業委員会会長（佐藤俊孝君） ただいまのお答えに補足させていただきます。

ここ数年、議員さんご心配のとおり相談が増えております。それから、私ども農業委員が農地パトロールの機会を大変増やして、いわゆる大事に至らないように、事前に遊休農地が農地に回復できるように、目を光らしているというのが実態でございます。

余談になりますが、一閑の白い農地が大変大きな問題になってございます。対岸の火事というふうに私ども捉えておりません。町内にも違法転用がないのかというのも、私どものパトロールの趣旨でもございますので、その辺は徹底させていただいているところでございます。

以上、お答えといたします。

○副議長（谷上知子議員） ほかに再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） ありがとうございます。

さらに、ちょっと確認したいのがありますて、相続財産清算人の話がちょっと出ましたけれども、相続放棄されて草木が生えているとか、荒れている、何とかしてほしいと、誰がこの方々にお話しすればいいのか、農業委員さんの方なのか、清算人は家裁が人選した人です

ので、その辺はどういうつながりになっているのか教えていただきたいと思います。

○副議長（谷上知子議員） 細越農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（細越一美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

清算人に対してというふうなことで、農業委員会のほうからご連絡を取らせていただくということになります。農地管理、相続放棄されても、やはりその相続人の方が管理をしていくというふうな義務のところは変わらないので、清算人の方にご相談申し上げて、また次のステップにつながるというようなことになりますので、ぜひまたご相談いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○副議長（谷上知子議員） ほかに再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） 農地には何か二通りの区分があるみたいで、遊休農地と荒廃地という概念があります。そして、遊休農地でも2号というやつはもう使われない、幾ら農地となっていても使えない状態。同じく、再生が困難な荒廃農地と、これちょっと所属がそれぞれで違う区分になっているようですけれども、その後の農業委員会は、これを誰に管理させるのですか。要するに、誰も手をつけずにここまで荒れてしまった農地については、どのように処理、あるいは調整を図られているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○副議長（谷上知子議員） 細越農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（細越一美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

もう農地として再生できないような農地というふうな判断をさせていただく機会を持たせていただきまして、適用外というふうな形で農地という区分から外すというふうな手続がございます。そちらについては、また農業委員会のほうにご相談いただければ、その手続を踏ませていただいて、農業委員3名がその場で確認をさせていただいて、決定をするというふうな流れになってございますので、ご相談いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○副議長（谷上知子議員） ほかに再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） 今のお話ですと、荒れた農地が出る都度そういうふうになってしまふと、本来は畑であったり、田んぼである土地が、誰も手をかけないままに減っていくと、100あったものが90、80、70と、どんどん減っていくと、担い手もいなくなる。では、誰が食料を生産するのだという話に最後は突き詰まると思うのです。そういう意味で、そななら

ない方法は何か手だてはないのか。

例えば一生懸命やっている法人さんの経営体さんに一生懸命やつてもらうとか、例えばその場所が離れているのであれば、そういう近くにあるのであれば交換させて使用させてやらせるとか、そういう方法はお考えではないのか、お尋ねいたします。

○副議長（谷上知子議員） 細越農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（細越一美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員さんがおっしゃるとおり、農地に戻していくというふうなことが一番やらなければならぬことではあります、農業委員会といたしましても、初めにその検討をさせていただいた上で、どうしても難しいということであれば、そのような判断にならざるを得ないというふうなところでございます。

そうした場合は、例えばその後地域の農業者の方たちにお貸しするとか、交換とかというようなことも検討させていただいて進めていくことになります。

以上、お答えといたします。

○副議長（谷上知子議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、今藤原信悦議員からは持続的な農業の取組ということで、今農地の問題が議論されておるわけですが、今私どもも、特に私ども町村会といたしましてあれなのは、いわゆる農業の担い手の育成確保、これがやっぱり一番大事なのです。育成確保をやっていれば、遊休農地とか、そういうようなものが、そこで今新規農業者の育成総合対策というのがあるのですが、この交付金を、いわゆるその交付対象の枠をもう少し広げてほしいということで、いずれこの農業に関心のある、新規農業、そういう総合対策をしっかりとやっていくことが非常に大事だと。

それから、今回の食料・農業・農村の、いわゆる基本計画で、細かい計画はこれから審議会でいろいろ議論されておるわけですが、その中で今言われているのは、農業生産の方向性と、ここに3つの大きな柱があるのです。生産性の向上、付加価値の向上、環境への負荷の低減。まず、生産性の向上という、今分かりやすく言うと、スマート農業です。こういうふうなものにしっかりと取り組んでいくと。付加価値の向上であれば、6次産業化です。いずれ全国でもこれから食料・農業・農村基本法の計画を立案して審議会で議論されていくので。

あと例えば耕作放棄地をあれされたときに、田んぼに復田ができないと、そういうときは畠地化です。なかなか復田は難しいというようなことで、ただこれは農業委員会の中でもハードルがあるわけですが、いずれそういうことの現場の悩みというか、苦しみをもっと私ら

も発信して、いずれこれから、今食料安保の話も出ておりますし、昔の戦前の強権発動みたいな、今法律でも議論されて、食料の安全保障、その中でいかにして農地、特に優良農地とか、こういうふうなものをしっかりと守っていくと。それは水田であり、畠地化である、そういうことも私ども市町村、特に矢巾町でも、今度の農林業ビジョンで、その推進方向性をしっかりとお示ししていきたいなと、こう思っている。

本当は農林業ビジョンを早くあれしなければならなかつたのですが、今食料・農業・農村基本法の法律はできたのですが、計画は今審議会であれなので、その動向を見極めながら、やはり理にかなつた農政、誰からも分かって分かち合える農業を進めていきたい。

だから、質問の持続可能と、これは本町にとっても本当に重要な大きな大きな要因でありますので、そのところをまたこれから産業観光課のほうからも全員協議会とか何かでお示して進めていきたいと思いますので、そのところはご理解をいただきたいと思います。

○副議長（谷上知子議員） 再質問はありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○副議長（谷上知子議員） ここで昼食のための休憩に入ります。

再開を1時10分といたします。

午後 0時08分 休憩

午後 1時10分 再開

○副議長（谷上知子議員） 再開します。

なお、佐藤農業委員会会長は退席しておりますので、お知らせいたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） それでは、質問の2つ目に入ります。労働者協同組合による多様な働き方と地域課題への取組について質問いたします。

令和4年10月より、管轄は厚生労働省ですが、労働者協同組合法が制定され、多様な働き方を実現しつつ、地域の課題に取り組む動きが全国的に出ています。労働者協同組合は、個人が組合として出資、1組合3人以上の出資が必要です。組合の意見を適切に反映させ、自ら事業に従事することを基本原則とするもので、非営利の法人格を有し、労働者派遣事業を除くあらゆる事業ができます。事業の開始に当たりましては、一般の企業と同じく社会保険、労働保険の加入、36協定、就業規則の届出も行います。

令和4年の法律施行以来まだ2年に満たないですが、この原稿を書いた7月の数字を拾ったのは95法人、今は8月の段階で101というふうに法人が誕生しているようですが、草刈り、除雪、キャンプ場の経営、放課後児童クラブの運営、介護事業、生活困窮者支援等、いろいろな活動がなされています。東北では、山形県の空き家管理、宮城県石巻市の音楽のイベントの企画などの組合が立ち上がっています。

少子高齢化が進み、地域活動の担い手が減少する中、これまでの働き方に対する考え方の変化もあり、労働者協同組合の果たす役割は大きいと思われます。働くことに対する認識の変化は、新しい働き方の変化につながり、地域課題の解決の一歩になると考えます。この取組について、以下伺います。

1つ目、限られた時間や場所で必要なことに絞って働くという点では、行政や企業では対応しにくい地域課題への取組もできると考えるが、県内での動きはあるのか。

2つ目、また町はこの労働者協同組合法について、どのように捉えているのか。現在町と協力関係にある諸団体と一緒に検討し、新しい協力関係の構築もできるのではないかと考えますが、お考えを伺います。

○副議長（谷上知子議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　労働者協同組合による多様な働き方と地域課題への取組についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、令和6年8月7日に全国の設立状況等について最新版が公表され、全国では101法人が設立されたところですが、県内での設立はなく、設立する際の届出窓口であります県商工労働観光部に確認したところ、現時点では相談等はないとのことがあります。

2点目についてですが、労働者協同組合は、3人以上の発起人がそろえば設立が可能であり、労働者派遣事業除く事業を行うことができ、契約手続もできることから、地域の課題解決に向けた事業を行う方の選択肢を広げ、活動を促進することにつながるものと捉えております。

このことから、町内において地域課題の解決を目的に労働者協同組合の設立に関して町に協議があった際には、実現に向け取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○副議長（谷上知子議員）　再質問はありますか。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員）　このような労働者の派遣というか、こういう組織体が、以前にも、去年の10月ですか、長野に視察に行ったときに、特定地域づくり事業協同組合という農業だけ限定した人材派遣の枠があったのですけれども、このときはまだこの制度を知りませんで、この制度はそれ以上に広く派遣事業以外は何でもできるということになっていますので、大変私自身は使い勝手がいいのではないかと考えていますけれども、この点については、町当局としてはどのようにお考えか、伺います。

○副議長（谷上知子議員）　村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君）　ご質問にお答えいたします。

まず、届出ということで先ほど答弁の中にありましたけれども、申請については、法務局のほうに申請して、あとは申請後に県のほうに届出するだけでいいということで、ほかの法人関係の設立に比べれば比較的簡単に設立が可能かなというところで、非常に使い勝手がいいものというふうに認識しておりますし、3人いれば設立できるという点でも非常にいいなと。

あわせまして、それぞれ意見が反映されやすいのかなという点でもいいと思いますし、あとは従事した分についての対価を払うというような形のシステムになっておりますので、そういう点でも全て利害が一致する方々にとっては、すごく使い勝手がいい制度だというふうに捉えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○副議長（谷上知子議員）　吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君）　追加補足で私のほうからも答弁をさせていただきたいと思います。

以前ご質問いただきました特定地域づくり事業協同組合の制度につきましては、過疎の地域ということで法律により限定されたエリアということで、その広げる可能性がないかということについて様々ちょっと調べましたけれども、その法律によるところというところの中で話が止まってしまうという中で、この労働者協同組合につきましては、議員ご指摘のとおり非常に広範な範囲をカバーできるということで、非常に期待する制度であるというふうに認識しております。

これまでの農商工共創協議会の中の活動するに当たっての一つの法人、法人というか、核になる在り方として、この労働者協同組合が1つ挙げられるかなというふうに思っていると

ところでございまして、3人という話で、これをやるぞという形に決まつたら、こういう仕組みをぜひ採用するのはどうかということで検討をするように促してまいりたいなと思っておりますし、何よりこちらにつきましては、コミュニティビジネスというところの可能性というものが、今101の先行事例から見ますと、広く可能性があると思っております。

常々町長は、コミュニティの再生ということを申しております、その中では主体的に、その問題解決に取り組むこういう組織の可能性というのは、かなりあるのではないかと思っているところでございまして、そういう視点から広げていきたいなというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○副議長（谷上知子議員） ほかに再質問はありますか。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） 確かに大変使い勝手のいいものだと思って私も見ておりますけれども、この労働者協同組合について、岩手県から一件もまだ出てはいないと。ただ、今若い方々、私たち昭和20年代の70代に入りました人間はどちらかというと、卒業したならば一つの企業に退職まで勤めるという頭を持っている人間なのです。だけれども、今の若い人たち見るとそうではなくて、仕事も大事だけれども、自分たちの趣味とか、やりたいことをやりながら稼ぎたいという人たちが結構いるわけです。

そういう意味では、何か相談があればということですけれども、今のご回答ですと、何かある程度検討するということになっていますので、ぜひこの辺を進めていっていただきたいと思います。

もう一つこれは、先ほど1問目にも話出ました農業の後継者の問題にもつながるものがあります。実例を見ますと、草刈りとか、そういうのも入ってきてますので、やはりそこも含めてお考えになるつもりはあるのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（谷上知子議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） 農業を作業していく中で、広げていく中でネックになってくるのは、草刈りだという話もよく聞きます。そうした中で、その部分をやつてしまふという話の中では、非常に面白いのかなというふうに思っておりまして、以前私ども内部でこの制度を検討した際も、やはりこういうことっていいよねとか、除雪の話もありましたし、様々本当に地域の困り事に対して、それを対価にしながら役に立っていく这样一个の中では、非常に可能性があると思いますので、議員ご指摘のところなんかもプロジェ

エクトの中で、そういう方向性が取れるかどうかというものは、議論してみたいと思います。

以上、お答えといたします。

○副議長（谷上知子議員） ほかに再質問はありますか。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） 前向きな回答ありがとうございます。この制度について、今回取り上げましたけれども、知っている人というのは限られていると思うのです。ですから、町主導で制度の勉強会も含めて、説明会も含めて、そういう意思のある方々に説明するというのも一つの方向かなと思っています。岩手で全然ないということですから、矢巾からのろしを上げてもいいのではないかと思っています。

以上です。

○副議長（谷上知子議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたします。

先ほど藤原議員からもお話をあったとおり、特定地域づくり事業協同組合、これは頭にこの特定がつくわけです。いわゆる特定地域づくりというのは、ある意味では過疎化です。例えば県内では葛巻町とか、そういうところ、いわゆる人口が急減しているところの地域です。

それで実は、農商工の共創協議会、これは農業と商工業、そして地域コミュニティ、私たちが望んでおったのが、まさに今回の制度の仕組みなのです。それで、私ちょっと調べてみたのですが、今度の法律のあれは、多様な就労の機会を創出することの促進、それから地域における多様な需要に応じた事業が行われることの促進、そして最後がここが一番大事なのです、持続可能で活力ある地域社会の実現。そこで農業、商工業、地域コミュニティ、この3本柱が今度の組合のいわゆる基本理念が示されたので、ぜひこのことには挑戦してやっていきたいと。

特にも、今回私ども最終的には45の自治会、地域コミュニティになるのですが、できるところから速やかに進めていきたいということで、県の商工労働観光部に担当課が行って相談してきたのですが、いずれ早く県内でそういう取組を、そしていろんなしがらみとかもあると思うので、それを一つ一つ解決しながら立ち上げていきたいと。農商工の共創協議会、いわゆるセンターの3本柱として進めていきたいということで、本当に意味で藤原信悦議員にいい質問をしていただいて、また私どもそれを一つのいわゆる基軸にして、コンセプトにして取り組んでまいりたいということで、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○副議長（谷上知子議員） ほかに再質問はありますか。よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

○副議長（谷上知子議員） 次に、3問目の質問を許します。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） それでは、質問の3番目です。中学校の部活動地域移行についての質問でございます。

県は、公立中学校の休日の部活動を地域団体や民間事業者に委ねる部活動地域移行の推進に向けて協議会を設立し、動き出しております。部活動指導は、教職員への負担も大きく、働き方の見直しが求められていること。また、生徒にとっても、より専門的な指導を受けたいというニーズにも合致し、よりよい部活動ができるものと考えます。

しかし、休日の部活動は、地域移行としたとしても学校活動の一部である以上、学校との緊密な連携が求められると考えます。移行の子細は今後の協議会で決められると思いますが、以下伺います。

1つ目、休日の指導内容について、指導者と学校側はいつ、どのような方法で確認し、またどのように評価し、改善に役立てるのか。

2つ目、休日の部活動での事故、トラブルについての対応、その体制はどのように組まれるのか。

3つ目、休日の指導者の身分は、どのように保障されるのか。対外的には学校側の立場にあるとみなされるのではないかと思います。指導者の立場、身分については明確にする必要があると考えます。

4つ目、当町における部活動地域移行は、いつ頃からどのような形、一斉なのか、部分的なのか、取り組まれるのか、お考えを伺います。

○副議長（谷上知子議員） 菊池教育長。

(教育長 菊池広親君 登壇)

○教育長（菊池広親君） 中学校の部活動地域移行についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、現在部活動の地域移行は、令和4年12月にスポーツ庁、文化庁から示された学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインにより、全国的に取り組まれているところです。

議員ご案内のように、県においては本年7月に岩手県における地域クラブ活動の在り方にに関する協議会が開催されたところです。現段階で本町において、学校部活動の地域クラブ活動への移行には至っておりませんが、昨年度実施した教員、生徒、保護者及び関係する団体

等へのアンケートを踏まえ、本年度に協議会を設置し、議論を進めることとしております。

また、指導者と学校との関係性等についてですが、学校部活動が地域クラブ活動へ移行となつた他地区の例によりますと、休日の地域クラブ活動は、学校の管理下外での実施となつております。移行当初は、学校の教員が橋渡しをして地域クラブ活動に補助的に参加したこともあるようですが、基本的には地域クラブ活動を行う実施主体の団体が活動の評価や改善を行つております。

2点目についてですが、休日の地域クラブ活動中の事故等については、学校の管理下外の活動であるため、原則実施主体の団体が加入する保険等で対応するなどの体制を取っております。

3点目についてですが、休日の地域クラブ活動の指導者の身分は、実施主体の団体の構成員となります。

4点目についてですが、本年度の協議会の議論を経て、できるだけ速やかに地域クラブ活動に移行できる学校部活動から進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○副議長（谷上知子議員） 再質問はありますか。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） 1つ目ですけれども、昨年度実施した教員、生徒、保護者及び関係する団体等へのアンケートでは、それぞれ地域クラブ移行についてどのような声があったのか、大枠でいいですけれども、その辺を教えていただきたい。

○副議長（谷上知子議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをいたします。

アンケート内容につきまして、正直申しますと、全般的にあまり関心がないというのが一番大きなところでした。そういったところをいかにうちのほうで、地域移行とはこういうものというものを学校、PTA、生徒もそうですけれども、そういった方々に説明をしながら今進めているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○副議長（谷上知子議員） ほかに再質問はありますか。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） 学校の管理下外ということですので、そうしますと休日に指導する中身については、その団体さんに任せることと理解していいでしょうか。その際には、

自分たちが平日やっているのとのそごというか、いや、日曜日に行くと違うことを教えられた、学校ではこう教えられたという話にならないのか、ちょっと気になってお尋ねします。

○副議長（谷上知子議員）　高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋　保君）　お答えをさせていただきます。

地域移行のイメージとしまして、今町内で行われているスポ少をイメージいただければと思います。

ただ、そういった中で教員の兼職兼業は認められていますので、教員がそのまま地域移行の指導者になるということは可能でございます。

それと、部活動の活動場所についてですけれども、この場所につきましては、学校とか体育館、こういったものを使っていきたいというところもありますので、その辺は学校と協議をしながら進めていきたいと考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○副議長（谷上知子議員）　ほかに再質問はありますか。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員）　学校の管理下外ですから、活動にはコストがかかりますけれども、この費用負担というのは、どのような形になるのでしょうか。

○副議長（谷上知子議員）　高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋　保君）　お答えをさせていただきます。

費用につきましては、町で持つことになります。今のところ行われている活動、スポ少とか、そういった指導員の時給を基に算定しながら計算していきたいと考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○副議長（谷上知子議員）　ほかに再質問はありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○副議長（谷上知子議員）　以上で6番、藤原信悦議員の質問を終わります。

次に、16番、赤丸秀雄議員、お願いします。

1問目の質問を許します。

赤丸秀雄議員。

（16番　赤丸秀雄議員　登壇）

○16番（赤丸秀雄議員）　議席番号16番、新誠会、赤丸秀雄です。1問目の質問は、ふるさと納税のさらなる取組強化について伺います。

8月に総務省から2023年度全国のふるさと納税額が公表され、初めて1兆円を超える1兆1,000億円となったとのことです。当町でもいっとき16億円以上の寄附額があったこともあります。県内自治体の話題に上ったこともあります。私は、9年前からふるさと納税強化に取り組み、町財政を潤し、少しでも町民福祉の向上に努めましょうと提唱しておりましたが、ここ令和4年までには6億から5億円前後と減少傾向で推移している状況です。当局はじめ町民一丸となって知恵を出し、協力をを行い、ふるさと納税のさらなる取組強化を図る必要性から、以下伺います。

1、本町は昨年度と今年上期のふるさと納税を踏まえ、どのように分析し、今後の取組方針をどのように考えているのか、伺います。

2、ふるさと納税の制度導入から17年目となり、国では趣旨を踏まえた制度改善を行うなど、公平公正に努めています。また、納税寄附者のニーズも変わってきており、その対応に各自治体も知恵出しを行っています。当町もその辺を踏まえ、返礼品などサービスの在り方を検討していると思いますが、その考え方を伺います。

3、ふるさと納税を増やすには、知恵出しも大事だが、直接携わる人の増員も必要となります。私は、増員しても取組強化を行い、納税額の増加につながる事業体制を構築することにメリットがあると考えるが、そのことをどう思うか、伺います。

4、当局にふさわしい返礼品として、私の考え方の一例を申し上げれば、音楽のまち、スポーツのまちなどのイベントに招待すること、休耕田を利用した家庭菜園体験など、特色を生かしたサービス、交流ができると思いますが、その考えはないでしょうか。

1問目の質問は以上です。

○副議長（谷上知子議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　16番、赤丸秀雄議員のふるさと納税のさらなる取組強化についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、令和5年度の寄附額は約3億8,200万円であり、今年度は7月末時点で約3,000万円となっております。

なお、寄附額は令和3年度が7億400万、令和4年度が5億7,900万と年々減少傾向にあり、ふるさと納税の返礼品競争が激化する中、本町では過去には返礼品数が457件あったものが、地場産品基準の厳格化に伴い、返礼品数が約4割ほど減少したことが大きく影響したものと捉えております。このことから、新たな返礼品の掘り起こしとして、先月葛巻町との30種類

に及ぶ共通返礼品にも取り組んでいるところであり、引き続き魅力ある返礼品の掘り起こしに努めてまいります。

また、楽天やふるなびといった、いわゆる知名度が高いサイトからの寄附が多い状況となっておりすることから、来年3月にサービスの開始が予定されるアマゾンにつきましても申込みを行い、準備を進めているところであります。

2点目についてですが、議員ご承知のとおり、返礼品価格は寄附額の3割以内、かつ対象経費を含めて5割以内であること、地場産品基準の厳格化、返礼品は総務省からの承認が必要など、制度の趣旨を逸脱しないよう国が積極的に関与しております。今後さらに広告宣伝のほか、ポイント付与の禁止のように、民間事業者のサービスの制限も行われるなど、創意工夫が年々制限される中、1点目にお答えいたしました共通返礼品のように知恵を出し、魅力のある返礼品の掘り起こしに努めてまいります。

また、オンラインによるワンストップ特例申請のサービスが一部のポータルサイトのみで運用可能だったものが、本年7月から本町が利用する全てのポータルサイトで運用可能となったところであり、引き続き利用者の利便性向上に努めてまいります。

3点目についてですが、人員増による寄附金の増額を図ることも一つの考え方ですが、一方で対象経費は、寄附額の5割以内とされていることから、人員増は対象経費の増に直結することとなります。このことから、寄附額が減少傾向にある中ではありますが、人員増によらない寄附金の増額に向けたアイデアを出していきたいと考えております。

4点目についてですが、体験型返礼品については、現在も町内スポーツジムや人間ドック受診を返礼品として承認を受けておりますが、これらの体験型返礼品の希望はほぼない状況であります。全国的に肉や海産物などの食料品や消耗品のような返礼品が人気となる中、本町の魅力を発信し、本町との関わりを通じて応援したい自治体として本町を寄附先として選択し、返礼品として町内で体験、交流ができるることは、本来の趣旨に沿った取組であることから、次年度の承認申請の際に追加できるよう新たな体験型返礼品について検討をしてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○副議長（谷上知子議員） 再質問はありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 確かに今答弁ありましたように、2023年10月にふるさと納税のルールの厳格化が示されました。その中でも、全国で1兆1,000億円を超えるということは、私

まだまだ減税目的やふるさとを支援しようとするニーズは大いにあると踏まえます。例えば山形の上山市では、少額寄附に的を絞った形でやったところ、前年比2.5倍を集めたということがインターネット上で話題になっております。ちなみに返礼品は、当然上山市のショーケースクリームであります。また、隣の盛岡市では、JRとタイアップして盛岡駅駅長の制服イベントを企画したところ、これは100万円の寄附ですけれども、3件の実績があったということでした。また、花巻市は、昨年度温泉セットをメインとした返礼品が好調であったため、全国1,700を超える自治体の中で17位となる90億円以上を集めております。

そこで質問ですが、当町の返礼品最低額のふるさと納税は、幾らになっているのでしょうか。また、1年間で1万円未満、1万円未満ですから9,999円のふるさと納税件数は何件であったか、伺います。

○副議長（谷上知子議員）　村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、最低寄附額というお話をございましたけれども、最低寄附額は3,000円という設定にさせていただいておりますが、先ほど上山市のお話をございましたけれども、本町でも3,000円の返礼品が令和5年度の実績でございますが、件数で見たときに上位の2位と、15位、74位とはなるのですが、南部鉄のやかんに入れて鉄分を補給できるというような商品でございましたけれども、これが人気がありました。ただ、残念なところに、どうしても製造する過程が矢巾町のほうにないというところで、今回昨年の10月から厳格化によりまして、今回リストから漏れたという状況になっております。

なお、1万円以下の返礼品の件数ということでございましたが、1万円以下の返礼品といいますと、トータルの件数でございますが、令和5年度は約4,500件という件数になっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○副議長（谷上知子議員）　ほかに再質問はありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員）　今の課長の答弁にありましたように、まず高額なものも魅力がありますが、やっぱりコロナ禍から結構皆さん、それなりの返礼品のニーズが変わってきてるところもあります。また、金額もそういう形でシビアになってきているところもありますので、今課長おっしゃったように4,500件のところも大事にしながら、ただ返礼品の南部鉄器の鉄の部分がなくなったのはちょっと残念ですが、やっぱり5,000円程度、8,000円程度の寄

附に返せるものを考えていきましょうという期待を持ってお話をさせていただきました。

本町でも、答弁にありましたように、高額金に対する返礼品という形でスポーツジム体験や人間ドック受診を設定しております。これは私も分かっていますし、当然スポーツジム取材にも以前行ってきて確認しております。ただ、こういったものについて、やっぱり場所的な、近隣の方を対象にしていれば別ですが、全国もしくは首都圏を中心に対象にした場合、やっぱり新幹線を降りた後とか、飛行機を降りた後の対応、この辺をフォローしてあげないと、私はなかなかこういうものをエントリーする方は少ないなと思っています。

ですので、この辺の部分の取組も、やっぱりプラスアルファとしておもてなしの心というのですか、これが大事だと私は踏まえますが、その辺の考えはあるのでしょうか。次の質問にもちょっと関連あるので、確認してから質問させていただきます。

○副議長（谷上知子議員）　　村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君）　　お答えいたします。

ただいま議員のほうからお話がありましたとおり、体験型といったときに体験型部分だけという形になってしまふと、なかなか活用が見込めないのかなというところでございます。それでちょっと確認させていただいたのですが、やはり今回の返礼品の厳格化によりまして、宿泊の分と併せて体験の分、これが交通費よりも上回る内容であれば、返礼品として対象にしていけるのではないかというふうに考えております。宿泊といつても、どうしても町内限定ということにはなるのですが、ただそうした場合にその分を見込んでやった場合に、おっしゃるとおり件数が増えるのではないかということと併せまして、矢巾町にもともと住んでいらっしゃったような方が、帰省だとかといったタイミングにこれを活用できるのではないかというところも考えておりますので、次のまた追加の申請の際に、ちょっとその辺も含めた検討をさせていただこうと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○副議長（谷上知子議員）　　ほかに再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員）　　私の提案としては、やっぱり音楽のまち宣言、スポーツのまち宣言とか、矢巾町には何もないとかとよく言う方いますけれども、結構やることもやっていますし、にぎわいもつくっております。そういうところをふるさと納税に入れて、やっぱりふるさとを感じてもらえる、そういう気持ちが私は大事ではないかと常々思っております。

そういうときに、今課長がおっしゃったように、こういうものに招待しておもてなしをす

る、送迎はもちろんですが、やっぱり矢巾のよさ、失礼な言い方ですけれども、田舎くささとか、そういうのを好む方、結構多いのです。そういうところをやっぱり大事にすべきと思っております。

ですので、返礼品の検討も今されて、また年度、年度に申請するという部分の中に入れるということでしたが、この部分の工夫を高める取組というのを、高額であればそれなりの経費がかかっても対応できると思うのです。矢巾に来ていただく方は、失礼な言い方しますが、お金ある人だと思うのです。ない人は新幹線の止まったところで終わりとか、花巻に降りて温泉につかるとか、そういう方だと思うのです。やっぱりそういった部分も考えつつ、来年度に向けて考えていただきたいのですが、何か所見あればお願ひします。

○副議長（谷上知子議員）　村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君）　お答えいたします。

全く議員おっしゃるとおりでございますので、返礼品、いろいろ工夫して、今回の体験型もそうでございますけれども、従来あるような返礼品の中でも、特に肉関係、こちらについては、かなり件数の割合から、約60%程度を肉製品で占めているのかなというふうなぐらい人気の商品となっておりますので、実は昨日も町長にも同席いただきましたけれども、そういった肉の加工業者とお話しさせていただく機会を設けたところでございますので、また新たな返礼品開発といいますか、追加についても今後も検討してまいります。

最終的には、寄附金の増につなげてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○副議長（谷上知子議員）　ほかに再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員）　ぜひ考えていただきたいと思っております。

今回も答弁にありましたし、それから前の答弁にもありました、人を増やせば金がかかるような話をされています。私も今回変わったのかなと思って探していますが、ちょっと調べ切れなかったので確認します。経費の中には、返礼品代と、それを送付する宅配便料とか、それから受領発行の事務費とか、そういうのが入っていって人件費というのは入っていないのです。この辺は、もし人件費が入るのであれば、1件当たり平均どれぐらいかかっているのかとかと出しているのですか、それをちょっと確認します。

○副議長（谷上知子議員）　村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） 1件当たりに人件費どの程度かけているかところでございますが、確かに3割については、寄附額の3割は返礼品の直接の対価、残りの2割のところでサイトを通じた経費と、あとは返礼品の送付にかかる分、あとは先ほどありました人件費の分ということになりますけれども、私どものほうで人件費を見ている分につきましては、会計年度任用職員の分の給与、その分を充てているというような状況になっておるところで、5割以内を維持しているところというところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○副議長（谷上知子議員） ほかに再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 私近隣、当課には直接確認はしていますが、全国的にも上位を占めるところの部分でも電話で確認したこともありましたが、人件費をこんなに細かく入れているところはないし、だからインターネットで経費の中にも、その人件費が入っていないのです。では、入れなければいいのかということにはならないのだけれども、私の言っているのは1人雇うごとに1億円程度の增收をできている自治体がいっぱいあるのですよということを言いたいのです。

ですから、私は町長にいつもお話ししているのは、人を1人かけたら1億増やせばいいのではないのと、VE提案です。そういう考え方になってほしいなと言って私はいつもお話ししていますが、今回も答弁が人を増やせば経費がかかるからという発想では、なかなか取り組めないと私は思います。これについては、これ以上言いませんが。

それから、まず返礼品のニーズが変わったというのは自覚していると思います。特にコロナ禍で、やっぱりそれなりに皆さん苦しんだのです。一時金もいただきました、定額一時金、そういう形でみんな苦しんで、ですから今嗜好品、沿岸のウニとかカニの高級品とか、それよりも先ほどお話しした肉、米、これは都道府県単位のものを使える、例えば矢巾でも畜産農家があれば、当然出荷しているということであれば県内産の肉を使える、米を作っているのであれば、基幹産業ですから、当然です。岩手県、矢巾から出ているブランドでもいいですが、県内のブランドも使える、そういう部分もあるので、もう少し考えて、例えばいっぱいもらったからといって、一気に30キロも送られれば、私いつも言いますが、都会の人は買うのは2キロ、5キロなのです。それを、30キロ、20キロを一気に送られても、迷惑すると思います。だから、その辺の経費もかかるけれども個別にやるとか、野菜を送るのにも、一気に送るのではなく、3分割、4分割で送るとか、その辺のやりくりというのですか、それ

も工夫だと思うので、その辺も考えていただきたいのですが、もう時間もないのに、これについての見解をお聞きして終わります。

○副議長（谷上知子議員）　村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君）　ご質問にお答えいたします。

ただいま米の例というところでございましたけれども、一気に送られると、となかなか厳しいのでということでおっしゃるとおりでございまして、確かに5キロ袋とか、10キロ袋もございますので、これを分けて送付するという対応も当然必要だというふうに考えておりますので、こちらの対応もしていきたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○副議長（谷上知子議員）　再質問はございますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○副議長（谷上知子議員）　次に、2問目の質問を許します。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員）　2問目の質問は、若い方が町に定着する仕組みづくりについて伺います。

6月会議の一般質問で婚活、矢あコンの積極的推進を取り上げましたが、その後全国では、若者をいかに自治体内に取り込むか、そのための施策を展開していることが随分多いと認識できました。

そこで、当町の人口があまり減少していないこの時期こそ、他自治体に率先した取組を行い、他の模範となるべく行動を取るべきと思い、提案を含めて以下について伺います。

1、町長は再三若い人たちの意見を聞いてまちづくりに生かすと答弁しておりますが、コロナ禍前に実施していたテーマを絞った対話集会がなくなり、今後どのような形で意見聴取を行うつもりであるか、伺います。

2、若い人の中の多くに働く場所の不足や給与の低さを言う方がいます。学生時の奨学金返済を就職後住民税納付の方に返済助成を適用し、町内に定住して就職する若者を増やす考えはないか、伺います。

3、町で創設を考えている農商工共創センターを早急に立ち上げて、収益性の高い農業の推進、養殖や水耕栽培技術の確立、検証など、若い人が興味を持てる仕事や起業の支援を行うべきと考えるが、見解を伺います。

4、若い方に魅力ある当町のよさ、緑と農地、交通・流通の利便性、県庁所在地の隣接地、

通勤範囲内50キロ程度の多くの企業立地があるなどを積極的にPRすべきと考えるが、どうでしょうか。

5、国の制度である地域おこし協力隊や集落支援員を活用して、視野の広い柔軟な考えでまちづくりに若い力の活用、推進を考えるべきと思うが、いかがでしょうか。

2問目の質問は以上です。

○副議長（谷上知子議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　若い方が町に定着する仕組みづくりについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、現在町コミュニティ連合会で取り組んでおります地域カルテ作成のためのワークショップには、地域コミュニティ役員のみならず、育成会や子ども会の方も参加いただいており、若い世代の意見をまちづくりに生かすよい機会と捉えているところであります。

また、町民の声については、若い世代のご利用が多いことから、今後若い世代の意見を聴取するために、参考集型にこだわらず、時間有効活用できるように、SNSや入力フォーム等を活用し、ウェブ上からも気軽に意見を寄せることができる体制構築を実現してまいります。

2点目についてですが、本町へ定住することのメリットとして、助成を実施することで就職する若い方が増えるものとは考えておりませんが、近隣自治体における就労機会の増大と本町における生活環境の充実など、総合的な要因によって本町への居住を決定していただいているものと捉えております。

3点目についてですが、矢巾町農商工共創協議会を本年5月に設立したところであります。農業分野におきましては、農産物の市場競争力向上事業といたしまして、化学農薬及び化学肥料の削減と収量維持の両立を目指した試験的な取組を始めたところであります。

また、人材育成事業といたしまして、専門家による起業や事業拡大の支援につながる研修等の実施も予定しているところであります。意欲を持って起業や事業拡大に取り組む方の支援に努めてまいります。

4点目についてですが、就労を希望する若い方にとって居住環境のよさや交通アクセスの利便性、近隣自治体など、通勤範囲内に多くの企業等が実施していることなど、本町の魅力を効果的に発信することは必要であると考えております。

5点目についてですが、本町ではこれまでに地域おこし協力隊として5名の隊員が退任し、現在は3名の隊員が活動中であり、8名全員が20代もしくは30代と、若い世代の方々であります。

また、集落支援員については、これまでに活用実績がございませんが、今後も協力隊や支援員としてのそれぞれの持ち味を生かしたまちづくりに参画いただく人材の確保、また獲得や育成のため、効果的な制度の活用に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○副議長（谷上知子議員） 再質問はありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 現在全国でも首都圏一極集中への弊害、都市と地方の格差など問題となっております。政府は、七、八年前には地方創生事業に力を入れ、地域間格差解消を図ろうとしましたが、一向に改善となっていません。国内の1,700を超える自治体、特に過疎地域を抱える北海道を含めた各県では、まちの活性化を推進したいと工夫を凝らしております。

そこで質問しますが、答弁書にSNSを有効に活用して意見を募るとしていますが、私はSNSは、アンケートや要望事項を把握する手段としては大変有効であると認知しております。しかし、コミュニケーションを取るということや要望の背景を知ることは難しい手法であり、やはり対話が一番と踏まえておりますが、そのことの見解を伺いたいと思います。

○副議長（谷上知子議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

意見集約の形にはいろんな方法というものがあると思います。私ども確かにSNSというのも一つの例ではないかというふうにお答えしたところですが、今年度は12の行政区で地域懇談会というのをまず行ってございました。それぞれの地域から要望を頂戴したわけですが、例えば町長答弁にもありましたような地域カルテの作成のワークショップというのも行っていて、いずれいろんな方法があると思いますので、こちらのほう様々な方法を使って、意見集約、対話のほうを努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

やはり一くとか、ハバタークなんかちょっと使って、一つのターゲットを絞って、例えば親子のパソコン教室とか、休日とかにやれたらいいなとか、あとはビジネスマン向けとかのコミュニティの場というのをつくったらどうだろうなと、ちょっと今考えているところもありまして、こういったところも活用しながら、意見なり対話というのができるのかなと思

ってございますので、いずれ方法に関して、これからも検討を進めながら実現してまいりたいと思っています。

お答えといたします。

○副議長（谷上知子議員） ほかに再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 今課長がお話しした12行政区の対話の部分、今年度は12で終わるのでしょうか、それをちょっと確認します。

○副議長（谷上知子議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） 各行政区から要望調査した結果、今年度は12というふうになりますて、一応一旦これで終わりということになります。

○副議長（谷上知子議員） 赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） ぜひ今の行政区数も増えて、36どころか45でしょう。やっぱりそういうところを考えれば、せめて2年に1回、3年に1回は回れるような形は取っていただきたいと、これは要望です。

やっぱり意見を聞く方法としては、いろいろあるかと思います。でも、百聞は一見にしかずという言葉があるように、やっぱり聞くよりも見る、見るよりも背景を知る、やっぱりそういう点では対話が一番だと思いますので、そこを重視して、特にトップの方が行政区に来られるのであれば、その辺を重視していただきたいと思います。

次の質問は、私三、四年前に学生への無償奨学金制度を提案させていただきました。町でもそれを踏まえて、4人から5人ぐらいの方に無償制度を入れましたが、国でも一部では始めており、学生負担軽減のためにも拡大が必要と言っておりますが、財政が厳しく、これは国もそうですが、町もそうです。拡大は難しい状況であります。ですので、せめて学生になって出ていく方へ無償もと私は考えて、そういう話もしましたが、逆に帰ってくる方、データによれば、女性の8割近く、七十何%は帰ってこない。だけれども、男性の三、四割は帰ってくる意思があるらしいです。やっぱりそういうところを捉えて、こういう制度を設けていただきたいなと思っております。国の動向も見つつですが。

今でも保護者の給料は上がっていないのです。でも、学生に送れる仕送りは9万円が平均と言われています。ところが、1か月の経費は15万前後かかるわけです。足りない分は当然アルバイトです。アルバイトもしなければならない、学業もしなければならない。アルバイトが少なければ借りなければならぬ。卒業するときに借りている人の、借りている人だけ

の平均値が今300万を超えたそうです。300万を超えた方が、就職しながら8年なり10年で払うというと、当然その期間は結婚もできないというのは当たり前の話なのです。それは一端です、極端な話をして申し訳ないのですけれども、だからそういうこともあるので、ぜひ矢巾に住所を置いて納税していただける方への、やっぱり適用というのも大事と思うし、それから今幼稚園の方への助成とかもあります。そういうところを踏まえた形の考え方というのは、今後どのようにしていくのか見解を伺いたいと思います。

○副議長（谷上知子議員）　高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君）　教育という観点からのお答えになりますけれども、まず本町奨学金制度を設けておりますが、こちらにつきましては、やはりお子さんお一人お一人の教育の機会を保障したいということで、経済的な理由で学びを諦めないで済むようにという趣旨で実施しているもので、その趣旨に沿って運用していくたいと思いますし、町の財政等状況の許す範囲で拡大していけたらという希望がございますが、現状そのように対応しております。

以上、お答えといたします。

○副議長（谷上知子議員）　ほかに再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員）　ぜひ財政厳しいとは思いますが、ですから私はふるさと納税でも何でもちょっと知恵出しをして、少し財政を潤しませんかというのを言いたいだけです。

次の質問は、農商工共創センターの構築について伺います。先日全員協議会の中で説明を受けました。そのときの内容と私の将来イメージは全然違っていて残念でしたというのが私の考えであります。私は、この組織は商工会やJAさんの組織の間的に、JAでも手のかけられない、商工会でも手のかけられない、そういうところのできない部分をやるようなイメージで取り組まなければ、矢巾の活性化、産業の活性化、人材の活性化が図れないと踏まえて考えておったのですが、その辺はちょっと違っております。

先ほど前の同僚議員のお話の中に、労働者協同組合の設立の話ありました。私これ知らなかつたのです。やっぱり町長答弁もしていましたが、本当にこういうものを活用しつつやつていかないと、共創センターを構築して、私10年後の基幹産業という農業の課題を解決する本気度があるのかなということを感じています。

前の質問もしました。今75歳前後の農業者が10年後、85歳、85歳は幾ら100年時代と言っても農作業はもう無理だと、80過ぎの2年間がいいところだとみんな言っています。そういう

中で基幹産業といって、さっきも言っていましたが、人はいなくなる。それから、町長がいつも言っている農業所得を上げればやる人が出る、そのとおりです。

ですから、昨日、今日の新聞等にも上がっていましたが、水耕栽培により、収穫はロボットです。それから、スマート農業ですから、監視を監視カメラでやりつつ、だから手をほとんどかけないでやれる。私も見たことないから、実際どこまで手をかけないでできるか、そういうところを農商工共創センターの中で町として道筋をつけるべき時期ではないかと思っております。

確かに県がやること、国がやることと言いたくなると思いますが、町でやれることもあるはずなのです。それについて、まず再度見解を聞いてから次の質問に移ります。

○副議長（谷上知子議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきます。

先ほど藤原信悦議員のご質問にもお答えしたのですが、やはり農業というのは持続なのです。今言われる持続可能かどうかと、今その瀬戸際なわけでございます。だから、国でも今食料・農業・農村基本法、また今この計画策定のために審議会を開催しておると。

食料自給率についても一向に自給率が上がらない、それから農業所得も上がらない。そこで私は、やはり農家の皆さん方が、だから昔は定年帰農という一つの土台があって、定年になればうちで農家を、今もう70過ぎまで稼いだほうがいいと、農業をやるよりも。

だから、私はこのことについては、やっぱり国が、もう今、今回も、先ほどの、いわゆるふるさと納税で、肉とか海産物のあれなのですが、今お米をふるさと納税で本町でも本当に本腰を入れてやらなければ駄目なのだということで今、例えば昔は徳田米というのがあったのですが、そういう銘柄米でみんなが関心を持ってもらえるようなものを考えていかなければならない。そういうことは私たちもできるのですが、今このスマート農業とか、6次産業化、6次産品、こういうものに取り組んでも収入が増えないということは、だから今まさに兼業農家もどんどん減ってきていると。

ましてや、今日はもう今佐藤会長さんおいでにならないからあれですけれども、今農業委員会で専業農家が後継者がおっても農地を手放したいと、今そういう相談が来ていると。私この間農業委員会の局長からちょっとお聞きして、もう本当驚天動地の心境です。

だから、今私どもは、農商工の協議会、共創センターを立ち上げるというのは、農協とか商工会とか、また行政と、そういう壁をつくっておったら、ますます衰退の一途をたどると。だから、やはりここは行政主導で農業、商工業、これをしっかり取り組んでいきたいという

思いで今回立ち上げておるのでございまして、だから何回も言うのですけれども、ただ戸別所得補償制度、これはいいところと悪いところもあったのであれですが、やっぱり農家の人们ちは、このくらいの仕事したらこのくらい所得補償できちっと応分の負担をやってくれるという仕組みがなければ、今の関係、あれでやったら後継者がどんどんなくなります。

だから、今農業だけではなく商工業も事業承継ができない、関係者がおらなくて。だから、今こそこのことにはしっかりと取り組まなければ、前に進まないということで、だからあとは当局もそうなのですが、議員さん方からもいろんなアイデア、知恵があるわけですので、ここはお互いに知恵を出し合って、この難局を何としても乗り越えていきたいと。

だから、今矢巾町は手をこまねいているわけではなく、いずれみんなで矢巾町の農業、商工業、地域のコミュニティをどうしていくかということを考えていきたいなど。そこで、この協議会を立ち上げ、今農家の人们との話し合いを、今未来戦略課が中心になって産業観光課も入ってやっているのですが、今農家の人们も、やはり危機感を持ってきておりますので、そういう意味で、あとは農薬のこれも、いわゆる環境との調和で考えていかなければならぬということで、いずれ今いろいろご質問いただいた中で、これはみんな一緒にやって取り組んでいかなければ取り返しのつかないことになると。

だから、これは市町村とか都道府県だけでなく、国も一緒にになって、だから私は全国の、いわゆる食料・農業・農村基本法の農政審議会が、どういう答申を出すか非常に期待しております。そのことによって、農業が大きく変わられるのであれば、先ほど藤原信悦議員に3点についてお話をさせていただいたのですが、それが私ども農林業ビジョンにも生かしていきたいということで、今こここのところを注視しながら、本町の農業の在り方、商工業の在り方に取り組んでいきたいということで、あとは関係のほうに答弁させますが、基本的なことは、そういうことでご理解いただきたいと思います。

○副議長（谷上知子議員） ほかに再質問はありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） ぜひ今町長のお話にありました熱い部分を、今回協議会11名と聞いております。11名の方に伝達していただきたいし、私はやっぱり町が道筋をつけなければならぬというのは、何をするにしても、やっぱり動けば金がかかるのです。それから、やっぱり行政の力はすごくあって、この組織として、矢巾町という個としてみても、人脈から、それからそれにアドバイスできる人員から、それからあと組織、特に町内であれば団体の調整はもってのほかに町がやれるという部分をもってすれば、やっぱりこの共創センターを成

功させるかどうかは、動く方は、それは11人の委員のメンバーでいいと思いますが、やっぱり道筋つける、ですから産業観光課窓口にしたぐらいの、言葉は悪いのですけれども、茶を濁すのではなく、やっぱり先端で庁内の一室にプロジェクト、その委員を中心としたプロジェクトでもいいですから、スペースを設けてやるなりして、やっぱり5年、10年先の矢巾町の経済の活性と農業の活性、強いて言えば全員協議会終わった後に、これ文化、芸能とかも含めてやらないと町全体の活性化にならないのではないかという話も雑談で出たぐらいだったのです。ですから、そういう意味で矢巾町内の民俗芸能も休止状態、廃部状態のところも結構お聞きします。そういう部分も含めて、もう時間がないのであれですけれども、地域おこし協力隊とか、それから集落支援員、この方たち、集落支援員は任期がないのですけれども、この人たちの部分の経費が国からいただけるうちに、やっぱり何とか町長のさっき言った答弁の内容を委員11人に任すのではなく、そういう形でできるだけスペースも取って、会合も週1回は無理にしても、月2回は最低やるぐらいの気心がないと、5年後、10年後の矢巾町は明るくないと踏まえますが、もう時間ないので、本当は葛巻町の公社のイメージを持っていたのですが、それもできそうにないのだけれども、今後この協議会をどのように運営していくだけの話を再度、吉岡政策推進監が関わっているのですか、そのリーダー的存在になってほしい意味合いを持って見解を聞いて、この項は終わります。

○副議長（谷上知子議員）　吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君）　私のほうから答弁させていただきたいと思います。

思いは、赤丸議員おっしゃるとおり私たちも一緒のもので、ここは言葉が悪いというご指摘でしたが、お茶濁しをするつもりも一切なく、実は商工会、農協とは別でできることという形の中で考えておりました。農業の分野を強くしていこうと思うと、どんどん、どんどん大きくしていく、大きくしていくと町の中の産品は埋没していく。商工会にしろ、それぞれ団体としてはそうなのですから、個々サポートをしている事業を見ますと、個々それぞれの事業のことに口出しを、アドバイスはするにしても、資金を直接調達してとかというようなところまではなかなかできない。

この協議会の中では、こういうところを具現化していきたいなというふうに思っておりまして、農業につきましては、今は結構な頻度で集まったり、現地に行ったりして議論しておりますし、商工分野につきましても、この議会終了後月末に集まりを設けて、少なくとも2か月に1遍程度進捗状況などを確認しながらやりたいなというふうに、こういうふうに意見

交換しようというふうに思っています。

その中で、ローカル10,000プロジェクトとか、実際に資金調達をして事を起こして地域の活性化を図っていくということを私どものほうから提案しながら、そこでやる気のある人たちを集めて推進力にしていき、その推進力を見ながら、ではうちはこんなことやってみようかなという提案が自然とお役立ちセンターのほうに相談が来て、それを事業化していくというような好循環にできるだけ早く進めていきたいなと思っておりまして、今すぐという話ではなかなかできなくて、キックオフしたばかりなのですけれども、そのような覚悟で臨みたいと思っておりますし、常々職員には、ただ単にやるのではなくて、これ何のためにやるの、次どうするのということを問い合わせながらやっております。

その中で、一人一人が主体となって、行政がそういう姿勢を見せるからこそ、あいつらようやく本気になったかといって関わってくれる人たち、話を聞いてくる人たちも実はここ1年現場に歩いて、ようやく出てきている状況ですので、そういった覚悟を持って進めてまいりたいと思います。

至らない点は様々あろうかと思いますけれども、進める中で随時皆さんに情報をお伝えしながら、アドバイスをいただきながら進めてまいりたいと思いますので、引き続きご指導をお願いできればと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（谷上知子議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　赤丸秀雄議員、いずれ私どもは、町民お一人お一人、誰一人も取り残さない地域共生社会の実現なのです。これは、農業と商工業に関わる人だけではなく、地域に住んでいらっしゃる方々が誰一人です。

そのためには、ならばそんなに間口広げてできるのかということなのですが、ただ、今やらなければ、これは実現できない。だからこそ私は、包括的な支援体制の整備、構築、これを今だから農協とか商工会に、あなた任せでお任せしておったら絶対解決できないです。

そこで私どもがこれから、農協は農協の考え方がある、商工会は商工会、何よりも今、例えば昔は地域に、分かりやすく言えば、茶屋こがあって、誰でも歩いて行けた。ところが、今コンビニとか何かはあるのですが、地域からそういうお店、茶屋こがもうなくなってきたている。

農業だって、そのとおりです。昔それこそ、例えば昔はもう誰しもが貧乏して、私たちが育つときはそうだったのですが、自分のうちの米びつに米がなければ、隣に行って借りて、そ

して融通し合った、そういうことを皆さん、あんまり経験がないと思うのですが、私は貧乏して育っているので、だからそういうことをやって、相互扶助、相互連携して、そして助け合って、相互扶助、相互互助、こういうことが今のままいったならば、地域からなくなってしまう。それをみんなで構築してやっていきたいと。だから、まさに農商工共創センターを立ち上げるのは、イコール地域共生社会の実現です。このために取り組んでいきたいと。

だから、今うちの吉岡政策推進監は、ちょっとフューチャーデザインからはじめちょっといろんなことをぶち上げるので、ちょっと待てと。いずれ将来フューチャーデザインというのは、いわゆる将来、未来をデザインする一つの大きなあれなのですが、そういったフューチャーデザインとか、今言う地域共生社会の実現、こういうようなものをしっかりと組み合わせながら、やはり一番の固まりの地域が、コミュニティがしっかりとしなければ、行政は絶対成り立たないです。だから、私いつも職員を叱るときも言うのは、町民の皆さん立場に立って、このことをやることが正しいか、正しくないかと、いつも自問自答しろと言っているのです。だから、そのところを地域共生社会、これにもう一度私どもは目を向けてやっていきたい。

だから、先ほど言った郷土芸能とか、今どんどんなくなって、今手をかけなければ、もうなくなってしまう。だからこそ地域コミュニティに力を蓄積されるような仕組みを考えいかなければならない。そのところはひとつ。

そこで、私ら当局だけではなく、議会も地域コミュニティの自治会もみんな一緒になってつくり上げていきたいと、創出していきたいということだけご理解をいただきたいと思います。

○副議長（谷上知子議員） 2問目の質問に再質問ございますか。よろしいですね。

（「ありません」の声あり）

○副議長（谷上知子議員） ここで暫時休憩といたします。

再開は、14時45分からといたします。

午後 2時34分 休憩

午後 2時45分 再開

○副議長（谷上知子議員） 再開します。

ここで、高橋文化スポーツ課長から発言の申出がありましたので、これを許します。

高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） 先ほど藤原信悦議員さんの中学校部活移行の指導員の報酬について、町が支払うというふうに私答弁をさせていただきましたけれども、これから検討する中で、そういう方法もありますし、また受益者負担、こういったものも生じることもありますので、これから検討を進めていく中で決めていきたいと思いますので、その辺のところを修正させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○副議長（谷上知子議員） 引き続き、赤丸秀雄議員の一般質問を行います。

次に、3問目の質問を許します。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 3問目の質問は、災害などに対する考え方と対応についてです。

今年1月1日の能登半島地震、翌日の航空機人為事故、7月下旬の山形、秋田県の集中豪雨、8月上旬の台風5号による被害、宮崎県沖地震と南海トラフ地震の注意喚起など、災害関連のニュースが絶えない状況であります。また、昨年に続き猛暑が日本列島を覆い、熱中症被害や農作物への影響で国民の多くの方々が疲弊しています。

当町は、8月第1日曜日を安全・安心の日と定め、町民に安全の大切さを喚起しております。私も毎年参加していますが、安全に対する気づきの大切な日であり、勉強になっております。そこで、当町の災害防止の取組状況から、以下について伺います。

1、地震時の対応として、昭和56年以前建築の住宅件数は把握されていますか。それから、水道設備、橋梁設備の耐震点検は行っていますか。児童館及び学童保育の避難マニュアルは設定し、活用していますか。

2、災害時避難所について、町全域の避難所で収容できる人員は何名でしょうか。高齢者や要支援者の避難人員数の想定数は何人でしょうか。介護施設などへ数日の避難を依頼できる人員は何人を想定していますか。

3、そのほかの対応として、災害時の支援要員を最大何人と想定していますか。また、町職員以外での支援員をどのように考えているでしょうか。要支援者の避難時の対応が課題でありますが、その対応の考え方を伺います。

3問目の質問は以上です。

○副議長（谷上知子議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 災害などに対する考え方と対応についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、町内の昭和56年以前建築の住宅は2,169棟であり、そのうち木造が

2,072棟、非木造が97棟となっております。

また、水道設備の耐震点検につきましては、平成20年度に西部系の配水池を対象に簡易診断を実施したところ、耐震性が低いとの結果が出ており、今後実施する詳細診断の結果を踏まえ、適切な時期に耐震化を進めてまいります。

それ以外の施設につきましても、耐震点検を実施するとともに、建設年度や構造等を考慮した上で、施設再配置も検討し、耐震化を推進してまいります。

なお、管路につきましては、布設年度、管種及び継ぎ手形式により耐震性の有無を判断しております、耐震性の低い管路の耐震化を優先的に進めております。

次に、橋梁についての耐震点検はございませんが、5年周期で橋梁定期点検を実施しております。

なお、点検において補修が必要と判断された橋梁につきましては、橋梁補修設計時に現在の耐震基準に照らし合わせ、耐震補強が必要と判断された場合、補修に併せて補強を実施しておりますところであります。

次に、児童館及び学童保育施設におきましては、各施設において防災計画及び危機管理対応方針を定めたマニュアルを策定し、職員などへの指導のほか、月1回の避難訓練等を実施し、災害に備えた対応を行っております。

2点目についてですが、町指定の避難所は53か所あり、収容人員数は4,610名を想定しております。また、災害時等における要配慮者等の避難人員数につきましては、令和6年8月1日現在で町内在住の高齢者など避難行動要支援登録者数は2,326名となっております。

なお、介護施設など町指定の福祉避難所は14か所あり、288名の収容を想定しております。

3点目についてですが、災害時等において避難行動要支援者等の避難支援関係者につきましては、町職員のほか、地域コミュニティ、自主防災会、町防災士、町の消防団、民生児童委員、町の地域包括支援センター、社会福祉協議会など、最大200程度を想定しております。

また、避難行動要支援者をはじめ誰も取り残さない避難体制の構築を実現するため、日頃の備えと早めの避難をスローガンとして、町総合防災訓練や地区における防災訓練、防災研修等を通じて、災害リスクに応じた適切な避難行動などの周知に努め、引き続き町民の皆様の防災、減災に係る意識の高揚を図ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○副議長（谷上知子議員）　再質問はございますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） まず最初に、災害防止対応に日頃活動しておられる町職員に対して感謝を述べさせていただきます。8月上旬の台風5号関連、それから今週のろのろ台風10号の対応では、長時間にわたり情報発信、本当にお疲れさまでしたということあります。町民の方からも、昼夜を問わない対応に、町職員の担当の方に感謝を申し上げてくれということも私のところには来ておりますので、この場を借りてお伝えしておきます。

それでは質問しますが、大規模地震が発生時に倒壊するであろう建物が2,000棟以上あるとのこと。今回配付になった決算書を見て思ったことですが、耐震診断や補強する方が全体から見ればほとんどない状況であります。町では、このことをどのように捉え、防災対策を考えていくのか、その見解についてまず伺います。

○副議長（谷上知子議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） すみません、まとめてなので、ちょっと私のほうから答弁をさせていただきますけれども、公共施設等の総合管理計画の中で耐震化というのは、各それぞれの省庁の要請に基づいて検討事項になっておるところでございまして、その内容については、それぞれの個別の中できちんと耐震診断をしていく方針ということで確認しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○副議長（谷上知子議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

一般住宅の耐震診断につきましては、補助等を行って実施しておりますが、なかなか、制度が始まった当初はそれなりの申請があったのですが、今はほとんど申請がなくて、秋に私どものほうでも重点的に県のほうと一緒に制度の周知等を図っているところでございますが、その後の改修事業が、やはり経費がかかるものですから、なかなか進まないのが実際のところでございます。

○副議長（谷上知子議員） ほかに再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 本当に能登半島沖地震でもうございましたし、よその地震のときも建物の倒壊は問題になるのですが、今課長おっしゃったのが現実なのです。まして独り住まいだと、もう何年も先がないから、300万、500万、ここでかけられないというのが現状だと思います。でも、諦めないで周知だけお願いしたいと思います。

昨日の答弁で橋の点検は5年ごと、町内には橋は268橋のうち点検した結果、17橋が補強が

必要で、今2橋が完了して、1橋について工事中とのことありました。5年ごとで、5年間で点検すると思うのですが、これはいつ時点の268に対しての17橋であったのか。

今回も能登半島地震、環境があまりにも矢巾町とは違うのですが、地震のたびに道路と家屋の倒壊は問題になるので、ちょっと確認しておきたいと思って質問しています。よろしくお願ひします。

○副議長（谷上知子議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

現在の先ほどの数値につきましては、令和3年の調査結果を基に出てきたものでございます。

○副議長（谷上知子議員） ほかに再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） そうであれば、この268は5年ごとだから、当たった年に全部やっているという解釈でよろしいのかな。

○副議長（谷上知子議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

現在は、全部の橋を5年間で分けて、年間50から60ぐらいずつ点検を毎年行っているところでございます。

○副議長（谷上知子議員） ほかに再質問はありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 少なくとも5年に1回なので、そこはよろしくお願ひしたいと思います。

避難所における部分でショッキングなデータが出ております。避難所に当然水が重要なので保管とか配送するわけですが、今の子どもさん方は、15%の人間は水が飲めない、学校の水道水は飲まない、飲めないという方がおるそうなのです。確かにコロナのとき水筒を持っていったという部分は記憶にあるのですが、もし教育課のほうで分かれば、どうなのですか、これは全国的なデータということなので、矢巾町も該当すると思うのですが、15%の児童、水飲めないですか、把握していませんか。分かりました。

まず、言いたいのは、避難所にこういう形で水を用意しても、飲めない人がいる。それから、避難所に長期滞在する人は、当然ストレスがたまります。そうすると水だけでは飽きるとは言わないのでけれども、やっぱり栄養剤的なもの、それからジュース的な味について

いる飲料水、そういうものが保管、配送が必要と言われていますが、矢巾町の現状はどうなっているのですか、お伺いします。

○副議長（谷上知子議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

赤丸議員ご指摘の内容については、事前にご指導いただきまして、私ども水が飲めないとはどういうことなのかなと思いました。何かアレルギーなのか、疾病なのかと、実は違いました。今赤丸議員ご説明あったとおり、新型コロナの感染防止のため、学校内での冷水機とか水道の水を飲まないようにということで、それを禁止する学校が増えたと。子どもたちは、マイボトル、水筒を持参することによって、例えばお茶を入れたり、ジュースを入れたり、あるいは熱中症予防のためにスポーツドリンクを持ってきているところで、それが二、三年続いたことによって、通常の水を飲まなくなってしまったと。それを今後万が一、水しかない状況下において子どもたちが耐えられるのかというところで、確かにそういう症例があるというふうにお聞きしております。先ほど本町の小中学校はどういう状況なのかというのは、すみません、私まだちょっと把握してございませんが、ご指摘のとおり全国的には二、三割の子どもたちが、そういう状況に陥っているという状況のようでございます。

本町におきましては、備蓄品の中では、ミネラルウォーターの2リットル、それから500ミリリットル等のミネラルウォーターのみ備蓄してございます。ですので、そういう大規模な災害に本町が襲われた場合、協力事業者、災害協定締結企業数は現在42事業者ございます。そういう中で、食料品関係会社も5社ございますので、そういう会社に協力をいただいて、そういう避難所に適した、あるいは子どもたちがたくさん避難している施設等には、そういう飲物等も提供していただくように提携はしてございますので、そういう部分で対応させていただきます。

それから、万が一そういう大規模な震災等が起きたときには、役場の自動販売機もそうなのですが、自動で無料で販売機から飲料水が出るようなというような協力関係も結んでございますので、そういう部分でそういう協力事業者を増やしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○副議長（谷上知子議員） ほかに再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 避難所の部分では、今回特に能登半島はひどかったのですが、水道水が2か月も3か月も出ないという状況の中で、矢巾町で矢巾町から持っていった水循環型シャワー、これは100リッターの水で100人を対応できるという、北良の社長の講話の中にありました。本当にこの社長、営業もやっているのだが、口のほうもうまくて、飽きない講話でよかったですなと思っています。この水循環型シャワー2台あるという話ですが、これは増やす考えはないでしょうか。何か高価という話を聞いていますが、どれぐらいするものなのでしょうか、お伺いします。

○副議長（谷上知子議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

水循環システムWOTA BOXでございます。こちらは、汚れた水もろ過いたしまして、それを持ち運び可能なボイラーも実は接続してございまして、お湯も出るというものでございます。高さ2メーター、幅1.8メーターのキューブ型のテントの中でシャワーを浴びられるということの屋外専用のシャワーシステムということでございます。

ご指摘のとおり矢巾町には現在2基、これが2セットございます。高価でございます。1基当たり650万ということでございます。幸いに矢巾町には、さわやかハウスの附属施設でおでんせハウスに入浴施設がございますので、そういった震災等が襲ったとしても、そういった部分で一般開放は可能かなという部分でお風呂と、そういった体を洗う部分については心配はございません。

ただ、電気と水が通水している場合。ただ、さわやかハウスの場合は、水が通水していない場合でも、地下水を利用するようなシステムになってございますので、その辺についてもお風呂等の利用は可能になってございます。

いずれにいたしましても、こういったWOTA BOXの備品を今後も町民、それから皆様のご理解をいただきながら、必要な備品として増設もできればというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○副議長（谷上知子議員） ほかに再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 650万、高価かどうかという部分がありましたけれども、北良の社長のお話では、当然お貸しする上では、岩手県矢巾町提供という形の部分で提供して、すごく

喜ばれたという部分もありました。幸か不幸か、こういう場でのアピールにしかならなかつたのですが、町長も言っていました新年早々そういうものを貸出し、それから職員も派遣しましたということで本当に疲れさまでした。

最後の質問になります。矢巾町でも岩崎川の氾濫で水害になりました。それで今、前もお話ししたのですが、岩崎川の土手の刈り払いは各行政区でやっているわけですが、どうしても川の中に、夏なんかあまり水が流れないものですから、川の中は肥料がなくてもすごく肥えていますから、立ち木もすごく早いのです。その立ち木を切ってくれと、やっぱり一回被災に遭った方は怖いという話です。ですから、県の管理河川ですが、矢巾町でチェックしてお話しして切ってもらうなり、対応してもらいたい、そういう地元住民からの強い声があります。

ちなみに、今度の日曜日に刈り払いするのですけれども、また春と同じく言われるのかなと覚悟して私はいますが、そういう部分は、やっぱり一回被災に遭った方は気にしていますから、ぜひ災害防止という観点から取り組んでいただきたい。よろしくお願ひします。

○副議長（谷上知子議員）　水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君）　お答えいたします。

全くもってそのとおりでございまして、各地域懇談会においても同様のお話を何件もいただいております。私どものほうといたしましても、まず本当に1か月に1回とは言いませんが、何度も何度も振興局のほうには、この要望は伝えてございます。振興局のほうからの回答としては、予算の関係がありますので、順次進めているというふうには伺っておりますが、随時対応するとの回答をいただいておりますので、しばらくお待ちいただければと思います。

○副議長（谷上知子議員）　岩渕副町長。

○副町長（岩渕和弘君）　河川内の草、あとそれら立ち木の伐採について補足させていただきます。

私もこれまで地域懇談会に出席させていただいて、各自治会のほうから同様の意見、要望出されております。それを踏まえて、先月8月30日金曜日でしたけれども、直接県の振興局のほうに出向きました、各自治会でこういった場所で、こういったことで今こうやって超過洪水の心配も出てきている中でみんな心配なので、速やかに立ち木の伐採、草刈り等を進めたいだくよう、要請してきたところでございます。

加えて、このままだんづん大きくなれば、超過洪水が発生したときに水がスムーズに流れなくなつて、それが悪さして被害を及ぼす可能性も出てきますことから、当然岩崎川、それ

から芋沢川と合流すれば、すぐ近くに岩手医大もあるといったことで、そういったところの対策についても併せて対応していただくよう、直接行って出向いて要望してきたところでございます。

いずれこれからも引き続き機会あるたびに、こういった要望については、要望させていただきながら、また私たちも現場の状況も把握しながら、隨時その辺についてはお願いしてまいりたいというふうに考えております。

○副議長（谷上知子議員） ほかに再質問ありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○副議長（谷上知子議員） 以上で赤丸秀雄議員の質問を終わります。

次に、3番、横澤駿一議員、お願いします。

1問目の質問を許します。

横澤駿一議員。

（3番 横澤駿一議員 登壇）

○3番（横澤駿一議員） 議席番号3、強くやさしい矢巾、横澤駿一です。通告に従い一般質問を行わせていただきます。

質問1、新規事業における財源について、町長へ伺います。これは矢巾町第8次総合計画施策の柱1、元気を発信し、活力を呼び込むまちづくりに関する質問になります。現在全国的に地方自治体の財政状況は厳しく、財政構造の弾力性を示す経常収支比率の全国平均は、総務省のデータですと、令和4年度は92.2%と高い傾向にあります。矢巾町は、令和4年度決算で98.2%であり、全国平均よりも高い状況です。このことから、本町において現在自主財源による新規事業を増やすことは厳しい状況にあると考えることから、以下伺います。

1点目、限られた自主財源で新規事業を立ち上げる際には、これまでの事業を見直し、場合によっては事業を廃止することも重要であると考えます。現在事業の評価、見直しに関する検証はどのような状況でしょうか。

2点目、自主財源での新規事業が厳しければ、県や国の補助事業を使うことが必要不可欠であります。しかしながら、そのような補助事業を申請するには一筋縄ではいかないことも多々あるのが現状ではないかと推察いたします。そのことから、行政の中で国の補助事業メニューの中から該当するメニューを見つけ出し、申請に結びつけるスキルを持つ人材を育成することが重要だと考えますが、現状と今後の取組について伺います。

3点目、自主財源比率47%の令和4年度の本町において、財源確保に向けて歳入を増やす

ことが必要不可欠だと考えます。増税に頼る歳入増ではなく、企業誘致、人口増、ふるさと納税はもとより、まちおこし事業によりもたらされる歳入増も有効的だと考えます。新規のまちおこし事業を立ち上げる際には、総務省が出しているローカル10,000プロジェクトが有効的だと考えますが、これまでこの事業を申請するような動きがあったのか現状を伺います。

4点目、社会保障として最低限必要な事業を継続することは、町民の安全、安心を守る行政の一番の役割ですが、町長が思い描く町の将来像へ向けた政策ビジョンを実現して形にしていくことも民主主義におけるまちづくりには重要なことだと考えます。給食費無償化へ向けた取組など、財源確保に向けて国へ強く働きかけを行っていますが、なかなか進まない現状の中で、自主財源で実現できるようにするような事業整理の考えはないか、伺います。

○副議長（谷上知子議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　3番、横澤駿一議員の新規事業における財源についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、各事務事業については、評価を行いながら毎年度ヒアリング等を通じて当初予算策定時に見直しを行っているところであります。

また、新規事業の設定だけではなく、事業の廃止や統合についても、その影響などを考慮しながら隨時行っているところであり、限られた予算の中で、より効果的な、また併せて効率的な事務事業の選択と集中に努めてまいります。

2点目についてですが、事業を行う担当が関係省庁の動向を注視し、必要に応じて補助事業を活用しているところですが、担当外の分野においても横断的に使えるような助成制度として、例えばデジタル田園都市国家構想交付金などの交付金や特別交付税の対象となる事業や、より交付税措置の高い起債の活用については、企画財政課の主導もしくは互いに情報の共有を行い、活用に努めているところであります。

3点目についてですが、ご提案のローカル10,000プロジェクトについてはこれまで検討を行った経緯はございますが、事業内容などによって、実施に向けて金融機関との調整などが整わず、残念ながら実現に至らなかったものであります。

なお、町おこし事業としての活用事例ではございませんが、一般財団法人の地域整備資金貸付け事業を昨年度、特別養護老人ホームの建設において活用いただいたところであります。これは、本町が民間の金融機関等から借入れを行い、その借入額を無利子で事業者に貸付け

し、本町が支払う利子分は75%の交付税措置を受けているものであります。これらローカル10,000プロジェクトを含め、各種助成制度及び民間資金の活用などを通じて財源の確保に努めてまいります。

4点目についてですが、社会保障は一つの自治体が特化して実現するのではなく、社会全体として実現することが必要でありますことから、国などに実現いただくよう要望しているものであります。

一例として挙げていただきおるものは、給食費の無償化においても、ほかに先駆けて優先することは困難な状況にあることから、引き続き国及び県に要望してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○副議長（谷上知子議員）　再質問はありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員）　1点目についてなのですが、各事務事業については、評価を行いながら毎年度ヒアリングなどを通じてというふうな答弁がありました。ちょっと確認なのですが、これども、この評価というのはP D C Aサイクルで事務事業を適正に評価をしながら毎年度見直しを行っているという認識でよろしいでしょうか。

○副議長（谷上知子議員）　花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君）　お答えさせていただきます。

効果等をはかるのに、その年ごとの成果等を確認しながらP D C Aを回しているというふうに考えていただきたいかと思います。

○副議長（谷上知子議員）　ほかに再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員）　P D C Aを回しながらというところで、あとは総合計画との整合性も事業推進に当たっては重要になってくると考えます。なので、恐らく総合計画を達成するに当たって事業を進めていくのは、そのまま進めていくと思うのですけれども、あるいはその中に国からの補助事業などを入れながら事業を進めているものがある、多分恐らくあると思うのですけれども、例えばそういう国からの補助事業が終わった途端に事業をやめざるを得ないような状況、でも町民としてのニーズはあるようなことも進めていく中ではあると思うのですけれども、そういう場合は、財源がなければやめざるを得ないと思うのですけれども、そういうたところの総合計画との整合性等、そういうたケースの対応はどのようになっているのでしょうか。

○副議長（谷上知子議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えいたします。

やはりこれは物によりけりと言ったらよろしいですか、例えば扶助費的なものに関しましては、仮に補助がなくても、やはり継続しなければならないとか、こういうのはあります。試験的にやる事業とかであれば、実際はそのまま終わってしまうというのには多分にあるのですけれども、やはりやめられないものというのもどうしても中にはございますので、そういったときは一般財源のほうで手当てるというふうなことでふだんやらせていただいております。

お答えとさせていただきます。

○副議長（谷上知子議員） ほかに再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） やはり多分、恐らくそういった国からの補助事業というのは、割と大きな枠での事業推進だと思うので、そういったところを何とか、よくありがちなのがずっとやっていていいなと思ったのに、いきなりぱたんとそういった事業が終わってしまって、民間事業者などがちょっと苦労をするというか、そこで説明を町民の皆さんにしていかないといけないようなことがどうしてもあるというところをちょっとどうにかしていかなければならぬというふうに考えております。

そして2点目なのですけれども、事業を行う財源について、新規事業における財源についての質問だったのですけれども、これもさっきの質問の中でもあります国の補助事業を申請することもあると思います。ですが、何か事を起こそうとすると、やはりかかってくるのは予算でありまして、町民目線や民間から求められているような事業は、今の現状の社会だと、やはりこの答弁にもありましたとおり、担当外の分野、その課担当外の分野において、部局横断的なものの事業推進が多いように感じます。

なので、今の現状職員の間だと2から3年ぐらいで担当の人が担当部局を渡り歩いていると思うのですけれども、そういった中での情報共有など、こういった事業があつて、例えば前の部ではこういった事業を進めて、今いる部ではこういった事業がある。でも、そこで同じような目的のために共同して補助事業を申請するような動きがあつたとすると、そこでの担当課内での情報共有や、そういった部局を横断するときの補助事業の申請などの職員研修などはされているのか伺います。

○副議長（谷上知子議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） 結論から申しますと、職員研修という形では行われていないのが現状でございます。

ただ、それぞれ人事異動がありましても、これまでの経験を生かして情報共有であるとか、そういったところはやっておりますし、場合によっては他市町村から、ないしは民間の方からも情報を得ながら実際補助申請を進めるという例はたくさんございます。こういった形で、財源の確保に努めているところでございます。

お答えとさせていただきます。

○副議長（谷上知子議員） ほかに再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） やはり職員研修というような名目の中ではなくても、そういった情報共有が図られることが、本来の担当職員の部局異動とか、そういった人材スキルのアップという認識では私も考えていますので、今後ともそこを重要視するような職員体制の構築を進めていくことを願います。

そして3点目なのですけれども、これは自主財源に頼るのは、特に新規事業を起こすのは、質問にもありましたとおり、かなり厳しい状況にあると。これは、今議会の冒頭でも監査委員さんからも説明があったとおり、やはりそういった財政の弾力性というのは、まだまだ厳しい状況にあるということをおっしゃられておりました。

ですので、やはり経常収支比率が高い状況であるので、税収増に頼らない、そしてそういったことを鑑みると、やはりこのまちおこしによる財源確保が今後の町政運営や、そういった町民の福祉に役立てるような財源には、かなりピントが合うというふうに私は考えております。

なので、いわゆる紫波町さんを見ると、公民連携や官民連携などの取組が有効的だと考えますが、まちおこしに関して、このような民間との連携を取った取組がこれまであったのか、伺います。

○副議長（谷上知子議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） まず、経常収支比率が高い原因というのが我々矢巾町の場合は、そもそも経常収支比率というのは、町税とかの経常的な収入というのが、人件費とか扶助費、補助費とかの経常的な支出にどれだけ使われているかという指標などなのですけれども、例えばさつきも出ました給食費の無償化の費用だとか、医療費の助成の部分であったり、コミュニティとか各種団体に支援している補助であったりとか、国や県の補助対象とならな

い部分を手厚く対応しているということで高くなっているという状況なのだというふうに思います。

実際投資的経費とかに回すというのがなかなか難しい状況ではあるのですけれども、確保するに当たりまして地域おこし、まちおこしによる財源確保ということで、先ほど議員からもローカル10,000プロジェクトとかというふうなお話も頂戴したのですけれども、こちらに関しましては、実際の結果として出なかったのですが、何種類かの今まで引き合いがあったというふうには聞いてございます。

ですので、こういった財源、様々あろうかと思うのですが、こちらの活用を含め様々な事例に対応して、いずれ実現できるような形で我々も事業のほうをうまく使えるよう、取り組んでまいりたいというふうに考えます。

まだ、申し訳ありません、実現の例というのは、ちょっと今ぱっとお示しできなくて申し訳ございません。

○副議長（谷上知子議員）ほかに再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員）ローカル10,000プロジェクトに関しては、実現の例がまだないということなのですけれども、ちょっと私も資料を入れさせてもらったのですけれども、ローカル10,000プロジェクトは、ぱっと見た総務省からの資料だと、かなり使い勝手がいいような、申請しやすいような感じなのですけれども、実際中身は、産、官、学、そして銀行さんあと、民間と、いろいろな方の連携によってやっと活用できる事例ですので、かなり高度な技術と、あと人脈がやはり役場の職員さんには求められていると考えます。

ですから、そういった今、先ほどから吉岡政策推進監からも、農商工共創センター内の活用や様々なところで、こういうローカル10,000プロジェクトが出ているのですけれども、町民からの要望があって、いざこの補助金を活用してまちおこし、投資的経費に回すのだというときに、そういった町職員のスキルを持ち合わせていなくてできなかったというのが、やはりちょっと、こうならないような体制づくりが今必要だと考えますが、現状の状況はどのような感じなのでしょうか。

○副議長（谷上知子議員）吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君）お答えいたします。

現在のところですけれども、このローカル10,000プロジェクトと農商工共創協議会のプロジェクトの中という話の中でございましたが、そういうものがありましたら未来戦略課のほ

うでサポートさせていただきたいというふうに思っております。

総務省のほうの担当課のほうも私どものほうでいつでも連絡取れるような体制は整えておりますので、先ほど議員ご指摘のとおり、補助事業でなくなった瞬間に事業がぱったりと終わってしまうというところは、どちらかというとやはり行政サイドのニーズで事業を起こした結果ということが言えると思うのですけれども、このローカル10,000プロジェクトにつきましては、ビジネスにおいて社会課題を解決していくといったところに主眼が置かれているところだというふうに認識しているところでございまして、その観点から言いますと、通常であれば会社ということに対してコーポレートファイナンスということで資金融資をするわけですけれども、このローカル10,000プロジェクトに関しましては、そのプロジェクトに対して資金融資をするというプロジェクトファイナンスの一面がございますので、そういうふうに認識しておられる方には、このローカル10,000プロジェクトの獲得に向けて動くことができればいいなと思っておりますので、こういうところはアンテナを高くするとともに、事業者にも提案をしながら実現を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○副議長（谷上知子議員） ほかに再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） やはり行政側だけでこういうのを起こしても長く続かない、そして事業者だけで続けてもまちおこしにはつながっていかないのだなというふうな認識をしております。やはりこういった産、官、学、そして銀行も巻き込むような大きな取組には、イメージでいうと運動会の大玉転がしのような持ち場、持ち場で一人一人が1つの目標に向かって、みんなで転がしていくような推進の仕方が望まれると考えております。

ですので、やはり行政職員が外に出て事業者と関わりを持ったネットワークをつなげていったり、そして逆に事業者が役場の人に来られるような体制も、お互い双方向につくっていく場が必要だと考えております。そういうことを踏まえますと、やはり農商工共創センターがそういう形になりつつあるのかなというふうに考えておりますが、そういう取組も将来的には考えながらの今取組をされているか、ちょっとお伺いします。

○副議長（谷上知子議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） お答えいたします。

まさにそのようなことを視野に入れて、私たちが現場に出て、そういう可能性があったら

そこにみんなで、こんなのあるのだけれどもというようなお話をしながら提案できるような形にしていきたいと思いますし、金融機関との情報交換も頻繁にしておりまして、こんなことを考えている人いないかなとかということも日々未来戦略課のほうでやっております。

こちら未来戦略課だけということではなくて、産業観光課とも連携しながら、トータルでいろんな情報を持ち寄りながら、ここにあつたらこういう可能性あるのではないかという話は日々行っているところでございまして、ぜひそういう持ち場、持ち場の中で大玉を転がせるように、必ずどの事例を調べても、そこに情熱を持って熱い気持ちで向かう人間がいて成立しているものだというふうに思っております。形だけ整えても、必ずそういうものというのは、どこかで必ずやっぱりお役所仕事だったり、どこか責任が行政側にあったりという形になろうかと思いますので、その点は熱い気持ちを持って、未来戦略課含めて全体で推し進めてまいりたいと思いますので、ご指導をお願いできればと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（谷上知子議員） ほかに再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） ぜひまちおこし事業に関しては、やはり大きな枠の中で修正が、されたときには皆さんで大きな円を描きながらまた元に戻したり、あるいは一周戻って考え直すようなこともあってもいいのかなというふうに考えておりますので、つながりを大切にしながら町全体で取り組んでいきたいと私も考えております。

そして、4点目の質問なのですけれども、社会保障に関しては、やはり絶対なくしてはいけないものだというふうな認識で、やはりこれは答弁にもありましたとおり、国全体で進めていかなければならない。答弁には、給食費に関しても、やはり国全体で足並みをそろえていくのが理想的だという答弁でしたが、私もその一つだと思います。

やはり給食費も社会保障の一つだと考えております。子どもは、昔は家庭で育てていたと思うのですけれども、社会全体で子どもを育てるというような意味合いでの社会保障の一つだというふうな認識でありますが、社会保障に関しては答弁にあったのですけれども、1点、社会保障以外で町長が推し進めていきたいような政策を実現する際は、それ以外での事業整理などはこれまであったのか。それとも、そういったことは、やはり社会保障を重要視しているので、今はまずはそこに特化するのか、そこを伺います。

○副議長（谷上知子議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えいたします。

例えば社会保障でなくとも、先ほどから出ていました投資的経費なんかでも緊急度が高いものは多いわけで、国に要望とか、そういうのを待たずに進めなければならない場合も当然あります。

どの事業を整理というわけではないのですけれども、いずれ日頃から、例えばある施設に関しては維持補修に努めながら抑えるべきところは抑えながらといった形で、ほかの部分を新規に投資できるような形で、実現に向けた財源措置をしていけるように努めていきたいというふうに考えて運営しているところでございます。

お答えとさせていただきます。

○副議長（谷上知子議員） ほかに再質問ありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○副議長（谷上知子議員） 次に、2問目の質問を許します。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） 質問2、少子化対策について、町長へ伺います。これは施策の柱2、第8次矢巾町総合計画前期計画の誰一人取り残さない社会を目指すまちづくりという施策の柱に係る部分です。

2003年に少子化社会対策基本法が制定されてから30年が経過し、国の少子化対策は効果が出ず現在に至ります。その間、特に地方では急激な少子化が進み、今後さらに深刻な現役世代の不足が予想されます。本町においては、令和4年度の合計特殊出生率が1.19で全国平均の1.26を下回っている現状です。

合計特殊出生率は、国勢調査で1970年まで2.0をキープしていましたが、その後急激に減少し、現在では1.26です。ですが、完結出生児数、これは初婚同士の夫婦の平均的な出生子ども数ということです。みなしで言いますと、夫婦の最終的な平均子どもの出生数ということです。これは、1972年の2.20から2021年は1.90と、その差は0.3、ほとんど減少していないのが現状です。このことから、少子化対策には結婚をして家庭を築けるような風土を後押しする施策が有効的であると考えることから、以下伺います。

1点目、これまで行ってきた少子化対策はどのような施策で、その結果をどのように捉えているのか伺います。

2点目、結婚する前段階への支援が必要だと考えることから、まずは一人一人の生活の質を高めながらキャリアを重ねていける環境づくりが必要であると考えます。生活の質を高めるという点では、時間軸に対する支援も有効的だと考えます。例えば乾燥機つきの洗濯機や

食洗機など、家事時間短縮を図る機器の支援や地域活動の軽減などの支援を行うと、時間的余裕が生まれ、生活の質の向上につながると考えますが、見解を伺います。

3点目、若者の生活基盤をつくるためには、前述したとおりキャリアを積み重ねていける環境が必要であります。これは、企業誘致など仕事の選択肢を広げるような施策と併せて、勤めながら起業スキルやビジネススキルなどプラスアルファのスキルを身につけられるような場をつくっていくことも重要だと考えますが、その見解を伺います。

4点目、恋愛をするためにはお金、時間、そして出会いの場が必要であります。本町で行っている矢あコンや県のiーサポ事業を継続しつつ、暮らしの中でいかに出会いの場を創造していくかが鍵になると考えます。本町で行われる各種お祭りでカップル割引チケットを用意したり、矢巾町ロードレース大会などのスポーツイベントでカップル割やカップル部門などのクラスを設けて開催したりするなど、出会いの場の契機となるような施策はできないでしょうか。

○副議長（谷上知子議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　少子化対策についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、子ども・子育て支援施策については、安心して子どもを産み育てやすい環境づくりのため、例えば第2子以降の保育料無償化などの経済的な支援のほか、地域子育て支援拠点事業やファミリーサポートセンター事業など、地域全体で子育てを支援する体制を強化し、妊娠期から子育て期全般にわたる切れ目のない支援を行っておるところであります。

さらに、今年度から従来の児童福祉事業に加え、母子保健事業も統合した子ども・子育て両機能が一体的に相談支援を行うこども家庭センターをこども家庭課内に設置し、ワンストップでの相談支援体制を整備しております、今後とも子ども・子育て支援のさらなる充実に努めてまいります。

また、結婚して町内で家庭を築いていただくことを目標に、出会いの場の創出、婚活に関する各種サービスの周知及び活用支援、結婚を考える方への経済的な支援等を実施することにより、結婚しやすい環境の醸成に努めてきたところであります。その一つの取組として、例えば平成25年度から開催しております矢あコンについては、おおむね毎年3回ずつ開催しております、各回において複数組のカップルが成立している状況にあることから、出会いの場の提供に一定の効果があるものと捉えております。

2点目についてですが、議員ご指摘のとおり、個人の生活の質を高めることは、結婚を考えていく上で非常に重要な視点であり、町としても施策を考える必要性を感じているところであります。ご提言のあった時間軸を考慮した支援として具体的な支援策をお示しすることは、なかなか難しいところではありますが、例えば例として個人のウエルビーイングの向上につなげることによって、結果として結婚に向けて前向きに歩み出せる環境の醸成に寄与することが期待できる重要な考え方と捉えております。

3点目についてですが、スキルの取得に関しましては、ハローワークでも職業訓練などを実施されているところでありますが、現在起業スキルにつきましては、近隣4市町による地域人材育成ネットワーク事業において、前期、後期で各6回の起業家塾を開催しているほか、ビギナー向けにテーマ別の講義等も開催しているところであります。

また、ビジネススキルにつきましては、町企業連絡会や矢巾町商工会においてセミナーや研修等を実施しているほか、今年度は農商工共創協議会事業において未来共創クリエイティブ・キャンパス事業として、専門家による起業や事業拡大の支援につながる研修等の実施を予定しているところであります。

4点目についてですが、ご提言のあったように、既にカップルになられている方々への支援も当然に検討する必要がありますが、出会いの場の創出につなげることも同様に非常に重要なことと捉えておりますので、今後も矢あコンの開催や県のi-サポ事業への後押しなど、出会いの場につながることができるような支援を継続してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○副議長（谷上知子議員） 再質問ございますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） 1点目なのですが、ちょっと私の質問の論点を整理するために伺いたいと思いますが、町の答弁ですと、やはりこの子育て支援や妊娠期からの支援はかなり充実していると私も認識しております。ですが、出会いの場からの妊娠期までの支援は行っていると思うのですけれども、やはりデータにもありますとおり、結婚率の減少というのが最大の少子化の原因ではないかと私は考えております。出会いの場に行かれる人は、やはり結婚したいと思っている人でして、その前段階、そう思う前段階への少子化対策が必要ではないかというふうな認識ではありますが、これまでではそこの前段階への行政的な支援というのは施策としてはあったのかどうか、そこを伺います。

○副議長（谷上知子議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

議員のおっしゃる結婚前の段階というのは、ちょっと私たち行政では、今その方がどういう状況であるのかというのは、なかなか知り得ることが難しい状況でございます。ちょっと後のほうでカップル割とかの話も出てくるわけですが、なかなか私たちの側から見て、その人がカップルであるかどうかというのも正直判断しにくい。その中で私たちでやれることは、やはりその出会いの場を何とかつくる、そしてあとは結婚したらどういうことがあるのだろうというふうな情報提供していく、こういうところがやっぱり我々の役割なのかなというふうに考えているところでございまして、現状では、というかこれまでのところも出会いより以前の部分に関しましての支援というのはなかったというふうに考えております。

お答えとさせていただきます。

○副議長（谷上知子議員） ほかに再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） やはり行政的には、そのKPIを多分取り方がないとか、そういういた課題が事業推進に当たってはあるとは思うのですけれども、やはりこれは社会全体の課題というふうに捉えております。やはり今の現状だと、国の施策が大きい部分にあると思うのですけれども、社会全体として今現状は産めよ、増やせよといった掛け声だけのような気がします。やはり出会いの場に行かれる方は、結婚する意識があると思うのですけれども、若者の意識を変えていかないと、この問題は解決しないと考えています。

まずは、若者の意識を変えるといつても漠然的でありますので、一人一人の生活の質を高めながらキャリアを重ねていけるような環境づくり、そしてそこからやっと恋愛、結婚、出産を経て、その次に家族生活の幸福度を上げていくという段階に入ると思います。

少子化が深刻な今だからこそ、経済的な効率を重視した旧来の価値観を変えていかなければならぬと思います。そこには、やはり未来に不安を感じさせない、絶対的な将来に対する安心感が町としてその社会をつくっていくのだ、そしてそのためにこういった施策をしているのだというふうな方向性が今重要であると考えますが、少子化対策に、その思いがまずは第一優先だと思いますが、その見解を伺います。

○副議長（谷上知子議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 私は、一般的なことで答弁させていただきますが、まず私は農商工の共創センター、今、今日いろいろ話題になっているからあれなのですが、実はいわゆる地域

コミュニティがしっかりとしていれば、今個人情報でいろいろ知られたくない、また知らせたくないというあれがあるのですが、地域コミュニティでは、そういうことはまだ機能しておるわけです。

それで、私もいろいろな文献を見させていただいて、なぜこういう結婚とか、いわゆる昔だったらまず地域におれば、また家庭、私らであれば農家であるから、うちに帰ってもおやじもおふくろもいなかつたわけです。それでもみんなで地域で見守りをして、そういうアットホーム、アットコミュニティというか、そういうものがあったのです。だから、いわゆる先ほどからもあれしているのですが、おまえ、さんさ踊りやらないか、獅子踊りやらないかと、そういうことは喜んで昔はやったわけです。

だから、今地域コミュニティが、今矢巾町も、特にコロナ禍の影響で崩壊寸前なわけです。今ここでしっかりと再構築しなければ、だから地域コミュニティ、その単位は家庭なのですが、そういう家庭と地域コミュニティがしっかりとすれば、防災から何から、いろんな意味でつながりがあるわけです。そして、悪いことをすれば、こうやっては駄目だと、誰かが教えてくれる。そういうことをもう一度原点回帰しなければ、そして地域アットコミュニティ、アットホーム、結婚すればこういう楽しいことが。今何か結婚しても、何か楽しいことがあるのかと、まさにウエルビーイングです。

だから、今お話しされている出会いの場とか、昔は地域で完結できるようにしてくれたわけです。分かりやすく言うと、皆さん、こういう言葉は分かるか、仲人ばあさまがおったのです、必ず、そしてもうあれです、恋愛とか何かではなかつたのです、私らの場合は。私もそうなのですが、だまされて矢巾に来たのですが、いずれ私たちの年代以上はほとんどそういう誰かが世話好きの方々がおって、だから私は、できるのであれば農商工共創センターで一番の共創というのは、先ほど言った地域共生社会の実現、みんなでつくり上げていく。その共創は、地域共生と、今いわゆる地方創生と言っているのですが、私は地域創生だと言っているのです。これの組合せが共創なのです。だから、私はそうやってやっていけば、これは今の社会現象でやむを得ないのですが、それを変えていきたい。

あとは、今日は教育長もおりますが、あとは教育です。私は結婚してよかったですと言えるような、やっぱり小さいときからそういう教育、幸せ、そういうものを。そして家族と、それがコミュニティ、地域、そういうようなものをぜひ。だから、先ほど横澤議員が言ったのですが、社会全体というよりも、私は地域全体です、まず。地域から積み重ねて社会全体にやっていくと。

それからもう一つは、私に言わせていただければ、これからいろんな意味でお金のサポート、いろんな助成するサポートも大事なのですが、私はそれはもうハードとして、ソフトのそういう面も、やはりメンタルの面も力を入れていかなければ駄目でないのかな。だから、必ず出会いの場はいろんな選択肢があるわけですので、これをみんなでつくり上げてやっていくことが大事ではないのかなと。

そういったことで、できれば、先ほどの給食のことで無償化の話も出るのかと思ったのですが、いずれ無償化のことについても、みんなで知恵を出し合えばできるのです。今度は決算でいろいろ一般会計でも、例えば給食費の負担金1億ちょっとなのです。私いつも言っているのですが、いわゆる田中館課長のところの環境のところで、広域で盛岡・紫波地区環境施設組合には4億4,000万ぐらいお金出しているのです。だから、これを減らしてやれば、給食費の1億の負担金は、矢巾町も学校の給食の無償化はもう第3子からやっていますので、それを第1子まで枠を広げていきたい。だから、そういうことをみんなで。そして、ローカル10,000プロジェクトの話もあったのですが、できないというのではなく、できる理由を考えていかなければならぬのです。だから、どんどんお互いに双方向のコミュニケーションを図ってやっていくことが大事だと思うので。

だから、話がちょっと論点がずれたのですが、いずれ出会いの場は地域のコミュニティにあると、そして家庭にあると、このことを、だから私も含めて人ごとではない我が事として、みんなで取り組んでいただきたい。

いずれ結婚しないというのは、どういうあれなのかあれですけれども、ただこういうことを議会の場で言うのはあれなのですが、私みたいなのを亭主にもらうと一生苦労するから、だからそういうことで結婚を控えている、諦めている方もおると思うのですが、そういうことのないようにみんなでつくり上げていきたいと思いますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○副議長（谷上知子議員）　吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君）　町長の答弁に尽きるのかなと思いながら聞いておりましたけれども、農商工の関係がありましたので、ちょっと政策立案という点から答弁させていただきますと、ご指摘のとおり、こちらの完結出生児数は1972年から2021年と、ほとんど変わっていないというこの事実というのは、結婚すればお子様が約2人生まれるというのは変わっていないということなのだと思います。人口置換水準は、ここ近年は2.06から2.07あたりですので、この数字も着目すると、ある統計の中では一定年数まで男女とも結婚

したいと思っている人が85%という数字がございます。というと、その85%の人たちが結婚していれば、もっともっと子どもが生まれていいはずなのですが、どうしてそこに生まれないのだろうかといったところ以上は、今度臆測の話になってしまふのですけれども、やはり経済的な部分というお話をございました。

ともすれば政策立案の中で地方自治体としては、やはり少子化対策、抜本的には国がなすべきことだというふうには思いつつ、経済対策が立ち行かないで結婚する人が少なくなってしまっているという答えに安易に帰結して政策立案の芽を摘んでいる可能性もあるかなと、今お話を聞いていて反省していたところでございました。

町長もございましたけれども、既存の一般論として言われているところではなくて、失われたものとか、失われそうになっている価値、あるいはそこから見いだすと今後つくるべきあろう価値というところに政策の光を当てていくということが必要かなと思って聞いておりましたので、農商工共創プロジェクトの中では、特化して農商工の活性化という話をさせていただいておりますけれども、立ち話の中で芸術文化の継承というようなお話があったとか、あるいは非営利の部分でもまだまだ可能性があるといったところの中の可能性というものをちょっと提案してみながら、今後議論してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（谷上知子議員） ほかに再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） やはり濃い答弁をいただいたなというふうに思います。少子化対策というものは、かなり漠然として範囲が広いもので、何かどこにピントを合わせたらいいのか。国ほうの施策では、結果が出ていないということだけは、30年間で分かったことではないかなというふうに認識しておりますので、やはり一番住民に近いといいますか、調査のほうから効果的なものを探りながらというふうにはなると思うのですけれども、そういうつながりを醸成するような取組を進める方向性が確かな結果を生むかもしれないというふうに、臆測ですが、思います。

今はちょっと大きな話だったのですけれども、次は2点目からちょっと具体的なところというところで、いわゆるそういった結婚する前段階、どういった支援が効果的かなというところを議論させていただければなというふうに思います。

2点目なのですけれども、やはり経済的な部分、大きいと思います。失われた30年の中で私たちの世代は生まれて、一向によくならないところを育ってきていますし、やはり実質賃

金も下がり続けております。ですので、金銭面、そして時間面では、やはり先輩方とはかなり違う時代を生きているのかなというふうに思うのですけれども、町でも住宅利子補給事業など、そういった家を持つことへの支援はしていると思うのですけれども、例えばなのですけれども、さっきコミュニティの話はあったのですけれども、安易に地域活動に嫌々誘ってくる、参加する世代も私実際に子育てをしながら、小学校の地域活動などをしながら思うのですけれども、子どもが行きたい場所とか、それとあと若い人だと、例えば何かの大会に出来たいとか、ちょっと遠いところに行って、そういった楽しい場に行きたいけれども、地域活動で制限されている部分というところもちょっとよく耳に入るもので、半強制的な部分がちょっとこれまであったのではないかというところで、地域活動の軽減なども理解促進など、そういった取組が必要ではないかなというふうに考えるのですが、そこら辺はどのような、これまでそういった取組があったのか、それともないのであれば必要だと思うのですが、どのような見解なのか伺います。

○副議長（谷上知子議員）　吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君）　コミュニティの活動の中で、やはり嫌々だけれども、誘われて、何か強制されてしまって、いや、自分もいろいろ用事があるのだけれどもなと思うというのは、本当にそのとおりなのかなというふうに思います。

そういう中で、必要性が伴わないけれども、やっているからというところで、先日岡山県のP T A連合会が解散するというお話があったと思うのですけれども、どことなく同じようなにおいを感じるなというところがございまして、やはりやって自分に何のメリットがあるのといったところが、何となくこう見えていないところがあるのではないかなと思っています。

まさにそのところが町長が言っているコミュニティの再生というところだと思うのですけれども、これまででは自主的に地域の中を醸成していく、これ地方自治の理念でいうと、住民自治と言われる部分について、役所が直接関わるのではなくて、主体的に課題を解決していくましょうという地方自治の本旨に関わる部分だと思うのですけれども、そういった理念の下に運営しております。

ところが、この近年大きく社会が変わってくる中で、やはりそれだけ、それは一つの根本、大切なものとしてはあれなのですけれども、共創部分でどうやって皆さんとその自治をやつていいったらいいのかというのは、やっぱり変わってきたいると思うのです。

そういった意味で、多層型で例えばコミュニティのアプリというか、まちづくりアプリを

入れたりとか、そういった中で、緩くつながっていくとか、関係性があつたり、あるいは公民館の活動の中でエン（縁）ジョイやばネットワークで実施するものは、目的型のコミュニティというふうに位置づけてもいいと思うのですけれども、様々価値を見いだしながら、今後つながっていくということが必要になってくるのではないのかなというふうに思っているところで、ちょっと具体的な答弁にはならなかつたのですけれども、目指しているところはやっぱり住民自治ですし、地方自治の本旨なのですが、その在り方としての手段は徐々に変えつつある。変えつつあるのだけれども、大切なものをやっぱり失わないように、町長が言っているとおり、コミュニティの醸成というところを大切にしていきたいなと思っております。

なので、その価値をどう見いだしていくのかというのは、やはりすごく苦戦するところなのですけれども、諦めずやっていくから地域がつながっていくのかなというふうに思っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○副議長（谷上知子議員） ほかに再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） その時間軸、地域活動に関してなのですけれども、今地域カルテ作成などで、コミュニティに関して再生を目標につながりも新しい形はどうなのかという、まず対話を始めている施策があると思うのですけれども、やはりそういったところに、不動地区の場合だと、私も一応参加させてもらっていたのですけれども、やはりなかなかそういう場に行けない若者も多いとは思うのですけれども、行かない若者が多いということは、来た年代の意見がやはり多くなる、そういった方の意見と若者の意見が、やはりそこでは偏りが出てしまって、それを基に地域カルテが作成になると、やはりこれまでと、人は今よりもいいものを求めると思うので、よくはなっているとは思うのですけれども、それと実際の生活のいわゆる20代から30代、子どもを産み育てようとしているような世代の地域コミュニティにはならないのではないかというふうに考えております。

やはり金銭的な時間軸に対しての支援は、少しハードルが高いというように思うのですけれども、行政としては、やはりそういった地場に根差したところを支援していく必要性があると思うのですけれども、そういった何か意見や地域活動について、ざっくばらんにどう思いますかというふうなアンケートなどを、多分来られない人が多いと思うので、アプリなどを使ってできればいいのかなというふうに思うのですけれども、そこら辺の見解をお伺いし

ます。

○副議長（谷上知子議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えいたします。

まさに今横澤駿一議員のおっしゃるとおり、地域で、また住んでいらっしゃる方が地域のことをどう考えているのか、また自分の立ち位置がどうなのか、やっぱりそういうことを私たちが知らないで闇雲に手を突っ込むという、あんまりいい表現ではないのですが、やはり地域には地域の、いわゆるいろんな意味での生き方というか、あるルールが、マナーとか、そういうだからこそ私は、そういうことで、やっぱりいろんな意味で双方向のコミュニケーションでもいいし、アンケート調査でもいい、そして時間はかかるけれども、だからこそ今度共創センターを立ち上げるのは、基本的に自助、共助、公助、これ災害の世界で、防災の世界で言われているのですが、これは地域でコミュニティだってそうです。自助、共助、そして公助と、最後は何か困ったときは、まず公に頼ると、助けてもらうとか、または助けるとか、一番の小さなあれは自分たちなわけです。共助というのは、地域の協働です。

だから、そういうことを意識調査です。だから、頭から押さえつけてやれと言ったって駄目です、これは。そういうことをしっかりとやりながら、こここの地域は何を求めているのか、何をやろうとしているか、それを今うちの花立課長は地域カルテと、何か医者のカルテみたいな話をしてあれですが、そのとおりなのですけれども、いずれそういうことを一つ一つ積み重ねていきたい。

だから、何でその農商工共創センター、急がないのだということを言われているのですが、やっぱり私たちもやるのには失敗は許されないから、だから慎重なその対応をやっていかなければならぬ。だから、こういう議論をして、そしてこれから、例えば不動でもいいし、煙山でもいいし、徳田地区の人たちに集まって、不動にも地域の懇談会があった、今はもうやっていないのですけれども、そういうようなものもやはりもう一度掘り起こしてやっていくと。不動地区なら不動地区のいろんな課題もあるわけですから、洗い出しをして、だからそういうことを取り組んでいきたい。

最後は、やっぱり教育です。こういうのをしっかりと子どもたちに教え導いていくのが私は教育だと思うのです。小さいときの三つ子の魂だと思うのです。だから、そういうことの、できれば教育長からも答弁もらえれば、非常に形のいいものができると思うので、教育長、ひとつよろしくお願ひします。

○副議長（谷上知子議員）　教育長、お願ひします。

○教育長（菊池広親君） では、私のはうからも一言、お答えになるかどうか分かりません。 いずれコミュニティも含めて一番の最小単位はご家庭だと思います。だから、そのご家庭の中でどのような、堅い話をすれば家庭教育がなされるかというのは、とても大事なことだと思います。そして学校教育は、社会の縮図です。司法、立法を含め、そういうふうな機能が学校教育の中には整っていると思っていいと思います。

ですから、家庭での家庭教育と学校教育は社会ですから、いわゆるコミュニティなのです。 そのような中で、子どもたちをどう育んでいくかということは、我々大人の責務であろうと いうふうに考えているところです。

お答えなるかどうか分かりませんが、以上答弁とさせていただきます。

○副議長（谷上知子議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） すみません、私のはうからも答弁をさせていた だきたいと思います。

若い世代の意見をどのように反映させていくかということは、極めて大切なことだと思っ ています。今自治体とか行政の中では、市民の声、町民の声をどのように集めていくのか、 あるいはその正当性がどれだけあるのかといったことは常に問われています。広く聞けば、 フューチャーデザインのお話にもなりますけれども、今の欲求を満たすことばかり提案にな ってしまって、それらは決して若い世代だからといって将来を見て、こうあってほしいとか というビジョンを語るわけではない。そうすると、果たしてその正当性はいかなるものな のかといったところは、常に問わなければいけないなというふうに思っているところでござ います。これは、何か結論があるということではないとは思うのですけれども、その正当性と いう中で、とはいえ、やはり若い方々に参加して直接意見を聞いていただいたほうがいいし、 それをどんなふうにしていったらいいのかというのは、多くの場面で突き当たるところだと 思っています。

その中で、1つ可能性があるのかなというふうなところをちょっと思っているのがござい まして、今若い子どもの世代の意見をどう聞くのかという取組が国のはうでも進んでおりま す。その中では、やはり子どもの感性だとか、そういうものの意見をどう集約していくと いうものが、国レベルで意見を求めていくということを考え始めておりますので、その延長 線上で子どもの意見を聞くときは親も来たりするので、そういうところ。 そうすると、まさ に伝統芸能だったり、地域コミュニティの話になってくるわけなのですが、やはりこれはど こか分断されるものではなくて、どこかで必ずつながっているような気がして、そのつなが

りをまだどこも見いだせていない可能性があると思います。

これを問題提起しているのは、主に大都市なのです。大都市の中でそういう議論が進んでいるのですけれども、矢巾町の人口規模を考えると、もしかするとまだまだ本当に可能性があるのではないかなと思っておりまして、そういう意味では、この政策推進監としての私のまだまだ考えが至っていないところを改めて今日指摘されたなというふうに思っているところでございまして、すぐ何かという形での答弁はできないのですが、子どもの世代からの意見をどう聞くという延長線上の中で、地域コミュニティにつながるまで、どんなふうにしていったらいいのかというのは、もう本当に若い世代、ぱりぱりの通常仕事をしている世代が意見を言ってくれる町はすごいと思うのです。そういう町にできるように、ちょっとお時間いただくと思うのですが、私も熟考したいと思います。前向きに検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（谷上知子議員） それでは、時間も1時間経過しておりますので、暫時休憩といたします。

休憩後、横澤議員の質問を続けたいと思います。

再開を16時25分といたします。よろしくお願ひします。

午後 4時13分 休憩

午後 4時25分 再開

○副議長（谷上知子議員） 再開いたします。

横澤議員、再質問をお願いいたします。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） 2点目の時間軸に対する支援というところで、またいろいろな方法でいろんな施策をちょっとこれから検討していくというところで答弁をもらいました。3点目のそういう時間的に余裕があれば、いろいろな自分のやりたいこと、そしてスキルを高めたり、あるいはそういった若い方が、今勤めている会社がちょっと合わなくて、でも次の別の会社に転職しようにも何かスキルを身につけなければ出ていけないとか、そういった現状がそういう世代にはあると考えます。

だからこそ、答弁にもありましたとおり自分で独立する際の起業塾など、町内でもやっているわけでありますが、やはり起業といつても、一口には本当に会社を一から起こすような

起業もあると思うのですけれども、やはり事業、その会社内で新しく新規事業を起こすことも起業の一つではないかなというふうに考えるのですが、今現在町で行っている起業家塾というのとは、まとめての方向性なのか、それとも本当に一から会社を起こしていくような起業家塾なのか、そこを伺います。

○副議長（谷上知子議員）　村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君）　今回答弁にあります起業家塾ということで、こちらにつきましては、近隣の4市町村で地域人材育成ネットワークという事業を行っておるところでございますが、こちらにつきましては、新たに起業したい方、あと起業して間もない方も含めまして、起業に関する広い知識を身につけていただくための研修の場ということになっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○副議長（谷上知子議員）　ほかに再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員）　一から会社を起こしたような方と、そういった同じ志を持っている方が参加されているような認識だと思うのですが、やはり企業内に勤めながらでも、その中で新たな事業を創造できるような、そういった支援も必要だと思います。

というのは、会社自体のメリットだけではなくて、町内の仕事の選択肢を広げるような、将来的にはそういったところにもつながってくると考えます。やはり新しい事を起こすことによって、例えばＩＴ人材など、そういった職に関してだと、やはり町内にはあまりなくて、町外または都市部に仕事を求めていくことにもなりますので、やはり一口にこのキャリア教育ということに関しては、そういう人に対しての支援というより、町全体に利益をもたらすようなことにもなると思うのですけれども、今後勤め先においても、その中で事業拡大や、そういった社内起業なども進めていくような、そういう起業家塾などを創造していくことができないでしょうか、伺います。

○副議長（谷上知子議員）　村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君）　ご質問にお答えいたします。

起業、あとは事業拡大についてということでございますけれども、こちらにつきましては現在何度かお話を出ておりますけれども、こちらは農商工の共創協議会のほう、あとは詳細な案件によっては、お役立ちセンターという場合もあるかもしれませんけれども、こちらのほうで専門的な知識を持った方にいろいろと、そういった方から講義を受けるなり、直接ア

ドバイスを受けるなりといふことも選択肢の方法の一つといふうに考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○副議長（谷上知子議員） ほかに再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） やはりそういったところで新たな取組も創造しつつといふところになると思うのですけれども、ぜひともそういった視野での起業といふところも今後視野に入れていただければなといふうに考えます。

教育に関することでも、このキャリアスキルなどについて質問させていただきたいのですけれども、今中学生などはインターン、職業体験など、そういった教育をされていると思うのですけれども、やはりその中でも起業スキルは、今の時代なので勤めながらでも新しく事を起こせるような、携帯で調べればいろんな方が多分出ていると思うのです。なので、矢巾町内ではこういうことできないのではないかと諦めて、そもそも大学、大学は外に出ると思うのですけれども、そこからこっちに戻ってこないようなことにも多分なると思うので、ちょっと教育段階から自分のやりたいこと、夢や希望をこの町内でもできる人、例えば地域おこし協力隊の方など、そういったことを求めてきている方もいるので、そういったことを実例に挙げながら、そういった教育との関わりを近づけていくことも必要だと思うのですが、その件について見解を伺います。

○副議長（谷上知子議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） では、私のほうから答弁させていただきます。

キャリア形成に関して言うと、非常に時代が変わってまいりました。以前は、それこそ就労すれば定年までという考え方が主流で、そしてそのためにどのようなものを身につければいいかといふうなキャリア形成といふうに捉えております。現在は、自分の夢をかなえるため、つまりそうなると、いろいろなことを体験する必要が出てくるというのは、そのとおりでございます。

ただ、社会的な拡張といふうな観点で見ますと、小学生の場合には自分の地域がスタート、つまり町探検とか、そういう部分については、発達段階において、そのエリアが広がってくる。中学校段階において、自分の体験したい職業体験、体験活動を通して実際に学んでいく。そして今度は、これから高等学校にほぼほぼ進学するわけですので、そこの中で自分を深めていくといふうなのが今の一般的な体系でございます。

よって、義務教育段階では、これをきっちと整理をした形でキャリア教育形成がきちんと上位学校につながるような、そういうふうな仕組みを今後考えていく必要があるというふうに認識しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○副議長（谷上知子議員） ほかに再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） やはり時代に合わせてというよりも、本当に二、三年で一気に時代が変わらるようなコロナ禍などを通して経験したわけでありますので、そういうことを先ほど教育長からも、学校は社会の縮図というふうな答弁がありましたので、そういうことを取り入れて今後も進めていただければなというふうに思います。

最後4点目なのですけれども、これは本当に出会いの場というところで、現在もiーサポや、それこそ矢あコンなどでも出会いの場を創出しているわけでありますけれども、やはり暮らしている中で、いかにこのふだんの中で出会いの場を調整していくかが重要になると考えています。答弁には、私も質問の中でカップル割引チケットという表現だったので、もう交際されている方というふうな認識での答弁だったと思うのですけれども、ちょっと私自身男女ペア割とかというふうに書けばよかったですけれども、本町としてはファミリーシップ制度やL G B T Qなどの方という施策も進めているので、男女ペア割とかという表現はちょっと不適切だなと思って、カップル割という表現にさせてもらいました。

なので、そのカップル割というのは、交際していない段階の方も含めてということで、例えばそういうiーサポや矢あコンなどで出会った方が、今度矢巾町でこういった祭りがあって2人で行くと何かいいことあるよみたいな、そういうきっかけづくりになるような、ちょっとやんわりさらっとしたことなのですけれども、そういうことができないかなという趣旨での質問でしたので、ちょっとそういう認識で再度答弁をいただければなというふうに思います。

○副議長（谷上知子議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） 2人いれば、ただカップルなのかどうかというのが、先ほどもちょっと触れたのですが、なかなか難しいなというところもありまして、民間の方々で売上げを伸ばすために、いろんな施策をというのは全然問題ないかと思うのですが、なかなか私たちのほうとして、ただこういったカップルの方々に参加していただきたいというふうな形の中で、何かしらのイベントで多少割引を設けるとかというのはできないこともないのか

なというふうなところもあって、実際どういった方向でやるのが正しいのか、適正なのかというの、ちょっとまだ結論がないので、これから徐々に検討させていただきたいなというふうに考えているところです。

いずれ出会いの場の創出というところで何か役に立てる方策があれば、取り入れていきたいというふうに考えます。よろしくお願ひします。

○副議長（谷上知子議員） ほかに再質問はありますか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○副議長（谷上知子議員） 次に、3問目の質問を許します。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） 質問3、有機農地の確保について、町長へ伺います。これは、第8次総合計画、元気を発信し活力を呼び込むまちづくり、それと豊かな環境を守り伝えるまちづくり、農業農村の維持についてなどの施策の項目についての質問です。

令和3年にみどりの食料システム戦略が示され、2050年までに耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%にするという目標が明記されています。この目標を達成するためには、現在計画策定が大詰めを迎える地域計画の中に、将来的に有機農地をどこにするのか、またはどのように増やしていくのかという部分を入れていくことが重要だと考えますが、現在の状況を伺います。

○副議長（谷上知子議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 有機農地の確保についてのご質問にお答えいたします。

地域計画につきましては、全地域での目標地図による話し合いを終えたところであり、今年度末までの計画策定に向け、担い手の確保と農地利用が話し合いの主な内容となっております。

一方で、みどりの食料システム戦略において、2050年までに耕地面積の25%を目標に有機農業に取り組むことにつきましては、7月に開催いたしました認定農業者の農業懇談会のメインテーマとして研修を行ったところであり、まずは栽培方式を可能な限り環境負荷軽減に配慮した作物であることを消費者にアピールし、高価格での販売に努めることで有機農業の取組を拡大したいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○副議長（谷上知子議員） 再質問はありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） まず、この答弁の中で、まずは栽培方式を可能な限り環境負荷軽減に配慮したものというふうな答弁がありました。ですが、有機農地に関してなのですけれども、昨日の昆議員の質問に対する答弁にもありましたとおり、やはりゾーニングをしていかないと、草刈り、それとあとちょっと専門的な知識のことになると土壤内微生物、土壤診断なども多分有機農地を進めていく上では重要になってくると思うのですが、そういったことがなかなかそれこそ効率化できずに遊休農地はただでさえ人手、コストがかかってきます。

なので、やったはいいけれども、やはりこう手がかかってしまってできなかつた。隣の農地を守っている別の生産者からいろいろ、そことマッチングができなかつたというふうなことになりかねないと思うのですが、やはりそうなつくると、現在策定されている地域計画での重要性というのは、かなりあると思うのです。一番は、国のほうから何かそういった指針が出れば、そうやらざるを得ないところもあると思うのですけれども、国のほうはそういう指示を出しただけで、何も中身はない状態というところであることから、やはりこのゾーニングをしていく必要があると思うのですが、そういった動きはあるのでしょうか。

○副議長（谷上知子議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まずは、有機農業の取組ということで、今回の答弁させていただきました認定農業者の会の研修のテーマということで上げさせていただいたわけでございますが、こちらにつきましては、みどり認定を受ける、そのイメージで研修を行ったところでございます。それで議員おっしゃるとおり、なかなか大変な取組であるというところの認識はございますので、今回の地域計画のところでは減農薬も含めまして有機農業の取組につきましては、まだ任意事項となっておるところもございますので、まず認定農業者の取組のほうを注視して、必要な支援があれば支援して、それを最終的には2050年までに25%ということがありますので、これは食料・農業・農村基本法の改正によりまして、今度はいろんな指針が示されるのかというふうに思っておりますが、それも見据えながら対応していくということにはなりますけれども、当面は認定農業者のほうの取組を注視してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○副議長（谷上知子議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） 私のほうは農商工のほうのお話をさせていただきたいと思うのですけれども、こちらのほうはまさに先日答弁差し上げましたとおり、ゾー

ニングの話というのはやはり重要だということで、議論の中で土壤診断に基づく適地適作を進めていくというのは、まさにそのとおりでございまして、なぜ土壤診断をしていくのかというと、やはり適地適作もそうなのですけれども、このエリアはこんな感じでいいのではないといったところを共通のものにしていく。それで農地の集約化を図りながらという話になっていくと、今度地域計画と連動してくるという話になります。

まず、認定農業者の中で進めるという大きな流れの中と、もう一つ農商工共創協議会の中では、プロジェクトでモデルケースをつくりながら、今自然農法する方々と、あとバイオステイミュラントの研究のほうも進めております。これら全て最終的にみどりの食料システム戦略の耕地面積の25%の有機農業に取り組むといったところの枝葉の部分になってくるところの目標を達成するというところでございますので、そういったところは現場からしっかりと、大きな流れとしては進められないのですけれども、一つ一つモデルケースをつくって進めていくというのは、両輪で進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○副議長（谷上知子議員） ほかに再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） まずは生産者、自然農法を実践する生産者の目線と、やはりこれまで耕してきた認定農業者さんのところからの政策が一番重要ではないかなというふうに考えますが、地域計画に入れると、自然とそこがゾーニングされて、すぐそういう有機農地はすごく効率的に進むと思うのですけれども、有機農地の確保に関してだと、答弁にもありましたとおり、販路の問題、やはりちょっと高めになってしまふ。ある程度のPRが必要になってくるという点から、ただ有機農地を確保しただけでは、スーパーに並んだときやはりそつちが売れ残ってしまったというふうな状況が出てしまうと、そもそもそれこそ先ほどの信悦議員さんの質問にありましたとおり、耕作放棄地が増えてしまう。そもそも草とかが生えやすいような土壤でやっているので、そういった手が離れた瞬間に、すぐにそういったところにも出てしまうような状況にもなりかねないと考えます。

ですから、やはり生産と、その販路の確保までがセットで政策を進めていかないといけないと思うのですけれども、その関係性とか、その取組があるのかどうか、お伺いします。

○副議長（谷上知子議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど食料・農業・農村基本法の改正ということがありまして、その中には確かに有機農

業の取組、こちらと併せて農畜産物の経費に対して妥当な対価ということも言われております。こういった取組も強化されることによって、本来せっかく手を加えて生産したものが安く買われるということを防げるのではないかというふうに大いに期待しているところでございますので、そういったところも今後の基本指針的なところを見ながら必要な対応をしてまいりたいということで、そういったことで規模拡大がなされて、農家の方々の所得向上につながればというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○副議長（谷上知子議員）　吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君）　私のほうからは、農商工のプロジェクトのほうなのですけれども、この自然農法、有機農法の栽培の方々の売り先ということなのですけれども、今年度は協議会のプロジェクトの中で、ビジネスマッチングに出展する際の助成を行いたいというふうに考えておりまして、こちらは希望者がおりましたので、今後執行される見込みとなっております。

また、これは今実現に向けて調整中なのですが、本町の有機栽培あるいは自然農法を行っている方々を1週間とか一定期間程度首都圏の飲食店で矢巾町フェアということで、一定量使っていただくということの中でPRができたらなということを調整しております。あくまでここは現段階でどれだけ物を準備できるかとか、いつの段階で何が取れるかというのを調整中ですので、実現可能性は来年度になるかもしれません、今そういう計画を立てながら議論を進めているところでございます。

以上、お答えといたします。

○副議長（谷上知子議員）　ほかに再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員）　やはりそういったアウトリーチ、現場に行ってやっていく、そして販路を確保した上での生産というのが、その両輪で進んでいかなければならないと思うのですが、やはり対外的に打って出るのは、その施策は重要だと思います。

あと、やはりこれもちょっと教育と関わることなのですけれども、今現在食品法が改正されまして、無添加のものか、それとも何か入っているものかが表示されない、表示しなくてもいいような仕組みになっております。ですので、今の子どもたちに対して、今食べているものがどういった過程で作られているものなのか、普通に栽培しているのか、それともそうやって手をかけて有機農薬で作ったものなのかというところを教えていく必要があると思い

ます。

将来的に大人になったときに、どういう食材を選んだら自分の体が育っていくのかというところにもつながると思うので、毎議員の質問の答弁では、なかなか給食には難しい、まだ安定的な収量が取れないのでというところがあったのですけれども、まずは年に1回だけでもそうして、月に1回とか、そういった期間を区切って給食に出すような仕組みと、そこに合わせて農商工共創センター内の協議会と併せて販路をつなげていくような、財政の確保も重要だと思うのですけれども、そういった仕組みができないでしょうか、最後に伺います。

○副議長（谷上知子議員）　高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君）　お答えいたします。

給食への適用といいますか、活用についてでございますけれども、やはり子どもたちがこういったものを実際に食べてみるというのは、非常に価値があることかと考えられます。現実を考えますと、やはり量を十分確保できるかと、価格もございますが、ロットの問題等ございまして、どこまでできるか検討したいと思いますが、ちょっと現状ではなかなか難しいのかなとは考えているところです。可能性については、検討いたします。

お答えといたします。

○副議長（谷上知子議員）　ほかに再質問ありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○副議長（谷上知子議員）　以上で3番、横澤駿一議員の質問を終わります。

○副議長（谷上知子議員）　以上で本日の議事日程は全部終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集願います。

大変ご苦労さまでした。

午後　4時49分　散会

令和6年矢巾町議会定例会9月会議議事日程（第5号）

令和6年9月6日（金）午前10時00分開議

議事日程（第5号）

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	高 橋 恵	議員	2番	高 橋 敬 太	議員
3番	横 澤 駿 一	議員	4番	ササキマサヒロ	議員
5番	吉 田 喜 博	議員	6番	藤 原 信 悅	議員
7番	齊 藤 勝 浩	議員	8番	小 川 文 子	議員
9番	木 村 豊	議員	10番	小笠原 佳 子	議員
11番	山 本 好 章	議員	12番	高 橋 安 子	議員
13番	水 本 淳 一	議員	14番	村 松 信 一	議員
15番	昆 秀 一	議員	16番	赤 丸 秀 雄	議員
17番	谷 上 知 子	議員	18番	廣 田 清 実	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	高 橋 昌 造 君	副 町 長	岩 渕 和 弘 君
政 策 推 進 監 督 兼 未 來 戰 略 課	吉 岡 律 司 君	總 務 課 長	田 村 英 典 君
企 画 財 政 課 長	花 立 孝 美 君	稅 務 課 長	佐 々 木 智 雄 君
町 民 環 境 課 長	田 中 館 和 昭 君	福 祉 課 長	野 中 伸 悅 君

健康長寿課長	田 口 征 寛 君	こども家庭 課	村 松 徹 君
産業観光課長	村 井 秀 吉 君	道路住宅課長	水 沼 秀 之 君
農業委員会 事務局長	細 越 一 美 君	上下水道課長	浅 沼 亨 君
会計管理者 兼出納室長	佐々木 美 香 君	教 育 長	菊 池 広 親 君
学校教育課長 兼学校給食 共同調理場所長	高 橋 雅 明 君	文化スポーツ 課	高 橋 保 君

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉 田 徹 君	議会事務局長 補	千 葉 欣 江 君
主 事	渋 田 稔 結 君		

午前10時00分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、一般質問を行うに当たり、当職から議員各位にお願い申し上げます。一般質問は、矢巾町議会議規則第61条第2項により通告制となっておりますが、質問に当たっては、同規則第54条第1項の規定により、「議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない」となっておりますことから、通告した内容の範疇を超えないように質問者は留意をお願いいたします。また、答弁者においても、質問に対して的確、明確に答弁していただくようお願いいたします。

これより本日の日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（廣田清実議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

初めに、2番、高橋敬太議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（2番 高橋敬太議員 登壇）

○2番（高橋敬太議員） 議席番号2番、子育ても老後も、高橋敬太です。早速一般質問をさせていただきます。1問目、子ども・子育て支援及び教育に関するニーズについて、町長、教育長にお伺いいたします。

第2期矢巾町子ども・子育て支援事業計画では、「安心して子どもを産み、育てることができるまち」「子どもたちが健やかにのびのびと育つまち」、そして「子どもと子育て家庭を温かく支え、見守るまち」を基本目標として推進されてきました。その成果として、窓口や各サービスでの丁寧な対応、乳児家庭全戸訪問、保育施設での伸び伸びとした育成、スクールガードによる見守り、関係者による安全、安心の啓発活動など、まさにきめ細やかな支

援が行われており、携われている多くの方々の活動により、安全、安心を実感しております。絶えず変化する子育てニーズに迅速に対応するため、令和7年度を初年度とする次期矢巾町子ども・子育て支援事業計画策定に向け、本年1月に矢巾町子ども・子育て支援に関するニーズ調査が行われました。この結果についてお伺いいたします。

1点目、今回のニーズ調査の結果をどのように検証しているのか。社会の変化に伴い、今後新たに検討していく支援や内容を変更する事業などはあるのか、今後の方針や方向性についてお伺いいたします。

2点目、地域の子育て支援事業について、利用状況が少ないものの、課題や継続していくことによる負担及び費用対効果の検証など、どのように評価、認識しているのでしょうか。

3点目、長期休暇中の児童館における昼食提供に関する利用意向は高く、実施することで子育て支援の充実と満足度の向上につながるものと考えますが、具体的な検討、協議の予定はあるのでしょうか。

4点目、子どもが安心して思い切り遊べる広い公園が欲しいという意見が多いように感じますが、町の対応は。

5点目、子どもたち自身が町に対してどのように感じているのか、別途ニーズ調査を行うことも大切であると思いますが、実施の考えはないのでしょうか。

6点目、子育てに関して悩んでいることで、新たに病気や発育、発達に関することが挙げられております。岩手県教育委員会によると、県内の特別支援学級数の増加も指摘されており、特別支援教育士岩手支部も設立されました。特別支援教育は、対応がとても難しく、専門的な知識が不可欠ではないかと推察いたします。また、各学校により対応や指導方法に違いがあるという声も聞くため、今後は特別支援教育の質を向上させ、均質化させていくことが重要ではないかと思います。各児童生徒への適切な学びをさらに充実させていくことが求められてくる時代ではないかと考えますが、本町にこの特別支援教育士の資格を取得した教員はいるのか、お伺いいたします。

7点目、ニーズ調査により、保護者の切実な不安を読み取ることができました。悩みについては、子どもとの時間を十分に取れないこと、また教育に係る費用のことなど社会的な要因が最上位となってはございますが、一方で子どもを叱り過ぎているような気がするなど、親子の関係性についての項目も依然として上位であります。この解決方法としては、ペアレントトレーニングやマルトリートメントなど、親への教育も必要であると考えます。今年度開催された矢巾町ペアレントトレーニング講習会の参加者数は何名でしょうか。また、今後

の啓発活動はどのようにしていくのか、お伺いします。

8点目、小学生の保護者が悩んでいることの第3位は、子どもの教育に関するごとであります。以前行われた矢巾町立学校の再編に関する基本方針策定に係るアンケートでは、情報教育やグローバル化に対応した外国語教育が上位となっています。さらに、消費者教育などのお金の知識を身につけてほしいという意見も出ており、時代の変化に伴い求められる内容も増えてきておりますが、現場の負担も懸念されるところであります。

政府は、国民ニーズに応えるべくJ—F L E C（金融経済教育推進機構）を設立し、学校などへの金融教育の講師派遣を無料で行えるように体制を整えているところであります。時代のニーズに合わせて児童生徒へ金融教育を行うこともメリットがあると思われますが、本町で本制度を利用した金融教育実施の可能性はあるのか、見解をお伺いします。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　2番、高橋敬太議員の子ども・子育て支援及び教育に関するニーズについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、令和元年に実施いたしました前回のニーズ調査と比較し、子育て中の保護者が抱えている悩みや求めているニーズが変化していることが明らかとなりました。この調査の結果を踏まえ、今後第3期子ども・子育て支援事業計画を策定してまいりますが、ニーズが高まっている子どもの居場所づくりの推進については、新たな取組を検討しなければならないと考えております。

また、小児医療の充実や安全、安心な環境を求める声が、前回、前々回調査から継続して多く上がっており、これまで行ってまいりました事業を評価しながら、今後の取組について検討しているところであります。

2点目についてですが、地域子育て支援拠点事業の利用人数及び講習会参加者は増加傾向にあり、利用者などからは好意的な意見をいただいております。また、子育ての悩みから、養育支援につながる家庭も少なくないことから、事業継続に係る負担や費用対効果の検証等においては、就園前の子育て家庭におけるニーズが高く、かつ効果的な事業であると評価し、継続的に実施していくべき事業であると捉えています。

3点目についてですが、現在冬季休業期間の試行実施について検討しており、昼食提供が可能な事業者を調査しております。今後利用意向の取りまとめや利用料金など具体的な内容について、各児童館及び昼食提供事業者との協議を進めてまいります。

4点目についてですが、ニーズ調査において公園に関する様々なご意見を頂戴しており、議員がご指摘のとおり、子どもが思い切り遊べる広い公園が欲しいという声が多く寄せられています。町が大規模公園の整備を進めることは困難な状況ですが、現存の公園規模の見直しや集約も含め、公園そのものの在り方を検討し、地域コミュニティ等と連携しながら、持続可能な公園の管理、維持に努めてまいります。

5点目についてですが、第3期子ども・子育て支援事業計画策定に当たっては、子育て中の保護者のみならず、子どもたちの意見も反映させていくための調査を行っております。

なお、夏季休業中には、子どもの居場所づくりを検討するため、煙山キッズクラブ利用児童への聞き取り調査を実施いたしました。また、町内の小学4年生から中学3年生までの児童生徒を対象に、夏季休業明けから9月13日までの期間、各小中学校に配備されている1人1台端末を活用し、矢巾町に取り組んでほしいこと、生活環境がよくなるためのアイデアや思いについて記述式の調査を実施しております。

7点目についてですが、町では育児に不安のある保護者やお子様が発達障がい等をお持ちの保護者などを対象にペアレントトレーニング講習会を開催し、本年度は11名の方々に参加をしていただいております。今後も本講習会を開催し、子育ての基本や子どもの褒め方のコツなどを学べる機会を設け、子育ての悩みを解消できるよう支援してまいります。

また、1歳6か月児健診、2歳児キッズ教室及び3歳児健診において、子どもを健やかに育んでいけるよう、マルトリートメントに係る啓発活動として「愛の鞭ゼロ作戦」リーフレットを配布し、周知啓発を継続してまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　菊池教育長。

（教育長　菊池広親君　登壇）

○教育長（菊池広親君）　引き続き、子ども・子育て支援及び教育に関するニーズについてのご質問にお答えをいたします。

6点目についてですが、特別支援教育士の資格は、特別支援教育士資格認定協会が認定する民間資格であると認識しております。この資格を取得するためには、一般社団法人日本LD学会の正会員であること、LD、いわゆる学習障がいやADHD、注意欠陥多動性障がい等の関連職種に所定の時間以上従事していることが条件で、その上で特別支援教育士資格認定協会が主催する養成セミナーを受講し、ポイントを修得した方が資格を有することとなっております。このことについて、各学校に照会したところ、特別支援教育士の資格を有して

いる教員がいるという報告はございませんでした。

8点目についてですが、金融教育は、これまで小中学校の社会科や家庭科等において学んでおりますが、改訂された現行の学習指導要領においては、児童生徒に今後の社会の変化に対応し得る力を育むことを重視しており、教科等においては、その趣旨を踏まえた金融教育に関わる記述が拡充され、子どもの発達段階に応じて金融教育を体系的に指導することが求められました。

このことを受け、金融庁長官や日本銀行総裁が顧問である金融広報中央委員会は、金融教育プログラムを令和5年10月に改訂し、学校における金融教育の年齢層別目標や全体計画、指導計画を作成する上での留意点を示しております。

しかし、このプログラムの改訂版が示されてから間もないことから、本プログラムの趣旨等が学校に十分浸透しているとは言えない状況であると捉えております。

なお、政府がJ—FLECを設立し、講師派遣など金融教育を支援する体制を整えてきていることは承知しております、これらの情報は校長会議等で提供してまいりますが、現段階では金融教育の在り方が体系的になったことの周知や、全体計画、指導計画の作成の支援等を行うことが優先して取り組むべきことと考えております。このような下地が整った上で、講師派遣制度の活用も含め、よりよい金融教育の在り方を検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 子どもの居場所づくりの推進について、新たな取組を検討とのことで、子どもの居場所づくりについては、前回の6月会議でも横澤議員が質問されておりました。また、こども家庭庁も令和5年12月に指針を出しており、子どもの居場所づくりが求められているというご回答をいただいて、私も少し勉強してみましたが、その指針の中では、コミュニティの中で育つことが特に地方部では困難な現代であると。共働き、空き地や駄菓子屋が減少して遊べない、ボール遊びが禁止の公園が多い、そのような背景もあり、一方で子どもの環境としては、児童虐待、不登校、いじめの重大事案、自殺の増加が言われております。

つまり孤立を防ぐために居場所づくりを推進しようという流れなのですが、この居場所づくり、ではどのようにやっていくのかを考えたときに、なかなか捉えにくいもので、どうしたらいいのか、なかなか明確なやり方が思いつかないのが現状ではないかなと感じました。

さらに、指針では、子ども本人が居場所があると感じられるかどうかが大切であり、読み解いていきますと、やっぱり個人的または主観的な感情のようです。そして、変化がしやすく、ある子にとっては居場所とされているものが、ある子にとっては違うと。なので、やっぱり多様な選択肢を整えてあげるのが大切なことではないかと思いました。キーワードとしては、子ども自身のやっぱり意見と、あとはその子ども自身が幸福、つまりウエルビーイングを感じられるかというところだと思います。

なので、やはり一番大切なのは子ども自身の意見だと思い、5点目に質問してみましたが、キッズクラブに実際に行かれたり、端末を利用して取り組んでほしいこと、環境がよくなるためのアイデアや思いといったすばらしいタイトルの調査を実際に子どもに行って、意見集約に取り組む仕事をされているということで、まずその行動に感謝を申し上げますし、この調査結果を期待して待ちたいとは思うところでございますが、実際にキッズクラブに行かれて、どのように感じられたか教えていただければと思います。

○議長（廣田清実議員）　村松こども家庭課長。

○こども家庭課長（村松　徹君）　お答えいたします。

こども家庭課のほうで煙山キッズクラブのほうを訪問しまして、約50名の児童生徒の皆さんから8項目にわたる調査を行いました。そのヒアリングの内容といたしましては、児童館での過ごし方、あとは楽しいと感じること、便利なことは何か、児童館の利用でお困りになっていることがあるのか、どういうことで困っているのか、あとは夏休みの間のお弁当を持ってくるようなお子さんがほとんどなのですけれども、これからもそういうお弁当がいいのかということとか、休みの過ごし方とか、いずれ8項目にわたって聞き取りをさせていただいたのですが、非常にやっぱり、3年生以上のお子さんたちでしたが、非常に多岐にわたつておりますし、やっぱり子どもさんなので、どうしても好きな食べ物であったり、娯楽であったり、家族での楽しい思い出であったり、そんなに困ったというようなことはないのですが、比較的夢のあるようなお話が多く寄せられたところでございます。

なお、先ほど答弁でもございましたとおり、GIGA端末を使った小中学生の調査も別途行ってございまして、こちらにつきましては、それぞれ小学4年生から6年生約700人、中学1年生から3年生約700人の計1,400人に対して、GIGAタブレット端末を使った意向調査を行っているのですが、9月5日時点で637人、約5割近くの声が寄せられているところでございまして、これもまだ若干増えていくかと思いますので、そういうところも集約しながら、子どもの意見を反映させるべく鋭意取り組んでまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 児童館を利用されている児童については、そのような明るい答えがあつたということで、やはり児童館も大切な居場所であるというのは変わらないというところだと思います。

また一方で、児童館を利用されていないような児童は、その端末を利用してこれから調査するということで、児童館のほうの現状について改めてお伺いしますけれども、同僚議員も度々質問したことではございますが、やはり児童館、法律上はクリアされているということなのですけれども、利用者に対してちょっと狭いのではないかとか、あとは荷物を置く場所がもういっぱいではみ出ているとか、勉強スペースがなかなか確保できず、隣の子とぶつかってけんかになるとか、いろいろそういった声も聞いております。

現在は、児童館はほぼ無料であって、これはとてもありがたいことありますし、ニーズとしては経済的支援の充実が求められているのが最上位ということで、それに取り組まれているということだと思うのですが、一方で、そういう児童館の環境改善であったり、冷暖房設備は徐々に増えているところでありますが、まだ暑いとか、寒いとかという声もありますし、職員を増やしてほしいという保護者の意見もあります。

そのようなニーズに応えるには、やはり予算といいますか、資金が必要なわけですが、他市町村で見ると、月に数千円から1万円弱、利用料をいただいているというところもあると思いますが、児童館の利用料金と提供サービスについて、今後も無料で何とかやりくりしていくのか。または、一回利用者の保護者に負担してもらって、逆に子どもに与えられるサービスの拡充を図りたいといったような調査を行うかどうか、その辺の見解をお願いします。

○議長（廣田清実議員） 村松こども家庭課長。

○こども家庭課長（村松 徹君） お答えいたします。

町内4つの児童館があるわけでございまして、開設当初からまず無料で鍵っ子対策として運営をしてきたところでございます。利用料金の今後徴収するか否か等のご質問があつたわけでございますけれども、まず今の利用料を取らない形を今後どうするかということにつきましては、子ども・子育て支援事業計画の中で、ちょっとそこまで細部にわたってうたうというのは難しい部分もありますので、これにつきましては別途事業者もひっくるめて在り方

を検討しながら進めていかなければならないというふうに考えております。

なお、新たに料金を徴収するという場合は、それに見合った新たな特化した特別な何か取組があつて、それに対する対価として、やはり保護者の皆様のご負担をご理解をいただきたいというような、そういう何かインパクトというか、見える化がないと、なかなかご理解がいただけないのかなというふうに思っておりますので、そういったところも含めて検討してまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 今までずっと無料でやってこられたということで、やはり町民の皆様も無料に慣れているといいますか、それが当たり前だと思っているところもあると思います。この無料であるという認識が、それこそおっしゃったように新たな、例えばそういうより充実したサービスを提供するような民間の参入の障壁になっていたりとかはあるのか、例えば今までそういう民間の提案があったのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 村松こども家庭課長。

○こども家庭課長（村松徹君） お答えいたします。

これまで児童館事業について民間参入の意向について、こちらに相談があった事案は、なかつたというふうに認識してございます。

なお、保育所関係については、ご案内のとおり、今株式会社というか、民間立のそういういた事業所も増えておるのですが、児童館についてはなかつたというふうに記憶してございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） まず、何かやるにしても官民連携は大切だと思います。さらに矢巾町は資源がたくさんあると認識しております。もちろんみちのく療育園さんであつたりは、これまでずっと連携されているかと思いますが、居場所やウエルビーイングで私が一番に思い浮かんだのは、星北高等学園さんがずっとそのウエルビーイングを一番に掲げられて、教育だったり、子どもに携わられていると認識しておりますが、このような多くの情報を持っていたり、例えばもっと連携して新しい何かできるのではないかと可能性を感じるところ

であります。これまで視察されたりですとか、共同で何かされたりとか、そういういたことがあれば教えてください。

○議長（廣田清実議員） 村松こども家庭課長。

○こども家庭課長（村松 徹君） お答えいたします。

残念ながら星北高等学園さんとは、これまで児童福祉の分野についての連携はなかったのかな、非常に煙山児童館に近い地理環境にございますので、やっぱり何らかのやり取りというか、交流はあるかとは思いますけれども、そういう高橋議員おっしゃるような新たな居場所づくりの取組とか、そういう部分でのことはなかったというふうに記憶してございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） 生涯学習の関係で私のほうからお答えをさせていただきます。

アート事業とかを昨年度から進めていたり、あと俳句大会を毎年開催しておりますけれども、そういういたところで星北高等学園さんにご協力をいただいているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 積極的に関わられているということで、その関わりで何げない会話であったりとかで、新しい情報が得られたりもすると思いますので、今後も継続をお願いしたいと思います。

小児医療の充実や安全、安心な環境に関する事業にも取り組んで継続していくということですが、具体的にどのような事業があるのか。また、本町独自で取り組んでいるような、そのような小児医療に関する事業があれば教えていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 村松こども家庭課長。

○こども家庭課長（村松 徹君） お答えいたします。

小児医療という部分につきましては、まずは保育所の関係でいきますと、まず思い当たるのが病児保育でございます。利用実績、町民の皆様の病児・病後児保育の利用は、それなりに実績もありまして伸びてはおるのですけれども、いかんせん町内に病児保育を行う施設がないということで、いずれ小児科の医療機関も町内にございますので、そういう先生方との協力体制を構築できないかなというところで、これまでお願いをしてまいったわけでござ

いまして、いずれ今後もやはり、いざ保育所に預けているお子さんが体調が悪くなったときに、町内でうまく連携できるような体制が構築できるように働きかけを行ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 病児保育については、しっかりと精査されて、できないものはできないでしようがないと私も思いますし、その代わり広域で連携してしっかりとやっていると、それは本当にすばらしいことだと思います。

また、そういう医療機関もですし、精神医療も含めてですが、本来であれば利用したほうが望ましいのではないかと客観的に思われる方をしっかりとつないでいくということが大切であると思います。

そこで、こども家庭センター配置の社会福祉士が2名いらっしゃるとお聞きいたしましたが、ソーシャルワーカー及び主任児童委員などを含めて、そのような連携、つないでくれる方の存在、現状足りているのかどうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 村松こども家庭課長。

○こども家庭課長（村松 徹君） お答えいたします。

4月からスタートいたしましたこども家庭センターにつきましては、これまでも児童虐待への対応ということが中心で社会福祉士2名を配置しております、今年度からはさらに母子保健事業も一体的にワンストップで行えるような体制になったところでございます。

それで、先ほど病児保育だけで私しゃべってしまったのですが、医療的ケア児の関係も煙山保育園で受入れしている関係もありまして、そういう部分で、幸い町内に岩手医科大学がありますので、そちらの小児科の先生方からもいろいろアドバイスをいただいておりまし、また私どもの社会福祉士におきましても、やっぱり今高橋議員からお話をありましたメンタルの部分での支援と早期の専門機関へのつなぎという部分につきましては、うちの社会福祉士で対応し切れない部分も若干ございますので、そこはやはり福祉課のほうでの社会福祉士も連携しながら、いずれワンチームになって町民の様々なそういう課題というか、早期の対応を心がけているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） こちらのほうでも連携されているということで安心いたしました。

こども家庭ソーシャルワーカーという新たな認定資格の骨組みや教育の課程が示されて、創設もされております。この後の特別支援教育士もそうですが、やっぱり現場に求められていることが非常に大きくなっていると感じますが、一方で政府も補助金等を出して取得を促しているようなのですが、本町でこども家庭ソーシャルワーカー取得の動きなどあれば教えてください。

○議長（廣田清実議員） 村松こども家庭課長。

○こども家庭課長（村松 徹君） お答えいたします。

まだそういう取組はございませんけれども、高橋議員おっしゃるとおり、そういう保健福祉現場において、非常に有益な資格であるし、その資格を取るということだけではなくて、その資格の取得を通じて現場で即戦力として専門性を発揮いただける職種であるなというふうに感じておりますし、あとやはり保育士も取れるということで、町立保育園もあるわけでございますが、結構これから民間立の保育所も増えてきて、やはり民間の保育所と連携しながら町立の保育士としても、そういう専門性を身につけて、さらに業務の幅を広げていくことが非常に重要なだなというふうに認識しておりますので、今後積極的に導入に向けて現場と協議してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） それでは、2点目の子育て支援事業について答弁いただいたわけなのですが、その内容が子育て支援拠点事業のご回答をいただいておりました。私もその拠点事業は、各地区3か所で行われて、非常に重要であると認識しておりますし、先月新聞で取り上げられて、とてもかわいい赤ちゃんが写っていましたけれども、大変大切なことだと思います。

一方で、これまで申し上げているように、やらなければいけないこともどんどん増えていく中で、これら以外にも子育て支援事業を多くやられていると思いますが、やはりやることが多くなって職員が疲弊してしまうのではないかと心配になって、この質問をさせていただきましたが、今抱えている支援事業、そして新たに対応していくために、やっぱり人員を増やさなければいけないのかなど、その辺を教えてください。

○議長（廣田清実議員） 村松こども家庭課長。

○こども家庭課長（村松 徹君） お答えいたします。

各子ども・子育て支援事業、メニューがいっぱいございまして、そちらの進捗管理あるいは今後の推進につきましても、まさしく子ども・子育て支援事業計画とぴたつとくるわけでございますが、それに伴うやはりマンパワーというか、保育人材もそうなのですけれども、確保というのが非常に重要な課題というふうに考えてございます。

いずれ事業が充実すれば、その専門性、さらにはその人員の充実も当然求められてくるものと思いますので、今後の取組につきましても、いずれ鋭意検討しながら、できるだけコストをかけないで最大の効果が得られる部分も見ながら対応してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） そのような中で、新たに長期休暇中の児童館での昼食提供も前向きに取り組んでいただくような方向であるということに、まず感謝申し上げます。夏休みの前に社協さんでやられているフードドライブが、ちょっと今年は残念ながら開催できなかったなどの背景もありますので、ぜひ矢巾町として子どもの食を支えていただきたいと思いますし、1点だけ、特に冬休みでまず試行してみるということでしたけれども、冬休みは年末年始が絡んだり、また核家族世帯だったら実家に戻られたりとか、夏休みとはまたちょっと違った状況かなとも思いますので、データの取り方であったり、その認識にご留意いただけたらと思います。

○議長（廣田清実議員） 村松こども家庭課長。

○こども家庭課長（村松 徹君） お答えいたします。

貴重な情報、ご提言ありがとうございます。冬休みの児童館での昼食提供につきましては、現在現場のほうと詰めてございますし、あとは現場だけではなく、その提供事業者、今考えておりますのは、健康長寿課で所管しておりますが、在宅高齢者の配食サービス事業者が3事業者ございまして、どこも甲乙つけ難いぐらい充実した実績がございますので、その中から選定しながらやろうとは思っていますが、高橋議員からもいろいろ情報提供もいただきましたので、それらも含めながら、やっぱり子どもたちが安心して児童館でお昼を取って、楽しく、一日安全に過ごしていただくように努めてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） まずは、簡単におかずだけ始めてもいいとは思いますし、また保護者のほうもお金を払ってもいいという意見が多いように感じていますので、新たにそういう仕出屋さんといいますか、販売先といいますかにつながれば、町内も少しは潤うのかなとも思っておりました。

次に、公園についてなのですが、先日の恵議員も深く議論されていましたので、私からはあまりないのですが、恵議員のときは、ある程度規模の大きい公園のニーズは承知しており、既存の町有地を活用して遊び場を整備する手法や、その現実性について検討を行い、早期にご提案できるように努めるとの答弁であったわけでございますが、今回は大規模公園の整備を進めることは困難な状況ということで、その規模感であったり、認識というか、見解をもう一度今できる範囲でいいので教えていただければと思います。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えいたします。

開発するたびに公園が大なり小なりできているわけなのですけれども、実際小さい公園につきましては、あまり遊びに使われることもなく、また冬になれば雪置場になっていたりとか、そういう状況がございます。もしこれが可能であればですけれども、そういう小さな公園ができるだけ集約して、そして各地域に、町内で全部の公園をしっかりと維持していくというのは、今までどおり維持していくというのは非常に難しいというふうに考えますので、ある程度集約というのが可能であるようであればこれを進めて、拠点となる公園、少し大きめの公園というふうな形にしていければというふうに考えているところでございます。

コミュニティ公園、現在61あって、新しい開発も合わせて4つ増えまして65というふうになるのですけれども、これをいずれ全部維持していくのも大事なのですけれども、もう少し拠点化できればいいなというふうに考えているところでございます。

お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） 私のほうからも補足で答弁をさせていただけます。

コミュニティ公園、都市公園、自然公園、様々な種類ございます。企画財政課長におきましては、コミュニティ公園のほうを中心に答弁させていただいたと思うのですけれども、土

地利用の方針、都市計画マスタープランの中でも、公園という中で祝咲喜公園、さつき公園あるいは森山周辺を位置づけているところでございますが、昨日の答弁にあったように、様々な公用的不動産の中で要望があることはそのとおりでございまして、こちらについてまだ具体的なものはないのですが、お声があるということは承知しているところでございますので、コミュニティ公園の在り方、都市公園の在り方というものは、継続して考えていきたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） コミュニティ公園については、課長おっしゃるとおり開発に伴って造られると。一方で、それから何年、十何年たった後に、子どもが巣立っていって、その後のぽつんと残ってしまうといいますか、そういったところが散見されているのではないかなど。そして、遊具も老朽化して撤去されて、ただただ草刈りで管理しなければいけないという自治体の負担だけがあるのではないかと危惧するところですが、いろいろな法律の兼ね合いとかあるとは思いますが、コミュニティ公園で管理しているのは自治会であって、もし自治会の承認が取れたら、もうそこは宅地にしてしまうとか、法律的に分からぬけれども、やっぱり有効活用を何か模索、課長もしていくという話でしたけれども、そういった宅地に思い切ってしまうというのも手ではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えいたします。

開発許可を受けた土地につきまして、私ちょっと専門外なので、できるだけの範囲でお答えさせていただきたいと思いますけれども、公園の位置の変更とかというのは可能なようなのですが、実際用途を変更して宅地にするというのは、要件として例えば1万平米の開発だと3%の要件とか、こういうのがあるようなのですけれども、これを下回るというのは、なかなか難しいのではないかというふうに考えるところでございます。

すみません。いずれ私ちょっとその分野は詳しくないので、これ以上のことできないのですけれども、そういった中で宅地が難しくても、何かしら別な用途にするということが、有効利用が考えられるのであれば、そちらのほうを模索していきたいというふうに考えるところであります。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 岩渕副町長。

○副町長（岩渕和弘君） 私のほうからコミュニティ公園について、ちょっと補足させていただきます。

今回私は、地域懇談会、各地を歩いて、皆さん地域、町民の方から意見をいただいた中で、コミュニティ公園にある遊具がもう既に老朽化して危ないので撤去してしまっているので、そこにまた再設置してほしいというふうな要望が多く出てきております。いずれ再設置するにしても、それだけ多額の予算もかかるというのもそうなのですが、近くにも公園いっぱいありますので、全ての公園にまた同じような形で設置するのではなくて、ある程度集約する形で整備する方法もあるのではないかということを思っております。

あともう一つは、その公園、公園に同じものというような用途の使い方というだけではなくて、もう一つ公園としての利活用の仕方もあると思いますので、その辺はもう少し幅広く公園についての在り方をみんなで検討しながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 公園の法律のことは誰か、いいですか。

岩渕副町長。

○副町長（岩渕和弘君） すみません。公園については、都市計画上、その開発に伴って幾らの面積を確保しなさいというふうなルールが決まっておりますので、これについては廃止するということはちょっと難しいことというふうに考えておりますので、いずれうまく有効活用するということが大事だというふうに思っています。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 承知いたしました。ある程度の規模の公園となると、やはり西部を活用してほしいなという思いがありますし、煙山ひまわりパーク周辺、キャンプ場もございますし、今度いわての森林（もり）の感謝祭も行われて、公園として活用していく。また、ひまわりの駐車場もありますし、ひまわりの北側には丘といいますか、丘陵地もできましたし、そちらのほうの活用、恵議員と重なってしまいますけれども、改めてお願ひ申し上げたいと思いますが。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） お答えいたします。

都市計画マスタープランの中でレクリエーションゾーンと位置づけているところを中心に、そういったものの誘導ができないかということは検討してまいりたいなと思っておりますし、やはり公園に期待するところというのは多いなというのと、公園という言葉だけからイメージするものと、今求められている機能というのは、若干変わってきているような感じがしますので、単に造らなければいけない公園ではなくて、そこにみんなが集う、その中からフェーズフリーで様々なことが起きていくというような連鎖ができれば、ただ単に設置したではなくて、人を呼び込む機能というものを公園自体が今持っていると思っておりますので、そういった機能を備えた形で検討を進めてまいりたいと思いますし、できるだけ早い段階で、そのようなビジョンをお示しするように具体化をしてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） やはり西部を見ていても、まだまだ潜在能力があるといいますか、水辺の里も、あとは旧マレットゴルフ場ももったいないなと感じるところでありますので、ぜひお願ひしたいと思います。

次に、親への啓発についての部分ですが、ペアレントトレーニングを開催していただいておりますが、単独で開催するよりも、何かほかのイベントとセットで開催したほうが、より多くの方へ届けられるのではないかと思っております。というのも、コロナ前でございましたけれども、私の子どもが通っていたこども園では、保護者懇談会のような場を設けて、そこでペアレントトレーニングの講師を呼んで、全員で受けてしまうと。また、そういった保育園、こども園の総会であったり、保護者参観であったり、そういった集まる場にしつらえてみるよう各園長会議等でお願いしてはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

ペアレントトレーニングは、福祉課のほうで開催してございますが、1回当たり、1つの講習会で6回コースで行っている内容でして、その中でも演習等を行ってやるので、やっぱり人数があまり多いと、なかなかその演習時間も確保できないということで、今回も募集は10名程度という形で実施してございます。

ただ、子育てに関する基礎的なことをお知らせするとか、お話しする場面としては、そ

ういったイベントでも開催は、お話を聞くという場面は可能かと思いますので、今後検討させていただきます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 知っていただくというよりは、より実践的なといいますか、具体的な講座をやられているということで、承知いたしました。引き続き啓発もお願いしたいと思います。

学校教育についてお伺いいたします。特別支援教育の質を上げて、そしてその質があまり差がないようにしていくべきではないかと私は思うのですが、現在の当局の見解をお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

議員のお話のとおり、特別支援教育の質を上げていくこと、そして各校で均一化といいますか、同様のレベルの教育がなされるように努めていくというのが教育委員会といたしましても、それは必要なことであると思っております。

現在のところですけれども、各学校で特別支援教育に関わっていらっしゃる先生方いらっしゃいますけれども、各校ごとに特別支援教育のコーディネーターという役割の先生を置いていただきまして、なおかつ各校のコーディネーター同士が連携して、地域の中で合同で研修会というものを行っております。そこで授業のスキルアップを実際に授業参観等したり、終わった後のディスカッションを通して情報交換等、レベルアップがなされるようにという取組をしているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 特にLDの発見だったり、対応が難しいという声を聞いております。町内でも学校間での共有はされているということでしたが、特に熱心に取り組まれているといいますか、先進的なところに研修に行ったりですとか、研修会等あるかもしれません、それを行っているのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

外部に行ってというのは、なかなかところでございますけれども、やはり専門の先生方がいらっしゃいますし、県の広域の教育事務所等の先生ですとか、あるいは特別支援学校の先生も交えての研修会等で、そういういった専門性を高めるというふうな取組をしております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で1問目の質問を終わります。

ちょっと切りがいいので、ここで暫時休憩に入ります。

再開を11時5分といたします。

午前10時53分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

次に、2問目の質問を許します。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 2問目、支え合いが循環する持続可能な社会を形成していくために。

町長、教育長にお伺いいたします。

人口減少社会では、既存の資源を活用し合い、お互いに支え合うことで地域課題を協働により解決していくことが重要であります。地域にある利用可能な資源の情報が必要とされている方へしっかりと届くことで、一人ではできないこともお互いに協力し合い、新たな事業創出につながる可能性もあります。

慈善事業などを行う場合は、資金や開催場所など様々な障壁もあり、協力やサポートの情報がない場合は、熱意があっても実現できずに断念してしまうケースもあります。孤立や物価、電気代高騰など社会的な背景により、居場所づくりや生活困窮への支援が大切な時代であると感じ、行政には資源の情報を共有できる仕組みや活動へのアドバイスをより一層拡充し、サポートしていただきたいと思っております。

また、支援を受けた人が次は支援をする側として活動するような思いやりの心やシビックプライドを育む教育は、次の世代の矢巾町を支えていく人づくりにつながり、持続可能な社会を形成していく上では大切であると考えます。このよう行政が情報をつなげ、新たな可

能性をみんなで築き、躍動していく町の基盤のさらなる拡充を期待して、以下伺います。

1点目、上記の具体的な例として、本町でこども食堂を開催したいと思っている方が、開催場所をうまく見つけることができず盛岡市や紫波町などで開催されたケースもあり、せっかくのサービス提供の機会が町外へ流出してしまうことは残念であります。このような機会の損失を本町としては防ぐべきと考えますが、講じるべき対策を伺います。

2点目、各事業所で使用されていない空きスペースなど資源の情報を有効活用できる、そのような資源を探し出して情報を集約して自由に参照できるような体制を整えたり、慈善事業等における新規事業立ち上げの際の困り事や、その困り事を解決する可能性を見込める支援者、事業者をつなぐようなサポートを行う相談窓口はあるのか。

3点目、非営利団体が本町で活動する場合の本町独自の支援はあるのか。

4点目、中学校で行われている職場体験の受入先は、どのように選定しているのか。また、来年度より矢巾町の農商工共創協議会のふるさと教育×キャリア教育事業が開始の予定となっておりますが、職場体験についてはどのように調整を図っていくのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　支え合いが循環する持続可能な社会を形成していくためにのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、本町では、矢巾町母子寡婦福祉協会の会員や地域のボランティアの方々が、ここかむ食堂を月に3回、町内の自治公民館等を会場に開催しておりますが、自治公民館との行事が重なることがあることから他の会場を探しております。ここかむ食堂を運営するためには、調理する場所や30名程度が食事をするスペース、駐車場が必要であり、会場の確保が難しい状況になっておりますが、現在定期的に開催することができる会場を検討しているところであります。

この活動は、地域共生社会の実現に向けて必要な事業でありますので、今後におきましても町内外の関係機関や関係団体と協議しながら、子ども食堂の開催や居場所づくりにつながるよう努めてまいります。

また、県では、生活困窮のご家庭などのお子さんを対象とした子どもの学習生活支援事業をやはばーくを会場に開催しておりますので、町としても協力を継続してまいります。

2点目についてですが、現在町内において事業所の空きスペース情報を閲覧できる体制や慈善事業等の新規立ち上げの際の相談窓口はないところではありますが、本町では重層的支

援体制整備事業を実施しており、その中の地域づくり事業において、福祉的ニーズを基に交流、参加、学びの機会を生み出すためのコーディネートや、地域のプラットフォームの形成に取り組んでおります。

今後も町商工会や各事業所、さらには農政部門や教育部門など、福祉以外の各部門とも連携を図りながら、慈善事業の新規起業への、いわゆる業を起こす起業への支援体制の強化や社会資源の創出、地域活性化に資する団体の設立に向けた支援等に努めてまいります。

3点目についてですが、2点目の相談窓口と同様に、非営利団体に対する町独自の支援策についても特段設けていないところであります。福祉関係のみならず、関係団体や各種補助制度、減免制度等、総合的に勘案しながら支援に努めてまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　菊池教育長。

（教育長　菊池広親君　登壇）

○教育長（菊池広親君）　引き続き、支え合いが循環する持続可能な社会を形成していくためのご質問にお答えをいたします。

4点目についてですが、各中学校の職場体験学習は、従前町外で実施する例が多く見られましたが、昨年度は矢巾北中学校が町内の企業や施設等の職場体験学習を実施したいという希望があり、産業観光課に相談をした経緯がございます。産業観光課は、この相談を受け、職場体験が可能な施設等の一覧表を作成し、中学校に情報提供し、中学校はこの情報を基にして職場体験学習を実施いたしました。本年度は、矢巾中学校も同様の取組を実施する予定であります。

また、本年5月に矢巾町農商工共創協議会の設立総会が開催され、その中で、ふるさと教育とキャリア教育事業を関連させた事業提案がございました。具体的には、各種団体からのご協力をいただき、事業に参画可能な事業者や団体のリスト化を行い、その後学校、教育委員会と連携し事業を推進する流れとなります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　再質問はありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員）　まず、ここかむ食堂については、以前はさわやかハウスで行っていたということも聞いておりますが、現在はそちらでの開催は難しいのか、教えてください。

○議長（廣田清実議員）　野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

以前さわやかハウスで活動しておりましたが、コロナの関係で、一回そこが接種の関係で使えないということで、現在新田公民館のほうを活用させていただいております。さわやかハウスのほうですが、日曜日、やっぱり開館していないこともありますし、土曜日も、夜のここかむ食堂につきましても、どうしても施設開館時間以外の分というのがございまして、ちょっとそういったところも考慮しながら考えていたところ、そういったところもちょっと課題点ということで、さわやかハウスでないところを検討して、今は公民館をお借りして活動しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 開催日時だったり、曜日、時間を柔軟に話し合って、ぜひできるのであればさわやかハウスも引き続き検討していただきたいと思います。

また、民間の社会貢献への意識もどんどんと高まっている社会ではないのかなと思っております。民間との連携は、当局も既に認識されていることで答弁もいただきましたし、第3期矢巾町地域福祉計画に明記されております。第4章、3の5、企業の社会貢献活動の促進と資源とニーズのマッチングができるようにコーディネートの仕組みづくりを行いますとありますが、現在はどのような仕組みがあって、企業との連携だったりを推進しているのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

一つの例として、こども食堂もそうなのですが、こども食堂については、いろいろな企業からご支援をいただいて、物資の供給をいただいているところでございます。また、町内の福祉事業所とも連携いたしまして、こども食堂の一つのイベントを一緒に開催するということで、福祉事業所の職員等も協力いただきながら、またクリスマス等のイベントのときにプレゼントしたりという形で、協働的な形で活動しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 現在そのように多く連携されていることですが、やはりまだま

だ地域には眠っている資源があるのではないかと感じております。また、そのような資源の情報を持っておくことで、例えば新たに慈善事業をやりたいと思っている方が、この矢巾町を拠点として選んでいただき、そのことがサービスの提供の数が増えるわけですから、住民福祉の向上につながっていくので大切であると考えております。

そのように、一度調査を積極的に行うべきであると考えておりますし、こここの事業者はこのような資源を提供いただいているとしっかり明記する場所を設けて、矢巾町はこういうふうに取組をしていると、みんなで協力し合う社会の雰囲気を醸成していくように、どんどんと協力がつながっていくような、そのような取組が大切であると思います。

私も活動しているうちに、とある事業者さんの2階の多目的室が空いていると、キッチンが併設されていて、食器とかテーブル、椅子もあるので、小規模ですけれども、こども食堂を開催できるのではないかとか、そういう情報もいただいていると、実際に今度そこで開催される予定にもなっておりまますし、また以前は、とある建設会社の2階に子どもの居場所があったというお話を聞いておりますし、現在はそのように活用されていませんけれども、もし何かあればいつでも活用してくださいという声もいただいたりしております。

先ほど野中課長がおっしゃったように、ここかむ食堂で冷凍食品の会社さんだったりが提供して、提供するだけでなく、職員の方も実際にボランティアに来てくれたりと、そういうのをしっかりと掲げることで、ではうちもこれならできるかなとか、そういう雰囲気をつくれるのではないかと思います。

私一人でも少しは情報提供できますし、同僚、先輩議員も多く情報を持っていると思いますし、またこれまでたくさん活動されてきた当局でしたら、各課総がかりで一回掘り起こしといいますか、棚卸しではないですけれども、あそこの企業さん、例えばこう言っていたとか、もしくはこれから関わり合う中で、こういう資源を掘り起こしているのですけれども、何かございませんかみたいなのを最後に聞いて、地域に眠っている資源を一回まとめていただきたいなと思うのですが、そのような必要性といいますか、見解を伺います。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

高橋議員おっしゃるとおりでございまして、やはり地域の資源を、福祉に限らずではあります、町全体で企業等の眠っている資源、また具体的に空きスペースを活用という形もございますけれども、そういうものをやっぱり集約というか、情報を得ながら、皆さんでそういうものが活用できる情報を提供できる形を今後検討させていただきたいと思います。

特にも福祉関係の活動につきましては、予算的にも厳しいところがありますので、そういったところをつなぎ役として、役場が関わればなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 答弁では、商工会、農政部門、教育部門など、福祉以外の分野とも連携し、慈善事業の新規起業、社会資源の創出にと答弁いただきましたが、まさに農商工共創協議会にぴったり当てはまるのではないかとずっと感じておりました。特に同協議会の構想段階よりあったお役立ちセンター事業では、地域の住民や事業者が新たな事業を立ち上げたりする際に、相談窓口を設け、専門家のサポートを通じて支えるとありますし、コミュニティ支援事業では、地域の課題や困り事の解決に資するコミュニティビジネスの展開を支援して、地域住民と共に創による地域社会の持続可能性を追求するとあります。

慈善事業は、何度も申し上げますが、資金が大変であり、そこで町にいる経営者または農業者の方の支援というのは、必要不可欠になってくると思います。慈善事業を行っている方、またはこれから行いたい方を、ぜひこの協議会に入れて交流してもらう、それをきっかけにお互いの相乗効果であったりで新事業ができるかもしれないと思っています。

先日谷上副議長のありがとうございましたのご提言、大変すばらしく、私も心が温かくなりました。人を動かすのは熱だとよく言いますが、矢巾町のまちづくり、それを社会貢献、慈善事業、ボランティアを推し進めて、温かいまちづくりを進めていくのは今の時代に求められているのではないかでしょうか。農商工共創協議会にぜひ慈善事業部会をつくっていただけないか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） 私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

共創協議会の中でお話をしている中では、様々な分野が入ってきたときに、取組がぼんやりしてしまうのではないかという意見がありました。一方で、話をしている中で、例えば農業の部会であれば、こども食堂の話が今ありましたけれども、ここで取れた規格外のものを集めていって、廃れ品ではなくて規格外なのだけれども、売れないから、こども食堂のほうに提供できるようなことだってあるよねと、話はどんどん広がってきます。

また同時に、コミュニティビジネスということを言つていった場合には、利益を追求するものではございませんので、ここの中で私の一存で決めるわけではないのですが、広範に出てる意見でございますので、協議会の中でそのような提案をして、その名前になるかどうかは別といたしまして、広く非営利の中で町に貢献していくような仕組みというものが、会社のほうとのCSRのことも連携する部分、多分にあると思いますので、そういういた可能性につきましてご提案をして検討してまいりたいと思います。

非常に必要なことだと思いますし、まさにいつも思うのですけれども、先ほどありがとうございますが、そういういたものが自然に飛び交うような町になれば、私もいいなと思っておりますので、営利だけではなくて非営利の部分というご提言につきましては、重く受け止めて取組を進めてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 次に、ふるさと教育についてですけれども、ぜひ生徒のシビックプライドが醸成されるようなものをと願っております。とある放課後デイサービス等の支援事業者さんでは、そこで育った高校生が今度は夏休みに来て子どもたちに勉強を教えたりとか、ここかむ食堂を居場所としていた子が大人になった、今若い女性でしたけれども、そこに来てお手伝いをしたりとか、やはりそこで支援を受けた子が、では次は自分が支援しようというふうな現場を実際に目にして、本当にすばらしいことだなと思いました。

そこで、町内の企業で職場体験をした際に、例えば先ほどのここかむ食堂の冷凍食品関連の業者さんがあったとありますが、そこへもし職場体験、見学に行った際に、そこで町への貢献として、このような、ここかむ食堂へ提供しているというふうなことが生徒に分かったときに、もしそこで、生徒が自分もここかむ食堂を利用していたりですとか、そういうのに興味がある子どもは、ではこの企業に就職しようかなとか、町内への就職を誘導することもできるのではないかと思っております。

ですので、そういういた町内の企業へ貢献されている事業者というのはたくさんあると思いますので、うまくそのように導いていけるような仕組みになることを願っておりますが、最後見解をお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） キャリア教育についてのお問い合わせございますが、昨日も若干お話を

しました。答弁であったように、従前中学校、町外に出ての職場体験をしていたと。裏を返せば、矢巾町内の企業を知らないまま卒業したということになります。いかがなものかと思っていたところはありました。それが昨年度から矢巾町内の企業等の職場体験というふうに、町内の企業を知ることになると。

昨日小学校ではまち探検から始まってというふうな流れを言いましたが、今までではその流れがぷつり切れていたものを、中学校まできちっと、つまり矢巾町内、自分の住んでいる地域を知って、それが広くなって、そして調べて、その企業等に訪問して体験して学んでくるというふうな9年間の連続性というのは、やっぱり必要であろうというふうに思っております。

ただ、これを実施するには、どの企業があるかということを学校の教員が今まで調べて、データベースをつくりながらやってきたというのが実情であります。ですので、今回いわゆる共創センターも含めまして、商工会等を含めまして、そこにちょっと協力を依頼しまして、町内にこういうふうな企業がありますよということも情報提供していただきながら、そして子どもたちが自分のキャリア形成において自分が体験したい職場、これを体験できるような仕組みにしていきたいなというふうに思っています。その一端として、G I G A端末、1人1台端末がありますので、これを有効に活用して何とかできないかというのを今検討をしている最中です。

具体的に言えば、今までの職場体験は、ある程度のコースが決まっていて、その中に希望が多ければ10人を超す生徒が行くわけです。または、希望が少ないとところには行きたくないと思っている子も行っているわけですが、一人一人が自分が体験したい、経験したい職場体験ができるような仕組みにしていければいいな、そういう方法はないかというところを現在考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で2番、高橋敬太議員の質問を終わります。

次に、8番、小川文子議員の一般質問を許します。

8番、小川文子議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（8番 小川文子議員 登壇）

○8番（小川文子議員） 議席番号8番、日本共産党の小川文子と申します。よろしくお願ひいたします。それでは、1問目は矢巾町立学校の再編に関する基本方針について、教育長にお伺いをいたします。

矢巾町教育委員会は、令和5年12月21日に矢巾町立学校の再編に関する基本方針を策定されました。その内容として、基本方針1で小学校の児童数の偏りを解消するため、中学校区を基本とした小学校の再編を、基本方針2で学校及び学校施設の老朽化から大規模改修あるいは移転建て替え、または統合等の対応の検討を、基本方針3では学校規模、学級人数について、基本方針4では通学距離と通学時間の原則的目安を、そして基本方針5では基本方針1から4を踏まえて、学校、保護者及び地域の意見を聴取し、学校再編整備計画案を策定するとしております。

また、同僚議員の6月議会一般質問において、現段階でのめどとして本年度中に素案を策定し、来年度以降に学校、保護者及び地域の皆様の意見を聴取し、その後学校再編整備計画案をお示しできると考えているとの答弁があったことから、以下伺います。

1番、小中一貫教育を推進することが示されましたけれども、将来にわたる学校教育の大きな変化であることから、学校、保護者及び地域住民が十分に議論できるよう配慮することが重要と考えます。今後どのように進めていくのでしょうか。

2番、望ましい小学校の学級数を2から3としておりますけれども、現状1学級でも大変すばらしい教育を実践されており、遜色のないものと考えますが、どうでしょうか。

3番、スクールバス、公共交通を利用した場合の通学時間を1時間以内と定めておりますが、子どもたちの負担とならないよう短縮する必要があるのではないかと考えますが、どうでしょうか。

4番、小学校は地域の文化であり、子どもは地域の宝であり、地域との関わりやコミュニティ・スクールを進める上でも重要であることから、学校再編とのバランスをどう取っていくのかについて考えをお伺いをいたします。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 8番、小川文子議員の矢巾町立学校の再編に関する基本方針についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、学校、保護者、地域の方々と議論することは大切なことであり、

現在たたき台となる学校再編整備計画素案の策定に着手しているところです。学校再編整備計画素案策定の目途は本年度内としておりますが、多面的に分析する必要がありますので、場合によっては策定時期が延びる可能性があるものと承知しております。

2点目についてですが、各学年1学級等の学校規模にかかわらず、どの学校も学校教育目標の実現に向かい教育実践を行っており、成果を上げているものと認識をしているところでございます。

3点目についてですが、本町のスクールバス運行の現状は、スクールバス4台で6路線をカバーして運行しております。子どもたちの乗車時間の平均は15分から30分までの範囲であり、最大乗車時間は50分、最小乗車時間は5分となっております。

また、スクールバスの乗車時間は、現在においても矢巾町立学校通学区域審議会から答申いただいたスクールバス、公共交通を利用した場合の通学時間である1時間以内ではあります、今後学校再編整備計画素案策定において、より適切な通学時間に近づけるよう研究をしてまいります。

4点目についてですが、議員ご指摘のように小学校は地域の文化の拠点であり、子どもは地域の宝であることは承知しておりますので、小中一貫教育により推進することを基軸とし、中学校区を基本とした学校再編整備計画素案を策定する中で検討をしてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 大体のめどが示されました。今回のこの基本計画でございますけれども、まず初めに説明があったところによりますと、国の第4期教育振興基本計画と矢巾町の第8次総合計画、町の2つの計画を上位計画として、課題解決に当たるために今後5年間を見据えた町の目指すべき教育の基本的な考え方を第3期矢巾町教育振興基本計画として定めているということで、それに基づきましていろんな課題解決のためのそういうことを総合教育会議を開催して、パブリックコメントあるいはアンケートの結果も報告して、そして今回の方針を策定したことあります、この再編計画というのは5年間なのでしょうか。その上位の第3期矢巾町教育振興基本計画の中の位置づけにあるのか、その目指すべき最終点は何年先なのか、そこをまずお聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） まず、位置づけについてでございますが、一番上位にあるのは矢巾

町民憲章であり、その次にあるのは8次総であり、その中に教育振興基本計画というのがあります。国の計画、それから県の計画は、これは参酌するということで、その方向性について生かしていくという位置づけであります。教育振興基本計画につきましては、これは5年間でございます。

お尋ねの、いわゆる矢巾町立学校の再編に関する基本方針というのは、この教育振興基本計画の中の一部でございます。その基本方針にのっとって、では今後どのようにしていくかというふうなたたき台が素案、学校再編整備計画の素案、元案であり、いろいろな各方面からご意見を伺った後つくるのが案という形で構成をされているところでございます。よって、基本方針については、何年というふうな定めはございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 分かりました。

一昨日の村松信一議員の質問の中で、コミュニティ・スクールのことで、今まで小学校単位でやっていたけれども、小中一貫という教育の中で、小学校、中学校を継続した総合的なコミュニティ・スクールに再構築していくというようなご答弁がございましたけれども、既にこの小中一貫教育は今現在も進んでいるというふうに認識してよろしいのでしょうか、そこをお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず、学校運営協議会についてでございますが、学校運営協議会は矢巾町で1つでございます。そして、各学校にあるのは、学校運営協議会の部会という位置づけでございます。よって、4小学校、2中学校に部会はあるということでございます。町で1つの学校運営協議会には、各部会の委員さんがそのまま上がってくるような仕組みになってございます。

そして、小中一貫教育によってどのようになるかというふうなお尋ねでございます。今行われている矢巾町の教育は、小中連携教育と言われるものでございます。小中連携教育というのは、小学校は小学校の姿を持つし、中学校は中学校のいわゆる生徒像を持つ、それぞれが像を持っている。お互いが接続するときに連携しますというふうな、イメージとすればそのようなイメージでございます。

小中一貫教育のイメージは、小学校6年、中学校3年を過ごして、どういう子どもたちに

したいですかという像を、つまり期待される、または理想とする児童生徒像、生徒像、これを共通理解した上で、そこに向かってどのような教育を施していくかという考え方でございます。

よって、今中学校区を基軸としてというお話をさせていただいたところでございますが、いわゆる各中学校区のところの地域が、その子どもたちを育てていくというふうな捉え方もできるわけでございます。よって、今あるのは矢巾町で1つの学校運営協議会ですが、さてこれをどのように変える必要があるのか、またはこのままでいいのか、このままでいいならばどのように9年間に地域の方にも関わっていただけるのかということも含めまして、関係する団体等とも協議をしていくという流れでございます。

よって、小中一貫教育が今でもなされているかといわれれば、今は連携教育ですが、これをさらに体系的に9年間というスパンで見ていくのが小中一貫教育というふうに捉えていただければというふうに思っているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 分かりました。現在は小中連携教育であって、小中一貫教育を目指すという方向性を示したという段階であるということを理解いたしました。

そこで、私も1問目で質問しましたけれども、大きくまず形態が変わってくることありますので、やはり教育委員会の答申といいますか、策定、決定というのはもちろん尊重されなければならない、これは大事なことありますが、学校教育は、やっぱりその地域、保護者、いろんなことでコミュニティ・スクールの重要性もうたわれております、いろんな角度から皆さんが議論できるものと思いますので、この点について時間をかけて、町民がじっくりと議論をし、理解を深めていって、最終的に方向性をどこに持っていくかは、やっぱりその議論の中で熟成され、練り上げていかれるものとまず考えています。

そこで、私も小中一貫教育について少し勉強したというか、あれですけれども、県内では、大槌学園が小中一貫の義務教育学校になっていて、次にお隣の紫波町が小中一貫ではありますが、二中のほうは中学校と小学校がくつついておりまして、併設型といいますか、そして一中のほうは分離型といいますか、学校の中に中学校と日詰、古館が分かれていると、分離型と申しますか、三中についてはそれぞれ校庭があるというふうにちょっと聞いたような気がするのですけれども、併設は併設なのだけれども、学校 자체はくつついていないと、隣に

あるというというような状況で、それぞれいろんなやり方があるのだなとは思っているところであります。

そういう中で、それらを見据えながら今後の学校の再編をどのようにしていくかということで保護者からアンケートを取ったということで、私は次にそのアンケートについてちょっとお聞きをしたいのですけれども、本町の保護者の皆さん、そして園児の、卒園卒後の園児の保護者からもいただいたということで、よく意見が聴取されているなと思いました。

町民の皆さんが学校教育の環境についてどういうもの求めているのかなと思ったときに、やっぱり一番が安全に通えることを望んでいるということでございますので、通学路の安全を望んでいると。そして、2番目には、自己肯定感、いろんな学びを通じて自己肯定感をするようなことを望んでいると。そして、小中一貫教育によって中1ギャップをまずということもありますし、それから小学校区の見直しは、児童生徒の偏りに対しての解消については学校区の見直しによるという意見もありました。

それらを見させていただいて、本町の場合は9年前に中学の生徒がいじめを苦に自殺したという大変痛ましい事件があって、そしてそれを受けて私どもの矢巾町は、いじめ防止の条例もつくったし、やっぱりそれを風化させないということをみんなで町民挙げて考えているわけで、やはり父母の皆さんが一番願っているのが、安全に学校に行ってほしいと、そしていろんなことがあっても自分を肯定するような教育をしてほしいと、そういうことを願っているのではないかなと思いましたけれども、それについてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　菊池教育長。

○教育長（菊池広親君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

安全、安心に通学できる環境、そして子どもたちにとっては自己肯定感を涵養していく教育、これは大変大切なことであり、必要不可欠だというふうに考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員）　次に、5番目ですが、偏りを学区の見直しで解消するという意見もありますし、特にも、私ごとでありますし、以前は35年前に子どもが小学校に入ったわけですが、当時森が丘団地としてありますし、その後7区に再編されたわけですけれども、2年生以上は煙山小学校に通っておりまして、今度入る1年生は不動小学校に通ってほしい

ということで、そういうことで1年生2人、隣と2人で不動小学校に行ったわけですが、不動小学校が大変よかったですということあります。それで、私は少人数学級といいますか、41人のために初めて、2年生以上は1クラスでしたけれども、うちの子どものところから2クラスになりましたして、大変きめ細やかな教育がされて、不動小学校、よかったですなと思うわけあります。

そこで、今後不動も、徳田も、徳田はまず一時また増えますけれども、最終的には2050年には、不動が141人、徳田が168人ですか、そういうふうになるということありますけれども、2クラスが望ましいと、それは私は否定するものでありませんけれども、そういうときに、その学校を、例えば徳田と不動を1つにして、2、3クラスの学校をつくるという方法もあるわけでございますけれども、ある意味、学区の編成によって児童生徒を増やしていく方法もある。

私のところと南矢幅4区はすぐそばでありますし、6区と5区は本当にすぐそばでありますから、例えばの話でございますけれども、南矢幅4区、5区を不動小学校に編入いたしますと、そこそこの人数になっていって、むしろ煙山小学校のマンモス化の解消になるのではないかということも私もちよつと考えました。

私たちが入るときは、煙山小学校が大変マンモスで、児童館も入り切れないと、さわやかハウスを使うというような状況もありましたので、やはり当時の教育委員会は煙山小学校のマンモス化を防ぐために、この新しい団地を、花矢巾ニュータウンがその後できたわけですけれども、花矢巾ニュータウン全体を不動小学校に編入したのだなど、今思えば当時の方はすごいことを考えたなと思いますけれども、そういうふうな学区編成が可能で、学区編成によって学校の規模解消が可能であると、アンケートにも出ておりますけれども、それもあるなと思いますが、その考えについてはどうでしょうか。

○議長（廣田清実議員） ちょっと整理しましょう。学区編成のことですよね、今。

○8番（小川文子議員） はい。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまのご質問にお答えいたします。

小学校区の編成というふうな意味合いといふうに捉えてございます。今いただいたご意見、そういうふうな考え方もあるでしょうし、また別なお考えを持っている方もいらっしゃるのかなというふうにも思うところであります。

やがて小学校の子どもたちは中学校に進学するわけであります。中学校に進学して矢巾中

学校と矢巾北中学校、これを向こう30年見たときに、全校生徒で中学校の生徒数は、マックスで六十何人くらいしか変わらないというふうな、そういうふうな人口推計というふうになってございます。

よって、偏りの解消という点に焦点を当てて考えるとすれば、中学校区を基軸にして、さてそれからどのようにしていけばよりよいのかというふうな考え方が妥当かなというふうに今思っているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） そこで、徳田小学校が老朽化がまず初めに来るということあります、徳田小学校が2040年ですから、今から16年後に老朽化になり、不動が2045年ですから、21年後に老朽化となり、煙山は2050年ですから、26年後に老朽化になるわけでありますが、徳田小学校の場合は、以前から史跡の上に建っているということで、新しく造る場合には移転しなければならないという条件があることは承知しておりますが、例えば大規模改修をしたときに、何年後に移転をしなければならないというような縛りがあるのかについてお聞きをいたします。

○議長（廣田清実議員） ちょっともう一回。徳田小学校が大規模改修して、その縛りはあるのかということですか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 史跡にあるために、移転改築する場合には、その場所には建てられないという縛りがあるのは存じておりますけれども、移転改築ではなく、今のところの校舎を例えば大規模改修して今後使うときに、何年後に、せっかく大規模改修しても、5年たつたら出でいかなければならないとか、10年たつたら出でいかなければならないというような縛りがあるのか。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） 徳田小学校のことについてでございます。徳田小学校、大規模改修ができないのです。もちろん国史跡の跡ということもありまして、校舎が使えなくなった場合、または使えないと見込まれる場合には、そこを立ち退くというふうな覚書が交わされてございますので、そこで大規模改修ができないのです。

ですから、今回の例示の中に移転というのと、建て替えというのと、統合というのと、こ

のような表記をさせていただいたのは、そのような背景があるからでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 3番目のところになりますけれども、質問のあれですけれども、いずれ徳田小学校も煙山小学校も不動も150年の歴史を持って、昨年はお祝いも行われたわけで、その地域の中で非常に文化であり、まちづくりのコミュニティの拠点という役割をずっと果たしてきております。

そのような中で、特にも昨日の高橋恵さんの質問にもありましたように、西部のほうにどうしても人々が集うような場所が少ないというようなご意見もあったし、これは皆さんが思っていることではないかと思います。どうしても町中央部にいろんな施設が集合して、特に医大が来たことによって、まだ徳田のほうにもますある程度の集積があるということからいきますと、西部地域が空洞化してきているというような中で、やはりその不動小学校の果たす役割というのは、私がすばらしい学校だったということもありますけれども、その地域の中で大変重要なコミュニティの核になっている。

昨日からも少子化をどう止めるかと、どういうふうなまちづくりをしていくのかで地域コミュニティほど重要なものがないと、これが一つのキーポイントであるということが、昨日の一般質問の中でも度々その確認をされたことだと思います。

そういうことからいいますと、よほどのことがない限り、やはり徳田小学校及び不動小学校、これらを地域の核として存在させていくという方向は、これはとても大切な視点であると考えますけれども、そのことについてお伺いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

先ほどの答弁でもお答えしたように、学校がいわゆる地域コミュニティの中心的な役割を担ってきたということは、そのとおりでございます。そして、今回再編に関わってということで考えれば、新しい、つまり再編ですから新しく編成するわけです。そのときに、先ほど答弁したように、学校運営協議会の在り方も含め、様々どのようにあればよいのかというふうな視点での考え方必要であろうというふうに思ってございます。

つまり学校再編整備の元案をつくるのに時間を要するかもしれませんということをお話ししたのですが、今のように多岐にわたって考えなければならないことが日に日に増えていっ

ているというふうな状況でございますので、このことも含めまして、元案、素案に生かしていければというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 素案をつくる段階なので、今言っていることはその一つの要素になると思いますので、ぜひそこら辺はご理解していただきながら、きっと答えられない部分であると思いますので、そこを考慮しながら再質問をお願いします。

再質問ございますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 私も、今素案をつくっている段階で、どこまで申し上げていいのかということをちょっと考えながら今質問をしておりますけれども、小中一貫教育と、それから徳田小学校の移転改築ということが、それぞれ課題があるということがドッキングしておりますことによって、ちょっと問題が広く複雑になっているような気がするのであります。

移転改築は移転改築として進めなければならないということは承知しましたけれども、小中一貫によってその隔たりを、学校のいろんな課題解決ができるということが、本当にそうなのかなと、ちょっと疑問に思うところがあるわけなのです。

特にも小中一貫教育は、まだ県内でも始まったばかりですし、全国でもまだ200ほどで、そんなに大きく進んでいるわけではありませんし、一方でつくば市のように、始めたけれども、やっぱり元に戻しますというところもあるくらいで、メリット、デメリットがまだちょっと定かになっていない状況の中で、本町が徳田小学校の老朽化、移転を契機に、契機ということではないかもしないのですけれども、それを一つの基軸として小中一貫教育、中学校2校を中心とした学校教育で、今の教育課題が解決できるのかなと、それはちょっとと思うところがあるのです。

このたびの請願もありましたように、その形、これは一つ言ってみればハードの面だと思うのですけれども、子どもたちの置かれている貧困や、それから虐待、それからいろいろないじめの問題、それからいろんな課題があります。そういう問題を、やっぱり一番大事なのは、教職員の数を増やして教育環境を整えていくことを抜きに、この課題解決はあり得ないだろうと、私はそういうふうに思うのだけれども、それは言ってみればソフトの面になるかと思うのですけれども、このソフトとハードの面をどのように捉えていらっしゃるかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員からは、例えば校舎の老朽化の問題、中1ギャップの問題、児童数の偏りの問題、そして、安全な通学環境の問題等、様々な課題が出されました。実は、今出されたことは、アンケート等にも含めて、基本的な課題として我々も捉えていたものです。ですから、これでどのように解決していくかということで考えたのが、9年連続の小中一貫教育により、それぞれ総合的に解決をしていく、これが一つの手法であろうということでの結論となったということでございます。

これが、いわゆる先ほどのソフト面、ハード面と、ちょっと区分けがありますけれども、もう一つの教職員の定数に関わって、これはおっしゃるとおりです。人があればあるほど学校教育は充実するというのは、そのとおりでございます。ですが、これは法律によって決まってございます、標準法がありますので。ですから、国の法律を変えるようにしていただかないといふことは何ともなりません。そして、矢巾町も含めて、いわゆる市町村立の教職員は、県費負担教職員でございますので、県費により給与等が賄われているということでございますので、そちらの制度が変わらなければ、こここの部分については変えようがないということでおざいます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） ちょっと堂々巡りになっているような感じで、ちょっと質問の内容を変えてもらって、同じ答えしか出でていないので、そこら辺を工夫して質問していただきたいと思います。

他に再質問ありますか。

（「これでいいです」の声あり）

○議長（廣田清実議員） これで1問目の質問を終わります。

ここで昼食のための休憩に入ります。

再開を13時といたします。

午後 0時03分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（廣田清実議員） 午前に引き続き、再開いたします。

次に、2問目の質問を許します。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） それでは、2問目の質問に移ります。2問目は、煙山保育園の運営について、町長にお聞きをいたします。

教育民生常任委員会で7月26日に煙山保育園を視察しました。職員の努力で良好な環境の下、保育園が運営されていることを実感いたしました。以前に比べ過密感は解消されており、ゆとり感が感じられました。医療的ケア児の受け入れ状況も視察することができ、町立保育園の果たす重要な役割を認識することができました。また最後に、地産地消の野菜たっぷりのおいしい給食を試食させていただきました。

そのときに、3歳児以上の園児は、主食持参と伺えたところであります。主食の提供がでければ、保護者の負担軽減になりますし、子育て支援となり、本町の米の消費拡大につながるものとなるのではないかと考えますことから、以下お伺いをいたします。

1番、今後医療的ケア児の入所のニーズが高まっていくと思われるが、どのような課題があると認識しているか。

2番、煙山保育園に主食の提供ができないか。現在北高田保育園ほか、主食の提供を行っている保育園もあると聞いたが、町内の保育園に在籍する園児全てに同様の措置が取られないかについてお伺いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 煙山保育園の運営についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、現在煙山保育園では看護師2名で医療的ケア児2名の対応に当たっております。今後新たに医療的ケア児を受け入れることになった場合、看護師を増員する必要があり、全国的にも看護師の人材不足が課題となっている中、看護師の確保に係る体制整備が課題と捉えております。

2点目についてですが、主食費は保護者の実費負担となりますことから、保護者にとって主食であります米飯を持参することにより、費用負担を抑えられるものと捉えております。また、施設側としては、調理や配膳などの作業が増えることにより、新たな人員の配置が必要となることなど、課題として挙げられます。

このような状況を含め、主食の提供に対する保護者からの要望等も出されていないことから、現時点における実施は考えていないところであります。

なお、町内保育所等での一律の対応につきましては、人員体制や設備の状況などを踏まえて、各施設の運営者がそれぞれの事情に応じて判断することとされておりますので、園長会

議などで各施設の状況や課題の共有を図りながら、主食の提供についてのニーズの状況の検証を重ね、総合的に判断してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） まず初めに、基本的なことをお尋ねしますけれども、御飯を持ってくる場合に、夏場でありますと、やっぱり気温が高いところに置いておくと腐敗するとか、そういう衛生面の問題が生じるかと思いますけれども、どのような対策を取っているかお聞きをいたします。

○議長（廣田清実議員） 村松こども家庭課長。

○こども家庭課長（村松 徹君） お答えいたします。

夏場のいわゆるあめたり、衛生状況の懸念についてのお話かと存じますが、いずれ保育室においても、全室そうなのですけれども、きちんと早めに冷房管理、部屋の室温を快適な状態に保つようにしておりますし、お弁当についても日の当たらないような形で保管しながら提供させていただいて、給食につなげさせていただいているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 煙山保育園と、それから土淵朗親会が主食を持参となっておりますけれども、残りの保育園は主食を提供されております。そして、値段も北田高田保育園と、それからやはばこども園は、主食つき500円です。ニチイキッズが1,000円でございますけれども、月に500円から1,000円ぐらいのところで抑えられておりますので、言ってみれば自宅でも米を買わなければならぬ状況の方も多いと思いますので、そうすると、ただで米を炊いているわけではないので、相応の負担の範囲ではないかなと考えます。そのことについては、どう捉えているかお聞きします。

○議長（廣田清実議員） 村松こども家庭課長。

○こども家庭課長（村松 徹君） お答えいたします。

町内保育所が4か所、あと認定こども園が5か所ありますけれども、そのうち完全給食を実施しているところが5か所、割合で55.6%でございますが、煙山保育園を含む他の3か所の保育所、認定こども園では、まずいまだに米飯持参ということになっておるわけでござい

まして、いただくとすれば500円で完全給食ということが、どちらかというと方向性としては分かるのですけれども、ただやっぱり町立保育園である煙山保育園の運営といたしましては、やはり民間でまだ完全給食を実施していないところもありますので、今の段階では足並みをそろえながら、完全給食になるのであれば、煙山保育園も完全給食化ということが当然迫られるわけでございますけれども、まだ導入していない園もありますので、そこで煙山保育園がやることによって、やはり民業の圧迫という観点からも、いろいろ支障があるのかなというふうに思いますので、いずれ園長会議とか様々な場面で給食提供の在り方について、やはり町内どこでも同じような足並みのそろった形が好ましいと思いますので、そういう考え方でいろいろ議論をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） あと、町内のお米を消費することができますので、煙山保育園の園児はそんなに多くはないと思いますけれども、地産地消を進める上で、特に子どもの発達の上で、町内産の安心なお米を提供できれば、そういう農業への支援にもなると考えますけれども、その点についてお伺いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 村松こども家庭課長。

○こども家庭課長（村松徹君） お答えいたします。

完全給食化によって町内の地産地消が進むのではないかというご意見でございますけれども、米飯持参の各ご家庭においても、同じJA岩手中央管内の米を使っておりますので、十分各家庭においても地産地消がなされておるかと思います。そうしたことから、給食の完全給食化をもって地産地消が明らかに上がるのではというふうにまでは考えておらないところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 私もいろいろちょっと聞いたところでは、盛岡市はかなりの部分で完全給食になっております。八幡平市は、小学校も中学校も保育園も米飯持参ということございました。しかし、今流れからいきますと、大体完全給食が進んでおりますので、むしろ私はほかの園のことも考えなければいけないかも知れないのだけれども、町立が今リード

していくというのですか、子どもたちに温かい御飯を提供すると、冷たい御飯を食べなければならぬ、冬場はそういうことになりますけれども、温かい御飯を提供していく、町内産の米を提供していく、そういうふうな牽引的な役割もあるのではないかと考えるもので

御飯だけで選ぶというわけではないと思いますが、保育園を選ぶときに、ここは完全給食だから、ほかの民間のところがやっていないと、そちらの足を引っ張っても困るみたいなことがあるかもしれないけれども、いずれやっぱり保育園児に小中学校のように温かい給食を提供したいというのはあると思いますので、むしろニーズが今のところないということなのですけれども、保護者アンケート等を取ってみる考え方がないかについて最後伺って終わりにします。

○議長（廣田清実議員） 村松こども家庭課長。

○こども家庭課長（村松 徹君） お答えいたします。

保護者アンケートにつきましては、給食に特化したものではなく、随時機会を見ながら、やはり保護者の皆様のいろいろな保育ニーズがあろうかと思いますので、そういったお声を保育サービスのほうにも反映させていかなければなりませんので、給食に特化した形ではございませんけれども、いずれそういう意向については聴取しながら対応してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で8番、小川文子議員の質問を終わります。

次に、11番、山本好章議員の一般質問を受けます。

山本好章議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（11番 山本好章議員 登壇）

○11番（山本好章議員） 議席番号11番、新誠会、山本好章でございます。それでは、通告に従いまして質問したいと思います。まず、質問1、教職員の校外活動等の引率経費についてということで、教育長にお伺いしたいと思います。

矢巾町教職員働き方改革プランが実行され、長時間勤務の削減が掲げられ、推進されてきていることだと思います。学校運営の中の学校行事には、校外学習や修学旅行等にも時間をかけて計画実行されています。引率旅費は、県費により賄われておりますが、旅費としての支

給のため、交通費や宿泊料についてのみになります。校外学習においても、施設への入場料や入館料、それからまた部活引率の際等の高速料金、駐車料、利用料金等は支給されておりませんので、引率教員の自己負担と現状はなっていると思われます。修学旅行では、観劇などが含まれると、かなり多額の自己負担となります。

本来であれば、教育活動の一環として実施しているものであり、公費負担がなされるものが適当だと思いますが、本県では旅費のみの支給です。他県ではありますが、自治体によつては補助が行われているところもあると聞いております。学校では、教育委員会に校外活動の届けや宿泊を伴う活動の承認申請を提出していますので、経費については把握できる状態のはずだと思います。自己負担となることに関する見解を伺います。

また、自己負担をできるだけ少なくするよう、何らかの補助等は考えられないものか、伺います。

以上です。

○議長（廣田清実議員）　菊池教育長。

（教育長　菊池広親君　登壇）

○教育長（菊池広親君）　11番、山本好章議員の教職員の校外活動等の引率経費についてのご回答をお答えをいたします。

学校の県費負担、教職員の給料、諸手当、旅費等は、岩手県で負担しております。これは、市町村立学校職員給与負担法により、市町村立学校職員の給与等は都道府県が負担することとなっており、各都道府県は条例等により給料等の額を定め、この定めにより支給することとなっております。

また、修学旅行等の校外における教育活動に係る旅費等の経費は、校外における教育活動の申請により当方で把握しておりますが、教職員に支給される旅費等については、岩手県がその定めにより支給しているものと認識しております。このことは、条例等にのっとった支給でありますので、当方が見解を示す立場にはないものと承知しております。

次に、町として何かしらの補助等は考えられないかということについてですが、このことは、一義的には岩手県において議論するものと認識しております。

なお、他県の市町村においては、補助金交付要綱等により補助をしている例は確認しておりますが、ご指摘いただいたことは、当町のみならず県内他の市町村にも当てはまる内容であるため、現段階では当町独自で教職員に対して校外活動等に係る補助を実施する考えはないところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） ただいまの回答で見解は示せないということでございましたけれども、まず初めに、自己負担があるということの認識は教育委員会としても持っているかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

議員のご質問にありましたとおり、教育委員会としましても、修学旅行に係る経費については把握しておりますところでございます。恐らく県のほうの規程等によって旅費も払われていると思いますが、それに伴い自己負担もあり得るということにつきましては認識をしております。

お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） ただいま回答があったとおり、自己負担の認識はしているということで、私もこの部分につきましてはいろいろ、今までいろいろなところで検討されてきたのですが、県のほうにも要請は、前はしてきたところですけれども、なかなか県としても旅費規程にしか関われないというところで、もしできるのであれば、自治体のほうに要望してほしいというような回答を前にもらっていたような気はいたしております。

今はそういうことで、自治体もそういう部分で関われないということ、補助できないというようなところが大変多くて、なかなかそういうところで、学校現場のほうでは諦めているというところで、自己負担するのがもう当然、当たり前という風潮になってきているのかなと。今はあまりそういう部分については話題になってきていないので、改めてここでちょっと私のほうで現状のことについて報告をするとともに、お知らせしたいというふうに思います。

まず、修学旅行や宿泊研修、社会科見学など校外活動は、学校運営の中で行われる学校行事であり、学習指導要領にも記載されております。これに係る教員の引率は業務であり、これに係る費用は旅費のみが支給されています。いわゆる交通費と宿泊費になります、何度も言っていますが。教職員の旅費は、答弁書にあるとおり県が支給していますが、一般職の職

員等の旅費に関する条例に載っておりますので、旅費のみの支給となるということはもう十分なことです。

したがって、例えば学習のために施設に入館した場合の入館料は対象になっていませんし、当たり前のことと言えば当然のことなのかもしれません。以前は、引率などの場合、引率者の分はそういう施設によっては免除になっていたところもあって、負担しなくてもよかつたのですが、現在では団体料金で割引になったとしても、引率者の分も徴収するところがあります。

特に盛岡市子ども科学館で言えば、展示室、大人200円、団体料金になると160円になるのですが、子どもは半額の100円、団体の場合は80円、プラネタリウムを見ると大人300円、団体240円で、団体としては30人以上になるわけですけれども、そういう状況になっており、両方見ると約500円が個人負担というような状況になっております。

盛岡市動物公園、ZOOMOの場合は、入園料が大人1,000円、団体扱いになると800円、小中学生だと500円、団体扱いだと400円というような状況になっております。

矢巾町とか、盛岡市の場合、そういったところに行った場合に、バスを利用した場合、貸切りバスを使用した場合はバス代は支給になりますけれども、その部分だけではほかの、昔で言いますと日当とかという部分であった時代には、そういったところで賄ってきたというところもありましたけれども、現在としては旅費規程が変わってから支給がされないという状況になっております。なので、全く交通費のみという状況です。

先ほど申し上げたところに足して、先ほど盛岡市動物公園に行った場合は、バスで行くと、さらにそのバスを止めた場合の駐車料金1,000円が徴収され、それがまたそれぞれ、その場合は一旦引率者と児童で負担することになりますけれども、分けてという形で、これも教員の個人負担というような状況になります。

さっき言ったように、条例が改正される前は旅費の規程により日当等が支給されて、それで賄ってきたこともありますし、またいいことか悪いことかは別にして、PTA会費等みたいなところで学校の中で処理してきたということもありますが、今ではそういうことをしてはいかんというふうな形で言われているところもありますので、全くの自己負担という状況になっております。

現在は、現地経費として往復で旅程が40キロ未満には支給されず、往復で旅行した場合の40キロメートル未満には全く旅費も出ない。矢巾町のようにスクールバスを利用して行ったような場合については、全く旅費は支給されないと、ゼロ円という形の中で校外活動が行わ

れている。ある意味バス代がかからないという部分で、非常にいいことかなとは思いますけれども、そういうところになります。

修学旅行について言えば、小学校では2万円程度かなど、中学校になると8万円程度という費用になっております。小学校では自己負担は1,000円から2,000円程度かと、中学校ではそのことからいうと2万5,000円から3万円程度が自己負担というような状況になっております。

中学校では、このようになぜ多額かというと、劇団四季とかというところを観劇したり、見ると約1万400円、それからディズニーランドというところに入りますと6,100円という部分が大人料金かかります。また、最近は宿泊費も高騰しております、1泊1万3,000円、1万4、五千円するという状況です。現在の旅費規程でいくと9,800円しか支給されないという状況ですので、それ以上に宿泊費が徴収されているという状況なので、なかなか、以前はさっき言ったように宿泊費と日当で調整した時期もありましたが、もう既にそれを超えているという状況で、自己負担の額が増え続けているという状況であります。

今教職員は、長時間労働と仕事の忙しさ、厳しさから教員の希望者が減っているというような状況です。さらに、採用になったならば、こういった校外学習のみならず自己負担でやっている部分が、事務用品類もどのぐらい充当されているかはそれぞれ学校によって違いますけれども、こういった状況が、自己負担になっているという状況があります。こういった部分であれば、さらにますます教員の希望者が減るのではないかというふうに考えます。

自己負担は当たり前のことと、請求できないものとなっておりますが、もちろん県単位で、先ほどおっしゃったように考えること、また学校給食費同様、自治体で検討してみるということも考えていいのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君）　お答えいたします。

今お話ししていただいたような現状があろうかと思われます。先生方が引率の際に、いろいろ見学等される際の入場料等あると思いますし、また現地の食事等も現実にかかる経費の一つかなと思いますけれども、これについてはやはり判断が難しいところありますと、先生方も受益者と言えば受益者に当たるということで、これが公費で完全支給されるべきかどうかという点は議論の分かれるところかなと思われるところでございます。

おっしゃっていただいたとおり、教員の成り手をこれからどうしていくかという問題も絡んでまいりますので、やはり県のほうでこれは考えていただくべき話かなと思いますので、

問題提起として受け止めつつ、対応については現状のとおりであるというふうに申し上げたいと思います。

お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問はありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） そこで、提案なのですけれども、できるかできないかは別にして、学校配当予算の中で、町費の中で、そういった入館料とかの部分で支出できる項目はあるのかどうかお伺いしたいのですけれども。

○議長（廣田清実議員） 矢巾町で、矢巾町の項目で。

○11番（山本好章議員） 支出項目の中で。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

現在直ちにそれにぱっとすぐ出せるというふうな項目はないものと認識あります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問はありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） 町費の中で何らかの形でそういった部分が貰えるのであれば、全部が全部貰えるかどうかは別にして、学校配当予算というものがあります。その中で配当して、学校の中で支払うというか、そういう形で補充する、補填するというようなことができないかなと考えるわけですけれども、その辺の考えはございますでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） 私のほうからお答えをいたします。

基本的には旅費の支給ということになります。ですから、配当予算という中にはないというふうに認識。ですから、他の自治体の例で言うと、補助金交付要綱というふうな補助金の交付要綱を定めて、その額に従って上限を決めてお支払いしているという例は存じております。

でも、いずれにしても、基本的には旅費、そして現地経費、その関係でございますので、こここの部分については県の判断というふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問はありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） これで最後にしたいと思います。そういった状況を踏まえながら、やっぱり教育の現場を幾らかでも環境をよくする、そういった自己負担ありきでいいのかどうかという部分は、十分議論をまたないところだと、そのように私は思います。そういった部分を含め、なかなか県等も動かないという状況でありますが、自治体なり地教委から県のほうにそういった部分の要望をするとかということはできるのでしょうか。

私たち自身で個人的に県のほうに要望する手だけはございませんので、そういった部分でありませんので、ぜひとも町なり教育委員会から県のほうに、そういったことがあるからどうにかならないかという部分を要望できないものかと、それをお聞きして終わりにしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

恐らく県のほうでも、その支給できない要件というものをお持ちだと思います。そのことについての説明がまず必要なのだろうなというふうに思ったところが1つ。

それから、要望でございますが、いわゆる県内市町村教育長と、それから県教委との意見交換というふうな場が年間2回ほどございます。その公的な場というよりは、その場を活用しながら、こういう意見があるということをお伝えできるかというふうに存じております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「以上です」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で11番、山本好章議員の質問を終わります。

次に、9番、木村豊議員の一般質問を受けます。

木村豊議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（9番 木村 豊議員 登壇）

○9番（木村 豊議員） 議席ナンバー9番、日本共産党矢巾町議団、木村豊です。通告に従いまして質問させていただきます。質問事項、やはばWi-Fiについて、答弁者は町長に願います。

令和3年1月14日に矢巾町と通信サービスなどを提供する民間企業、ウェルソックと、インターネット契約接続サービス等を通じた高速無線通信網に係る連結協定を締結していま

す。これは、各地域の公民館やコミュニティセンター、小中学校などに無線アンテナ基地局を設置することになっており、背景にはコロナ禍による新しい生活様式があるほか、公共施設などへのWi-Fi環境整備の遅れがあるということです。協定項目の中には、災害時など緊急時におけるインターネット接続サービスの開放に関する内容があります。ところが、残念なことに不具合を生じていることから、以下を伺います。

1点目、ウェルソックのホームページによると、令和6年1月26日には、三堤住宅、南矢幅公民館が故障基地局になっております。現時点の接続状況はどうなっているのでしょうか。そして、修理費用はどのように処理したのでしょうか。

2点目、受付用ホームページでの個人情報の入力ができますが、申込みをしていても対応できず、実際の受付業務ができない状態となっています。連携協定には、双方の情報把握に関わる情報共有項目があったのでしょうか。

3点目、インターネット上において、令和5年8月にウェルソック本社社員の声として、会社自体は倒産していないものの、給与が未払いの上、経営陣との連絡が全くつかなくなっているとの記述を目にしました。この事態に伴い、受け継ぐ新たな会社が見つかったという話を聞いていましたが、現在の移行状況と今後の見通しをお知らせください。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 9番、木村豊議員のやはばWi-Fiについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、令和6年8月20日時点で町内に66基ある全ての基地局において故障による通信障がいは発生しておらず、良好な通信環境が保持されております。

また、修理費用につきましては、町では管理運営等業務委託契約の範囲内で負担をしております。

2点目についてですが、やはばWi-Fiはウェルソックの収益事業として実施していたことから、町では加入者の情報を取得しておりませんでしたが、事業継続が難しくなったことから、同社より加入者名簿の提供を受け、加入者に対してサポートを行ってまいりました。

なお、連携協定書に、双方の情報共有に係る具体的な記載はございませんが、業務委託契約において、事業継続が困難になった際の円滑な事業承継に係る項目を設定しておりました。

3点目についてですが、インターネット上の記述については把握しておりませんが、ウェルソックが事業継続困難となったことに伴い、本町としてもWi-Fi事業を継続可能な事業

者を探しておりましたが、事業を承継できる事業者より申出があり、当事業者と業務委託契約を締結して対応しておるところであります。

また、新たな事業者が決定するまでの間、新規加入受付及び退会の受付ができない状況であります。令和6年1月から7月分までの利用料は無償とする旨、事業者より加入者の方々に連絡を取り、対応しております。

なお、利用料金の設定や保守費用の想定の甘さなど、ウェルソックの不適切な経営が事業困難に至った要因でもあることから、新たな事業者には適正な利用料金等を設定の上、事業を継続いただけるよう、引き続き働きかけをしてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

木村豊議員。

○9番（木村 豊議員） 私自身、ネット関連に関しても常時使っている状態であります。これがないともはや仕事ができないと、それだけ大事なものなのです。それと同時に、電話もできないです、IP電話ですので。そういうのもあって、光ファイバーとか、その不具合が出た場合は非常に困るのです。光ファイバーの切断、除雪車がファイバーを切断したこともあります。あとシステム障害もあるのです。私は、常に安定性が一番だと考えております。

まず、こちらのほうの質問に関してですけれども、全部これつながっておりますので、一緒にいたしているところもありますので、その辺はご勘弁ください。まず、私新人なですから、過去、これ以前に関しては知識不足というのが多々ありますので、それはご容赦ください。

まずは、ウェルソック岩手は、入札で決まったものなのでしょうか、その辺について伺います。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えいたします。

プロポーザルを展開しまして、当時応札いただいたのがウェルソック社しかなかったというふうな状況でございました。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

木村豊議員。

○9番（木村 豊議員） 連携協定というのが7項目になっているというふうにあるのですけれども、その項目の内容というのは、お知らせいただけますでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） 項目は、これは連携事項というところの中で7項目ございまして、アンテナの設置、運営及び提供がまず1つ、2つ目が高速無線網におけるインターネット接続サービスの提供が1つ、3つ目がそれを活用した低廉な通信サービスの展開が1つ、4つ目が教育環境向上のためのネット接続サービスの利用が1つ、5つ目がネット接続サービスの直接利用、これは矢巾町によるもので、大体400カウントを想定しているというふうになっております。6つ目が災害時など緊急時におけるネット接続サービスの開放、そして7つ目は高速無線通信網の利活用による地域振興に関するものというふうな7つになってございます。

お答えさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

木村豊議員。

○9番（木村 豊議員） 本町がWi-Fiサービスを始めて、採用した時点で、話によるところの県とか町、そちらから何か視察があったというふうに伺っているのですけれども、これ私調べたところでは会津美里町ですか、それから会津若松市、これは福島県ですけれども、それと愛媛県というのも出てきたのです。そちらのほうとの連携とかなんかは、今も行っているのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えいたします。

ウェルソック社が実際経営破綻のような状況になったわけなのですけれども、こちらの影響を受けまして、それぞれ導入されている事業でしたので、対応策につきまして連携を取って今日まで対応してきたところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

木村豊議員。

○9番（木村 豊議員） 開設当時、45基地局で70%の世帯をカバーすると言われているのですけれども、現在66基地局です。それで、当初より相当数増えている。これでもう100%に満たっているのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） 人口カバー率という表現が正しいか分かりませんが、矢巾町の今建っているおうちとかでいきますと78%ほどの状況になってございます。

お答えさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

木村豊議員。

○9番（木村 豊議員） まず、1点目を中心に行きます。

令和6年8月の時点で通信障害は発生していないとありますけれども、故障したときの通信不能日数はどれくらいだったのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えいたします。

正確な日数というのは、すみません、押さえてございませんが、当時に関しましては、ちょっとウェルソック社との連絡がなかなか非常につきにくい状況でございました。実際社員がほとんどいないという状況に陥っておりましたので、その中でも技術者であった方が後継の事業所のほうに勤務いただけたというふうなことでしたので、その方と連絡を取りまして、ちょっと1か月、2か月、申し訳ございません、ちょっと要してしまったかもしれません、何とか今は対応いただいているという状況でございます。

お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

木村豊議員。

○9番（木村 豊議員） 答弁で業務委託契約の範囲内で負担とありますけれども、実際金額的にはどれぐらい負担したのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） 本町におきましては、200万円を切る程度の金額で年間でお願いしてございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

木村豊議員。

○9番（木村 豊議員） 2点目を中心に質問いたします。

収益事業として実施していたのですが、加入者の情報を取得していなかったため、事業継続が難しくなったため、加入者の名簿の提供を受け、加入者にサポートしたとありますけれ

ども、具体的にはどういうサポートがあったのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） 加入者の方々からウェルソック社と連絡を取りたいのだが、連絡がつかない、どうしたらいいのだろうというふうな相談がやっぱりございましたので、今どういう状況にあるのか、今後どうなっていくのかと、こういったところを承継事業者等と協議しながら、今どうなっていくのだと、そしてどういうところが承継するのであろうとか、こういう情報提供に努めてまいったところでございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

木村豊議員。

○9番（木村 豊議員） 私が一番心配しているのが、故障に伴って解約する人も出てきたのではないかと思うのです。実際こういうことはあったのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

故障を基にした解約なのか、この事業の様子が思わしくないことによる解約なのかの情報は、申し訳ございません、押さえておりませんが、今現在この半年間で50件ほどがちょっと減少しているような状況になってございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

木村豊議員。

○9番（木村 豊議員） 事業継続が困難になったときの項目を設定してあるというふうに答弁で述べられていますけれども、これはウェルソック岩手からの連絡がなかったというふうに判断してもよろしいでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） 本来事業困難な状況に陥る場合には、その承継会社を見つけて本町と連絡を取り合うことというふうな条項を用意してございましたが、残念ながら今回に關しましては、そういった報告がないままにどんどん事業が悪化していったというふうな状況にございました。

そして、我々のほうも、以前矢巾町の室岡のほうに営業所を構えていた方を頼りに何とか連絡を取り合いまして、承継のほう何とかうまくいきまして現在に至っている状況でございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

木村豊議員。

○9番（木村 豊議員） これはあくまでも私が調べたところなのですが、2022年、こちらの決算でウェルソック岩手は赤字1,226万9,000円になっています。これはまず、決算公告ですので、確かだと思います。ところが、それとはまた別なのですけれども、この業者というのは、監視カメラ事業も行っているのですけれども、矢巾町の監視カメラ、防犯カメラもありますけれども、こちらとの契約はしているのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） ウェルソックの本社におきましては、確かに様々な事業を開かれていますが、矢巾町としては、このカメラ関係に関しては一切契約がない状況でございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

木村豊議員。

○9番（木村 豊議員） 私自身も光ファイバーを使って、うちの中はWi-Fiという形になっているのですけれども、料金ですけれども、これがとことん安いのです。私もこれだったらぜひ入りたいという、加入したいということになる、移行したいという形になるのですけれども、やっぱり安定性を考えると、この事態でもうそれ以降信用できないということではないのですけれども、やっぱり二の足を踏んでしまうところがあります。安いといっても、本当に基本プランで1,980円です。そのほか、65歳以上の方は月550円です。これだったら、もっとどんどん増えてもいいような気はするのですけれども、この料金設定でもって事業が困難になったのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） 法人の事業の内容に関してですので、我々がちょっと閑知できぬ部分はありますが、残念ながらその一端を担ってしまったのではないかと、推測ですが、思っております。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

木村豊議員。

○9番（木村 豊議員） 最後に一言、私自身も新しもの好きなのです。それで失敗したことたくさんあるのです。ウェルソック、やはばWi-Fiについてなのですが、これは新規事

業だったのです。それについては、莫大なお金がかかっていると思われるのです。もう少し慎重な対応が必要ではないかと思うのですが、どうお考えですか、新規事業に関しては。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） こちらに関しましては、コロナ禍の中で、何とか顔を突き合わせることができない中で情報交換できるように、そして災害にも備えられるようにと、我々も様々な希望を持って臨んだ事業でございましたので、新規ではありましたけれども、そしてそれを低廉な価格で実現できるというふうな、割とアンテナ等は市販のものを使って造っていただけたとか、そういったところもございましたので、大変良質な事業だというふうに我々は考えて導入させていただいたところですが、ただ相手側の経営の内容に関しては、ちょっとそこまで入り込んで検討したわけではなかったとすれば、ちょっとそこは残念ながら反省点だなと思うところがございます。

ただ、全国展開している事業者でもございましたので、こちらについて私たちとしては、いずれ良好な事業者であるというふうな認識の下で実現した事業でございまして、何とかこちらのほう、ちょっと今厳しい状況に一旦追い込まれておりましたけれども、幸いにしてまた承継いただけた事業所も出てまいりましたので、こちらのほうは引き続き、できるだけ低廉な価格とはならないかもしれません、矢巾町においてたくさん視察も頂戴して、実際実現している他自治体もあることから、引き続き充実のほうをしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

木村豊議員。

○9番（木村 豊議員） 先ほど最後に言いましたけれども、ちょっと1つ、2つ足させてください。

引き継ぐ新しい会社、こちらのほうの一般的な概要、つまり社名とか、所在地というものは、今教えていただくことはできるでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） 契約にはこぎ着けておりますので、会社名をお話しさせていただきますと、ダブルシステムジャパンという会社でございます。東京のほうに今本社を置いている会社になります。詳細に関しては、ちょっと今資料を持ち合わせていないので、すみません、これ程度でお願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

木村豊議員。

○9番（木村 豊議員） これで本当に最後にいたします。引き継ぐ会社というのに、まずは令和6年1月から7月分までの利用料は無償ということになっているのですけれども、8月以降替わってしまったならば、料金は変わるものなのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） その承継する会社から今聞いている情報によりますと、これまでの既存のユーザーの方につきましては、これまでの料金で当面の間はいかせていただきたいというふうなお話をいただいております。ただ、やはり以前の会社が料金体系等に問題があったのではないかという反省点を踏まえて、こちら先ほど議員からもお話しいただいた550円のプラン等を引き継ぎできるかは、ちょっと今後検討させていただきたいということで、一本化した料金体系をできれば希望しているというふうな話を聞いておるところでございます。

お答えさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で9番、木村豊議員の質問を終わります。

○議長（廣田清実議員） 以上で本日の議事日程は全部終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、7日、8日は休日休会、9日は休会、10日は予算決算常任委員会の詳細説明を行う旨、毎予算決算常任委員長からの申出がありましたので、午前10時に本議場に参集されるようお知らせいたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

午後 1時54分 散会

令和6年矢巾町議会定例会9月会議議事日程（第6号）

令和6年9月20日（金）午後2時00分開議

議事日程（第6号）

- 第 1 議案第81号 令和5年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 議案第82号 令和5年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 議案第83号 令和5年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 議案第84号 令和5年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 議案第85号 令和5年度矢巾町水道事業会計決算認定について
- 第 6 議案第86号 令和5年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第 7 議案第87号 令和5年度矢巾町下水道事業会計決算認定について
- 第 8 議案第88号 令和5年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第 9 議案第89号 町道谷地線交通安全施設整備その2工事請負契約の締結について
- 第10 発議案第4号 議会のあり方調査検討特別委員会の設置について
- 第11 発議案第5号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	高 橋 恵	議員	2番	高 橋 敬 太	議員
3番	横 澤 駿 一	議員	4番	ササキマサヒロ	議員
5番	吉 田 喜 博	議員	6番	藤 原 信 悅	議員
7番	齊 藤 勝 浩	議員	8番	小 川 文 子	議員
9番	木 村 豊	議員	10番	小笠原 佳 子	議員
11番	山 本 好 章	議員	12番	高 橋 安 子	議員
13番	水 本 淳 一	議員	14番	村 松 信 一	議員

15番 昆 秀一 議員
17番 谷 上 知子 議員

16番 赤丸秀雄 議員
18番 廣田清実 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造君	副町長	岩渕和弘君
政策推進監課 兼未来戦略課長	吉岡律司君	総務課長	田村英典君
企画財政課長	花立孝美君	税務課長	佐々木智雄君
町民環境課長	田中館和昭君	福祉課長	野中伸悦君
健康長寿課長	田口征寛君	こども家庭課	村松徹君
産業観光課長	村井秀吉君	道路住宅課長	水沼秀之君
農業委員会事務局長	細越一美君	上下水道課長	浅沼亨君
会計管理者 兼出納室長	佐々木美香君	教育長	菊池広親君
学校教育課長 兼学校給食共同調理場所長	高橋雅明君	文化スポーツ課	高橋保君
代表監査委員	高橋憲康君		

職務のために出席した職員

議会事務局長 吉田徹君
主事 渋田稀結君

議会事務局長
補佐 千葉欣江君

午後 2時00分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 議案第81号 令和5年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第2 議案第82号 令和5年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第3 議案第83号 令和5年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第4 議案第84号 令和5年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第5 議案第85号 令和5年度矢巾町水道事業会計決算認定について

日程第6 議案第86号 令和5年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第7 議案第87号 令和5年度矢巾町下水道事業会計決算認定について

日程第8 議案第88号 令和5年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○議長（廣田清実議員） 日程第1、議案第81号 令和5年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第2、議案第82号 令和5年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第3、議案第83号 令和5年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第4、議案第84号 令和5年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第5、議案第85号 令和5年度矢巾町水道事業会計決算認定について、日程第6、議案第86号 令和5年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分

について、日程第7、議案第87号 令和5年度矢巾町下水道事業会計決算認定について、日程第8、議案第88号 令和5年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、この8議案については、予算決算常任委員会への付託に係るもので、審査報告書が当職のもとに届いておりますので、これを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

昆秀一予算決算常任委員長。

(予算決算常任委員長 昆秀一議員 登壇)

○予算決算常任委員長（昆秀一議員） 報告書を読み上げて報告といたします。

令和6年9月20日、矢巾町議会議長、廣田清実様。矢巾町議会予算決算常任委員会委員長、昆秀一。

予算決算常任委員会審査報告書。

議案第81号 令和5年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第82号 令和5年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第83号 令和5年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第84号 令和5年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第85号 令和5年度矢巾町水道事業会計決算認定について、議案第86号 令和5年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議案第87号 令和5年度矢巾町下水道事業会計決算認定について、議案第88号 令和5年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。

本常任委員会は、令和6年9月3日付で付託された上記の8議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので、矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号）第77条の規定により報告する。なお、本委員会は、議案第81号から議案第88号に対し、次のとおり附帯決議を付する。

記。 1、人材育成事業、国際交流については、希望する多くの生徒を派遣できるよう取り組まれたい。

2、広報広聴事業は、町、住民の双方向からの情報発信を大事に取り組まれたい。

3、やはナビ！は、多大な費用を要しているので、誰でも利用できる講習会などを行い、利用促進を図られたい。

4、ふるさと納税は、目標額達成のために工夫を行い、財源確保に努められたい。

5、経済的側面及び婚活支援等、様々な少子化対策に取り組まれたい。

6、コミュニティ推進事業は、若者が参加し、活性化する活動の推進に取り組まれたい。

7、防犯灯、街路灯等の設置は、町補助金だけでなく、企業からの寄附も含めて検討を進められ、町民の往来や通学路等の安全確保に努められたい。

8、自治公民館整備事業補助金は、人件費及び資材高騰等により上限額見直しを図られたい。

9、ひきこもり、障がい者、高齢者の孤立、子どもの虐待等、複雑多様化する課題に、より積極的に取り組まれたい。

10、ハラスメントのない社会を目指し、ハラスメント防止の啓蒙に努められたい。

11、ゼロカーボンシティを表明した本町の脱炭素に向けた事業として、太陽光発電設備設置への補助や公共施設のLED化に続く、脱炭素の取組を計画的に実施されたい。

12、水害対策として、田んぼダムの効果は実証済みであり、本町でも積極的に取り組まれたい。

13、熊やイノシシなどが増えていることから、今後さらに有害鳥獣の被害防止対策強化に努められたい。

14、農業及び経済の活性化を図るため、矢巾町農商工共創センターの活用を早期に進められたい。

15、特産品については、食品以外の開発も行い、通年販売も視野に入れて取り組まれたい。

16、町営住宅建て替えについては、地域住民も巻き込んで議論しながら進められたい。

17、緊急及び防災情報等は、わたまるメール、やはラヂ！、ライン、やはナビ！などの伝達ツールに漏れなく配信されるよう環境整備に努められたい。

18、学校給食費完全無償化に向けて、国や県への働きかけを含めて早期実現に向け取り組まれたい。

19、特定健康診査について、受診率60%以上を目標として周知徹底するとともに、各種検診においては、高齢者等も簡単に予約できる受診率向上につながる環境を整えられるよう努められたい。

以上でございます。

○議長（廣田清実議員） 委員長の報告が終わりました。

各議案に対する質疑は、予算決算常任委員会で審議を尽くしておりますので、省略いたします。

ただいまから各議案について討論に入ります。

なお、討論は、一般会計、3特別会計、水道事業会計、下水道事業会計及び水道事業会計、

下水道事業会計の未処分利益剰余金の処分についての決算等8議案を一括して行いたいと思
いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） ご異議がないようなので、一括して討論を行います。

それでは、討論に入ります。

最初に、反対討論の発言を許します。

8番、小川文子議員。

(8番 小川文子議員 登壇)

○8番（小川文子議員） 議席番号8番、日本共産党の小川文子でございます。

令和5年度は、コロナ感染が収束に向かう中、経済も順調に回復を見せておりましたけれども、円安に続く物価高が大きな影響を与え、町民も、そして農業をはじめとした経済も大変さらなる打撃を受けている状況でございました。

また、そういう中でウクライナの戦争、そしてガザでの戦闘の激化が世界を揺るがしております。過日戦没者追悼式に引き続きまして平和の集いが行われましたけれども、そこで広島の原爆資料館に参加をされた矢巾中学校2年女子生徒の報告が大変すばらしいものでございました。原爆の悲惨な体験と学びを通じて、再び戦争をしない、そして核兵器を使わせない、使わない、そのための行動をするという非常に力強い発言がありました。また、町職員も原爆の資料館等で多くを学び、そしてそれを持ち帰り、私たちに強いメッセージを発していただきました。このことについては、私も感銘を受けましたし、参加者も大変感銘を受けたということを申し添えたいと思います。

さて、本町の財政は、大変厳しいものがございます。これは度々申し上げておりますけれども、やはり駅前開発107億円の借金がまだ10年残っていて、令和4年、5年が年間数億円の返済の時期と重なっております。これがやはり大きな負担になっております。大きな投資というものは、将来にわたって財政的な負担を将来世代にさせるものだということを、私は議員になってからずっとこの問題に付き合ってまいりましたので、実感をしているところでございます。

そして、本町の財政状況ですが、報告も受けておりますように、実質公債費比率は15.6%、将来負担比率は61.0%、少しずつ減少はしておりますけれども、依然県内の自治体では高いレベルにあります。また、財政の柔軟性を表す経常収支比率は96.9%と、これも少し減少はしておりますけれども、依然高い状況にあります。また、財政の硬直化を示す公債

費比率も13.8%ということで、これは15%を超えると警戒レベルになる数値でございます。このような厳しい財政の中で、どう町民の福祉を向上させ、そして農業をはじめとした産業振興を図っていくのか、このことが今問われているのではないでしょうか。

その点におきまして、昨年度自治体主導のインターネット環境として整えられたウェルソック矢巾が事業継続ができなくなり、そして町民に対してサービスの提供ができないという事態も起きました。インターネットについては、安定性、そして高いセキュリティーが求められます。今回このような問題が起きたことは、それに大きな傷がついたことになります。

そもそもこのインターネットの整備は、コロナ禍の中で、子どもたちが学校閉鎖、学級閉鎖等で学校に行けなくなったときに、子どもたちの学びを保障するとして補正予算で取り組まれた、言ってみれば急遽取り組まれた事業であります。自治体によるWi-Fiの運営というものは、大変まれな事業であります、本町としても未経験の事業であります。これがコロナ予算約1億円余を使いまして実施されてきたわけでございますけれども、今回このような事態に陥ったことが、やはり町民への大変な課題を残したと思います。

新規事業に当たっては、しっかりと調査研究し、少なくとも1億円を超えるような事業については、さらに慎重さが求められると思います。

最後に、水道事業でございますが、一般質問で随分私も議論をしてまいりましたけれども、総額14億数千万円になる事業であります。この建設地が高区配水塔の廃止と新たな配水池の建設でございますけれども、軟弱地盤のために建設費が倍増している状況で、現在はさらに計画の変更を、設計変更されていると思います。純利益が六、七億円の本町にあって、そして14億5,000万の対象地域の人口は800人余、世帯数でいければ300世帯余でありますから、私はこれは大変な過剰投資になるものと考えるものであります。財政の基本であります必要最小限の経費で最大の効果を出すという原点に立ち返って、再度検討されることを求めて反対討論いたします。

○議長（廣田清実議員） 次に、賛成討論を受けます。賛成討論ありますか。

村松信一議員。

（14番 村松信一議員 登壇）

○14番（村松信一議員） 議席番号14番、矢巾未来の会、村松信一でございます。令和5年度一般会計ほか全会計に賛成し、討論を行います。

行政における不断の課題への取組が町民福祉と町民サービスの向上につながり、さらなる矢巾町の発展に資することから、令和5年度に各担当課が取り組んだ身近な評価に

値する点について、その一部であります、申し上げたいと思います。

未来戦略課、総務課。公的不動産の有効活用のため、ローカルアセットバックドビークル方式という今後の公的不動産運営のために基本的な考え方の整理を行ったこと。公共施設の適正な維持管理のため、地震や風雨による雨漏り、議場天井等の修繕、また施設維持のため、町民センター施設について災害復旧事業の対応を実施したこと。

次に、企画財政課、道路住宅課。住民総合ポータルアプリやはナビ！の導入、町ホームページのリニューアルはシンプルで見やすく、スマートフォンでも閲覧しやすくなったことの取組。本町の橋梁268か所のうち主要橋梁の17か所について、補修を計画的に実施する取組。また、点検の省力化、経済性の向上のため、新技術である画像解析システムを活用したこと。

次に、産業観光課、農業委員会。農業者物価高騰対策支援や中小企業の販路拡大、生産性向上等の取組に対する補助事業、にぎわいの創出に寄与するイベントである春、夏、秋まつりの企画により、町全体の活性化に努めたこと。各地域の10年後の農業の在り方について協議の場を実施し、素案作成を完成させたこと。今後素案を基にした6年度地域計画の策定を期待しております。

次に、税務課、町民環境課。自主財源確保のため、町税の収納率向上に努め、また土地の実地調査に基づき適正課税を行ったこと。ゼロカーボンシティを表明した矢巾町の脱炭素に向けた事業として、太陽光発電設備設置への補助や公共施設へのLED化を実施したこと。また、エネルギー費用負担軽減のため、エアコン、冷蔵庫の買換えを促進、脱炭素にも寄与したこと。

次に、福祉課、文化スポーツ課。物価高騰等に対応し、様々な給付金により町民が安心して生活ができるように支援した。また、ひきこもりや生活困窮、障がい者、高齢者の孤独、孤立、子どもの虐待等、複雑多様化する問題に対し、重層的支援体制整備事業を実施したこと。クリスマスツリーづくりや徳丹城ミュージックフェスティバルの開催。史跡徳丹城整備計画による保存整備。

次に、学校教育課、上下水道課。煙山、不動小学校の体育館照明のLED化工事を実施し、教育環境の改善を図ったこと。第3期矢巾町教育振興基本計画及び町立学校の再編に関する基本方針を策定したこと。水道管布設替え3.4キロ、下水道管更生1.4キロ、マンホール蓋98枚の交換により、施設の計画的更新を着実に実施したこと。

次に、こども家庭課、健康長寿課。子育て支援在宅育児支援や子育て応援保育料無償化事業を実施したこと。子育てに関する相談、支援をワンストップで行うこども家庭センターの

開設に向けた組織体制の構築。社会福祉法人による特別養護老人ホームへの開設支援を行い、1月の開所にこぎ着け、待機者の解消に努めたこと。また、町独自の帯状疱疹ワクチン接種への助成を実施し、感染予防につなげた取組を評価したいと思います。

以上ですが、職員の皆さんが日頃職務に一生懸命取り組んでいる姿に接し、矢巾町の明るい未来を感じます。日々の小さな仕事の積み重ねもやがて大きな成果となり、今後町発展に貢献するものと期待しております。

様々なパラダイムシフトが起こっている昨今、当たり前だと思っていることが、いつ過去の常識になるか分かりません。新鮮な気持ちで様々な角度から仕事を眺めれば、明日も頑張れる自分を見つけると思います。思い込みを廃止し、変化に対応できる職員であってほしいと願っております。

以上で令和5年度矢巾町一般会計ほか全会計の賛成討論といたします。議員各位のご賛同をいただきますようお願い申し上げまして、賛成討論を終了いたします。

以上であります。

○議長（廣田清実議員） 他に討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） なしと認めますので、以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第81号 令和5年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第81号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第82号 令和5年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第82号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第83号 令和5年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第83号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第84号 令和5年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第84号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第85号 令和5年度矢巾町水道事業会計決算認定についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第85号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第86号 令和5年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号 令和5年度矢巾町下水道事業会計決算認定についてを起立により採決

いたします。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第87号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第88号 令和5年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第89号 町道谷地線交通安全施設整備その2工事請負契約の締結について

○議長（廣田清実議員） 日程第9、議案第89号 町道谷地線交通安全施設整備その2工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第89号 町道谷地線交通安全施設整備その2工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

本工事は、紫波郡矢巾町大字間野々地内の町道谷地線において、道路改良及び歩道整備を行うものであります。

主な工事概要は、施工延長202.9メートル、置換工1,000立方メートル、擁壁工19立方メートル、側溝工399メートル、集水ます工1か所、車道及び歩道のアスファルト舗装工2,358平方メートルを施工するものであります。

施工業者は、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定に基づき、8月22日付で条件付の一般競争入札の公告を行い、受付期間の9月5日までに株式会社佐々木組、くみあい鉄建工

業株式会社、百万石建設株式会社、水本重機株式会社、タカヨ建設株式会社、以上5社から参加申請があり、9月6日に入札を執行した結果、百万石建設株式会社が一金6,800万円で落札候補者に決定したことから、この金額に10%の消費税及び地方消費税を加算した金額、一金7,480万円で契約の締結を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 説明を受けたのですが、ちょっとイメージが湧かないで確認させてください。まず、その2工事というのは、今の説明では202メーターほどというお話でありましたが、これは1でどのような形の工事が終わって、あと3、4と続いて、ある程度の町道谷地線が出来上がるのでしょうか。そのうちのこの部分なのですという説明と、この工期はいつなのか、その辺をまず教えていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

まず、今回のその2工事は、昨年度実施いたしました国道4号線から140メーターの区間、昨年施工いたしましたが、その延長となってございます。全体で600メーターの延長となってございまして、今回の202.9メーターの施工によって、残延長は257.1メートルとなりまして、57%の進捗率となる予定でございます。

事業費的には、昨年度の8,800万、本年度と含めてトータルで、4年度にも着手しておりましたので、トータルで現在1億7,327万8,000円の事業費となってございます。

このほか、その後、その3、その4というふうな形で残りのライスセンターまでの延長をこの後、翌年度以降に実施する予定でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 工期。

○道路住宅課長（水沼秀之君） 失礼いたしました。工期は、本日契約となった場合でございますが、明日9月21日から3月5日までの166日を予定してございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に質疑ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 今の説明は理解しました。それで、3とか4とかと工事があるらしいのですが、完成というか、谷地線の全体が終わるのはいつ頃を見込んでいるのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

来年度の交付金のつき次第ではあるのですが、可能でしたら令和7年度で完成を目指しているところでございます。もし交付金の配分が少なければ、もう一か年かかるかと考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） すみません、もう一点ちょっと確認しますが、これは今開発になっているところの住宅地とは全然つながりのない部分なのでしょうか。通学路として使われるのか、その辺もどのような考え方なのか、もし分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

住宅地とは関係なく、間野々の日野自動車さんの辺りの地区計画に関連してのものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第89号 町道谷地線交通安全施設整備その2工事請負契約の締結についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

日程第10 発議案第4号 議会のあり方調査検討特別委員会の設置について

○議長（廣田清実議員） 日程第10、発議案第4号 議会のあり方調査検討特別委員会の設置についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみといたします。

（職員朗読）

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明を求めます。

14番、村松信一議員。

（14番 村松信一議員 登壇）

○14番（村松信一議員） 発議案第4号 議会のあり方調査検討特別委員会の設置について提案理由の説明を申し上げます。

矢巾町の代表である町長及び議会の議員は、それぞれ町民の直接選挙で選ばれ、町民の負託に応える責務を負っております。住民自治の根幹である議会は、町民の声に的確に応えていくため、議会の持つ監視機能及び評価の機能等をより充実させるとともに、町民の代表機関として地域の発展と町民福祉の向上に対する役割は重大であります。

平成11年の地方分権一括法の施行以来、地方自治体の自主性、自立性が飛躍的に拡大され、また議会の権限の及ぶ範囲も大幅に拡大し、議会の役割と責任を十分に果たすことや議会活動の透明性を高めることがさらに求められております。

反面、昨今では全国的にも議員の成り手不足が深刻な状態となっております。このような状況を踏まえ、本議会が町民の信頼と負託に応える議会を目指して、あらゆる世代が議員として活動できる環境を整え、さらなる議会の活性化に向け、調査、検討することを目的に、地方自治法第109条及び矢巾町議会委員会条例第5条の規定により、議会のあり方調査検討特別委員会の設置を提案するものであります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。発議案第4号 議会のあり方調査検討特別委員会の設置についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、発議案第4号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決し、設置されました議会のあり方調査検討特別委員会の招集については、本日の会議解散後、直ちに全員協議会室で開催されますよう口頭をもって通知いたします。

また、委員長等の互選の職務は、年長委員が取り仕切っていただくようお願いいたします。

日程第11 発議案第5号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について

○議長（廣田清実議員） 日程第11、発議案第5号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみといたします。

(職員朗読)

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明を求めます。

8番、小川文子議員。

(8番 小川文子議員 登壇)

○8番（小川文子議員） 議席番号8番、それでは報告書を読み上げて報告とさせていただきます。

令和6年9月3日、矢巾町議会議長、廣田清実様。矢巾町議会教育民生常任委員会委員長、小川文子。

請願審査報告書。

本委員会が令和6年矢巾町議会定例会7月会議において付託を受け……

○議長（廣田清実議員） 小川議員、検討の報告書ではなくて、発議案の意見書のところです。

それはもう採決しておりますので、それを認めて意見書を提出するというものの発議です。

○8番（小川文子議員） それでは、訂正をいたします。報告をもって、報告といたします。

発議案第5号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの意見書は、6請願第1号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための2025年度政府予算に係る意見書採択を求める請願について、教育民生常任委員会において審査報告を行い、本議会において採択されることに伴い、地方自治法第99条の規定により国会及び関係行政庁に意見書を提出するものであります。

意見書の概要は、学校現場では、教職員の長時間労働や育休者、病休者の代替措置の対応、いじめ、不登校、貧困、ヤングケアラーなど解決すべき課題が山積みしており、子どもたちの豊かな学びを実現するための時間を確保することが困難な状況であり、地方教育行政の実情を認識し、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、計画的な教職員定数改善の推進及び義務教育費国庫負担制度の負担率、負担割合を引き上げることを強く要請するものであります。

また、意見書の提出先については、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、衆参議院議長及び県選出国會議員であります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。発議案第5号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、発議案第5号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

これをもちまして9月会議に付託されました議案の審議は全て終了いたしました。

○議長（廣田清実議員） ここで高橋町長より挨拶の申出がありましたので、これを許します。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ただいま廣田清実議長さんからお許しをいただきましたので、一言御礼のご挨拶をさせていただきます。

まずその前に、本県奥州市出身の大谷翔平選手がホームラン51本、そして51の盗塁、これは物すごいことです。もう本当にこれは岩手県に限らず、全国、日本にとっても、世界にとっても本当にすばらしい出来事ではないのかなということで、そういった中で、今回廣田議長さんをはじめ議員の皆さん方におかれましては、今月3日から本日まで18日間にわたりまして議会定例会9月会議におきまして、本町の施策推進に様々なご質問、ご提言、そしてご意見を賜りました。このことを私どもはしっかりと受け止めて、今後の町政推進のために対応してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それで、一般質問につきましては、初日は昆秀一議員、そして村松信一議員、谷上知子議員、小笠原佳子議員。2日目には、高橋恵議員、そして藤原信悦議員、そして赤丸秀雄議員、横澤駿一議員。3日目には、高橋敬太議員、そして小川文子議員、山本好章議員、そして木村豊議員、合わせて12名の議員さん方から大きく31項目にわたりましてご質問をいただきました。先ほども申し上げたように、今後その内容をしっかりと精査をさせていただいて、私ども職員一丸となって取り組んでまいりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

また、町当局からも今回1件の報告、そして2件の諮問、20件の議案を提案させていただいて、全てご可決、ご認定を賜りました。本当に心から感謝を申し上げます。

それで、私ども一般会計、特別会計、そして企業会計、全部合わせると6会計の決算につきまして、そして私どもは何よりも先ほど頂戴した予算決算常任委員会の中での附帯決議、このことについても意を体して取り組んでまいりたいと思います。

だから、議員の皆さん方におかれましては、今後とも大所高所の立場から私どもに対しましてご指導、ご助言を賜りますことを切にお願いして、御礼のご挨拶とさせていただきます。

いずれこれから私どももまだいろいろな町政課題があるわけですが、その町政課題の解決に当たりましては、当局だけではなく、議会の皆さん、そして何よりも町民の皆さん方のお力添えをいただいて町政を推進していくかなければならないわけでございますので、その意

味でも今後ともよろしくお願ひをいたしたいと思います。

本当に長期間にわたりまして、ご指導をいただいたことに改めて感謝を申し上げて、御礼のご挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（廣田清実議員） 矢巾町町民歌の斉唱を行います。

（町民歌斉唱）

○議長（廣田清実議員） これをもって令和6年矢巾町議会定例会9月会議を閉じます。大変ご苦労さまでした。

午後 2時51分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長

副議長

署名議員

署名議員

署名議員